

名古屋市公報	平成29年 4月 5日 第1202号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
○ 条例のあらまし		10
○ 規則のあらまし		22
○ 達のあらまし		36
○ 教育委員会規則のあらまし		40
○ 名教委訓令のあらまし		44
○ 名教委教訓令のあらまし		45

条	例	
○ 名古屋市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第7号) 46
○ 名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例	(財政・財政課)	(第8号) 49
○ 名古屋市個人情報保護条例等の一部を改正する条例	(市経・市政情報室)	(第9号) 50
○ 名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第10号) 52
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第11号) 53
○ 名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例及び名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例の一部を改正する条例	(市経・産業労働課)	(第12号) 55
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例	(総務・行政改革推進室)	(第13号) 57
○ 名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第14号) 58
○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例	(消防・総務課)	(第15号) 62
○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例	(消防・総務課)	(第16号) 63
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(住都・建築指導課)	(第17号) 67
○ 名古屋市奨学金条例	(教育・総務課)	(第18号) 78
○ 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第19号) 81
○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例	(財政・税制課)	(第20号) 82
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第21号) 94
○ 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部を改正する条例	(住都・総務課)	(第22号) 97

○ 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	(市経・地域安全推進課)	(第23号)	98
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第24号)	104
○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例	(子青・総務課)	(第25号)	107
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第26号)	108
○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課)	(第27号)	110
○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(市経・市民活動推進センター)	(第28号)	112
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(総務・給与課)	(第29号)	115
○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第30号)	138
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第31号)	139
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第32号)	141
○ 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第33号)	144
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例	(財政・税制課)	(第34号)	147
○ 名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業者選定審議会条例	(観光・MICE推進室)	(第35号)	151

規

則

○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第25号)	154
○ 名古屋市環境影響評価条例施行細則の一部を改正する規則	(環境・総務課)	(第26号)	156
○ 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第27号)	158
○ 名古屋市農業文化園条例施行細則及び名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第28号)	159
○ 名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第29号)	161
○ 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第30号)	163
○ 名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則	(市経・住民課)	(第31号)	164
○ 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第32号)	165
○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第33号)	167

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第34号)	169
○ 名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第35号)	171
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第36号)	174
○ 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第37号)	176
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(市経・地域振興課)	(第38号)	178
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第39号)	179
○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第40号)	182
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第41号)	185
○ 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則の一部を改正する規則	(市経・区政課)	(第42号)	186
○ 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第43号)	187
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第44号)	188
○ 社会福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第45号)	199
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第46号)	202
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第47号)	204
○ 教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第48号)	206
○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第49号)	207
○ 住居手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第50号)	209
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第51号)	211
○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第52号)	213
○ 給料の調整額に関する規則	(総務・給与課)	(第53号)	220
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第54号)	224
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第55号)	227
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第56号)	230
○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第57号)	233

○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(市経・市民活動推進センター)	(第58号)	237
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・人事課)	(第59号)	240
○ 名古屋市医療法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第60号)	242
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第61号)	259
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第62号)	277
○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第63号)	295
○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第64号)	297
○ 職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第65号)	300
○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第66号)	302
○ 名古屋市火薬類取締法施行細則	(消防・総務課)	(第67号)	303
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第68号)	330
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第69号)	333
○ 名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則	(財政・税制課)	(第70号)	343
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第71号)	354

告

示

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第209号)	357
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第210号)	360
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第211号)	363
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第212号)	365
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第213号)	366
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第214号)	367

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第215号)	369
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第216号)	370
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第217号)	371
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第218号)	373
○ 指定代理金融機関の指定	(会計・出納課)	(第219号)	374
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日	(市経・地域商業課)	(第220号)	375
○ 指定代理納付者の指定	(住都・交通施設管理課)	(第221号)	378
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課)	(第222号)	379
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第223号)	380
○ 名古屋都市計画事業の認可	(緑土・緑地事業課)	(第224号)	381
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第225号)	382
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第226号)	383
○ 名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の定款の変更認可	(住都・区画整理課)	(第227号)	384
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第228号)	385
○ 名古屋市消防団規則第 5条の 2第 2号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3号に規定する大学の指定についての一部改正について	(消防・消防課)	(第229号)	386
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第230号)	387
○ 指定管理者の指定	(市経・地域振興課)	(第231号)	390
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第232号)	391
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第233号)	392
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第234号)	402
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第235号)	476
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第236号)	481
○ 名古屋市森林整備計画について	(緑土・都市農業課)	(第237号)	490
○ 平成29年度一般廃棄物処理実施計画	(環境・減量推進室)	(第238号)	491
○ 土壌汚染等対策指針の一部改正について	(環境・地域環境対策課)	(第239号)	504
○ 介護老人保健施設の廃止	(健福・介護保険課)	(第240号)	505
○ 市民緑地に関する告示	(緑土・緑地事業課)	(第241号)	506
○ 平成28年度地籍調査の調査期間の変更について	(緑土・道路利活用課)	(第242号)	508
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 5及び第45号の 6の市長が告示する機関について	(住都・建築指導課)	(第243号)	509

○ 市長が登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任することとした判定の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日について	(住都・建築指導課)	(第244号)	511
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 8アの市長が告示で指定する建築物について	(住都・建築指導課)	(第245号)	512
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関について	(住都・建築指導課)	(第246号)	513
○ 名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物について	(住都・建築指導課)	(第247号)	515
○ 平成29年度包括外部監査契約の締結について	(監査・特別監査室)	(第248号)	517
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第249号)	519
○ 占用工事の費用算出基準	(緑土・道路維持課)	(第250号)	523
○ 固定資産の価格等の登録	(財政・固定資産税課)	(第251号)	528
○ 平成29年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法	(財政・契約監理課、上下水・契約監理課、 交通・会計課、病院・経理課)	(第252号)	529

達

○ 財政局の主管する債権に関する規程の一部改正	(財政・税制課)	(第2号)	530
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第3号)	533
○ 区役所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第4号)	544
○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第5号)	545
○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第6号)	546
○ 名古屋市中小企業振興センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第7号)	547
○ 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第8号)	548
○ 名古屋市食肉衛生検査所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第9号)	549
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第10号)	551
○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第11号)	553
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第12号)	555
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第13号)	556
○ 公所長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第14号)	557
○ 課長代理設置規程の一部改正	(総務・給与課)	(第15号)	558

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第16号)	559
教 育 委 員 会 規 則			
○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則		(第2号)	564
○ 名古屋市学校事務センター規則		(第3号)	570
○ 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則		(第4号)	573
○ 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則		(第5号)	574
○ 名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則		(第6号)	576
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則		(第7号)	578
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則		(第8号)	580
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則		(第9号)	581
○ 名古屋市奨学金条例施行規則		(第10号)	583
○ 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則		(第11号)	585
○ 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則		(第12号)	586
○ 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則		(第13号)	588
○ 名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則		(第14号)	589
○ 名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則		(第15号)	590
教 育 委 員 会 告 示			
○ 名古屋市立小学校の通学区域の変更について		(第6号)	591
○ 指定管理者の指定の取消し		(第7号)	592
○ 指定管理者の指定		(第8号)	593
名 教 委 訓 令			
○ 名古屋市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正		(第1号)	594
○ 教員出勤簿処理規程の一部改正		(第2号)	596
名 教 委 教 訓 令			
○ 教育次長以下代決規程の一部改正		(第1号)	597
○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正		(第2号)	601
人 事 委 員 会 規 則			
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		(第5号)	604
○ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則		(第6号)	611
○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則		(第7号)	614
農 業 委 員 会 告 示			
○ 遊休農地に関する公示		(第1号)	616

消 防 局 告 示

○ 火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定について の一部改正について	(第3号)	621
-

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正	(第1号)	622
○ 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程	(第2号)	637
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第3号)	646
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の 一部改正	(第4号)	647
○ 名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程の一部改正	(第5号)	648
○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正	(第6号)	650
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正	(第7号)	651
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する 規程の一部改正	(第8号)	677
○ 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した 職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正	(第9号)	697
-

交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第2号)	702
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第3号)	705
○ 職員の再任用に関する条例施行規程の一部改正	(第4号)	706
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部改正	(第5号)	708
○ 新嘱託員就業規程等の一部改正	(第6号)	712
○ 短時間嘱託バスレーン監視員、短時間嘱託職員及び短時間嘱 託乗客整理員の平成28年度末の任用期間の更新に係る特例に 関する規程	(第7号)	721
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正	(第8号)	723
○ 高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部改正	(第9号)	757
-

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市立病院条例施行規程の一部改正	(第1号)	764
○ 名古屋市病院局次長以下代決規程の一部改正	(第2号)	765
○ 名古屋市病院局会計規程の一部改正	(第3号)	769
○ 名古屋市病院局分課規程の一部改正	(第4号)	770
○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正	(第5号)	772
○ 名古屋市立西部医療センター処務規程の一部改正	(第6号)	774
○ 名古屋市病院局職員の職名及び補職名規程の一部改正	(第7号)	776
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正	(第8号)	777
○ 名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程 の一部改正	(第9号)	814
○ 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する 規程の一部改正	(第10号)	834

○ 名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程の一部改正	(第11号)	838
○ 名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程の一部改正	(第12号)	839
○ 名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正	(第13号)	843
○ 名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第14号)	844

公	告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	846
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	847
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	848
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	849
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	(上下水・営業課)	850

雑	報

○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	851

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（第 7号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市中川生涯学習センター等の管理を、指定管理者に行わせることとし、これに伴い、規定を整備します。（第 3条から第 6条、第11条、別表第 1及び別表第 2関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第14条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成29年 4月 1日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとします。
- (3) この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例（第 8号）

1 改正内容

名古屋城天守閣事業の経理を区分して行うため、特別会計を設置します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市個人情報保護条例等の一部を改正する条例（第 9号）

1 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条、第40条及び第41条関係）

2 施行期日

平成29年 5月30日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日か

ら施行します。

○ 名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例（第10号）

1 改正内容

国立研究開発法人森林総合研究所法（平成11年法律第 198号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部を改正する条例（第11号）

1 改正内容

(1) 世界の熱帯果樹温室等の利用料金を指定管理者の収入とします。（第 3条及び第10条関係）

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者等について、利用料金の減免を定めるとともに、規則で定める事由があるときは、指定管理者は利用料金を減免することができることとします。（第 4条関係）

(3) 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができることとします。（第 5条関係）

(4) 利用料金の基準額を定めます。（別表関係）

2 施行期日等

(1) 平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は公布の日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

(3) この条例による改正前の名古屋市東谷山フルーツパーク条例別表の定期観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例によることとします。

- 名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例及び名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例の一部を改正する条例（第12号）

- 1 改正内容

- 工場立地法（昭和34年法律第24号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

- 2 施行期日

- 平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第13号）

- 1 改正内容

- 平成29年度における職員の定数を定めるものです。（第 1条関係）

- 2 施行期日

- 平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例（第14号）

- 1 改正内容

- (1) 駐車施設の附置の基準を改めます。（第 3条第 1項の表関係）

- (2) 車いす用駐車場の附置の基準を改めます。（第 3条の 6関係）

- (3) 駐車施設の附置の特例について、新たな基準を設けます。（第 5条関係）

- (4) 公共交通利用促進措置等を講じた場合において、附置しなければならない駐車施設の駐車台数を減じることができる旨を定めます。（第 5条の 3関係）

- (5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が市長の措置命令に従わなかった場合の罰則規定について改めます。（第 12条関係）

- 2 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年 4月 1日から施行します。ただし、第 3条第 1項の表の改正規定（同表中欄に係る部分に限る。）、第 5条中第 2項を

第 5 項とし、第 1 項の次に 3 項を加える改正規定、第 5 条の 2 の改正規定、第 5 条の 3 の改正規定及び同条を第 5 条の 4 とし、第 5 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに第 6 条から第 8 条までの改正規定は、別に規則で定める日から施行するものとします。

(2) この条例による改正前の名古屋市駐車場条例の規定により建築物に駐車施設を附置した者は、市長の承認を受けたときは、この条例による改正後の名古屋市駐車場条例（以下「改正後条例」といいます。）の規定の適用を受けることができるものとします。

(3) 改正後条例の規定は、次項に定めるものを除き、平成29年 4 月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例によるものとします。

(4) 改正後条例第 3 条第 1 項（同項の表中欄に係る部分に限る。）、第 5 条から第 5 条の 4 まで及び第 6 条から第 8 条までの規定は、規則で定める日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例によるものとします。

○ 名古屋市消防団条例の一部を改正する条例（第15号）

1 改正内容

名古屋市大学生消防団を構成する大学の増加に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例（第16号）

1 改正内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）による火薬類取締法（昭和25年法律第 149 号）の一部改正に伴い、火薬類の製造の許可の申請に対す

る審査等に係る手数料の額を定めます。（第 2条及び別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第17号）

1 改正内容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る事務等の手数を定めます。（第17条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市奨学金条例（第18号）

1 制定の趣旨

経済的理由によって修学が困難な者に対し支給する奨学金について必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

奨学金の受給資格及び支給額等について必要な事項を規定します。（第 2条から第 8条関係）

3 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（第19号）

1 改正内容

幼稚園の授業料の額を改定します。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（第20号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

(1) 法人の市民税

法人税割の標準税率が引き下げられたことに伴い、規定の整備を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第17条及び第17条の 2並びに名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）第 5条及び第 6条関係）

(2) 軽自動車税

ア 一定の軽自動車について、環境性能に応じて税率を軽減する特例が延長されたことに伴い、規定の整理を行います。（市税条例附則第17条関係）

イ 軽自動車税に環境性能割が創設され、現行の軽自動車税が種別割とされたことに伴い、規定の整備を行います。（市税条例目次、第54条から第63条及び附則第16条の 2から第17条、名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号。）第 1条、第 8条の 2から第11条及び附則第12条並びに名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第52号）附則第 5条関係）

(3) その他

規定の整理を行います。（市税条例第63条関係）

2 施行期日

平成31年10月 1日から施行します。ただし、一部の規定は平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第21号）

1 改正内容

- (1) 市営住宅の入居者の資格に関して規定の整備を行います。（第 5条関係）
- (2) 市営住宅の公用開始等に伴い、別表を改正します。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。ただし、入居手続等に関する規定は

公布の日、別表の改正規定中楠荘及びシティ・ライフ星ヶ丘の項を改める部分、伝馬荘の項を改める部分並びに宝生荘及び前浜荘の項を改める部分は別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部を改正する条例（第22号）

1 改正内容

名古屋市営金城ふ頭駐車場の使用料の徴収方法を変更するため、必要な事項を定めます。（第 4条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（第23号）

1 制定の目的

自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これに基づく自転車の安全で適正な利用に関する普及啓発及び環境づくりを図るための諸施策を実施し、もって市民の交通の安全を確保及び自転車事故による被害者の保護を図ることを目的とします。

2 主な内容

(1) 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本理念並びに市、市民、自転車利用者、保護者、自転車小売業者等、事業者、学校の長、自動車等の運転者及び歩行者の責務を定めます。（第 3条から第12条関係）

(2) 自転車事故について、加害者の損害賠償の履行を確保することにより自転車事故による被害者の保護を図るため自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入を義務付けます。（第14条及び第15条関係）

3 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成29年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第24号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市味鋤保育園、名古屋市二ツ橋保育園、名古屋市島田第二保育園及び名古屋市梅森坂保育園を廃止します。（第 1条関係）
- (2) その他、児童福祉法の改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、名古屋市くすのき学園に係る改正部分については、平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（第25号）

1 改正内容

- (1) 市町村民税非課税世帯（ 1号認定子どもの場合においては、所得割非課税世帯を含む。）の第 2子に係る利用者負担額基準月額を 0円に改正します。（別表第 1備考第 5項関係）
- (2) 市町村民税所得割が77, 101円未満の世帯である 1号認定子どもに係る利用者負担額基準月額を14, 900円から12, 900円に改正します。（別表第 1関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第26号）

1 改正内容

有松駅自転車駐車場を設置します。（第13条及び別表第 1関係）

2 施行期日

- (1) 平成29年11月 1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができること等の経過措置を定めます。

○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第27号）

1 改正内容

- (1) 有料公園施設を設置します。（別表第 1 及び別表第 2 関係）
- (2) 名城公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行います。（別表第 3 関係）

2 施行期日等

- (1) 平成29年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は平成30年 4月 1日から施行します。
- (2) 名城公園の公園施設の指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例（第28号）

1 改正内容

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第29号）

1 改正内容

非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。（別表第 3 関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第30号）

1 改正内容

福祉事務所所員の定数を定めます。（第 4条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の一部を改正する条例（第31号）

1 改正内容

(1) 市外居住者の施設の使用料の額を改定します。（別表関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 4条関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第32号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第14条及び附則関係）

2 施行期日等

(1) 平成29年 4月 1日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例（第33号）

1 改正内容

健康危機管理の機能強化等を図るため、名古屋市の全区域を所管する保健所を設置し、各区に保健所の支所を設置します。（第 1条及び第 2条関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第34号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

(1) 個人の市民税

長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が延長されたことに伴い、規定の整理を行います。（附則第19条関係）

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 被災代替家屋及び被災代替償却資産に係る特例が常設されたことに伴い、規定の整備を行います。（第35条、第37条の 4及び第91条の 2関係）

イ 居住用超高層建築物の各区分所有者の税額を算出する際に用いる按分割合が見直されたことに伴い、規定の整備を行います。（第37条の 2関係）

ウ 一部の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が廃止され、条例で引用している地方税法の条項が移動したことに伴い、規定の整理を行います。（附則第14条の 6関係）

(3) 軽自動車税

一定の軽自動車について、環境性能に応じて税率を軽減する特例について、重点化を行った上で延長されたことに伴い、規定の整備を行います。（附則第17条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市国際展示場新第 1展示館整備事業者選定審議会条例（第35号）

1 制定の趣旨

市長の附属機関として、名古屋市国際展示場新第 1展示館整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（

第 2条から第 9条関係)

3 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則（第25号）
 - 1 改正内容
組織改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4条及び第11条関係）
 - 2 施行期日
平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市環境影響評価条例施行細則の一部を改正する規則（第26号）
 - 1 改正内容
大規模建築物の建築に係る対象事業の要件について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）
 - 2 施行期日
平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第27号）
 - 1 改正内容
名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の制定に伴い、規定の整備を行います。
 - 2 施行期日
平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市農業文化園条例施行細則及び名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則（第28号）
 - 1 改正内容
名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の制定に伴い、規定の整備を行います。
 - 2 施行期日
平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則（第29号）
 - 1 改正内容
更生施設における作業に係る規定の整備を行います。（第28条の 4関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

- 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則（第30号）
 - 1 改正内容
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第12条の 2関係）
 - 2 施行期日
平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則（第31号）
 - 1 改正内容
印鑑票その他印鑑の登録及び証明に関する書類に係る、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第18条に規定される保有個人情報の開示請求の取扱い変更に伴い、規定の整備を行います。（第16条関係）
 - 2 施行期日
平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則（第32号）
 - 1 改正内容
平成29年度における教員等の定数を定めるものです。（第 2条及び第 3条関係）
 - 2 施行期日
平成29年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（第33号）

1 改正内容

(1) 名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の制定に伴い、規定の整備を行います。（第26条及び第29条から第36条関係）

(2) 墓地の使用料の額を変更します。（別表第 4関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

有松駅自転車駐車場の位置及び入出場の取扱い時間を定めます。（別表関係）

2 施行期日

平成29年11月 1日から施行します。

○ 名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第35号）

1 改正内容

食鳥処理事業許可等を行う者を保健所長から食肉衛生検査所長に改めます。

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第36号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正します。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第37号）

1 改正内容

- (1) 定住促進住宅に係る入居者の資格に関して規定の整備を行います。（第 5条及び第10条関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第13条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第38号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第69号）の施行期日を平成29年 4月 1日と定めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第39号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋北千種保育園、名古屋市東栄保育園、名古屋市畑田保育園及び名古屋市若葉寮が廃止されることに伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）
- (2) 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び第 3条関係）
- (3) 名古屋市正色第一保育園及び名古屋市正色第二保育園の定員を変更します。（第 2条関係）
- (4) 名古屋市白金保育園の定員を超えて受け入れができる児童数を変更します。（附則第 3項関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正について（第40号）

1 改正内容

(1) 市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等に係る利用者負担額基準月額を市民税非課税世帯に係る利用者負担基準月額に軽減するため、規定の改正をします。（第4条の2関係）

(2) その他様式の改正をします。（第1号様式から第4号様式まで、第7号様式及び第10号様式関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

○ 公印規則の一部を改正する規則（第41号）

1 改正内容

子ども青少年局の所管する公印について、用途の変更をするため、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

○ 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則の一部を改正する規則（第42号）

1 改正内容

地域の課題の把握及び対応に関する条項を追加します。（第11条関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

○ 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

駐車場の利用手続について改定します。（第3条関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第44号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、平成29年度の組織改正等を行います。（第 1条、第 2条、第 8条及び第 9条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 社会福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則（第45号）

1 改正内容

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正に伴い、社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の規定を整理します。

（本則関係）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正等に伴い、児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の規定を整理します。（本則関係）

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に係る業務を保健所から食肉衛生検査所に集約化することに伴い、保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第 7号）の規定を整備します。（本則関係）

(4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に係る業務を保健所から食肉衛生検査所に集約化することに伴い、食肉衛生検査所長委任規則（昭和45年名古屋市規則第39号）の規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2条第 1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第46号）

1 改正内容

公益的法人等への職員の派遣について、派遣先団体の整備を行います。
(別表第 4 関係)

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第47号）

1 改正内容

(1) 県費負担教職員の権限移譲に伴い、規定を整備します。（第 2条、第 4条の 3、第29条関係）

(2) その他規定を整備します。（第 4条の 2関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則（第48号）

1 改正内容

高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等の特例措置に関する条例（昭和 47年名古屋市条例第20号）の一部改正に伴い、規定を整理します。

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第49号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 住居手当規則の一部を改正する規則（第50号）

1 改正内容

権限移譲により市費負担教職員となった者に平成29年 4月 1日から平成

33年 3月31日までの間支給する住居手当の額を定めます。（附則第 3項及び第 4項関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第51号）

1 改正内容

(1) 組織改正等に伴い、規定を整理します。（第15条及び第24条関係）

(2) 権限移譲により市費負担教職員となった者に支給する教員特殊業務手当の額を定めます。（第26条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則（第52号）

1 改正内容

権限移譲により市費負担教職員となった者に支給する義務教育等教員特別手当の額を定めます。（第 2条、第 3条及び別表第 3関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 給料の調整額に関する規則（第53号）

1 制定の趣旨

特別支援学校に勤務する教諭等について、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）第 6条の 2第 2項の規定に基づき、給料の調整額の支給について定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

給料の調整額の支給を受ける職員及びその支給額について定めます。（第 2条及び別表関係）

3 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第54号）

1 改正内容

- (1) 県費負担教職員の権限移譲に伴い新設する管理又は監督の地位にある職員の職について、管理職手当の区分及び額を定めます。（第 3条、附則第 5項、別表第 1及び別表第 4関係）
- (2) 平成29年度から新設する管理又は監督の地位にある職員の職について、管理職手当の区分を定めるとともに、廃止する職等について規定を整理します。（別表第 1関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第55号）

1 改正内容

組織改正等に伴い、規定の整理等を行います。（第 3条、別表 2乙類第 1の 3号、同類第 8号及び同類第 8の 4号から同類第 9の 4号関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規則（第56号）

1 改正内容

- (1) 世界の熱帯果樹温室及び駐車場に利用料金制度を導入することにより、所要の改正を行います。（第 4条及び第 1号様式関係）
- (2) 利用料金の減免及び還付に関する事由及びその額について定めます。（第 5条及び第 6条関係）
- (3) 優待券を廃止します。（第 6条関係）
- (4) 名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の制定に伴い、規定の整備を行います。（第 9条及び第12条から第19条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は平成29年 4月 1日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第57号）

1 改正内容

- (1) 名古屋城本丸御殿孔雀之間を設置することに伴い、規定を整備します。
（第 7条及び別表第 1関係）
- (2) 鶴舞公園陸上競技場を廃止し、鶴舞公園多目的グラウンドを設置することに伴い、規定を整備します。（第 7条、別表第 1、別表第 4及び別表第 5関係）
- (3) 名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）の制定に伴い、規定の整備を行います。（第24条、第25条及び第28条から第35条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は平成30年 4月 1日又は別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第58号）

1 改正内容

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第59号）

1 改正内容

平成29年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市医療法施行細則の一部を改正する規則（第60号）

1 改正内容

診療所の病床設置許可の申請等に関する規定の整備を行います。

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第61号）

1 改正内容

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2号）の施行に伴い、初任給及び昇格に関する規定を整備します。（第23条、別表第 2、別表第 6及び別表第 6の 2関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第62号）

1 改正内容

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2号）の施行に伴い、初任給及び昇格に関する規定を整備します。（別表第 2、別表第 3及び別表第 3の 2関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第63号）

1 改正内容

教育職給料表（4）の適用を受ける職員の旅費の格付について定めます。
（別表第 1 関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（第64号）

1 改正内容

（1）県費負担教職員の権限移譲に伴い、規定を整備します。（別表第 1 関係）

（2）その他規定の整理を行います。（第 1条の 2 関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第65号）

1 改正内容

県費負担教職員の権限移譲に伴い、規定を整備します。（附則第 2項関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第66号）

1 改正内容

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の改正等に伴い、規定を整理します。（第 4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市火薬類取締法施行細則（第67号）

1 制定内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）により一部改正された火薬類取締法（昭和25年法律第 149号）の施行に関し必要な事項を定めます。

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則の一部を改正する規則（第68号）

1 改正内容

- (1) 市外居住者の施設の使用料の額を改定します。（別表関係）
- (2) 指定管理者選定委員会に関して、規定の整備を行います。（第16条及び第19条から第26条関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 5条関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第69号）

1 改正内容

- (1) 保険料の減免について、規定の整備を行います。（第19条及び附則関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（附則、別記様式第 3号、別記様式第 4号の 1、別記様式第 4号の 2、別記様式第 9号の 5、別記様式第 9号の 8及び別記様式第15号関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は同年 9月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則（第70号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。

(1) 軽自動車税

軽自動車税に環境性能割が創設され、現行の軽自動車税が種別割とされたことに伴い、規定の整備を行います。（名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号。以下「規則」といいます。）第 3条、第25条、第33条、第63号様式及び第70号様式並びに名古屋市市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号。以下「減免規則」といいます。）第22条、第24条、第32条及び第 8号様式から第11号様式関係）

(2) 個人の市民税

特定公社債等の利子等に対する課税方式が上場株式等の配当等に対するものと同様とされ、損益通算の範囲が拡大したことに伴い、納税通知書等の様式を改正します。（規則第28号様式から第28号様式の 2の 3関係）

(3) その他規定の整理を行います。（規則第10条及び第17条並びに減免規則第 4条及び第30条関係）

2 施行期日

平成31年10月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（第71号）

1 改正内容

(1) 児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 8条、第12条、別表第 2備考及び第 7号様式関係）

(2) その他、規定の整理を行います。（第 1条及び第18条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 財政局の主管する債権に関する規程の一部改正（第 2号）

1 改正内容

財政局の主管する債権の基準を一部変更します。

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 3号）

1 改正内容

平成29年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 区役所処務規程の一部を改正する規程（第 4号）

1 改正内容

平成29年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 2条及び第 5条の 4関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 5号）

1 改正内容

平成29年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部を改正する規程（第 6号）

1 改正内容

市税事務所管理課主査（窓口改善）の分担事項を見直すことに伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中小企業振興センター処務規程の一部を改正する規程（第 7号）

1 改正内容

中小企業振興センター振興課経営支援係及び主査（事業）並びに主幹（事業）の分掌事務について、規定を整備します。（第 4条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程（第 8号）

1 改正内容

中央卸売市場南部市場管理課業務係及び施設係の分掌事務について、規定を整備します。（第 5条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する規程（第 9号）

1 改正内容

食肉衛生検査所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第10号）

1 改正内容

中央児童相談所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第11号）

1 改正内容

若葉寮の廃止等に伴い、規定を整備します。（第 1条、第 2条、第 3条、第 4条、第 4条の 2及び第 7条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第12号）

1 改正内容

教育委員会事務局教育次長が補助執行する市長の権限に属する事務の変更等に伴い、規定を整備します。（第13条、第15条の 3の 2及び別表第 2関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第13号）

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 1から別表第 3関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 公所長以下代決規程の一部を改正する規程（第14号）

1 改正内容

平成29年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 課長代理設置規程の一部を改正する規程（第15号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定を整理します。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第16号）

1 改正内容

(1) 中央卸売市場南部市場に勤務する職員の勤務時間の割振りを改正します。（別表関係）

(2) 厚生院に勤務する職員の勤務時間の割振り等を改正します。（別表関係）

(3) 若葉寮の廃止に伴い、同所に勤務する職員の勤務時間の割振り等を廃止します。（別表関係）

(4) ひばり荘に勤務する職員の勤務時間の割振り等を改正します。（別表関係）

(5) 玉野川学園に勤務する職員の勤務時間の割振り等を改正します。（別表関係）

(6) 延長保育実施の保育園に勤務する職員の勤務時間の割振り等を改正します。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、平成29年度の組織改正等を行います。（第 2条、第 3条、第 6条及び第 9条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市学校事務センター規則（第 3号）

1 制定の趣旨

学校事務センターの開設に伴い、センターの組織及び所管事務を定めるものです。

2 主な内容

センターに所長、係及び主査を設置するとともに、所長、係及び主査の分掌事務を定めます。

3 施行期日等

(1) 平成29年 4月 1日から施行します。

(2) 名古屋市学校事務支援センター規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 3号）は、廃止します。

○ 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

名古屋市中村図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行います。（第 2条及び第 4条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

学校事務職員及び学校栄養職員を設置することに伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（第 6号）

1 改正内容

(1) 題名を「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則」に改めます。（題名関係）

(2) 名古屋市立の小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員及び学校栄養職員の職について、規定を整備します。（第 1条から第 5条関係）

2 関係規則の整理

名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第18号）及び名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第 1号）について、1の改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第 2項及び附則第 3項関係）

3 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則（第 7号）

1 改正内容

名古屋市立向陽高等学校等の生徒定員及び名古屋市立名古屋商業高等学校の学科を変更します。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則（第 8号）

1 改正内容

名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。（別表関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

名古屋市立荒子幼稚園等の園児定員及び学級数を変更します。（別表第1関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市奨学金条例施行規則（第10号）

1 制定の趣旨

名古屋市奨学金条例（平成29年名古屋市条例第18号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

受給資格及び申請手続について定めます。（第 2条及び第 3条関係）

3 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

入学準備金の返還方法等を改めます。（第 7条及び第10条関係）

2 施行期日等

(1) 平成29年 4月 1日から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市入学準備金条例施行規則の規定は、平成29年度以後に入学準備金の貸与を受ける者について適用し、平成28年度以前に入学準備金の貸与を受けた者については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則（第12号）

1 改正内容

名古屋市中村図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定の整備を行います。（第 5条、第 8条及び第30条関係）

2 関係規則の整理

公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）について、1の改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

3 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（第13号）

1 改正内容

名古屋市中川生涯学習センター等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手續等に関する事項その他必要な事項を定めます。（第14条、第15条、第18条及び第24条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則（第14号）

1 改正内容

教育委員会が特別の事由があると認めたときは、観覧料を後納とすることができるとします。（第 5条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則（第15号）

1 改正内容

授業料の額について必要な事項を規定します。（第 4条関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

- 名古屋市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第 1号）

- 1 改正内容

- (1) 題名を「名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程」に改めます。（題名関係）
 - (2) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条及び別表関係）

- 2 施行期日

- 平成29年 4月 1日から施行します。

- 教員出勤簿処理規程の一部を改正する規程（第 2号）

- 1 改正内容

- 名古屋市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教員の出勤簿の処理について、規定の整備を行います。（第 1条及び第 2条関係）

- 2 施行期日

- 平成29年 4月 1日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○ 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 1号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3号）の制定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2 関係）
- (2) 名古屋市奨学金条例（平成29年名古屋市条例第18号）の制定に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 6条、別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 2号）

1 改正内容

平成29年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条 関係）

2 施行期日

平成29年 4月 1日から施行します。

名古屋市生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 7 号

名古屋市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び別表第 2」を削り、「施設」の次に「並びに分館の集会室及び和室」を加える。

第 4 条から第 6 条までを削る。

第 6 条の 2 第 1 項中「中川生涯学習センター等」を「分館」に改め、同条第 3 項中「別表第 2」を「別表第 1」に改め、同項ただし書中「別表第 4」を「別表第 2」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条の 3 を第 5 条とし、第 6 条の 4 を第 6 条とする。

第11条中「中川生涯学習センター等」を「分館」に改める。

第14条第 3 項中「休館日」の次に「及び開館時間以外の時間」を加える。

別表第 1 を削る。

別表第 2 名古屋市千種生涯学習センターの項及び名古屋市中村生涯学習セン

ターの項中「貸し切り」を「貸切り」に改め、同項の次に次のように加える。

名古屋市生涯学習センター	体育室	貸切りの場合	スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
			その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
		貸切りでない場合	バドミントン（コート1面につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
			卓球（コート1面につき）	350円	350円	700円	400円	750円	1,100円
			その他スポーツ（250平方メートル以内につき）	900円	900円	1,800円	1,200円	2,100円	3,000円
		集会室	第1集会室	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円
	第2集会室								
	第3集会室（1室につき）		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	和室（1室につき）		1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円	
	視聴覚室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	料理室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	
	美術室		2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5,400円	7,800円	

別表第2前2項以外の千種生涯学習センター等の項中「前2項」を「前3項」に、「貸し切り」を「貸切り」に改め、「料理室」の次に「（名古屋市南生涯学習センターを除く。）」を加え、同表を別表第1とする。

別表第3を削り、別表第4を別表第2とする。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第14条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の名古屋市生涯学習センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同

条例第13条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 8 号

名古屋市特別会計条例の一部を改正する条例

名古屋市特別会計条例（昭和39年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11号を第12号とし、第 6 号から第10号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）名古屋市名古屋城天守閣特別会計 名古屋城天守閣事業の実施

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 9 号

名古屋市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(名古屋市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第41条第 1 項第 1 号中「第28条」を「第29条」に改める。

(名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年名古屋市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち第 2 条に 1 号を加える改正規定中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 2 条のうち第40条の改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者」に改め、「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 5 月30日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第10号

名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例

名古屋市風致地区内建築等規制条例（昭和45年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第11号

名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部を改正する条例

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「同表に定める額の使用料」を「第7条の規定により当該施設の管理を行わせる指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料」を「指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(利用料金の不還付)

第 5 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表施設の名称の項中「使用料の額」を「利用料金の基準額」に改め、同表駐車場の項中

「

1 台 1 回につき	1, 200 円以内で規則で定める額	を

」

「

1 台 1 回		
大型自動車	1, 200円	
普通自動車	500円	に改め、同表備
自動二輪車及び		
原動機付自転車	150円	

」

考を同表備考第 1 項とし、同表備考に次の 1 項を加える。

2 駐車場にあっては、フルーツパークにおける催物その他の行事の開催期間のうち市長が指定する期間に利用する場合に限る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市東谷山フルーツパーク条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正前の名古屋市東谷山フルーツパーク条例別表の定期観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。

名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例及び名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第12号

名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する
条例及び名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準
則等に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例
(平成25年名古屋市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 1 項中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」
に改める。

(名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例
の一部改正)

第 2 条 名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する
条例 (平成25年名古屋市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第13号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「11,687人」を「11,658人」に改め、同条第3号中「2,324人」を「2,301人」に改め、同条第5号中「1,490人」を「1,541人」に改め、同条第6号中「2,402人」を「2,409人」に改め、同条第7号中「2,736人」を「12,778人」に、「1,077人」を「10,682人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市駐車場条例（昭和34年名古屋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表を次のように改める。

地区・地域	建築物の規模	自動車の駐車台数の割合
法第 3 条第 1 項 の駐車場整備地 区（以下「駐車 場整備地区」と いう。）並びに 都市計画法（昭 和 43 年 法 律 第 100 号）第 8 条 第 1 項第 1 号の	法第20条第 1 項の特定用途 （以下「特定用途」という。） に供する部分（駐車施設の用 途に供する部分及び規則で定 める用途に供する部分を除 き、観覧場にあつては屋外観 覧席の部分を含む。以下「特 定部分」という。）の床面積 と特定用途以外の用途（以下	劇場、映画館、演芸場、 結婚式場、料理店、飲食 店、キャバレー、カフェ ー、ナイトクラブ、バ ー、舞踏場、遊技場、ボ ーリング場及び百貨店そ の他の店舗（以下「劇場 等」という。）の用途に 供する部分の床面積に対

商業地域（以下「商業地域」という。）及び近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）	「非特定用途」という。）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分及び規則で定める用途に供する部分を除く。）の床面積に4分の3を乗じて得たものとの合計が1,500平方メートルを超えるもの	して350平方メートルごとに1台
		事務所の用途に供する部分の床面積に対して500平方メートルごとに1台
		特定用途（劇場等及び事務所の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して650平方メートルごとに1台
		非特定用途（住宅、共同住宅、義務教育の学校等で規則で定めるもの及び市長が指定する施設等の用途を除く。）に供する部分の床面積に対して900平方メートルごとに1台
		市長が指定する施設等の用途に供する部分の床面積に対して900平方メートルごとに1台（5台を超える場合にあっては、5台）

第3条第4項を削る。

第3条の6第3項中「25台」を「15台」に、「50台」を「30台」に、「100台」を「50台」に、「車いす」を「車椅子」に改める。

第5条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 第3条又は第3条の2の規定の適用を受ける者で、2以上の建築物について、当該2以上の建築物の存する地区又は地域の地形、交通事情等からみて

一団として駐車施設を設けることが合理的であると市長が認めた場合において、当該 2 以上の建築物の敷地からおおむね 300 メートル以内の場所に駐車施設を一団として設けるときは、当該 2 以上の建築物又は当該 2 以上の建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

3 第 3 条又は第 3 条の 2 の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地からおおむね 300 メートル以内の場所にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設けるときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

4 第 3 条又は第 3 条の 2 の規定の適用を受ける者で、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物（市長が別に定める地区（第 5 条の 3 において同じ。）内のものに限る。）の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合において、当該建築物の敷地から相当の距離にある市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設け、かつ、当該駐車施設が適切に利用される措置を講じたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。

第 5 条の 2 第 1 項中「前条第 1 項」の次に「から第 4 項まで」を加える。

第 5 条の 3 中「第 5 条第 1 項」の次に「から第 4 項まで」を、「附置しない者」の次に「及び前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者」を、「、駐車施設」の次に「等」を加え、同条を第 5 条の 4 とし、第 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和）

第 5 条の 3 市長が別に定める地区内において第 3 条又は第 3 条の 2 の規定の適用を受ける者で、公共交通機関の利用の促進に資する措置等を講ずることにより、新築、増築又は用途変更に係る当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めたものに対しては、規則で定めるところにより、附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

第 6 条中「又は第 5 条」を「、第 5 条又は第 5 条の 3」に改める。

第 7 条中「第 5 条第 1 項」の次に「から第 4 項まで」を加える。

第 8 条第 1 項中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 5 項」に、「、第 5 条の 2 若しくは第 5 条の 3」を「から第 4 項まで若しくは第 5 条の 2 から第 5 条の 4 まで」に改める。

第12条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の表の改正規定（同表中欄に係る部分に限る。）、第 5 条中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に 3 項を加える改正規定、第 5 条の 2 の改正規定、第 5 条の 3 の改正規定及び同条を第 5 条の 4 とし、第 5 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに第 6 条から第 8 条までの改正規定は、別に規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の名古屋市駐車場条例の規定により建築物に駐車施設を附置した者は、市長の承認を受けたときは、この条例による改正後の名古屋市駐車場条例（以下「改正後条例」という。）の規定の適用を受けることができる。
- 3 改正後条例の規定は、次項に定めるものを除き、平成29年 4 月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。
- 4 改正後条例第 3 条第 1 項（同項の表中欄に係る部分に限る。）、第 5 条から第 5 条の 4 まで及び第 6 条から第 8 条までの規定は、附則第 1 項ただし書の規則で定める日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第15号

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表 2 機能別消防団の表中

「	名古屋市大学生消防団	市内一円	50人	」を
「	名古屋市大学生消防団	市内一円	175人	」に

改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第16号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「仮に」を「指定数量以上の危険物を仮に」に改め、同項第2号中「よる」の次に「危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物製造所等」という。）の」を加え、「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同項第3号中「変更」を「危険物製造所等の変更」に改め、同項第4号中「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同項第5号中「変更」を「危険物製造所等の変更」に改め、同項第6号中「仮使用」を「危険物製造所等の仮使用」に改め、同項第7号中「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同項第8号中「変更」を「危険物製造所等の変更」に改め、同項第9号中「よる」の次に「危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第8条の2の3第3項に規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。）

又は令第 3 条第 3 号に規定する移送取扱所（以下「移送取扱所」という。）の」を加え、「保安検査」を「特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査」に改め、同項中第19号を第27号とし、第10号から第18号までを 8 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 8 号を加える。

- (10) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第 323 号。以下「火取令」という。）第16条第 1 項第 1 号の規定に基づく火薬類取締法（昭和25年法律第 149 号。以下「火取法」という。）第 3 条の規定による火薬類の製造の許可（火取法第57条の 3 の規定により読み替えて適用される火取法第 3 条の規定による国に対する承認を含む。以下「火薬類の製造の許可」という。）
- (11) 火取法第 5 条の規定による火薬類の販売営業の許可（火取法第57条の 3 の規定により読み替えて適用される火取法第 5 条の規定による国に対する承認を含む。以下「火薬類の販売営業の許可」という。）
- (12) 火取法第12条第 1 項の規定による火薬庫の設置若しくは移転又はその構造若しくは設備の変更の許可（火取法第57条の 3 の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「火薬庫の設置等の許可」という。）
- (13) 火取令第16条第 1 項第 1 号の規定に基づく火取法第15条第 1 項若しくは第 2 項の規定による火薬類の製造施設の完成検査又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による火薬庫の完成検査（以下「火薬類の製造施設等の完成検査」という。）
- (14) 火取法第17条第 1 項の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可（火取法第57条の 3 の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「火薬類の譲渡し等の許可」という。）
- (15) 火取法第24条第 1 項の規定による火薬類の輸入の許可（火取法第57条の 3 の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「火薬類の輸入の許可」という。）
- (16) 火取法第25条第 1 項の規定による煙火の消費の許可（火取法第57条の 3 の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。以下「煙火の消費の許可」という。）
- (17) 火取令第16条第 1 項第 1 号の規定に基づく火取法第35条第 1 項の規定

による特定施設に係る保安検査又は同項の規定による火薬庫に係る保安検査（以下「火薬類の特定施設等に係る保安検査」という。）

別表仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の項中「仮に」を「指定数量以上の危険物を仮に」に改め、同表設置の許可の項中「設置」を「危険物製造所等の設置」に、「危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）」を「令」に、「令第8条の2の3第3項に規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を「特定屋外タンク貯蔵所」に、「令第3条第3号に規定する移送取扱所（以下「移送取扱所」という。）」を「移送取扱所」に改め、同表変更の許可の項中「変更の許可」を「危険物製造所等の変更の許可」に、「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同表設置の完成検査の項中「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同表変更の完成検査の項中「変更」を「危険物製造所等の変更」に、「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同表仮使用の承認の項中「仮使用」を「危険物製造所等の仮使用」に改め、同表設置の完成検査前検査の項中「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同表変更の完成検査前検査の項中「変更」を「危険物製造所等の変更」に、「設置」を「危険物製造所等の設置」に改め、同表保安検査の項中「保安検査」を「特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査」に改め、同項の次に次のように加える。

火薬類の製造の許可		220,000円
火薬類の販売営業の許可	競技用紙雷管のみ	25,000円
	その他のもの	110,000円
火薬庫の設置等	設置又は移転	73,000円
	構造又は設備の変更	

の許可				8,300 円	
火薬類の製造施設等の完成検査	製造施設			41,000 円	
	火薬庫	設置又は移転		41,000 円	
		構造又は設備の変更		23,000 円	
火薬類の譲渡し等の許可	火薬類の譲渡し			1,200 円	
	火薬類の譲受け	火工品のみ		2,400 円	
		その他のもの	火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下のもの		3,500 円
			その他のもの		6,900 円
火薬類の輸入の許可	火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの			12,000 円	
	その他のもの			25,000 円	
煙火の消費の許可				7,900 円	
火薬類の特定施設等に係る保安検査				41,000 円	

別表条例による水張検査の項及び条例による水圧検査の項中「設置」を「危険物製造所等の設置」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第17号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物（中間検査又は特定工程に係る工事の終了の検査（以下「中間検査等」という。）を受けたものを除く。）に関する完了検査の申請又は完了の通知（以下「完了検査の申請等」という。）に対する審査

建築物に関する完了検査申請等手数料 次に定める額の合算額（申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第6号に定める額の手数料を加算した額）
ア 床面積の合計（建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当

該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下ア及び次号アにおいて同じ。) に応じ次に定める額

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 17,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 22,000円

(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 36,000円

(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 51,000円

(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 67,000円

(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 95,000円

(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 171,000円

(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 244,000円

(ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 449,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない建築物 床面積の合計（同法第11条第1項の特定建築行為に係る部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項の床面積をいう。）について算定する。以下イ、次号イ、第45号の8、第45号の9及び第45号の13において同じ。）に応じ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 12,000円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の

もの	16,000円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	25,000円
(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	37,000円
(カ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	50,000円
- (5) 法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく中間検査等を受けた建築物に関する完了検査の申請等に対する審査

中間検査等を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 次に定める額の合算額（申請又は通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、次号に定める額の手数料を加算した額）

ア 床面積の合計に応じ次に定める額

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	35,000円
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	50,000円
(オ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	66,000円
(カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	93,000円
(キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	161,000円
(ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	234,000円

- (ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 439,000円
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物又は同法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない建築物 床面積の合計に応じ次に定める額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 12,000円
- (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 16,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 20,000円
- (エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 25,000円
- (オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 37,000円
- (カ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 50,000円

第17条第45号の5ア中「認められた建築物」の次に「又は登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1（イ）項に掲げる断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5の表示があるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が交付された住宅」を加え、同号イ中「及び規模」を「、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法」に改め、同号イ（イ）中「又はc」を「、c又はd」に改め、同号イ（イ）c中「共用部分以外の部分」の次に「（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）」を加え、同号イ（イ）cを同号イ（イ）dとし、同号イ（イ）bの次に次のように加える。

- c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに規定する基準

に適合するかどうかの判定の方法又は同省令第10条第1号イ(2)及び同ロ(2)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号、次号及び第45号の8から第45号の13までにおいて同じ。)によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

- (a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 95,000円
- (b) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 159,300円
- (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 257,900円
- (d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 336,800円
- (e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 404,700円
- (f) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 474,800円

第17条第45号の5イ(ウ)を次のように改める。

(ウ) その他の建築物

- a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 95,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 159,300円
 - (c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 257,900円
 - (d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 336,800円
 - (e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 404,700円
 - (f) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 474,800円
- b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 261,600円

- (b) 床面積の合計が3 0 0平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの 417, 100円
- (c) 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 593, 600円
- (d) 床面積の合計が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの 728, 000円
- (e) 床面積の合計が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの 858, 100円
- (f) 床面積の合計が25, 000平方メートルを超えるもの 979, 400円

第17条第45号の 6 ア中「認められた建築物」の次に「又は登録住宅性能評価機関により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づく設計住宅性能評価書が交付された住宅」を加え、同号イ中「及び規模」を「、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法」に改め、同号イ (イ) 中「又は c」を「、 c 又は d」に改め、同号イ (イ) c 中「共用部分以外の部分」の次に「(モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)」を加え、同号イ (イ) c を同号イ (イ) d とし、同号イ (イ) b の次に次のように加える。

- c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分 (モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)
 - (a) 床面積の合計が3 0 0平方メートル以内のもの 48, 600円
 - (b) 床面積の合計が3 0 0平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの 82, 600円
 - (c) 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 137, 700円
 - (d) 床面積の合計が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの 182, 300円
 - (e) 床面積の合計が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの 219, 900円
 - (f) 床面積の合計が25, 000平方メートルを超えるもの 259, 300円

第17条第45号の 6 イ (ウ) を次のように改める。

(ウ) その他の建築物

a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 48,600円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 82,600円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 137,700円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 182,300円

(e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 219,900円

(f) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 259,300円

b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 131,900円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 211,500円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 305,600円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 377,800円

(e) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 446,500円

(f) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 511,500円

第17条中第45号の10を第45号の12とし、第45号の9を第45号の11とし、同条第45号の8中「(平成27年法律第53号)」を削り、同号イ(イ)c中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合するかどうかの判定の方法又は同省令第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号から第45号の10までにおいて同じ。)」

を削り、同号を同条第45号の10とし、同条第45号の7の次に次の2号を加える。

(45)の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査

建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

ア 工場等の用途に供する建築物（市長が告示で指定する建築物をいう。
次号及び第45号の13において同じ。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの 79,600円

(イ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 128,900円

(ロ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 168,400円

(ハ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 202,300円

(ニ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 237,400円

イ その他の建築物 建築物の規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じ次に定める額

(ア) モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

a 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの 159,300円

b 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 257,900円

c 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 336,800円

d 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 404,700円

e 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 474,800円

(イ) モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を

行う場合

- a 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの 401,800円
- b 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 573,400円
- c 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 706,300円
- d 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 834,900円
- e 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 952,400円

(45)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

ア 工場等の用途に供する建築物

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの 41,300円
- (イ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 68,800円
- (ウ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 91,100円
- (エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 109,900円
- (オ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 129,600円

イ その他の建築物 建築物の規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じ次に定める額

- (ア) モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合
 - a 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの 82,600円

- b 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 137,700円
 - c 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 182,300円
 - d 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 219,900円
 - e 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 259,300円
- (イ) モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合
- a 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの 203,800円
 - b 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 295,500円
 - c 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 367,100円
 - d 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 435,000円
 - e 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 498,200円

第17条第45号の12の次に次の1号を加える。

- (45)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付申請手数料

ア 工場等の用途に供する建築物

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの 20,600円
- (イ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 34,400円
- (ウ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内

のもの	45,500円
(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	54,900円
(オ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	64,800円
- イ その他の建築物 建築物の規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に応じ次に定める額
- | | |
|---|----------|
| (ア) モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 | |
| a 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの | 41,300円 |
| b 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 68,800円 |
| c 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 91,100円 |
| d 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 109,900円 |
| e 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 129,600円 |
| (イ) モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 | |
| a 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル以内のもの | 101,900円 |
| b 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 147,700円 |
| c 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 183,500円 |
| d 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 217,500円 |
| e 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 249,100円 |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市奨学金条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第18号

名古屋市奨学金条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由によって修学が困難な者に対し、高等学校等において修学するために必要な学資（以下「奨学金」という。）を支給することにより、教育の機会均等に寄与するとともに、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校（通信制の課程、専攻科及び別科を除く。）及び中等教育学校の後期課程（通信制の課程、専攻科及び別科を除く。）をいう。
- (2) 校長 奨学金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が在学している高等学校等の校長をいう。

(受給資格)

第3条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えている者のうち、学業その他の活動における努力が認められる者でなければならない。

- (1) 教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める日（以下「基準日」という。）において、本市の区域内に住所を有すること。
- (2) その保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）が、基準日において、本市の区域内に住所を有すること。
- (3) 基準日において、愛知県内に所在する高等学校等に在学していること。
- (4) 経済的理由により修学が困難であること。

(支給額等)

第4条 奨学生1人当たりの奨学金の支給額は、1学年度につき次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。以下同じ。）が設置する高等学校等に在学する者 60,000円
- (2) 国及び地方公共団体以外の者が設置する高等学校等に在学する者 72,000円

2 奨学金は、奨学生1人につき3回（定時制の課程に在学する場合にあっては、4回）を限度として支給する。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給の申請及び推薦)

第5条 申請者は、奨学金の支給を受けようとする年度ごとに、校長を経由して委員会に申請書を提出しなければならない。

2 校長は、前項の申請があった場合において、第3条各号に掲げる要件に適合し、奨学生として適当と認めたときは、推薦書を添えて、申請書を委員会に送付するものとする。

(選考)

第6条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、予算の範囲内において奨学生を決定し、申請者に通知する。

(決定の取消し)

第7条 委員会は、前条の規定による決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、及び既に支給した奨学金の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により当該決定を受けたとき。

(2) 奨学生としてふさわしくない非行があったとき。

(3) その他委員会が必要と認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学年に在籍する者について適用する。

平成29年度	第1学年
平成30年度	第1学年及び第2学年
平成31年度	第3学年以下の学年
平成32年度以降	全学年

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第19号

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の表Bの項中「1,500 円」を「0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第20号

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第17条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第56条第2号イの項中「第56条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第56条第2号ウの項中「第56条第2号ウ」を「第2号ウ」に改め、附則第17条第2項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第56条第2号イの項中「第56条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第56条第2号ウの項中「第56条第2号ウ」を「第2号ウ」に改め、附則第17条第3項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、

平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第56条第2号イの項中「第56条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第56条第2号ウの項中「第56条第2号ウ」を「第2号ウ」に改め、附則第17条第4項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第56条第2号イの項中「第56条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同表第56条第2号ウの項中「第56条第2号ウ」を「第2号ウ」に改める。

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

「第3節 軽自動車

第1款 通則（

第2款 環境性

第1目 課税

第2目 申告

第3款 種別割

第1目 税率

第2目 賦課

目次中「第3節 軽自動車税（第54条―第68条）」を

税

第54条・第55条）

能割

標準及び税率（第55条の2―第55条の4）

に改める。

納付等（第55条の5―第55条の7）

（第56条）

及び徴収（第57条―第68条）

」

第17条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第17条の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第2章第3節中第54条の前に次の款名を付する。

第1款 通則

第54条及び第55条を次のように改める。

(軽自動車税の納税義務者等)

第54条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、製造により3輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために3輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。）以外の目的に供するために3輪以上の軽自動車を取得した者として地方税法施行令で定めるものを含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第55条 法第444条各項に規定する場合には、これらの規定により3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなされる者を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第55条の次に次の1款、款名及び目名を加える。

第2款 環境性能割

第1目 課税標準及び税率

(環境性能割の課税標準)

第55条の2 環境性能割の課税標準は、通常の取得価額（法第450条に規定する通常の取得価額をいう。第55条の4において同じ。）とする。

(環境性能割の税率)

第55条の3 法第451条第1項各号に掲げるガソリン軽自動車（法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。次項において同じ。）のうち3輪以上のもの（法第446条第1項（同条第2項において準用する

場合を含む。次項及び第 3 項において同じ。) の規定の適用を受けるものを除く。) に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 1 とする。

2 法第 451 条第 2 項に規定するガソリン軽自動車のうち 3 輪以上のものに対して課する環境性能割の税率は、100 分の 2 とする。

3 法第 446 条第 1 項及び前 2 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車以外の 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、100 分の 3 とする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、法第 446 条第 2 項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。

(環境性能割の免税点)

第55条の 4 通常の取得価額が50万円以下である 3 輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

第 2 目 申告納付等

(環境性能割の徴収の方法)

第55条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第55条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、その申告した環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者が取得した 3 輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第55条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第 3 款 種別割

第1目 税率

第56条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽

「乗用の

営業

自家

自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ウ中

貨物用

営業

自家

もの

「(ア) 乗用のもの

用 年額 6,900円

a 営業用 年額 6,900円

用 年額 10,800円

b 自家用 年額 10,800円

を

に改め、同条の

のもの

(イ) 貨物用のもの

用 年額 3,800円

a 営業用 年額 3,800円

用 年額 5,000円」

b 自家用 年額 5,000円」

次に次の目名を付する。

第2目 賦課及び徴収

第57条の見出しを「(種別割の賦課期日)」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第58条を次のように改める。

(種別割の納期)

第58条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 市長は、特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

第59条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第60条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「である軽自動車等の所有者(以下本節において「軽自動車等の所有者」という。)」を削り、「、軽自動車等の所有者」を「、納税義務者」に改め、同条第2項中「軽自動車等の所有者」を「納税義務者」に改め、同条第3項中「第442条の2第2項」を「第444条

第1項」に、「次の各号」を「次」に改める。

第61条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車等の所有者」を「種別割の納税義務者」に、「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第62条第1項中「の所有者」を「に係る種別割の納税義務者」に改める。

第63条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「ま減」を「磨減」に改め、同項第2号中「標識の取付けを」を「取付け部品が」に改め、同項第3号中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第4号中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「及び原動機付自転車等の廃車、滅失、譲渡等をした場合」を「、原動機付自転車等の廃車、滅失又は譲渡をした場合及び原動機付自転車等の主たる定置場を市の区域外に移した場合」に改める。

附則第16条の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の特例）

第16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、法附則第29条の9第1項の規定に基づき、当分の間、愛知県が行うものとする。

2 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、法附則第29条の11の規定に基づき、当分の間、愛知県知事にしなければならない。この場合において、第55条の6の規定による申告については、同条中「市長」とあるのは、「愛知県知事」とする。

3 軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、法附則第29条の12第1項の規定に基づき、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金を愛知県に納付しなければならない。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第16条の3 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第55条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第55条の3第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ(ア)a	6,900円	8,200円
第2号ウ(ア)b	10,800円	12,900円
第2号ウ(イ)a	3,800円	4,500円
第2号ウ(イ)b	5,000円	6,000円

附則第17条第2項から第4項までを削る。

（名古屋市市民税減税条例の一部改正）

第3条 名古屋市市民税減税条例（平成23年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の11.495」を「100分の7.98」に改める。

第6条第1項中「11.495分の2.28」を「7.98分の2.28」に改める。

（名古屋市市税減免条例の一部改正）

第4条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第454条」を「第445条第2項、第461条、第463条の23」に、「課税免除」を「非課税、課税免除」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（日本赤十字社に対する軽自動車税の非課税）

第 8 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車をいう。以下同じ。）のうち直接その本来の事業の用に供するもので次に掲げるものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護用の物資の運送の用に供するもの

第 9 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）」を「軽自動車等」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第 3 号中「規則で定める身体障害者等」を「身体障害者（身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）、精神障害者（精神障害又は知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）その他規則で定める者（以下「身体障害者等」という。）」に改め、同条第 2 項中「第 57 条第 1 項」を「第 57 条」に改め、同条第 3 項中「軽自動車等の所有者は、」を「軽自動車税の種別割の納税義務者は、所有し、又は使用する軽自動車等が」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の減免）

第 9 条の 2 次に掲げる 3 輪以上の軽自動車について、市長が必要であると認める場合には、市税条例第 54 条第 1 項に規定する軽自動車税の環境性能割の納税義務者に対し、その者に課する環境性能割額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。

- (1) 天災その他特別の事由により滅失し、又は損壊した 3 輪以上の軽自動車（次号に規定するものを除く。以下「被災軽自動車」という。）に代わる 3 輪以上の軽自動車（以下「代替軽自動車」という。） 滅失又は損壊により被災軽自動車となる直前の状態の軽自動車の通常の取得価額（法第 450 条に規定する通常の取得価額をいう。）に相当する額に当該

軽自動車に対して課すべき環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額（その額が代替軽自動車に対して課すべき環境性能割額を超えるときは、当該環境性能割額）

- (2) 取得の直後に天災その他特別の事由により滅失し、又は損壊した 3 輪以上の軽自動車 環境性能割額の全部
- (3) 身体障害者又は精神障害者が、自ら運転するために取得した 3 輪以上の軽自動車 環境性能割額の全部（その額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額）
- (4) 身体障害者のうち著しい障害がある者で規則で定めるもの（以下「重度身体障害者」という。）又は精神障害者（以下「重度身体障害者等」という。）が取得した当該重度身体障害者等のために当該重度身体障害者等と生計を一にする者が運転する 3 輪以上の軽自動車（重度身体障害者で年齢が18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得した 3 輪以上の軽自動車を含む。） 環境性能割額の全部（その額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額）
- (5) 身体障害者又は精神障害者のみで構成する世帯に属する重度身体障害者等が取得した当該重度身体障害者等のために当該重度身体障害者等を常に介護する者（当該重度身体障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する 3 輪以上の軽自動車 環境性能割額の全部（その額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額）
- (6) 身体障害者の利用に供するための構造を有する 3 輪以上の軽自動車（次号に規定するものを除く。） 規則で定める額
- (7) 専ら身体障害者が運転するための構造を有する 3 輪以上の軽自動車 身体障害者が運転するための構造の変更に要した金額に相当する額に当該 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額
- (8) 医療法（昭和23年法律第 205 号）第31条に規定する公的医療機関の開設者が救急の用又はへき地における巡回診療の用に供するために取得した 3 輪以上の軽自動車 環境性能割額の全部
(軽自動車税の環境性能割の減免に係る申請等)

第 9 条の 3 前条の規定によって軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、環境性能割の申告納付期限（同条第 2 号の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者にあつては、その事由に該当することとなつた日の翌日から起算して30日を経過する日）までに、市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

第10条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「第54条の軽自動車税の納税義務者」を「第54条に規定する軽自動車税の種別割の納税義務者等」に、「軽自動車税額」を「軽自動車税の種別割額」に改め、同条第 2 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第11条の見出し及び同条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

附則第12条を次のように改める。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第12条 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、愛知県知事が行う。この場合においては、第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「愛知県知事」とする。

（名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第 52号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「名古屋市市税条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第 2 号イ	3, 900 円	3, 100 円
第 2 号ウ(ア)a	6, 900 円	5, 500 円
第 2 号ウ(ア)b	10, 800円	7, 200 円
第 2 号ウ(イ)a	3, 800 円	3, 000 円
第 2 号ウ(イ)b	5, 000 円	4, 000 円

附則第 5 条第 2 項中「新条例附則第17条第 1 項」を「名古屋市市税条例附則第17条」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を

次のように改める。

表以外の部分	第56条	名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第52号。以下この条において「改正条例」という。）附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第56条
表第2号イの項	第2号イ	改正条例附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第2号イ
	3,900円	3,100円
表第2号ウ(ア)aの項	第2号ウ(ア)a	改正条例附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第2号ウ(ア)a
	6,900円	5,500円
表第2号ウ(ア)bの項	第2号ウ(ア)b	改正条例附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第2号ウ(ア)b
	10,800円	7,200円
表第2号ウ(イ)aの項	第2号ウ(イ)a	改正条例附則第5条第1項の規定により読み替えて適用される第2号ウ(イ)a
	3,800円	3,000円
表第2号ウ(イ)bの項	第2号ウ(イ)b	改正条例附則第5条第1項の規定により読み替え

		て適用される第2号ウ (イ)b
	5,000 円	4,000 円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の名古屋州市税条例（以下「新条例」という。）第17条及び第17条の2第1項並びに第3条の規定による改正後の名古屋州市民税減税条例の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の名古屋州市税条例附則第17条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例及び第4条の規定による改正後の名古屋州市税減免条例（以下「新減免条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例、新減免条例及び第5条の規定による改正後の名古屋州市税条例等の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第21号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号ア（ウ）中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「中学校若しくは小学校若しくはこれらに準ずる学校に在学する者又は小学校若しくはこれに準ずる学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

別表中

「

楠 荘	千種区自由ヶ丘2丁目
シティ・ライフ星ヶ丘	千種区星が丘山手

を

」

楠	莊	千種区自由ヶ丘 2 丁目	に、

汁	谷	莊	千種区汁谷町	を
新	萱	場	莊	
			千種区北千種二丁目	

汁	谷	莊	千種区汁谷町	に、

大	須	莊	中区大須一丁目	を
小	林	莊	中区大須三丁目	

大	須	莊	中区大須一丁目	に、

伝	馬	莊	熱田区伝馬二丁目	を

高	蔵	荘	熱田区花町	に、
伝	馬	荘	熱田区伝馬二丁目	

宝	生	荘	南区宝生町 1 丁目・2 丁目	を
前	浜	荘	南区前浜通 7 丁目	

宝	生	荘	南区宝生町 1 丁目・2 丁目	に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表の改正規定中楠荘及びシティ・ライフ星ヶ丘の項を改める部分、伝馬荘の項を改める部分並びに宝生荘及び前浜荘の項を改める部分は規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の規定により新たに設置する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為は、当該市営住宅に係る改正規定の施行前においても行うことができる。

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第22号

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例（平成28年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより、駐車場の利用者に代えて、当該利用者以外の者から使用料を徴収することができる。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第23号

名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これに基づく自転車の安全で適正な利用に関する普及啓発及び環境づくりを図るための諸施策を実施し、もって市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 普通自転車 道路交通法第63条の3に規定する普通自転車をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。

- (4) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (6) 自転車小売業者等 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）及び自転車の貸出しをする者（以下「自転車貸出業者」という。）をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校で高等課程を置くものをいう。
- (8) 専修学校等 学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (9) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険又は共済をいう。

（基本理念）

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、市民一人ひとりが道路交通法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう留意し、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努め、もって安心して安全に暮らせるまちの実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全で適正な利用に関する市民の理解を深めるための教育及び啓発
- (2) 自転車の安全で適正な利用に関する活動の支援
- (3) 両側面に反射器材を備えた自転車を利用する等、安全性の向上が図られた自転車の利用の促進
- (4) 自転車の定期的な点検整備の促進

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成に必要な施策

2 市は、前項各号の施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

3 市は、市民、関係機関等と連携して、自転車の通行環境の整備を行うものとする。

4 市は、交通安全教育に関連する事業を営む事業者が自転車の安全で適正な利用に資する事業を行うときは、当該事業者に対し、必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、交通事故を防止するため、自転車の安全で適正な利用について理解を深めるよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用に必要な知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車を利用するときは、歩行者等の通行の安全に配慮するよう努めるとともに、歩行者の交通量が著しく多い歩道にあっては、自転車を押して歩く等して歩行者の安全の確保に特に配慮するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、両側面に反射器材を備えた自転車を利用する等、安全性の向上が図られた自転車の利用に努めるとともに、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者の利用する自転車について、定期的に点検し、必要な整備をするよう努めなければならない。

(自転車小売業者等の責務)

第8条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、前2条の責務の周知に努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、道路において利用する自転車を購入しようとする者に対し、両側面に反射器材を備えた自転車を販売する等、安全性の向上が図られた自転車の利用を促進するよう努めなければならない。
- 3 自転車小売業者は、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。
- 4 自転車貸出業者は、貸し出す自転車の両側面に反射器材を備えるよう努めなければならない。
- 5 自転車貸出業者は、貸出しを受けて自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、通勤及び業務の遂行のため自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

第10条 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、教育活動を通じて発達段階に応じた自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

- 2 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第11条 自動車（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）及び原動機付自転車（同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）の運転者は、自転車が車両であることに特に留意し、安全に配慮して通行するよう努めるとともに、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

(歩行者の責務)

第12条 道路交通法第63条の4第1項の規定により、普通自転車が通行することができる歩道を通行する歩行者は、原則として当該歩道の中央から車道寄りの部分を普通自転車が通行することに留意して通行するよう努めなければならない。

(高齢者の自転車事故防止)

第13条 高齢者は、自転車を利用するときは、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 市は、自転車を利用しようとする高齢者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の変化を踏まえ、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うものとする。

3 高齢者と同居する者等は、自転車を利用しようとする当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用について必要な助言をするよう努めなければならない。

4 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用を勧めるよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入)

第14条 自転車利用者（未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。）は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加している場合は、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加している場合は、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。

4 市は、自転車損害賠償保険等に参加しようとする者の利便に資するため、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するものとする。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認)

第15条 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車購入者（自転車を購入する者をいう。以下同じ。）に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による加入の確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償等に参加していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するように努めなければならない。

3 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出すよう努めなければならない。

(市の施策への協力)

第16条 市民、事業者その他自転車の安全で適正な利用の促進に係る者は、市が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、同年10月1日から施行する。

(安心・安全で快適なまちづくりなごや条例の一部改正)

2 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例（平成16年名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条中「名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号）」の次に「、名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成29年名古屋市条例第23号）」を加える。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第24号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市北保育園	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 1番地
〃	名古屋市味鋤保育園	名古屋市北区楠味鋤五丁目1501番地

を

」

「

〃	名古屋市北保育園	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 1番地

に、

」

「	〃	名古屋市猪子石第一保育園	名古屋市名東区つつじが丘 201 番地	を
	〃	名古屋市二ツ橋保育園	名古屋市中村区二ツ橋町 3丁目 35番地	」

「	〃	名古屋市猪子石第一保育園	名古屋市名東区つつじが丘 201 番地	に、
				」

「	〃	名古屋市鳩岡保育園	名古屋市北区鳩岡二丁目18番 7 号	を
	〃	名古屋市島田第二保育園	名古屋市天白区大根町57番地	」

「	〃	名古屋市鳩岡保育園	名古屋市北区鳩岡二丁目18番 7 号	に、
				」

「	〃	名古屋市上飯田東保育園	名古屋市北区上飯田東町 4丁目 68番地の 3	を
	〃	名古屋市梅森坂保育園	名古屋市名東区梅森坂四丁目 102番地	」

「	〃	名古屋市上飯田東保育園	名古屋市北区上飯田東町 4丁目 68番地の 3	に、
				」

「

情緒障害 児短期治 療施設	名古屋市くすのき学園	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16 番地（名古屋市児童福祉センタ ー内）

を

」

「

児童心理 治療施設	名古屋市くすのき学園	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16 番地（名古屋市児童福祉センタ ー内）

に

」

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市くすのき学園に係る部分は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第25号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1C 1の項中「14,900円」を「12,900円」に改め、同表備考第5項第1号中「乗じて得た額」を「乗じて得た額。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、支給認定保護者の属する世帯がB階層である場合にあっては、0円とする。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第26号

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第4号の表中

「

大江駅自転車駐車場

」

を

「

大江駅自転車駐車場

有松駅自転車駐車場

」

に改める。

別表第1中

「

相生山駅自転車駐車場

」

を

「

相生山駅自転車駐車場
有松駅自転車駐車場

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年11月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日までにこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、同条第 3 項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。
- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第27号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 有料公園施設の表名城公園の項中

「

	織 部 堂

を

」

「

	織 部 堂
	名古屋城本丸御殿孔雀之間

に改める。

」

別表第 2 中

「			
織	部	堂	
		3,000円	1,900円
」			

を

「			
織	部	堂	
		3,000円	1,900円
名古屋城本丸御殿孔雀之間		20,000円	12,400円
」			

に改める。

別表第 3 中

「	
名城公園フラワープラザ	」

を

「	
名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 3 の改正規定は平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定により新たに指定管理者に管理を行わせる公園施設の指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第28号

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項中「法第54条第 3 項の書類にあっては」及び「、同条第 4 項の書類にあっては海外への送金又は金銭の持出しを行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

第13条第 1 項及び第14条第 1 項中「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改める。

第15条第 1 項中「第54条第 5 項」を「第54条第 4 項」に改める。

(名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成

27年名古屋市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号イ中「、同条第3項」を「及び同条第3項」に改め、「及び同条第4項の書類」を削る。

第12条第2項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とする。

第13条第2項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第4項」を削る。

第14条中「、同条第3項」を「若しくは同条第3項」に改め、「若しくは同条第4項の書類」を削り、「3年間」を「5年間」に改める。

第19条第2項第2号中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(役員報酬規程等に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第2項及び第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第2号から第4号までに掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る第2条の規定による改正前の名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

3 新条例第12条第3項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第3項の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する指定を受けている

特定非営利活動法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第12条第4項の書類の作成、当該特定非営利活動法人の主たる事務所及びその他の事務所（市内の事務所に限る。）における備置き及び閲覧並びに当該書類の市長への提出並びに当該書類の市長における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第29号

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（その他の非常勤の職員）

番号	区分	報酬の額	費用弁償		所管
			旅費	その他	
1	防災危機管理事務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用	防災危機管理局
2	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	月額 2,262円	
3	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。		
4	秘書事務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用	市長室
5	庁用自動車事務嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
6	広報嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
7	広報事務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用	総務局
8	建築営繕嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
9	庁舎管理嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
10	市政資料館館長	月額 582,500円	9級	通勤費用	
11	市政資料館専門調査員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
12	市政資料館調査員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
13	庁舎設備保全嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
14	情報化推進参与	日額 15,630円	8級		
15	庶務事務嘱託員	1時間 900円	4級	通勤費用（臨職）	
16	職員研修室嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
17	再雇用嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
18	長期休職者代替嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用	
19	男女平等参画推進センター専門相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
20	東京事務所嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用	
21	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	通勤費用（臨職）	財政局
22	管財事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受	4級	通勤費用	

		ける者 239,700円)			
23	税務事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
24	市民相談幹	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	市民経済局
25	個人情報・情報公開嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
26	電話交換嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
27	区民サービス嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
28	区民サービス協力員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
29	集配嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
30	区役所総務事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
31	地域力推進事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
32	証明書交付センター嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用	
33	市民活動推進センター嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
34	地域安全指導員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
35	労働相談幹	月額 272,100円	4級	通勤費用	
36	通達員	月額とし、58.0円に受持世帯数を乗じて得た額に、2.8円から17.8円までの範囲で任命権者が定める額に臨時の配布物数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	月額 9,000円	
37	地域コミュニティ活性化支援員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
38	区政協力委員 市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議長及び副議長 学区区政協力委員会委員長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	月額 3,156円 月額 3,156円 月額 3,156円 月額 2,262円	
39	交通指導員	月額 76,800円	4級	月額 9,000円	
40	交通安全教育指導員	月額 226,800円	4級	通勤費用	
41	人権企画嘱託員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
42	人権啓発嘱託員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
43	文化センター事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
44	企業誘致専門員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
45	地域商業事務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用	
46	中小企業経営情報相談員	月額 272,100円	4級	通勤費用	

47	計量検査業務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
48	消費者教育嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
49	消費生活事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
50	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
51	消費生活指導員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
52	消費生活相談員	月額 210,700円	4級	通勤費用	
53	消費者教育コーディネーター	月額 210,700円	4級	通勤費用	
54	消費生活センター情報アドバイザー	日額 8,940円	4級	通勤費用 (臨職)	
55	中央卸売市場本場青果部取引指導監視員	月額 226,800円	4級	通勤費用	
56	中央卸売市場本場水産物部取引指導監視員	月額 226,800円	4級	通勤費用	
57	中央卸売市場本場取引業務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
58	中央卸売市場本場庁舎管理嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
59	中央卸売市場本場事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
60	中央卸売市場北部市場青果部取引指導監視員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
61	中央卸売市場北部市場水産物部取引指導監視員	月額 226,800円	4級	通勤費用	
62	中央卸売市場北部市場取引業務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
63	中央卸売市場南部市場嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用	
64	中央卸売市場南部市場事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
65	国際交流員	月額 370,800円	4級	通勤費用	観光文化交 流局
66	国際交流専門員	月額 302,300円	4級	通勤費用	
67	外事専門員	1時間 1,225円	4級	通勤費用 (臨職)	
68	渉外事務協力員	1時間 1,095円	4級	通勤費用 (臨職)	
69	文学嘱託員	日額 12,680円	4級	通勤費用 (臨職)	
70	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級		
71	名古屋城施設管理嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
72	名古屋城学芸事務嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用	
73	名古屋城事務嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用	
74	名古屋城整備嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受	4級	通勤費用	

		ける者 239,700円)			
75	名古屋城整備学芸事務嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用	環境局
76	衛生管理嘱託員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
77	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級		
78	生物多様性相談員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
79	生物多様性市民協働推進員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
80	生物多様性専門員	1時間 2,029円	4級	通勤費用 (臨職)	
81	省エネルギー指導員	日額 15,000円	4級		
82	環境推進専門員	月額 302,300円	4級	通勤費用	
83	環境学習相談員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
84	環境学習センター調査員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
85	公害対策相談員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
86	石綿対策指導監視員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
87	公害健康被害者家庭療養指導保健師	1回 3,000円	4級	通勤費用 (臨職)	
88	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級		
89	環境保健事業指導保健師	月額 272,100円	4級	通勤費用	
90	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
91	環境分析員	月額 226,800円	4級	通勤費用	
92	減量推進用車両運転管理業務嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
93	減量推進事務嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用	
94	南リサイクルプラザ (プラザ棟) 管理業務嘱託員	1時間 1,988円 (備考第3項の適用を受ける者 1,864円)	4級	通勤費用	
95	南リサイクルプラザ (プラザ棟) 業務嘱託員	1時間 1,884円 (備考第3項の適用を受ける者 1,766円)	4級	通勤費用	
96	事業者環境推進員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
97	西資源センター管理業務嘱託員	1時間 2,044円 (備考第3項の適用を受ける者 1,917円)	4級	通勤費用	
98	路上禁煙等指導員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
99	資源収集嘱託員	1時間 2,044円 (備考第3項の適用を受ける者 1,917円)	4級	通勤費用	
100	処分場管理運営嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	

101	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。			健康福祉局
102	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。			
103	社会福祉法人会計指導嘱託員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
104	生活保護居宅生活支援員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
105	福祉施設精神保健相談員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
106	滞納整理嘱託員	月額 272,100円	4級	通勤費用	
107	高齢者措置事務嘱託員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
108	保護援護生活相談員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
109	訪問活動支援員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
110	福祉制度案内嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
111	介護保険給付・地域包括ケア事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
112	介護保険認定事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
113	介護保険給付適正化事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
114	介護保険サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
115	いのちの支援嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
116	ひきこもり支援コーディネート嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
117	自立支援医療費審査支払事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
118	補装具費支給制度等適正化事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
119	障害者職業能力開発プロモーター	月額 255,600円	4級	通勤費用	
120	障害福祉サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
121	障害福祉サービス費等審査支払事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
122	医療・介護扶助事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
123	生活保護就労支援員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
124	生活保護年金等調査員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
125	生活保護施術給付適正化推進員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
126	生活困窮者自立支援事務嘱託	月額 255,600円	4級	通勤費用	

	員				
127	中国残留邦人等支援・相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
128	生活保護債権管理嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
129	特定健診等業務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
130	後期高齢者医療事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
131	後期高齢者医療徴収事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
132	福祉医療事務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
133	中央看護専門学校嘱託教員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
134	自立支援健康相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
135	予防接種相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
136	H I V相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
137	難病等保健福祉相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
138	保健所嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
139	保健所看護師嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
140	高齢者福祉相談員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
141	地域ケア推進嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
142	介護保険認定適正化事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
143	保健福祉相談員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
144	障害者総合支援法施行事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
145	援護事業・保護施設事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
146	医療安全相談員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
147	医療施設事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
148	健康増進支援事務嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
149	クオリティライフ21城北嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
150	薬務関係相談指導嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
151	食品衛生検査所嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
152	食の安全・安心推進嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用	

		(備考第3項の適用を受ける者 239,700円)		
153	生活保護事務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用
154	火葬業務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用
155	斎場受付業務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用
156	食肉衛生検査所嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
157	動物愛護センター嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
158	中央看護専門学校嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
159	福祉施設嘱託員 看護師免許（准看護師免許を含む。）を有し看護業務に従事する者、栄養士資格を有し栄養士業務に従事する者、理学療法士免許を有し理学療法業務に従事する者及び作業療法士免許を有し作業療法業務に従事する者 寮母業務、指導員業務又は雑役業務に従事する者及び運転業務に従事する者	月額 255,600円 月額 226,800円	4級 4級	通勤費用 通勤費用
160	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
161	福祉施設嘱託理学療法士	日額 10,400円		
162	福祉施設嘱託作業療法士	日額 10,400円		
163	福祉施設嘱託言語聴覚士	日額 10,400円		
164	厚生院嘱託医 病理業務 麻酔業務 医療業務 救護業務 当直業務	日額 50,000円 日額 50,000円 日額 49,400円 日額 49,400円 日額 26,500円		
165	厚生院嘱託剖検補助者	日額 10,400円		
166	厚生院嘱託言語聴覚士	日額 10,400円		
167	厚生院嘱託音楽療法士	日額 10,400円		
168	社会福祉施設時間制従事員 看護師 厚生院の看護師（指導主任） 厚生院の看護師（主任） 准看護師 厚生院の准看護師（指導主任） 厚生院の准看護師（主任） 厚生院の歯科衛生士 厚生院において食事介助又は入浴介助に従事する者 厚生院において運転業務に従事する者	1時間 1,100円 1時間 1,445円 1時間 1,280円 1時間 1,050円 1時間 1,320円 1時間 1,220円 1時間 1,280円 1時間 995円 1時間 995円		通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
169	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
170	民生委員			

	市民生委員連盟理事長及び副理事長		8級	月額 3,156円
	区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長		7級	月額 3,156円
	民生委員協議会会長		5級	月額 3,156円
	民生委員		4級	月額 2,262円
171	身体障害者相談員	年額 58,700円	4級	
172	知的障害者相談員	年額 58,700円		
173	手話通訳者及び点訳者	月額 255,600円	4級	通勤費用
174	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
175	精神保健福祉センター特定相談員	日額 21,400円	7級	
176	身体障害者更生相談所判定医師	日額 21,400円		
177	精神障害者保健福祉手帳等判定医	日額 21,400円		
178	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
179	精神保健福祉センターこころの健康電話相談員	日額 13,300円		
180	精神保健福祉センター臨床心理技術者	日額 13,300円		
181	精神保健福祉センター作業療法士	日額 13,300円		
182	知的障害者更生相談所嘱託判定員	日額 10,400円		
183	視聴覚障害情報支援員	1時間 1,772円	4級	
184	業務補助嘱託員	1時間 900円	4級	通勤費用（臨職）
185	障害者職場定着支援嘱託員	1時間 1,065円	4級	通勤費用（臨職）
186	生活保護適正実施推進支援員	月額 255,600円	4級	通勤費用
187	保護課嘱託医			
	内科	月額 117,000円		
	精神科	月額 117,000円		
	歯科	月額 117,000円		
188	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
189	国民健康保険レセプト点検嘱託員	日額 12,075円	4級	通勤費用（臨職）
190	保健環境委員			
	市保健環境委員会会長及び副会長		8級	月額 3,156円
	区保健環境委員会会長及び副会長		7級	月額 3,156円
	学区保健環境委員会会長		5級	月額 3,156円
	学区保健環境委員会副会長		5級	月額 2,262円
	保健環境委員		4級	月額 2,262円
191	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
192	中央看護専門学校学生相談員	日額 4,900円		
193	中央看護専門学校カウンセラー	1時間 4,900円		
194	中央看護専門学校司書	1時間 1,065円		通勤費用（臨職）
195	中央看護専門学校実習指導員・代替教員			
	保健師及び助産師（指導主任）	1時間 1,495円		通勤費用（臨職）
	保健師及び助産師（主任）	1時間 1,325円		通勤費用（臨職）
	保健師及び助産師	1時間 1,140円		通勤費用（臨職）

	看護師（指導主任）	1時間	1,485円		通勤費用（臨職）	
	看護師（主任）	1時間	1,315円		通勤費用（臨職）	
	看護師	1時間	1,130円		通勤費用（臨職）	
196	中央看護専門学校非常勤講師	1授業時間	6,000円			
197	国民健康・栄養調査員					
	医師	日額	21,400円			
	管理栄養士	日額	6,400円			
	保健師その他	日額	6,400円			
198	介護予防推進員	1時間	1,280円	4級	通勤費用（臨職）	
199	女性福祉相談員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、272,100円に2,160円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。		4級	通勤費用	子ども青少年局
	その他の者	月額	272,100円	4級	通勤費用	
200	児童虐待対応支援員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、272,100円に2,160円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。		4級	通勤費用	
	その他の者	月額	272,100円	4級	通勤費用	
201	児童虐待対応員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、272,100円に2,160円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。		4級	通勤費用	
	その他の者	月額	272,100円	4級	通勤費用	
202	トワイライト事業嘱託員	月額	272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
203	保育関連研修企画嘱託員	月額	272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
204	ひとり親家庭応援専門員	月額	272,100円	4級	通勤費用	
205	母子・父子自立支援員	月額	272,100円	4級	通勤費用	
206	保育所整備推進員	月額	272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用	
207	保育運営課嘱託員（栄養士）	月額	255,600円	4級	通勤費用	
208	子育て支援課嘱託員	月額	255,600円	4級	通勤費用	
209	障害児通所給付費等審査支払事務嘱託員	月額	255,600円	4級	通勤費用	
210	障害児通所支援事業所等指定指導事務嘱託員	月額	255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用	
211	児童相談協力員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、255,600円に2,029円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。		4級	通勤費用	
	その他の者	月額	255,600円	4級	通勤費用	

229	エリア支援保育所事業嘱託保健師	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用
230	配偶者暴力防止参与	日額	15,630円	8級	
231	児童虐待対策参与	日額	15,630円	8級	
232	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 日額	21,400円 49,400円		
233	児童福祉施設嘱託理学療法士	日額	10,400円		
234	児童福祉施設嘱託作業療法士	日額	10,400円		
235	児童福祉施設嘱託音楽療法士	日額	10,400円		
236	児童福祉施設嘱託言語聴覚士	日額	10,400円		
237	児童福祉施設嘱託セラピスト	日額	10,400円		
238	児童福祉施設心理療法嘱託員	日額	10,400円		
239	児童福祉施設嘱託放射線技師	日額	8,300円		
240	児童福祉施設嘱託臨床検査技師	日額	8,300円		
241	児童福祉施設嘱託歯科衛生士	日額	8,300円		
242	児童福祉施設時間制従事員 栄養士 調理業務及び雑役業務に従事する者	1時間 1時間	1,035円 900円		通勤費用 (臨職) 通勤費用 (臨職)
243	児童福祉施設業務補助嘱託員	1時間	900円		通勤費用 (臨職)
244	保育運営課嘱託栄養士	1時間	1,035円		通勤費用 (臨職)
245	保育所嘱託職員 一般嘱託職員 (保健師、助産師及び看護師 (准看護師を除く。)) 一般嘱託職員 (准看護師) 一般嘱託職員 (午前9時30分以前又は午後4時30分以後における補助業務に従事する者に限る。) その他の一般嘱託職員、特別嘱託職員及び障害児対応嘱託職員	1時間 1時間 1時間 1時間	1,135円 ～1,375円 1,045円 ～1,295円 1,095円 ～1,345円 945円 ～1,195円		通勤費用 (臨職) 通勤費用 (臨職) 通勤費用 (臨職) 通勤費用 (臨職)
246	保育所嘱託医 産後休暇明け園等 一般園	年額 年額	402,500円 251,600円		
247	統合保育スーパーバイザー	1回	8,300円		
248	母子父子寡婦福祉資金担当嘱託員	1時間	2,160円	4級	
249	児童扶養手当等嘱託医	年額	20,000円		
250	子育てサロン従事者 マネージャー サブマネージャー コーディネーター	1回 1回 1回	4,000円 2,000円 2,000円		通勤費用 (臨職) 通勤費用 (臨職)
251	新生児・産婦訪問指導員	1回	3,700円		通勤費用 (臨職)
252	嘱託心理判定員	日額	10,400円		
253	3歳児検診等嘱託心理判定員	日額	10,400円		
254	児童相談所スーパーバイザー	1時間	6,800円		
255	児童虐待防止事業嘱託員 (電話相談員)	日額	10,400円		
256	児童相談所児童福祉専門員	日額	21,400円		
257	児童相談所日直電話対応嘱託	日額	10,400円		

	員				
258	わかくさ学園保育補助員	1時間 1,070円			
259	玉野川学園非常勤講師	1時間 2,800円	4級	通勤費用（臨職）	
260	児童自立支援補助業務嘱託員	日額 11,575円	4級	通勤費用（臨職）	
261	地域療育センター嘱託看護師	日額 6,400円			
262	少年指導員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
263	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	通勤費用	
264	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	月額 2,262円	
265	都市計画相談員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受ける者 239,700円）	4級	通勤費用	住宅都市局
266	建築相談員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
267	住宅等認定業務嘱託員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
268	開発審査関係業務嘱託員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
269	宅地造成窓口相談員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
270	建築確認申請指導員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
271	工事監理員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
272	庁舎電気設備管理員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
273	住まいの相談員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
274	住宅関連業務嘱託員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
275	土地取引等調査事務嘱託員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
276	市街地整備等関連業務嘱託員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
277	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 226,800円 （備考第3項の適用を受ける者 212,800円）	4級	通勤費用	
278	住宅居住指導員	月額 255,600円	4級	通勤費用	
279	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級		
280	道路巡視員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受ける者 239,700円）	4級	通勤費用	緑政土木局
281	補修作業員	月額 226,800円	4級	通勤費用	

		(備考第3項の適用を受ける者 212,800円)		
282	地域企画アドバイザー	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
283	土木アドバイザー	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
284	道路相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用
285	道路監理嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
286	測量窓口相談員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
287	自転車対策推進員 (主任)	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
288	自転車対策推進員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
289	橋梁巡視員 (主任)	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
290	橋梁巡視員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
291	河川巡視員 (主任)	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
292	河川巡視員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
293	農政相談員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
294	農業センター嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
295	公園利用相談員 (主任)	月額 272,100円	4級	通勤費用
296	公園利用相談員	月額 255,600円	4級	通勤費用
297	緑化相談員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
298	公園用地管理嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
299	動物飼育嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
300	植物園嘱託員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
301	農業土木委員 農業土木委員 (重要)	年額とし、17,730円に 担当地区数を乗じて得		

	農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	た額とする。 年額とし、8,865円に担 当地区数を乗じて得た 額とする。 年額とし、4,925円に担 当地区数を乗じて得た 額とする。			
302	市会事務嘱託員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	市会事務局
303	庁用自動車運転管理業務嘱託 員	月額 226,800円 （備考第3項の適用を受 ける者 212,800円）	4級	通勤費用	教育委員会 事務局
304	学事課事務嘱託員	月額 226,800円 （備考第3項の適用を受 ける者 212,800円）	4級	通勤費用	
305	幼児教育指導員	月額 226,800円 （備考第3項の適用を受 ける者 212,800円）	4級	通勤費用	
306	日本語学習支援コーディネー ター	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
307	初期日本語集中教室企画指導 員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
308	子ども適応相談センター主任 相談員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受 ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
309	子ども適応相談センター相談 員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
310	文化センター学習相談員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
311	生徒指導主任相談員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受 ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
312	生徒指導相談員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
313	主任教育相談員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受 ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
314	教育相談員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
315	教育センター研修指導員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
316	教員免許状更新講習主任指導 員	月額 272,100円 （備考第3項の適用を受 ける者 255,200円）	4級	通勤費用	
317	教員免許状更新講習指導員	月額 255,600円 （備考第3項の適用を受 ける者 239,700円）	4級	通勤費用	
318	教育センター障害児指導員	月額 255,600円	4級	通勤費用	

		(備考第3項の適用を受ける者 239,700円)		
319	教育センター技術員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
320	教育センター調査研究員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
321	教育センター教育情報調査管理員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
322	教育サポートセンター主任指導員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
323	教育サポートセンター指導員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
324	教師力向上主任支援員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
325	教師力向上支援員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
326	学校事務センター事務支援員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
327	学校事務センター事務支援嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
328	スクールランチ指導員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
329	人権教育指導員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
330	生涯学習指導員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
331	少年スポーツ活動普及指導員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
332	スポーツ施設監視員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
333	学校施設開放指導員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
334	文化財調査員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
335	生涯学習運営員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
336	生涯学習センター運営員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用

337	生涯学習センター企画指導員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
338	図書館奉仕調査員	月額 255,600円 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	4級	通勤費用
339	博物館調査研究員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
340	美術館調査員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
341	科学館調査員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
342	科学館教育指導員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
343	科学館統括運営員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
344	生涯学習施設等管理運営員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
345	旧学校施設等使用管理員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
346	高等学校事務嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
347	給食費事務嘱託員	月額 226,800円 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	4級	通勤費用
348	野外教育施設指導員	月額 226,800円	4級	通勤費用
349	野外教育施設指導補助員	月額 210,700円	4級	通勤費用
350	野外教育施設看護員	月額 210,700円	4級	通勤費用
351	野外教育施設管理運営員	月額 210,700円	4級	通勤費用
352	母語学習協力員	月額 255,600円	4級	通勤費用
353	初期日本語集中教室指導員	月額 255,600円	4級	通勤費用
354	就労支援コーディネーター	月額 255,600円	4級	通勤費用
355	教職員保健指導員	月額 272,100円	4級	通勤費用
356	公有財産関係事務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用
357	学校用務業務員（臨時）	月額 210,700円	4級	通勤費用
358	学校用務業務補助嘱託員	1時間 900円	4級	通勤費用（臨職）
359	学校給食調理業務員（臨時）	月額 210,700円	4級	通勤費用
360	図書館業務補助嘱託員	1時間 900円	4級	通勤費用（臨職）
361	教育事務補助嘱託員	1時間 900円	4級	通勤費用（臨職）
362	特別支援学校実習業務補助嘱託員	1時間 900円	4級	通勤費用（臨職）
363	特別支援学校介助嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用
364	教育委員会事務局事務嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用
365	就学奨励事務嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用
366	子ども応援委員会スクールポリス	1時間 2,030円	4級	通勤費用（臨職）
367	スクールカウンセラー	1時間 5,000円	4級	通勤費用（臨職）
368	日本語教育相談センターコン	1回 5,900円	4級	通勤費用（臨職）

	サルトアント				
369	栄日本語指導教室 主任学習講師 学習講師	1回 1回	6,400円 5,410円	4級 4級	通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
370	特別支援教育スーパーバイザー	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）
371	特別支援教育アドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
372	発達障害対応支援員	1時間	1,035円	4級	通勤費用（臨職）
373	児童生徒看護介助員	1時間	1,485円	4級	通勤費用（臨職）
374	通級指導定着支援員	月額	226,800円	4級	通勤費用
375	高等学校外国人理数英語講師	月額	436,200円	5級	通勤費用
376	学校司書	1時間	1,065円	4級	通勤費用（臨職）
377	学校給食栄養士	1時間	1,035円	4級	通勤費用（臨職）
378	名東高等学校外国人英語講師	月額	522,800円	5級	通勤費用
379	高等学校非常勤外国人講師	1時間	6,000円	4級	通勤費用
380	初任研拠点校指導嘱託員	月額 （備考第3項の適用を受ける者 255,200円）	272,100円	4級	通勤費用
381	高等学校嘱託講師	月額 （備考第3項の適用を受ける者 195,600円）	208,500円	4級	通勤費用
382	幼稚園嘱託講師	月額 （備考第3項の適用を受ける者 200,200円）	213,300円	4級	通勤費用
383	小学校・中学校・特別支援学校非常勤講師	1時間	2,800円	4級	通勤費用
384	高等学校非常勤講師 65分授業を担当する者 定時制課程（夜間）に勤務する者 45分授業を担当する者（全日制課程に限る。） その他の者	1授業時間 1授業時間 1授業時間 1授業時間	3,640円 2,920円 2,520円 2,800円	4級 4級 4級 4級	通勤費用 通勤費用 通勤費用 通勤費用
385	高等学校非常勤実習助手	1授業時間	1,750円	4級	通勤費用
386	幼稚園非常勤講師	1時間	1,680円	4級	通勤費用
387	学校事務センター給与事務嘱託員	月額	226,800円	4級	通勤費用
388	小学校・中学校・特別支援学校事務支援員	月額	226,800円	4級	通勤費用
389	学校事務補助嘱託員	1時間	900円	4級	通勤費用（臨職）
390	小学校給食衛生等指導員	月額	255,600円	4級	通勤費用
391	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算し		7級 7級 7級	

	精神科（特別支援学校）	た額とする。 年額 393,300円	7級	
392	小学校臨時専門医	1回につき、24,600円に 335円に検診者数を乗じ て得た額を加算した額 とする。	7級	
393	学校医補助者	1回 3,540円	4級	
394	学校歯科医	年額とし、216,400円に 335円に検診者数を乗じ て得た額を加算した額 とする。	7級	
395	学校歯科医補助者 歯科衛生士 歯科助手	1回 6,490円 1回 3,540円	4級 4級	
396	学校薬剤師	年額とし、180,800円に 2,950円に学級数を乗じ て得た額を加算した額 とする。	7級	
397	地域学校安全指導員	日額 8,120円	4級	
398	稲武野外教育センター所長	月額 315,700円 (備考第3項の適用を受 ける者 298,000円)	7級	通勤費用
399	中津川野外教育センター所長	月額 315,700円 (備考第3項の適用を受 ける者 298,000円)	7級	通勤費用
400	野外教育センター宿日直代行 員	1回 4,330円	4級	
401	子ども適応相談センター参与	日額 15,630円	8級	
402	子ども適応相談センター嘱託 医師	1回 21,400円	7級	通勤費用（臨職）
403	子ども適応相談センターセラ ピスト	1回 18,500円	7級	通勤費用（臨職）
404	部活動顧問 小学校 中学校	月額 32,400円 月額 43,200円	4級 4級	
405	文化財専門員	月額 255,600円	4級	通勤費用
406	文化財事務嘱託員	月額 210,700円	4級	通勤費用
407	見晴台考古資料館長	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受 ける者 255,200円)	4級	通勤費用
408	見晴台考古資料館運営嘱託員	月額 226,800円	4級	通勤費用
409	見晴台考古資料館調査員	1時間 1,065円	4級	通勤費用（臨職）
410	埋蔵文化財発掘調査員 学芸員の資格を有する者 学芸員の資格を有しない者	日額 7,210円 日額 7,010円	4級 4級	通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）
411	図書館奉仕協力員	1時間 900円	4級	通勤費用（臨職）
412	博物館長	月額 582,500円	9級	通勤費用
413	博物館参与	日額 15,630円	8級	
414	博物館資料調査員	日額 7,210円	4級	通勤費用（臨職）
415	蓬左文庫司書	1時間 1,065円	4級	通勤費用（臨職）
416	美術館長	月額 582,500円	9級	通勤費用
417	美術館参与	日額 15,630円	8級	
418	科学館長	月額 582,500円	9級	通勤費用
419	科学館主任展示運営員	月額 272,100円	4級	通勤費用
420	科学館展示運営員	月額 255,600円	4級	通勤費用
421	科学館展示運営補助員	月額 210,700円	4級	通勤費用

422	教育センター嘱託弁護士	1回	25,900円	7級	通勤費用（臨職）	選挙管理委員会事務局 消防局
423	教育センター嘱託医師	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）	
424	教育センター特別教育相談員	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）	
425	教育センター嘱託臨床心理士	1回	18,500円	7級	通勤費用（臨職）	
426	教育センター嘱託社会福祉士	1回	18,500円	7級	通勤費用（臨職）	
427	教育センター情報教育専門員	日額	15,630円	8級		
428	新規採用教員研修指導員	1時間	2,800円	4級	通勤費用	
429	選挙事務嘱託員	1時間	1,689円	4級	通勤費用（臨職）	
430	自主防災組織指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	272,100円	4級	通勤費用	
431	防災技術訓練センター指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
432	大型バス運転業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	226,800円	4級	通勤費用	
433	自主防災組織連絡調整指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
434	車両整備嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
435	消防署受付業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
436	消防学校寮監	月額 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	272,100円	4級	通勤費用	
437	消防装備集配送業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 212,800円)	226,800円	4級	通勤費用	
438	庶務経理事務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
439	指令管制支援嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
440	特定災害業務支援嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
441	研修業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
442	応急手当普及主任指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	272,100円	4級	通勤費用	
443	応急手当普及指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	
444	市民防災普及員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	272,100円	4級	通勤費用	
445	学校業務支援嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 239,700円)	255,600円	4級	通勤費用	

		ける者 239,700円)		
446	消防音楽隊演奏業務主任嘱託員	月額 272,100円 (備考第3項の適用を受ける者 255,200円)	4級	通勤費用
447	消防音楽隊演奏業務嘱託員	月額 255,600円	4級	通勤費用
448	救急救命士養成専任教員 医師免許を有する者 その他の者	月額 378,000円 月額 272,100円	5級 4級	通勤費用 通勤費用
449	衛生管理指導員	月額 272,100円	4級	通勤費用
450	消防カラーガード隊員	月額 210,700円	4級	通勤費用
451	消防業務事務補助嘱託員 内部部局において企画調整 事務補助に従事する者 その他の者	月額 226,800円 月額 210,700円	4級 4級	通勤費用 通勤費用
452	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長 区消防団連合会長（市消防 団連合会長である者を除く。） 消防団長（市消防団連合会 長又は区消防団連合会長で ある者を除く。） 副団長 部長 班長 団員	年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、34,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、31,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、28,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、25,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。	8級 7級 5級 4級 4級 4級 4級	
453	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防団 の業務に従事する者	1回 4,500円を上 限として市 長が定める 額とする。	消防団員 （基本消 防団）と しての級 に 準 ず	

	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1回	1,000円	る。 4級		
454	育児休業等代替嘱託員	月額	226,800円	4級	通勤費用	関係局

- 備考 1 月額により定める報酬の額は、非常勤の職員の任命を行った時期、年齢等を考慮して任命権者が別に定める基準により減額することができる。
- 2 1時間当たりの報酬の額が上限及び下限で定められているものについては、職務の困難、複雑、責任の度等に応じて任命権者が別に定める基準により報酬の額を定めるものとする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間にある者であって、非常勤の職員に任命されている者（以下「支給年齢職員」という。）の報酬の額は、報酬の額の欄中括弧内に掲げる額とする。
- 4 費用弁償旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 5 費用弁償その他の欄中「通勤費用」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第11条の規定を準用し算定する。ただし、当該規定を改正する条例（以下「改正条例」という。）による改正後の当該規定の施行又は適用の日が改正条例の公布の日の属する年度の末日までの間である場合にあっては、同日までの間は、改正条例による改正前の当該規定を準用し算定する。
- 6 費用弁償その他の欄中「通勤費用（臨職）」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第22条を準用し算定する。
- 7 27の項区民サービス嘱託員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき508円（支給年齢職員にあっては、476円）を加算した額とする。
- 8 28の項区民サービス協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき508円を加算した額とする。
- 9 36の項通達員の報酬の額の欄中「任命権者が定める額」は、臨時の配付物ごとにその重量、形状等を考慮して、任命権者が定める額とする。
- 10 159の項福祉施設嘱託員（寮母業務に従事する者に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき450円を加算した額とする。
- 11 213の項一時保護対応協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき508円を加算した額とする。
- 12 218の項児童福祉施設嘱託員（保育士資格又は児童指導員資格を有し保育士業務又は児童指導員業務に従事する者に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき508円を加算した額とし、同項児童福祉施設嘱託員（保育士資格又は児童指導員資格を有せず保育士業務補助又は児童指導員業務補助に従事する者に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき450円を加算した額とする。
- 13 429の項選挙事務嘱託員の報酬の額は、1日8時間を超えて勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき423円（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は845円）を加算した額とし、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき423円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第30号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1,063人」を「 1,068人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第31号

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の一部を改正する条例

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例（昭和56年名古屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 4条中「（以下「使用者」という。）」を削る。

別表中

「

宿	泊	午後 4時から翌日午前10時まで	3,500円	を

」

「

宿	泊	午後 4時から翌日午前10時まで	本市内に住所を有する者	3,500円	に
			本市以外に住所を有する者	4,500円	

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第 4条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例別表の規定は、
施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用
料については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第32号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 1号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の 2の 6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に改め、同項第 3号及び第 4号中「に該当する」を「の適用がある」に改め、同項第 5号中「附則第35条の 2第 6項」を「附則第35条の 2第 5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「附則第35条の 2の 6第11項若しくは第15項又は第35条の 3第11項」を「附則第35条の 3第15項」に改め、同項中第 8号を第11号とし、第 7号を第10号とし、第 6号を第 7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第 144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8条第 7項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 7項及び第

16条第 4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額

- (9) 外国居住者等所得相互免除法第 8条第 9項 (外国居住者等所得相互免除法第12条第 8項及び第16条第 5項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額

第14条第 1項第 5号の次に次の 1号を加える。

- (6) 地方税法附則第35条の 2の 2第 5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の 2の 6第15項又は第35条の 3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

附則第20条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条中「附則第33条の 2第 1項」を「附則第33条の 2第 5項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「ものとする」を「ものとし、同法附則第35条の 2の 6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする」に改める。

附則第24条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「附則第35条の 2第 1項」を「附則第35条の 2第 5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「附則第35条の 2の 6第 1項及び第 5項の規定の適用がある場合並びに同法附則第35条の 3第 3項」を「附則第35条の 3第15項」に改め、同条の次に次の 1条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険料算定の特例)

第24条の 2 前条の規定は、世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の 2の 2第 5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合について準用する。この場合において、前条中「地方税法附則第35条の 2第 5項」とあるのは「地方税法附則第35条の 2の 2第 5項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と、「同法附則第35条の 3第15項」とあるのは「同法附則第35条の 2の 6第15項又は第35条の 3第13項若しくは第15項」と読み替えるものとする。

附則第25条の次に次の 2条を加える。

(特例適用利子等に係る利子所得等に係る保険料算定の特例)

第25条の 2 世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第 8条第 7項 (外国居住者等所得相互免除法

第12条第 7項及び第16条第 4項において準用する場合を含む。)の特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第19条の 2第 1項及び第 2項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに外国居住者等所得相互免除法第 8条第 7項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 7項及び第16条第 4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る配当所得等に係る保険料算定の特例）

第25条の 3 前条の規定は、世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が外国居住者等所得相互免除法第 8条第 9項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 8項及び第16条第 5項において準用する場合を含む。）の特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「第 8条第 7項」とあるのは「第 8条第 9項」と、「第12条第 7項及び第16条第 4項」とあるのは「第12条第 8項及び第16条第 5項」と、「特例適用利子等」とあるのは「特例適用配当等」と、「譲渡所得、一時所得及び雑所得」とあるのは「及び雑所得」と読み替えるものとする。

附則第27条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条中「条約適用配当等に係る配当所得」を「条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得」に、「利子所得、配当所得、譲渡所得」を「譲渡所得」に、「配当所得」を「及び雑所得」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第33号

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例

名古屋市保健所条例（昭和23年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「この名称位置」を「その名称、位置」に、「を次のように定める」を「は、次のとおりとする」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
名 古 屋 市 保 健 所	名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号	市 内 一 円

第 2条を次のように改める。

第 2条 名古屋市保健所に支所を設け、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域

名古屋市保健所千種保健センター	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目37番地	千 種 区 一 円
名古屋市保健所東保健センター	名古屋市東区筒井一丁目 7 番74号	東 区 一 円
名古屋市保健所北保健センター	名古屋市北区清水四丁目17 番 1号	北 区 一 円
名古屋市保健所西保健センター	名古屋市西区花の木二丁目 18番 1号	西 区 一 円
名古屋市保健所中村保健センター	名古屋市中村区名楽町 4 丁目 7番地の18	中 村 区 一 円
名古屋市保健所中保健センター	名古屋市中区栄四丁目 1番 8号	中 区 一 円
名古屋市保健所昭和保健センター	名古屋市昭和区阿由知通 3 丁目19番地	昭 和 区 一 円
名古屋市保健所瑞穂保健センター	名古屋市瑞穂区田辺通 3 丁目45番地の 2	瑞 穂 区 一 円
名古屋市保健所熱田保健センター	名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号	熱 田 区 一 円
名古屋市保健所中川保健センター	名古屋市中川区高畑一丁目 223番地	中 川 区 一 円
名古屋市保健所港保健センター	名古屋市港区港栄二丁目 2 番 1号	港 区 一 円
名古屋市保健所南保健センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1番地の 1	南 区 一 円
名古屋市保健所守山保健センター	名古屋市守山区小幡一丁目 3番 1号	守 山 区 一 円
名古屋市保健所緑保健センター	名古屋市緑区相原郷一丁目 715番地	緑 区 一 円
名古屋市保健所名東保健センター	名古屋市名東区上社二丁目 50番地	名 東 区 一 円

名古屋市保健所天白 保健センター	名古屋市天白区島田二丁目 201番地	天 白 区 一 円

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第34号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第35条に次の 1 項を加える。

- 4 法第 349 条の 3 の 4 の規定の適用を受ける償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、法第 349 条の 3 の 4 に定める額とする。

第37条の 2 第 1 項中「第 352 条」を「第 352 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に、「当該家屋」を「当該区分所有に係る家屋」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 352 条第 2 項の規定により、同項に規定する居住用超高層建築物に対して課する固定資産税については、各区分所有者は、前項の規定にかかわらず、同条第 2 項に定める額をその者の当該居住用超高層建築物に係る固定資

産税として納付する義務を負う。

第37条の3の次に次の1条を加える。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額)

第37条の4 法第352条の3の規定の適用を受ける家屋に対して課する固定資産税については、同条に定める額をその税額から減額する。

第91条の次に次の1条を加える。

(震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する都市計画税の減額)

第91条の2 法第702条の4の2の規定の適用を受ける家屋に対して課する都市計画税については、同条に定める額をその税額から減額する。

附則第14条の6第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第10項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項を同条第15項とする。

附則第17条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税

に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第56条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 附則第19条第2項及び第3項中「平成29年度」を「平成32年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）第35条第4項及び第37条の4の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新条例第37条の3第2項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新条例第35条第4項に規定する償却資産及び新条例第37条の4に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第37条の2第2項の規定は、平成29年1月2日以後に新築された同項に規定する居住用超高層建築物（施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同月2日前に新築された区分所有に係る家屋及び同日以後に新築された区分所有に係る家屋（施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第91条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、この条例による改正前の名古屋州市税条例（以下「旧条例」という。）附則第14条の6第13項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、旧条例附則第14条の6第15項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業者選定審議会条例をここに公布する。

平成29年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第35号

名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業者選定審議会条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき行う本市が設置する名古屋市国際展示場新第1展示館の整備事業（法に準じて行うものを含む。）を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者の中から、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光文化交流局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

26	伝統的建造物群保存地区保存審議会			観光文化交流局
	会長	日額 13,500円	8 級	
	委員及び臨時委員	日額 12,600円	8 級	

」

を

「

26	伝統的建造物群保存地区保存審議会			観光文化交流局
	会長	日額 13,500円	8 級	
	委員及び臨時委員	日額 12,600円	8 級	
26の2	名古屋市国際展示場新第1展示館整備事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8 級	

」

に改める。

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第25号

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項予防部指導課の項第10号中「火薬類、」を削り、同号を同課の項第11号とし、同課の項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 火薬類の規制及び指導に関すること。

第4条第1項消防部消防課の項第8号中「部内他隊」を「部内他課隊」に改める。

第11条第1項の表予防部権限移譲の項を次のように改める。

権限移譲等	1 高圧ガス及び液化石油ガスの規制に関する権限の移譲に係る企画及び調整に関すること。	1

	2 危険物等の規制及び指導に 関すること。 3 危険物施設等の防災対策の 推進に関すること。 4 石油コンビナート等災害防 止法の施行に関すること。 5 液化石油ガス等の防災指導 に関すること。 6 火薬類の規制及び指導に関 すること。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市環境影響評価条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第26号

名古屋市環境影響評価条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市環境影響評価条例施行細則（平成11年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項中「高さ」の次に「（以下「建築物の高さ」という。）」を、「」が50,000平方メートル以上であるもの」の次に「。ただし、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域（以下「特定都市再生緊急整備地域」という。）の区域内にあつては、建築物の高さが180メートル以上であるものであり、かつ、延べ面積が150,000平方メートル以上であるもの」を、「延べ面積が50,000平方メートル以上であるもの」の次に「。ただし、特定都市再生緊急整備地域の区域内にあつては、建築物の高さが180メートル以上であるものの増築又は改築に係る延べ面積が150,000平方メートル以上であるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に工事に着手している対象事業については、なお従前の例による。

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第27号

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営路外駐車場条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第10条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市住宅都市局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第13条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第14条から第19条までを削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市農業文化園条例施行細則及び名古屋市緑化センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第28号

名古屋市農業文化園条例施行細則及び名古屋市緑化センター条例
施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市農業文化園条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第 6 条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1 条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第 9 条第 1 項中「。以下「法」という。」を削り、同条第 2 項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第10条から第15条までを削り、第16条を第10条とする。

(名古屋市緑化センター条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市緑化センター条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第8条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第11条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第12条から第17条までを削り、第18条を第12条とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第29号

名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則

名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第28条の 3の次に次の 1条を加える。

（作業の種類等）

第28条の 4 更生施設の長は、入所者の生活の向上及び更生を図るため、次に掲げる作業を課することができる。

- (1) 清掃作業
- (2) 農作業
- (3) その他軽易な作業

2 前項の作業は、入所者の精神的、身体的状況に応じ、適当な方法及び時間を定めて行わせる。ただし、作業時間は、休憩時間を除き、1日 5時間を超えてはならない。

3 更生施設の長は、作業によって収益が生じたときは、その収益から必要経

費を控除した残額を、入所者の生活の向上及び更生を図るために必要な費用に充てなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第30号

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則

名古屋市立中央看護専門学校規則（昭和50年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第12条の 2第 2項中「第39条第 1号」を「第40条第 2項第 1号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第31号

名古屋市印鑑条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市印鑑条例施行細則（昭和46年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第16条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 印鑑・印鑑登録手帳亡失届 3 年
 印鑑登録廃止申請書

第16条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 印鑑登録申請書 3 年

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第32号

名古屋市職員定数条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市職員定数条例施行細則（昭和33年名古屋市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条第1項第7号」を「第1条第7号」に改め、同条第2号中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び講師」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「講師（任期の定めのない者に限る。）」を「講師」に、「829人」を「823人」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 特別支援学校に勤務する校長及び教員

校 長	4 人

教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師	450 人

第2条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 小学校に勤務する校長及び教員

校 長 263 人

教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（任期の定めのない者に限る。以下この条において同じ。） 5,743 人

(2) 中学校に勤務する校長及び教員

校 長 110 人

教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師 3,041 人

第3条を次のように改める。

（教員等の欠員補充）

第3条 特に必要があるときは、前条各号に掲げる教員（同条第1号及び第2号にあっては教頭及び主幹教諭を、同条第3号及び第4号にあっては教頭を除く。）の欠員の範囲内で講師（任期の定めのある者に限る。）又は実習助手を当該学校（実習助手にあっては、高等学校に限る。）に置くことができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第33号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第26条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第29条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第30条から第35条までを削り、第36条を第30条とする。

別表第4中

「		「																			
<table><tr><td>439,560 円</td></tr><tr><td>781,440 円</td></tr><tr><td>1,221,000 円</td></tr><tr><td>1,628,000 円</td></tr><tr><td>2,442,000 円</td></tr><tr><td>3,256,000 円</td></tr><tr><td>4,884,000 円</td></tr><tr><td>1,221,000 円</td></tr><tr><td>1,628,000 円</td></tr></table>	439,560 円	781,440 円	1,221,000 円	1,628,000 円	2,442,000 円	3,256,000 円	4,884,000 円	1,221,000 円	1,628,000 円		<table><tr><td>452,520 円</td></tr><tr><td>804,480 円</td></tr><tr><td>1,257,000 円</td></tr><tr><td>1,676,000 円</td></tr><tr><td>2,514,000 円</td></tr><tr><td>3,352,000 円</td></tr><tr><td>5,028,000 円</td></tr><tr><td>1,257,000 円</td></tr><tr><td>1,676,000 円</td></tr></table>	452,520 円	804,480 円	1,257,000 円	1,676,000 円	2,514,000 円	3,352,000 円	5,028,000 円	1,257,000 円	1,676,000 円	
439,560 円																					
781,440 円																					
1,221,000 円																					
1,628,000 円																					
2,442,000 円																					
3,256,000 円																					
4,884,000 円																					
1,221,000 円																					
1,628,000 円																					
452,520 円																					
804,480 円																					
1,257,000 円																					
1,676,000 円																					
2,514,000 円																					
3,352,000 円																					
5,028,000 円																					
1,257,000 円																					
1,676,000 円																					
」	を	」	に改める。																		

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第34号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

相生山駅自転車駐車場	相生山南	名古屋市緑区相川三丁目 8 番	午前 0 時から午後 12時まで
	相生山北	名古屋市天白区久方三丁目36番 2	午前 0 時から午後 12時まで

」

を

相生山駅自転車駐車場	相生山南	名古屋市緑区相川三丁目 8 番	午前 0 時から午後 12時まで
	相生山北	名古屋市天白区久方三丁目36番 2	午前 0 時から午後 12時まで
有松駅自転車駐車場	有松北	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 208 番	午前 0 時から午後 12時まで
	有松西	名古屋市緑区有松29番	午前 0 時から午後 12時まで
	有松南	名古屋市緑区有松 2101番	午前 0 時から午後 12時まで

に改める。

附 則

この規則は、平成29年11月 1 日から施行する。

名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第35号

名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 3 年名古屋市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項中「その食鳥処理場の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）」を「名古屋市食肉衛生検査所長（以下「食肉衛生検査所長」という。）」に改め、同条第 2項中「保健所長」を「食肉衛生検査所長」に改める。

第 2条から第 8条までの規定中「保健所長」を「食肉衛生検査所長」に改める。

第 1号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第 2号様式中「名古屋市 保健所長」を「名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第 3号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第 4号様式中「名古屋市 保健所長」を「名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第 5号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第 6号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に、「保健所長」を「食肉衛生検査所長」に改める。

第 7号様式及び第 8号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第 9号様式中「名古屋市 保健所長」を「名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第10号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第11号様式及び第12号様式中「名古屋市 保健所長」を「名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第13号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第14号様式中「名古屋市 保健所長」を「名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

第15号様式中「（あて先）名古屋市 保健所長」を「（宛先）名古屋市食肉衛生検査所長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書、認定書及び通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第36号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

汁 谷 荘	千種区汁谷町	中層 耐火	5 階建	平成12年度	34	を
		高層 耐火	6 階建	平成14年度	46	
				平成16年度	48	
新萱場荘	千種区北千種二丁目	高層 耐火	11階建 (併存)	昭和44年度	117	」

汁 谷 荘	千種区汁谷町	中層 耐火	5 階建	平成12年度	34	に、
		高層 耐火	6 階建	平成14年度	46	
				平成16年度	48	

大 須 荘	中区大須一丁目	高層 耐火	13階建	平成 4 年度	35	を
小 林 荘	中区大須三丁目	中層 耐火	4 階建 (併存)	昭和33年度	54	

大 須 荘	中区大須一丁目	高層 耐火	13階建	平成 4 年度	35	に

改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第37号

名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「申込み」を「入居の申込み」に改め、「以下」の次に「（次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、123,000 円以上 487,000 円以下）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 入居の申込みをした者が35歳以下の者であり、かつ、同居しようとする者が入居の申込みをした者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）で、35歳以下のものである場合
- (2) 同居しようとする者に中学校若しくは小学校若しくはこれらに準ずる学校に在学する者又は小学校若しくはこれに準ずる学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第 5 条第 2 項中「へ」を「ホ」に改める。

第10条第2項第1号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を削る。

第13条第1項第2号中「小学校」の次に「又はこれに準ずる学校」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第38号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第69号）の施行期日は、平成29年 4 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第39号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

乳児院	名古屋市若葉寮	15人	を

」

「

乳児院	名古屋市ひばり荘	15人	に、

」

「

児童養護施設	名古屋市若葉寮	15人	を
〃	名古屋市ひばり荘	32人	

」

児童養護施設	名古屋市ひばり荘	48人	に、

情緒障害児短期 治療施設	名古屋市くすのき学園	50人	を

児童心理治療施 設	名古屋市くすのき学園	50人	に

改め、同条第 2項の表中

名古屋市北千種保育園	30人	20人	40人	90人	及

び

名古屋市東栄保育園	40人	20人	60人	120人	を

削り、

名古屋市正色第一保育園	20人	15人	50人	85人	を
名古屋市正色第二保育園	20人	15人	50人	85人	

名古屋市正色第一保育園	20人	15人	40人	75人	に
名古屋市正色第二保育園	20人	15人	40人	75人	

改め、

「

名古屋市畑田保育園	20人	20人	50人	90人	を

」

削る。

第3条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「次の各号」を「次」に改める。

附則第3項の表中「、名古屋市畑田保育園」及び「名古屋市北千種保育園、」を削り、「名古屋市牧野池保育園」を「名古屋市白金保育園、名古屋市牧野池保育園」に、「名古屋市白金保育園、名古屋市高蔵保育園」を「名古屋市高蔵保育園」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第40号

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「に定める額に2分の1を乗じて得た額」を「Bの項に定める額」に改め、同条第2項中「に定める額に2分の1を乗じて得た額」を「Bの項に定める額（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、支給認定保護者の属する世帯がC₁階層及びC₂階層の子ども並びに同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、支給認定保護者の属する世帯がC₁階層からC₃階層までの子どもの場合にあつては、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額）」に改める。

第1号様式中「及びひとり親家庭手当」を「、ひとり親家庭手当及び愛知県遺児手当」に改める。

第2号様式中「並びに児童扶養手当及びひとり親家庭手当」を「、児童扶養

手当、ひとり親家庭手当及び愛知県遺児手当に関する資料並びに妊娠の届出」に改める。

第 3号様式中

「

氏 名 (フ リ ガ ナ)

を

氏	名

」

に改め、同様式備考第 2項中「日本工業規格 A 4」を「縦20.6センチメートル、横21.0センチメートル」に改める。

第 4号様式中

「

フ リ ガ ナ	

氏 名	

」

を

「

氏 名	

」

に改める。

第 7号様式及び第10号様式中「並びに児童扶養手当及びひとり親家庭手当」を「、児童扶養手当、ひとり親家庭手当及び愛知県遺児手当に関する資料並びに妊娠の届出」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子ども・子育て

支援法等施行細則の規定に基づいて提出されている申請書、届及び申込書は、この規則による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第41号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表区長印の項用途の欄中「利用者負担額決定通知書」の次に「、利用者負担額減額^{承認}_{不承認}決定通知書」を、「利用者負担額納入通知書」の次に「、利用者負担額領収のお知らせ」を、「利用者負担額督促状」の次に「、児童手当からの利用者負担額（民間保育所保育料）の納入について（納入済通知書）」を加え、同表社会福祉事務所長印の項用途の欄中「保育利用保留通知書」の次に「、利用要請書」を加える。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第42号

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則の一部を改正する規則

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則（昭和58年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とする。

第12条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

（地域の課題の把握及び対応）

第11条 区長は、区における総合行政の推進に当たっては、区役所の職員に担当の地域を割り当てる地域担当制等多様な手段により地域の課題や意向を把握し、その対応に努めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第43号

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営金城ふ頭駐車場条例施行細則（平成28年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び回数駐車券」を「、回数駐車券及び出庫券」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、条例第4条第2項の規定により使用料を徴収する場合においては、駐車場の利用を終わった者は、精算所において駐車整理券及び市長が発行する出庫券を精算機に挿入又は係員に提出するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第44号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「監 査 室」を「監 査 課」に、「子ども福祉課
児童虐待対策室」を

「子ども福祉課」に、「臨海開発推進室」を「名港開発振興課」に改める。

第 2 条総務局行政改革推進部情報化推進課の項第 5 号を次のように改める。

(5) 基盤システムの運用、管理及び調整に関すること。

第 2 条財政局財政部アセットマネジメント推進室の項第 2 号を削り、同局税務部税制課の項第10号中「臨時福祉給付金等」を「臨時福祉給付金」に改め、同条環境局ごみ減量部資源化推進室の項第 2 号中「資源化」を「資源化等」に改め、同条健康福祉局総務課の項第 4 号から第 7 号までを削り、同課の項第 8 号中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を削り、同号を同課の項第 4 号とし、同課の項第 9 号中「局内他部室課公所」を「局内他部課公所」に改め、

同号を同課の項第 5 号とし、同局の項中「監 査 室」を「監 査 課」に改め、同局監査課の項に次の 4 号を加える。

- (3) 局所管事業の調査統計の企画及び調整に関すること。
- (4) 災害救助その他救済に関すること。
- (5) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。
- (6) 社会福祉審議会に関すること。

第 2 条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項第 8 号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改め、同局生活福祉部保護課の項第 3 号から第 5 号までを次のように改める。

- (3) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
- (4) 住居のない者の援護に関すること。
- (5) 厚生院及び保護施設に関すること。

第 2 条健康福祉局健康部健康増進課の項第 1 号及び第 7 号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改め、同条子ども青少年局子育て支援部子育て支援課の項第 8 号中「部内他課室公所」を「部内他課公所」に改め、同部子ども福祉課の項中第 4 号を第 7 号とし、第 3 号を第 6 号とし、第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

- (2) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) その他児童虐待対策に関すること（局内他部課室公所の主管に属するものを除く。）。

第 2 条子ども青少年局子育て支援部児童虐待対策室の項を削り、同条住宅都市局住宅部住宅企画課の項第 2 号から第 6 号までを次のように改める。

- (2) 市営住宅等に係るアセットマネジメントに関すること。
- (3) 住宅用地に関すること。
- (4) 民間住宅の助成に関すること。
- (5) マンション管理の支援等に関すること。
- (6) 名古屋市住宅供給公社に関すること（住宅管理課の主管に属するものを除く。）。

第 2 条住宅都市局住宅部住宅企画課の項に次の 1 号を加える。

(7) 部内他課の主管に属しないこと。

第2条住宅都市局住宅部住宅整備課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同局都市整備部の項中「臨海開発推進室」を「名港開発振興課」に改め、同部名港開発振興課の項第1号中「臨海部」を「港及びその周辺地区」に改め、同課の項第2号を削り、同課の項第3号中「臨海部」を「港及びその周辺地区」に改め、同号を同課の項第2号とし、同課の項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条緑政土木局河川部河川管理課の項中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 採石法に基づく認可に関すること。

(8) 砂利採取法に基づく認可に関すること。

第2条緑政土木局河川部河川工務課の項第4号中「水防関連施設」を「水防施設等」に改め、同局緑地部緑地維持課の項第2号中「名城公園フラワープラザ」の次に「、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を加える。

第8条第1項の表住宅都市局開発・耐震の項第2号中「臨海部」を「港及びその周辺地区」に改め、同局の項中

「

栄 開 発 等	1 栄地区における開発及び整備の事業推進に関すること。	1
	2 その他都心部における開発及び整備の事業推進に関すること（名古屋駅周辺地区を除く。）。	
	3 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。	

を

」

「

栄 開 発 等	1 栄地区における開発及び整備の事業推進に関する事 2 其他都心部における開発及び整備の事業推進に関する事（名古屋駅周辺地区を除く。） 3 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関する事。	1
名 駅 開 発 等	1 局長の指定するリニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅周辺地区のまちづくりの推進に関する事。 2 局長の指定する名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関する事。	1

に

」

改め、同表緑政土木局の項中

「

地 域 企 画	1 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関する事。 2 土木事務所に関する事（局内他部課室の主管に属するものを除く。） 3 前号に掲げる事項に係る予算執行等に関する事。	1
技 術	1 道路及び道路附属物等の維持管理に関する事。 2 自転車対策及び道路附属物自動車駐車場に関する事。	1

を

」

技 術	1 局所管事業に係る技術事項の指導及び調整等に関する事	1	に
地 域 企 画	1 局長の指定する土木事務所に係る局内重要事項の総合調整に関する事。 2 土木事務所に係る事（局内他部課室の主管に属するものを除く。）。 3 前号に掲げる事項に係る予算執行等に関する事。	1	

改める。

第9条第1項の表防災危機管理局の項中

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関する事。 2 危機管理に係る施策の推進に関する事。	31	を

防災に係る特命事項の処理	1 防災に係る特命事項の処理に関する事。	1	に
危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関する事。 2 危機管理に係る施策の推進に関する事。	31	

改め、同表総務局の項中

企画部	企画・水及びエネルギーに係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関する事 2 水に係る施策の調整に関する事 3 エネルギー対策に係る施策の調整に関する事 4 その他局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事	1	を

職員部	メンタルヘルス	1 職員の心の健康保持増進に関する事 2 職員の健康管理に係る企画及び調整に関する事	1	に
企画部	企画・水及びエネルギーに係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関する事 2 水に係る施策の調整に関する事 3 エネルギー対策に係る施策の調整に関する事 4 その他局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事	1	

改め、同局総合調整部アジア競技大会の推進に係る総合調整の項を次のように改める。

アジア競技大会の推進に係る総合調整	1 アジア競技大会の推進に係る総合調整に関する事。	2

第 9 条第 1 項の表財政局税務部臨時福祉給付金等の支給に係る調整の項を次のように改める。

臨時福祉給 付金の支給 に係る調整	1 臨時福祉給付金の支給に係る調整に 関すること。	1

第9条第1項の表市民経済局地域振興部の項中

「

地域コミュ ニティ活性 化支援	1 地域コミュニティ活性化支援に係る 企画及び調整に関すること。	1

を

」

「

区役所の庁 舎営繕等	1 局長の指定する区役所の庁舎営繕等 に係る企画及び調整に関すること。	1
地域コミュ ニティ活性 化支援	1 地域コミュニティ活性化支援に係る 企画及び調整に関すること。	1

に

」

改め、同表健康福祉局臨時福祉給付金等の項を次のように改める。

臨時福祉給 付金	1 臨時福祉給付金に関すること。 2 前号に掲げる事項に係る経理に関す ること。	1

第9条第1項の表健康福祉局高齢福祉部事業者指導の項第5号中「に係る介護保険システムの改修」を「の企画」に改め、同局生活福祉部の項を次のように改める。

生活福祉部	保護施設のあり方検討	1 植田寮及び厚生院のあり方の検討に関すること。	1
	生活困窮者自立支援	1 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。 2 住居のない者の援護に関すること。 3 保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること（植田寮及び厚生院のあり方の検討を除く。）。 4 無料低額宿泊所に係る届出に関すること。	1

第9条第1項の表健康福祉局健康部の項中

「

衛生研究所の整備	1 衛生研究所の整備に関すること。	1

を

」

「

衛生研究所の整備	1 衛生研究所の整備に関すること。	1
医務指導・ 新型インフル エンザ対策	1 保健事業に係る医学的指導に関すること。 2 局長の指定する保健事業の総括に関すること。 3 新型インフルエンザ対策に係る他局室及び関係機関との調整に関すること。 4 医療の安全確保に関すること。	1

に

」

改め、同表子ども青少年局子育て支援部女性福祉の項及び児童虐待対策に係る企画調整の項を次のように改める。

児童虐待対策に係る企画調整	1 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。 2 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。	1
女性福祉	1 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導の総括に関すること。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談、指導その他の援助に関すること。 3 前2号に掲げる事項に係る経理に関すること。	1

第9条第1項の表子ども青少年局保育部子ども・子育て支援新制度に係る企画調整の項を削り、同表住宅都市局企画・外郭団体の項を次のように改める。

企画調整	1 局長の特命による事務事業の企画、調査及び総合調整に関すること。	1

第9条第1項の表住宅都市局住宅部整備計画の項を次のように改める。

整備計画等	1 市営住宅等の整備計画に関すること。 2 名城地区の住宅の整備計画に関すること。 3 市営住宅の耐震対策に関すること。 4 市営住宅の整備に係る民間の活力の導入に関すること。	1

第9条第1項の表住宅都市局都市整備部の項中

「

志段味総合 整備	1 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。	1
	2 志段味地区における特定土地地区画整理事業の指導監督に関すること。	

を

」

「

まちづくりに係る特命事項の処理	1 まちづくりに係る特命事項の処理に関すること。	1
志段味総合 整備	1 志段味地区における開発及び整備に係る事業の調査、企画及び実施に関すること。	1
	2 志段味地区における特定土地地区画整理事業の指導監督に関すること。	

に

」

改め、同表緑政土木局路政部の項中

「

道路の利活用に係る企画調整	1 局長の指定する道路の利活用に係る企画及び調整に関すること。	1
	2 局長の指定する道路に関する住民協働に係る企画及び調整に関すること。	

を

」

「

リニア関連 工事等調整	1 局長の指定する道路に関する工事及び 占用工事の調整に関すること。 2 局長の指定する道路の監察及び監理 に関すること。 3 局長の指定する道路に関する監督処 分に関すること。	1
道路の利活 用に係る企 画調整	1 局長の指定する道路の利活用に係る 企画及び調整に関すること。 2 局長の指定する道路に関する住民協 働に係る企画及び調整に関すること。	1

に

」

改め、同部安全・保全の項中第5号を削り、同局道路建設部道路・都市環境等の項及び特定道路建設の項を次のように改める。

橋 梁	1 橋りょうの新設及び改良の工事に関する こと。 2 橋りょうの維持管理計画に関するこ と。 3 橋りょうの維持修繕に関すること。	1
特定道路建 設等	1 局長の指定する道路の立体交差の新 設及び改良の工事に関すること。 2 市有地（住宅都市局の主管に属する ものを除く。）及び局事業用地の測量 に関すること。	1

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第45号

社会福祉事務所長委任規則等の一部を改正する規則

(社会福祉事務所長委任規則の一部改正)

第 1 条 社会福祉事務所長委任規則（昭和40年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則第 8 号の 4 中「第25条」を「第25条第 1 項」に改める。

本則第 9 号の 3 中「第56条第 3 項」を「第56条第 2 項」に改め、「費用」の次に「（第51条第 4 号及び第 5 号に規定する費用に限る。）」を加える。

(児童相談所長委任規則の一部改正)

第 2 条 児童相談所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 号中「並びに第27条の 2 第 1 項」を「、第27条の 2 第 1 項並びに第31条第 4 項」に改める。

本則第 7 号中「並びに第63条の 2」を削る。

本則第 8 号中「第33条第 2 項」の次に「、第 7 項及び第 9 項」を加える。

本則第10号中「一次保護等」を「一時保護等」に改める。

(保健所長委任規則の一部改正)

第3条 保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「、第6号の12から第6号の14まで」を削る。

本則第6号の6から本則第6号の14までを削る。

(食肉衛生検査所長委任規則の一部改正)

第4条 食肉衛生検査所長委任規則（昭和45年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

本則第3号の4を本則第3号の13とし、本則第3号の3の次に次の9号を加える。

(3) の4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条による許可及び第6条第1項による変更の許可に関すること。

(3) の5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項、第7条第2項、第12条第6項、第14条及び第17条第1項第4号による届出の受理に関すること。

(3) の6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までによる食鳥検査に関すること。

(3) の7 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項による確認規程の認定及び同条第2項による確認規程の変更の認定に関すること。

(3) の8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第7項による報告の受理に関すること。

(3) の9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項による届出の受理及び確認規程の廃止期日の決定に関すること。

(3) の10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第9項による指導及び助言に関すること。

(3) の11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第20条による措置に関すること。

(3) の12 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第37条第1項
による報告の請求並びに第38条第1項による立入り、検査、質問及び収
去に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第46号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体
及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中

「

一般財団法人自治体国際化協会

を

」

「

全国市町村職員共済組合連合会

一般財団法人自治体国際化協会

に改める。

」

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第47号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「高等学校」の次に「又は特別支援学校」を、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、「かっこ」を「括弧」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 教育職給料表(4)

小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師

第4条の2第1項中「5級」を「4級」に改め、「係の長（職務の級6級にある者を除く。）の職及びこれに相当するものとして市長が指定する職並びに」を削る。

第4条の3中「及び同表3教育職給料表(3)備考第2項ただし書」を「、同

表 3 教育職給料表 (3) 備考第 2 項ただし書及び同表 4 教育職給料表 (4) 備考第 2 項ただし書」に改め、「2 級」の次に「又は特 2 級」を加える。

第14条第 3 項中「同規則」を「職免規則」に改める。

第29条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 5 号中「一般財団法人愛知県公立高等学校教職員退職互助会」を「一般財団法人愛知県退職教職員互助会及び一般財団法人愛知県公立高等学校教職員退職互助会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第 5 条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135 号）の改正により愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた教職員から引き続き市歳出予算をもってその給料が支給される教職員となった者に対する職員の給与に関する条例施行規則第14条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 3 条第 2 項」とあるのは、「第 3 条第 2 項及び附則第 4 項」とする。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第12項に規定する市長が定める者）

- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第 2 号）附則第12項に規定する「市長が定める者」は、職務の級 2 級以下にある者とする。

教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第48号

教職調整額の支給方法に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法に関する規則（昭和47年名古屋市規則第22号）の一部を次のように改正する。

「高等学校及び幼稚園の」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第49号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第1号中「東部医療センター病院」の次に「、西部医療センター」を加える。

第4号中「長、営業所」を「長並びに営業所」に改め、「並びに管路センターの出張所長」を削る。

第6号中「診療科の部長」の次に「、技師長」を加え、「化学療法部長」を「化学療法部の部長及び副部長」に、「経営戦略室長、医療安全管理室長」を「経営戦略室の室長及び副室長、医療安全管理室の室長及び副室長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

住居手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第50号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和46年名古屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた教職員から引き続き市歳出予算をもってその給料が支給される教職員となった者（以下「旧県費負担教職員」という。）に対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「2,500円」とあるのは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「家賃の月額から12,000円を控除した額（その控除した額が9,300円を超える

ときは、9,300円)」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「家賃の月額から12,000円を控除した額（その控除した額が7,600円を超えるときは、7,600円）」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間においては「家賃の月額から12,000円を控除した額（その控除した額が5,900円を超えるときは、5,900円）」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間においては「家賃の月額から12,000円を控除した額（その控除した額が4,200円を超えるときは、4,200円）」とする。

- 4 旧県費負担教職員に対する第5条第2項の規定の適用については、同項中「8,800円」とあるのは、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては「家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額（その加算した額が23,400円を超えるときは、23,400円）」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額（その加算した額が19,800円を超えるときは、19,800円）」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間においては「家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額（その加算した額が16,200円を超えるときは、16,200円）」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間においては「家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額（その加算した額が12,600円を超えるときは、12,600円）」とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第51号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、若葉寮」を削る。

第24条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) から (3) まで 削除

第24条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) ひばり荘における児童の養護若しくは養育を行う保育士、保育員、看護師若しくは准看護師の業務又は保育士、保育員、看護師若しくは准看護師とともに直接児童の養護若しくは養育を行う児童指導員の業務

(6) ひばり荘又はあけぼの学園における入所する児童の使用したおむつ又はこれに類する直接肌に着用する物の洗濯業務

第24条第5項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「第3項」を

「第４項」に改め、同条第７項中「（第１項第２号）」を「（第１項第６号）」に改め、同条第１０項第１号から第３号までを次のように改める。

(1) から (3) まで 削除

第２４条第１０項第５号を次のように改める。

(5) 第１項第５号に掲げる業務 日額 580 円

第２４条第１０項第６号中「又は第７号」を削り、「５２０円」を「５４０円」に改め、同項第７号を次のように改める。

(7) 第１項第７号に掲げる業務 日額 520 円

第２４条第１１項中「第１項第１号、第６号から第８号まで」を「第１項第５号、第７号、第８号」に、「前項第１号、第６号」を「前項第５号、第７号」に改め、同条第１２項第１号中「第１項第１号」を「第１項第５号」に、「第１０項第１号」を「第１０項第５号」に改め、同項第２号を次のように改める。

(2) 削除

第２４条第１２項第３号中「第１０項第６号」を「第１０項第７号」に改め、同条第１４項中「第１項第１号」を「第１項第４号」に改める。

第２６条第３項第２号中「６００円」の次に「（総務局長が定める職員にあっては、７５０円）」を加え、同項第３号中「７００円」の次に「（総務局長が定める職員にあっては、８７５円）」を加える。

附 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第52号

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当規則（昭和51年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第3条第1項第1号中「除く。）」の次に「又は特別支援学校に勤務する職員」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 小学校又は中学校に勤務する職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第3に掲げる額

第3条第2項第1号中「高等学校」を「小学校、中学校、特別支援学校若しくは幼稚園に勤務する職員又は高等学校」に改め、「又は幼稚園に勤務する職員」を削る。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第 3

職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	2, 200 円	2, 300 円	3, 900 円	4, 200 円	6, 100 円
2	2, 200	2, 300	3, 900	4, 200	6, 100
3	2, 200	2, 300	4, 000	4, 200	6, 100
4	2, 200	2, 300	4, 000	4, 200	6, 100
5	2, 200	2, 500	4, 100	4, 400	6, 300
6	2, 200	2, 500	4, 100	4, 400	6, 300
7	2, 200	2, 500	4, 100	4, 400	6, 300
8	2, 200	2, 500	4, 100	4, 400	6, 300
9	2, 300	2, 600	4, 200	4, 600	6, 400
10	2, 300	2, 600	4, 200	4, 600	6, 400
11	2, 300	2, 600	4, 300	4, 600	6, 400
12	2, 300	2, 600	4, 300	4, 600	6, 400
13	2, 500	2, 700	4, 500	4, 900	6, 700
14	2, 500	2, 700	4, 500	4, 900	6, 700
15	2, 500	2, 700	4, 600	4, 900	6, 700
16	2, 500	2, 700	4, 600	4, 900	6, 700
17	2, 500	2, 900	4, 600	5, 000	6, 800
18	2, 500	2, 900	4, 600	5, 000	6, 800
19	2, 500	2, 900	4, 700	5, 000	6, 800
20	2, 500	2, 900	4, 700	5, 000	6, 800
21	2, 700	3, 000	4, 800	5, 200	7, 000
22	2, 700	3, 000	4, 800	5, 200	7, 000
23	2, 700	3, 000	4, 900	5, 200	7, 000
24	2, 700	3, 000	4, 900	5, 200	7, 000
25	2, 800	3, 100	5, 000	5, 300	7, 100
26	2, 800	3, 100	5, 000	5, 300	7, 100
27	2, 800	3, 100	5, 100	5, 300	7, 100
28	2, 800	3, 100	5, 100	5, 300	7, 100
29	2, 900	3, 300	5, 200	5, 500	7, 200
30	2, 900	3, 300	5, 200	5, 500	7, 200
31	2, 900	3, 300	5, 300	5, 500	7, 200
32	2, 900	3, 300	5, 300	5, 500	7, 200
33	3, 100	3, 400	5, 400	5, 700	7, 300
34	3, 100	3, 400	5, 400	5, 700	7, 300
35	3, 100	3, 400	5, 600	5, 700	7, 300
36	3, 100	3, 400	5, 600	5, 700	7, 300

37	3, 100	3, 500	5, 600	5, 800	7, 400
38	3, 100	3, 500	5, 600	5, 800	7, 400
39	3, 100	3, 500	5, 700	5, 800	7, 400
40	3, 100	3, 500	5, 700	5, 800	7, 400
41	3, 300	3, 700	5, 700	5, 800	7, 400
42	3, 300	3, 700	5, 700	5, 800	7, 400
43	3, 300	3, 700	5, 800	5, 800	7, 400
44	3, 300	3, 700	5, 800	5, 800	7, 400
45	3, 500	3, 800	5, 900	6, 000	7, 600
46	3, 500	3, 800	5, 900	6, 000	7, 600
47	3, 500	3, 800	5, 900	6, 000	7, 600
48	3, 500	3, 800	5, 900	6, 000	7, 600
49	3, 600	4, 000	6, 000	6, 200	7, 600
50	3, 600	4, 000	6, 000	6, 200	7, 600
51	3, 600	4, 000	6, 200	6, 200	7, 600
52	3, 600	4, 000	6, 200	6, 200	7, 600
53	3, 700	4, 200	6, 300	6, 400	7, 600
54	3, 700	4, 200	6, 300	6, 400	7, 600
55	3, 700	4, 200	6, 300	6, 400	7, 600
56	3, 700	4, 200	6, 300	6, 400	7, 600
57	3, 800	4, 400	6, 300	6, 400	7, 600
58	3, 800	4, 400	6, 300	6, 400	7, 600
59	3, 800	4, 400	6, 400	6, 400	7, 600
60	3, 800	4, 400	6, 400	6, 400	7, 600
61	3, 900	4, 600	6, 500	6, 600	7, 600
62	3, 900	4, 600	6, 500	6, 600	7, 600
63	3, 900	4, 600	6, 500	6, 600	7, 600
64	3, 900	4, 600	6, 500	6, 600	7, 600
65	4, 000	4, 800	6, 500	6, 600	7, 600
66	4, 000	4, 800	6, 500	6, 600	7, 600
67	4, 000	4, 800	6, 600	6, 600	7, 600
68	4, 000	4, 800	6, 600	6, 600	7, 600
69	4, 100	5, 100	6, 600	6, 700	7, 600
70	4, 100	5, 100	6, 600	6, 700	7, 600
71	4, 100	5, 100	6, 700	6, 700	7, 600
72	4, 100	5, 100	6, 700	6, 700	7, 600
73	4, 200	5, 400	6, 700	6, 800	7, 600
74	4, 200	5, 400	6, 700	6, 800	7, 600
75	4, 200	5, 400	6, 700	6, 800	7, 600

76	4, 200	5, 400	6, 700	6, 800	7, 600
77	4, 200	5, 600	6, 800	6, 900	7, 600
78	4, 200	5, 600	6, 800	6, 900	7, 600
79	4, 200	5, 600	6, 900	6, 900	7, 600
80	4, 200	5, 600	6, 900	6, 900	7, 600
81	4, 300	5, 700	6, 900	7, 000	7, 600
82	4, 300	5, 700	6, 900	7, 000	7, 700
83	4, 300	5, 700	6, 900	7, 000	7, 700
84	4, 300	5, 700	6, 900	7, 000	7, 700
85	4, 300	5, 800	7, 000	7, 100	7, 700
86	4, 300	5, 800	7, 000	7, 100	
87	4, 300	5, 800	7, 000	7, 100	
88	4, 300	5, 800	7, 000	7, 100	
89	4, 400	6, 100	7, 000	7, 100	
90	4, 400	6, 100	7, 000	7, 100	
91	4, 400	6, 100	7, 000	7, 100	
92	4, 400	6, 100	7, 000	7, 100	
93	4, 500	6, 200	7, 000	7, 200	
94	4, 500	6, 200	7, 000	7, 200	
95	4, 500	6, 200	7, 000	7, 200	
96	4, 500	6, 200	7, 000	7, 200	
97	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
98	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
99	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
100	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
101	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
102	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
103	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
104	4, 500	6, 300	7, 000	7, 200	
105	4, 600	6, 500	7, 100	7, 300	
106	4, 600	6, 500	7, 100	7, 300	
107	4, 600	6, 500	7, 100	7, 300	
108	4, 600	6, 500	7, 100	7, 300	
109	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	
110	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	
111	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	
112	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	
113	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	
114	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	

115	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	
116	4, 600	6, 600	7, 100	7, 300	
117	4, 700	6, 800	7, 100	7, 300	
118		6, 800	7, 100	7, 300	
119		6, 800	7, 100	7, 300	
120		6, 800	7, 100	7, 300	
121		6, 800	7, 100	7, 300	
122		6, 800	7, 100	7, 300	
123		6, 800	7, 100	7, 300	
124		6, 800	7, 100	7, 300	
125		6, 800	7, 100	7, 300	
126		6, 800	7, 100	7, 300	
127		6, 800	7, 100	7, 300	
128		6, 800	7, 100	7, 300	
129		6, 800	7, 100	7, 300	
130		6, 800			
131		6, 800			
132		6, 800			
133		6, 800			
134		6, 800			
135		6, 800			
136		6, 800			
137		6, 800			
138		6, 800			
139		6, 800			
140		6, 800			
141		6, 800			
142		6, 800			
143		6, 800			
144		6, 800			
145		6, 800			
146		6, 800			
147		6, 800			
148		6, 800			
149		6, 800			
150		6, 800			
151		6, 800			
152		6, 800			
153		6, 800			

154		6, 800			
155		6, 800			
156		6, 800			
157		6, 800			
158		6, 800			
159		6, 800			
160		6, 800			
161		6, 800			
162		6, 800			
163		6, 800			
164		6, 800			
165		6, 800			
166		6, 800			
167		6, 800			
168		6, 800			
169		6, 800			
170		6, 800			
171		6, 800			
172		6, 800			
173		6, 800			
174		6, 800			
175		6, 800			
176		6, 800			
177		6, 800			

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第53号

給料の調整額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「条例」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、給料の調整額の支給を受ける職員及びその支給額に関して必要な事項を定めるものとする。

(給料の調整額の支給を受ける職員及びその支給額)

第2条 給料の調整額の支給を受ける職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 小学校及び中学校に勤務する特別支援教育に直接従事することを本務とする教諭及び講師
- (2) 特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師

2 給料の調整額は、その者に適用される別表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じて同表の右欄に掲げる調整基本額（その額が

その者の給料月額の 1,000 分の45を超えるときは、当該給料月額の 1,000 分の45に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) にその者に係る調整数を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する調整数は、1 とする。

別表

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表 (2)	1 級	9, 000 円
	2 級	11, 100 円
	3 級	12, 000 円（条例別表第 3 2 教育職給料表 (2) 備考第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、12, 200 円）
	4 級	13, 200 円
教育職給料表 (4)	1 級	8, 400 円
	2 級	11, 000 円
行政職等給料表	4 級	11, 000 円

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第54号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「高等学校」の次に「及び特別支援学校」を加え、同項第4号中「第2号」の次に「及び第3号」を加え、「別表第5」を「別表第6」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「別表第4」を「別表第5」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育職給料表(4)又は行政職等給料表の適用を受ける職員（小学校及び中学校の校長及び教頭に限る。） 前条第2項に規定する区分に応じ、別表第4の額欄に定める額

附則第5項中「第3号」を「第4号」に改める。

別表第1市長の事務部局その他若葉寮の項を削り、同表市長の事務部局その他ひばり荘の項中「7種」を「6種」に改め、同表教育委員会事務局内部部局

の項中「名古屋市立高等学校」の次に「又は特別支援学校」を加え、同表教育委員会事務局その他学校事務支援センターの項を削り、

「

子ども適応相談センター	指導主事甲	10種
	所長	12種
	指導主事乙	14種

を

」

「

子ども適応相談センター	指導主事甲	10種
	所長	12種
	指導主事乙	14種
学校事務センター	所長	7種

に改め、同表教

」

育委員会事務局その他鶴舞中央図書館の項中「2種」を「4種」に改め、同表教育委員会事務局その他の項中

「

高等学校	校長	9種
	教頭	13種

を

」

「

小学校	校長	9種
	教頭	13種
中学校	校長	9種
	教頭	13種
高等学校	校長	9種
	教頭	13種
特別支援学校	校長	9種
	教頭	13種

に改める。

」

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1

表を加える。

別表第 4

区分	額
9 種	95,000 円
13種	59,000 円

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第55号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和 36 年名古屋市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「総務局長が」を削る。

別表 2 乙類第 1 の 3 号中「安全くつ」を「安全靴」に改め、「、緑政土木局に所属する者」の次に「（東山総合公園管理課、再生整備課及び東山植物園に勤務する者を除く。）」を加え、

「

夏用シャツは、環境局及び緑政土木局に所属する者（土木事務所に勤務する者を除く。）には貸与しない。

を

」

「

夏用シャツは、環境局及び緑政土木局に所属する者（東山総合公園管理課、再生整備課及び東山植物園並びに土木事務所に勤務する者を除く。）には貸与しない。

東山総合公園管理課、再生整備課及び東山植物園に勤務する者に限り、夏用シャツの制式番号は男性用は5の3の8、女性用は5の3の9とし、その保存期間「2年」を「3年」と読み替える。

に改

」

め、同類第8号中「及び若葉寮」及び「、助産師」を削り、「厚生院に勤務する女性」の次に「及びひばり荘に勤務する者のうち入所児童の生活指導又は職業指導等の業務を行う者」を加え、「男性に限る」を「女性を除く」に、「看護衣（上・長そで）」を「看護衣（上・長袖）」に、「くつ下」を「靴下」に、「くつ」を「靴」に、「看護衣（上・半そで）」を「看護衣（上・半袖）」に改め、同類第8の4号中「及び中央看護専門学校」及び「、助産師」を削り、「、准看護師及び」を「及び准看護師並びに中央看護専門学校に勤務する」に改め、同類第9号中「、若葉寮」を「並びにひばり荘」に、「くつ」を「靴」に改め、同類第9の2号中「児童生活支援員」の次に「並びにひばり荘に勤務する保健師、看護師及び准看護師並びにあけぼの学園に勤務する業務士のうち入所児童の生活指導又は職業指導等の業務を行う者（いずれも女性を除く。）」を加え、「（いずれも女性を除く。）」を削り、「ズックくつ」を「ズック靴」に改め、同類第9の3号中

「

ズボン（2	2の33の2	3	を
着）			

」

「

ズボン	2の33の2	2	に改め、

」

特別養護老人ホーム及び救護施設に勤務する者に限り、ズボンの数量は1着とし、その保存期間「3年」を「2年」と読み替える。	を削 」

り、同類第9の4号中「子ども青少年局保育部保育運営課に勤務する保育士及び保育員（男性を除く。以下この号において同じ。）並びに」を削り、「、保育員、」を「及び保育員（男性を除く。）並びに」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則別表2乙類第1の3号の規定に基づき盛夏用シャツを貸与されている職員に対してこの規則による改正後の被服貸与規則（以下「改正後規則」という。）別表2乙類第1の3号の規定に基づき貸与する夏用シャツの最初の貸与期日は、改正後規則第6条第6項の規定にかかわらず、当該盛夏用シャツの保存期間満了の直後の同項に規定する期日とする。

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第56号

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規
則

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「使用料」を「利用料金」に改める。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条の見出し中、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 2 項各号列記
以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、「場合」の次に「及びその額」
を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者が条例別表の団体を構成する者として
温室を利用する場合 温室の団体の利用料金の 3 分の 2 の額（10円未満の
端数は、切り上げる。）

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者が定期観覧券の交付を受けて温室を利

用する場合 温室の定期観覧券の利用料金の 3 分の 2 の額（100 円未満の端数は、切り上げる。）

(3) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者に同行する者（当該手帳等の交付を受けている者 1 人につき 2 人以内に限る。）が付添いのため温室を利用する場合 温室の個人又は団体の利用料金の全額

(4) 中学校、小学校若しくは幼稚園又はこれらに準ずる学校の教育活動の一環として生徒、児童又は園児の引率者が温室を利用する場合 温室の個人又は団体の利用料金の全額

(5) 高等学校又はこれに準ずる学校の教育活動の一環として生徒及びこれらの引率者が温室を利用する場合 温室の個人又は団体の利用料金の全額

(6) 前項各号に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車場に駐車させる場合 駐車場の利用料金の全額

(7) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(8) その他市長が特別の事由があると認めた場合 その都度市長が定める額
第 5 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項第 6 号」を「前項（第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号を除く。）」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用料減免申請書」を「利用料金減免申請書」に、「市長に」を「指定管理者に」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 6 条を次のように改める。

（利用料金の還付）

第 6 条 条例第 5 条ただし書の規則で定める事由は、指定管理者が市長の承認を得て定める事由とし、利用料金の還付額は、その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

第 9 条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第 9 条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古

屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第12条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第13条から第18条までを削り、第19条を第13条とする。

第1号様式中「使用料減免申請書」を「利用料金減免申請書」に、「（あて先）名古屋市長」を「（宛先）」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第12条の改正規定、第13条から第18条までを削り、第19条を第13条とする改正規定並びに次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第57号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「織部堂」の次に「、名古屋城本丸御殿孔雀之間」を、「6 月」の次に「、多目的グラウンドにあっては 5 月」を加える。

第24条第 1 項中「、第27条及び第29条」を「及び第27条」に改める。

第25条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第25条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1 条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。ただし、鶴舞公園多目的グラウンド及び久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）の指定管理者の選定にあっては、この限りでない。

第29条から第34条までを削り、第35条を第29条とする。

別表第 1 中「（鶴舞公園陸上競技場を除く。）」を削り、

「

陸上競技場（鶴舞公園陸上競技場に限る。）	1 月 1 日から12月28日まで	午前 午後 昼間 夜間	午前 8 時30分から正午まで 午後 1 時から午後 4 時30分まで 午前 8 時30分から午後 4 時30分まで 午後 5 時30分から午後 9 時30分まで

」

を

「

多目的グラウンド	1 月 2 日から12月31日まで		午前 8 時30分から午後 9 時30分まで

」

に、

「

織部堂	を	織部堂 名古屋城本丸御 殿孔雀之間	に改める。

」

別表第 4 中

「

鶴舞公園	陸上競技場

」

を

鶴舞公園	多目的グラウンド

に改める。

別表第 5 中

鶴舞公園	陸上競技場
	野球場

を

鶴舞公園	野球場

に改める。

第 7 号様式中「使用料」を「使用料又は利用料金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定（「織部堂」の次に「、名古屋城本丸御殿孔雀之間」を加える部分を除く。）、別表第 1 の改正規定（名古屋城本丸御殿孔雀之間に係る部分を除く。）並びに別表第 4 及び別表第 5 の改正規定は平成30年 4 月 1 日（以下「一部施行日」という。）から、次項の規定は別に規則で定める日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく許可の申請その他鶴舞公園多目的グラウンドを使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、

新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第58号

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年名古屋市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項を削る。

第21条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「第23号様式」を「第22号様式」に改める。

第22条中「第24号様式」を「第23号様式」に改める。

第16号様式（裏）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第17号様式中「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定した」を「特例認定した」に、「仮認定取消」を「特例認定取消」に改める。

第19号様式中「認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。

第20号様式中「認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、「（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）」を削る。

第21号様式中「認定特定非営利活動法人
仮認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。

第22号様式を削る。

第23号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定した」を「特例認定した」に改め、同様式を第22号様式とする。

第24号様式中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を第23号様式とする。

（名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の一部改正）

第 2 条 名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則（平成27年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第19条第 5 項を削る。

第20条第 2 項中「第 7 号様式」を「第 6 号様式」に改め、同条第 3 項中「第 8 号様式」を「第 7 号様式」に改め、同条第 4 項中「条例第12条第 3 項の書類にあっては」及び「、同条第 4 項の書類にあっては海外への送金又は金銭の持出しを行う前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

第22条第 1 項中「第 9 号様式」を「第 8 号様式」に改める。

第23条中「第10号様式」を「第 9 号様式」に改める。

第24条第 3 号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第 4 項」を削る。

第 1 号様式中「仮認定」を「特例認定」に、「仮認定した」を「特例認定した」に改める。

第 6 号様式を削る。

第 7 号様式中「（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）」を削り、同様式を第 6 号様式とする。

第 8 号様式を第 7 号様式とし、第 9 号様式を第 8 号様式とし、第 10 号様式を第 9 号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び申出書は、この規則による改正後の名古屋市特定非営利活動促進法施行細則及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第59号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1現金出納員 1出納員の表住宅都市局の項第 1号中「同部臨海開発推進室」を「同部名港開発振興課」に改め、同表消防局の項第 1号中「消防学校消防研究室」を「予防部指導課及び消防学校消防研究室」に改める。

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「都市整備部臨海開発推進室、同部耐震化支援室」を「都市整備部耐震化支援室」に改め、同表公所教育委員会事務局の項第 2号中「図書館」を「学校事務センター、図書館」に改め、同項第 3号を次のように改める。

- 3 稲武野外教育センター副所長、中津川野外教育センター副所長、子ども適応相談センター教育相談部長、見晴台考古資料館副館長、小学校及び中学校（分校を除く。）の教頭、高等学校事務長並びに特別支援学校事務長

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第60号

名古屋市医療法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市医療法施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「診療所開設許可申請書（第 1 号様式）」を「病院開設許可申請書（第 1 号様式）、診療所開設許可申請書（第 1 号様式の 2）」に改め、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(3) の 2 法第 7 条第 3 項の
規定による許可の申請
診療所病床設置許可事項一部変更
書（第 4 号様式の 2）

(3) の 3 令第 3条の 3の規 診療所病床設置届 (第 4号様式の 3)
定による届出

第 2 条第 6 号中「診療所休止届」を「病院診療所休止届」に、「診療所再開届」を「病院診療所再開届」に改め、同条第 6 号の 2 中「診療所廃止届」を「病院診療所廃止届」に改め、

第 1号様式

(第 1面)

病 院 開 設 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

開設者 住所

氏名

㊞

(法人の場合は、その名称、主な事務
所の所在地及び代表者の職・氏名)

病院の開設の許可を受けたいので、医療法第 7条第 1項の規定により、次のとおり申請します。

1 名称等

名 称	
開 設 の 場 所	
診 療 科 名	

2 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の場合

開 設 の 目 的	
維 持 の 方 法	

3 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の場合

現在他に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は他の病院若しくは診療所に勤務している場合は、その施設の名称及び所在地			開設・管理・勤務
この施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合は、その施設の名称及び所在地			
臨床研修等修了医師・臨床研修等修了歯科医師		臨床研修修了登録証又は免許証（再教育研修命令を受けた者の場合は、再教育研修修了登録証を含む。）の登録番号及び登録年月日（それらの写しを添える場合は、そのことを記入してください。）	

(第 2面)

4 従業員の定員

医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	准看 看師	助産師	栄養士	診療 放射線 技師	診療 エックス線 技師	臨床 検査 技師	衛生 検査 技師	理学 療法士
作業 療法士	視能 訓練士	歯科 衛生士	歯科 技工士	看護 補助者	介護 職員	ちゅう房 職員	事務 職員	その他	計		

5 敷地の状況

面 積	
平 面 図	別紙のとおり
周囲の見取図	

6 建物の構造のあらまし（附属建物を含みます。）

建 物（棟）別	構造のあらまし	用 途	建 築 面 積	延 べ 面 積
計				
平 面 図	別紙のとおり			
配 置 図	別紙のとおり			

7 諸施設の構造設備のあらまし

(1) 診察室及び処置室

室診療科名	診 察 室		処 置 室			
	室面積	構造設備の あらまし	有無	専用・兼用	構造設備の あらまし	室面積
			有・無			
			有・無			
			有・無			
			有・無			
			有・無			

(第 3面)

(2) 手術室

区 分 名 称	室 面 積	構 造 設 備 の あ ら ま し								準備室の 面 積
		手術台	床	壁	天井	照明 方法	暖房 方法	滅菌手 洗い設備	防爆 設備	
その他手術 関係設備の あ ら ま し										

(3) 臨床検査等の検査施設

名 称	室 面 積	構 造 設 備 の あ ら ま し

(4) エックス線装置及び使用室

装 置	用 途	台 数	固定・携帯	製作者、型式及び定格出力
使 用 室	室 面 積	構 造 の あ ら ま し (特に障害防止の方法について記入してください。)		操 作 室 の 有 無 及 び 室 面 積
				有 () ・ 無
				有 () ・ 無
				有 () ・ 無

(5) 調剤所

室 面 積	構 造 設 備 の あ ら ま し				
	採光換気 の 方 法	冷 暗 所 の 面 積 ・ 構 造	給水箇所	天 び ん	麻薬金庫
					有 ・ 無

(6) 消毒施設

室 面 積	構造設備のあらし	消 毒 方 法	備 付 機 械 器 具

(第 4面)

(7) 給食施設

調理室	室 面 積			食品貯蔵用冷蔵庫				有 ・ 無		備付調理用器具 及び食事運搬用具	
	床 の 構 造			特別調理室				有 ・ 無			
	食器消毒方法			給食従事者専用更衣・休憩室				有 ・ 無			
	食器洗浄設備		有・無	給食従事者専用便所				有 ・ 無			
	採光換気の設備		有・無								
配膳室	名 称 又 は 設 置 場 所		室 面 積		食器消毒 設 備	食器洗浄 設 備	食器保管 設 備	保 温 設 備		備 考	
					有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無			
					有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無			
					有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無			
食堂	用 途	室 数	室面積		定 員		用 途		室 数	室 面積	定 員
	患者用							職 員 用			

(8) 洗濯施設

室 面 積	構 造 の あ ら ま し	備付機械器具の種類及び数量

(9) 分べん室及び新生児入浴施設

分べん室	室 面 積	構造設備のあらまし	もく浴室	室 面 積	構造設備のあらまし

(10) 歯科技工室

室 面 積	構 造 設 備 の あ ら ま し	防じん設備のあらまし

(11) 消火設備

設 備 の あ ら ま し	

(12) 機能訓練室

室 面 積	構 造 設 備 の あ ら ま し

(13) その他の施設

病 理 解 剖 室	有 () ・ 無	入浴施設	患 者 用	有 () ・ 無
研 究 室	有 () ・ 無		職 員 用	有 () ・ 無
講 義 室	有 () ・ 無	事 務 室		有 () ・ 無
図 書 室	有 () ・ 無	看 護 師 宿 舎		有 (定員) ・ 無
救 急 用 又 は 患 者 輸 送 用 自 動 車	有 () ・ 無	ナ ー ス セ ン タ ー		有 () ・ 無
医 局	有 () ・ 無	医 師 当 直 室		有 () ・ 無
談 話 室	有 () ・ 無			

(第 5面)

(14) 精神病室、感染症病室又は結核病室がある場合は、特に講ずる処置

精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために講ずる必要な処置のあらまし	
病院の他の部分及び外部に対して感染予防のために講ずる遮断その他必要な処置のあらまし	
感染症病室又は結核病室があるときの(6)の消毒施設以外に特に設けた消毒設備のあらまし	

(15) 機械換気設備

区 分	設 備 の あ ら ま し	空気が他の部分へ流入しないようにするための処置
感 染 症 病 室		
結 核 病 室		
病 理 細 菌 検 査 室		
そ の 他 の 部 分		

8 各病室の病床数等

総病室 病床数		内 訳		精 神		感 染 症		結 核		療 養		一 般			
病棟名 及び階数	室番 号	病床数 (入所 定員)	床面積	1床(1母子) 当たりの床面積	採光 面積	直接外気 開放面積	※	病棟名 及び階数	室番 号	病床数 (入所 定員)	床面積	1床(1母子) 当たりの床面積	採光 面積	直接外気 開放面積	※

※ 機械換気設備により換気する場合は、その内容を記入してください。

9 開設者が法人の場合

定款、寄附行為又は条例の写し	別紙のとおり

10 開設予定年月日

年	月	日

11 汚水（河川法施行令第16条の 5第 1項に規定する汚水をいう。）を水質汚濁防止法第 2条第 1項に規定する公共用水域に排出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を添えてください。

- (1) 汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称
- (2) 汚水を排出しようとする場所
- (3) 汚水の排出の方法
- (4) 排出しようとする汚水の量、水質及び処理の方法
- (5) 汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む。）

注 医療法施行規則第 1条の14第 1項ただし書の規定により記載を省略する場合は、5 から 7までの事項のうち変更がない事項に関する部分について斜線を引いてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

第 4号様式の次に次の 2様式を加える。

第 4号様式の 2 (表)

診療所病床 設置 許可申請書
設置許可事項一部変更

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

開設者 住所
氏名 (印)

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の職・氏名)

診療所の病床の設置許可事項の一部を変更したいので、医療法第 7条第 3項の規定により、次のとおり申請します。

1 名称等

名 称	
所 在 地	
診 療 科 名	

2 変更内容 (設置許可事項の一部変更の場合についてのみ記入してください。)

3 従業員の定員

	医 師	看護師	准看護師	看護補助者	薬剤師	栄養士	理学療法士	作業療法士	事務職員	その他	計
診療所全体の定員											
うち療養病床の定員											

4 病床の状況

現 状						許 可 後					
室番号	病床数 (入所定員)	床面積	1床(1母子) 当たりの床面積	採光 面積	直接外気 開放面積 ※	室番号	病床数 (入所定員)	床面積	1床(1母子) 当たりの床面積	採光 面積	直接外気 開放面積 ※
総病室病床数						総病室病床数					

※ 機械換気設備により換気する場合は、その内容を記入してください。

(裏)

5 施設の構造設備（設置許可事項の一部変更の場合は、変更部分についてのみ記入してください。）

施設名	有無	室面積	主要構造※	構造設備 (主な器械・器具)
機能訓練室				
食堂	有・無			
浴室	有・無			(浴槽等の概要)
談話室	有・無			(共用の場合) 室と共用

※ 主要構造には、鉄筋コンクリート、木造等の別を記入してください。

6 前年度の平均入院患者数

	療養	一般	計
前年度延患者数			
前年度診療日数			
一日平均患者数			

- 注 1 療養病床に置く従業員の 1 月当たりの勤務時間を明示した勤務表を添えてください。
- 2 各室の用途（病室については、病床数及び病床種別）及び療養病床に係る廊下の幅（有効幅）を記入し、併せて療養病床に係る病室、機能訓練室等の施設の配置及び手すりの位置を朱書等により明示した建物の平面図を添えてください。
- 3 一般病床のみに係る設置の許可又は一般病床のみを有することとなる許可事項の変更の許可の申請にあっては、3、5及び6の事項については、記入する必要はありません。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 4号様式の 3

診 療 所 病 床 設 置 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

開設者 住所

氏名

㊞

(法人の場合は、その名称、主な事
務所の所在地及び代表者の職・氏名)

診療所の病床を設置しましたので、医療法施行令第 3条の 3の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称等

名 称	
所 在 地	
診 療 科 名	

2 設置年月日

年	月	日

3 設置許可を要しない理由

4 病床数等

総病室病床数											
室番号	病床数 (入所定員)	床面積	1床(1母子) 当たりの床面積	採光 面積	直接外気 開放面積 ※	室番号	病床数 (入所定員)	床面積	1床(1母子) 当たりの床面積	採光 面積	直接外気 開放面積 ※

※ 機械換気設備により換気する場合は、その旨を記入してください。

注 3については、居宅等における医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等の理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

第 8号様式中「診療所休止届」を「病院
診療所
助産所」に、「（あて先）」を

「（宛先）」に、「診療所」を「病院
診療所
助産所」に改める。

第 9号様式中「診療所再開届」を「病院
診療所
助産所」に、「（あて先）」を

「（宛先）」に、「診療所」を「病院
診療所
助産所」に改める。

第10号様式中「診療所廃止届」を「病院
診療所
助産所」に、「（あて先）」を

「（宛先）」に、「診療所」を「病院
診療所
助産所」に改める。

第11号様式中「診療所開設者死亡届」を「病院
診療所
助産所」に、「開設者死亡届」を「開設者失踪届」に、

「（あて先）」を「（宛先）」に、「失そう者」を「失踪者」に、「失そう宣告」を「失踪宣告」に改める。

第12号様式中「診療所管理免除許可申請書」を「病院
診療所
助産所」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、「診療所」を「病院
診療所
助産所」に改める。

第13号様式中「診療所2箇所以上管理許可申請書」を「病院
診療所
助産所」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、「診療所」を「病院
診療所
助産所」に改め、同

様式の次に次の1様式を加える。

「診療所2箇所以上管理許可申請書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、「診療所」を「病院
診療所
助産所」に改め、同

様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式の 2

医師宿直免除許可申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

開設者 住所

氏名

⑩

(法人の場合は、その名称、主な事務)
(所の所在地及び代表者の職・氏名)

医師の宿直免除の許可を受けたいので、医療法第16条ただし書の規定により、次のとおり申請します。

1 名称等

名 称	
所 在 地	
診 療 科 名	
病 床 数	
過去 1年間の 1日 平均入院患者数	

2 病院に隣接した場所に居住する医師

住 所		
氏 名		管理者・勤務医師

3 宿直免除を受けなければならない理由

4 病院と医師居住地相互間の状況

距 離	
連 絡 に か か る 時 間	
連 絡 方 法	

5 宿直免除を必要とする期間

年 月 日から	年 月 日まで

注 病院と医師居住地の位置関係を明らかにする配置図及び平面図（連絡方法について明示されたもの）を添えてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第17号様式の次に次の 1様式を加える。

第17号様式の 2 (表)

診療用粒子線照射装置設置予定届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

病院又は診療所 所在地
名称
管理者氏名

㊞

診療用粒子線照射装置を設置しますので、医療法施行規則第25条の 2の規定により、次のとおり届け出ます。

1 診療用粒子線照射装置に関する事項	製 作 者 名			
	型 式			
	定格出力	陽 子 線		
		重イオン線	(原子の種類)	
個 数				
2 診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名等	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴	
3 予 定 使 用 開 始 時 期		年 月 日		
4 診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備のあらまし	照 射 管 容 器 の 漏 れ 放 射 線 量			
	電路開閉時の不要放射線遮蔽装置 (遠隔操作装置)			
	放 射 線 照 射 時 の 自 動 表 示 装 置			
	出入口開放時の照射回路開放保持装置			
5 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備のあらまし	使用室の天井、床、壁、出入口の扉、窓等の遮蔽			
	出 入 口 の 数			
	放射線照射時自動表示装置			
	使用室であることを示す標識			

(裏)

6 診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する予防措置のあらまし	管理区域	管理区域の設定	
		立入制限措置	
		管理区域であることを示す標識	
	注意事項の揭示等	注意事項の揭示	
		敷地内居住区域及び敷地境界の放射線量	
		患者1.3mSv／3月 (診療により被ばくする放射線を除く。)以下となる障害防止措置	
		放射線診療従事者等の被ばく線量測定器具	

(併せて提出する書類)

1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用粒子線照射装置使用室の平面図及び側面図

2 遮蔽計算書

記入上の注意

- (1) 管理区域を明示してください。
- (2) 照射方向、照射管の中心から画壁等の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入してください。
- (3) 画壁等の外側の放射線量率については、画壁等の外側の最も近接した点で、診療用粒子線照射装置の定格出力を最高値にとったときの計算値とその計算式を記入してください。計算責任者の所属、職及び氏名を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第21号様式及び第24号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「診療所」を「病院又は診療所」に改める。

第25号様式及び第26号様式中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「・診療用粒子線照射装置」を加える。

第27号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「診療所」を「病院又は診療所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市医療法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市医療法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に医療法施行細則（昭和35年愛知県規則第54号）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、新規則の相当する規定により提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第61号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第23条第 1 項第 8 号中「幼稚園」を「主任養護教諭及び幼稚園」に改める。

「

別表第 2 初任給表 4 教育職給料表 (2) 中

試験又は職種	
教	諭
養 護 教 諭	
講師（任期の定め	
のない者に限	
る。）	

を

」

「

職 種	
教 諭	
養 護 教 諭	
栄 養 教 諭	
講師（任期の定め のない者に限 る。）	

に改める。

」

別表第 2 初任給表 5 教育職給料表 (3) の次に次の 1 表を加える。

5 の 2 教育職給料表 (4)

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任期の定め のない者に限 る。）	博士課程修了	2 級47号給 267,200 ^円
	修士課程修了 専門職学位課 程修了	2 級31号給 231,000
	大 学 卒	2 級19号給 204,200
	短 大 卒	2 級 7 号給 181,000
講師（任期の定め のある者に限 る。）	大 学 卒	1 級23号給 192,000
	短 大 卒	1 級11号給 170,900
	高 校 卒	1 級 3 号給 157,600

備考

この表の適用を受ける教育職員には、4 教育職給料表 (2) の備考第 1 項の
規定を準用する。

別表第 6 昇格時号給対応表 4 教育職給料表 (3) の次に次の 1 表を加える。

4の2 教育職給料表(4)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	2	2	1
2	1	2	3	1
3	1	2	4	1
4	1	2	5	1
5	1	2	6	1
6	2	2	7	1
7	3	2	8	1
8	4	2	9	1
9	5	2	10	1
10	6	2	11	1
11	7	2	12	1
12	8	2	13	1
13	9	2	14	1
14	10	2	15	1
15	11	2	16	1
16	12	2	17	1
17	13	2	18	1
18	14	2	19	1
19	15	2	20	1
20	16	2	21	1
21	17	2	22	1
22	18	2	23	1
23	19	2	24	1
24	20	2	25	1
25	21	2	26	1
26	22	2	27	1
27	23	2	28	1
28	24	2	29	1
29	25	2	30	1
30	26	2	31	1
31	27	2	32	1
32	28	2	33	1
33	29	2	34	1
34	30	2	35	1
35	31	2	36	1
36	32	2	37	1
37	33	2	38	1
38	34	3	39	2
39	35	4	40	3
40	36	5	41	4
41	37	6	42	5
42	38	7	43	6
43	39	8	44	7
44	40	9	45	8

45	41	10	46	9
46	42	11	47	10
47	43	12	48	11
48	44	13	49	12
49	45	14	50	13
50	46	15	51	14
51	47	16	52	15
52	48	17	53	16
53	49	18	54	17
54	49	19	55	17
55	50	20	56	18
56	50	21	57	18
57	51	22	58	19
58	51	23	59	19
59	52	24	60	20
60	52	25	61	20
61	53	26	62	21
62	54	27	63	21
63	55	28	64	22
64	56	29	65	22
65	57	30	66	23
66	57	31	67	23
67	58	32	68	24
68	58	33	69	24
69	59	34	70	25
70	59	35	71	26
71	60	36	72	27
72	60	37	73	28
73	61	38	74	29
74	61	39	75	29
75	62	40	76	30
76	62	41	77	30
77	63	42	78	31
78	63	43	79	31
79	64	44	80	32
80	64	45	81	32
81	65	46	82	33
82	65	47	83	34
83	65	48	84	35
84	66	49	85	36
85	66	50	86	37
86	66	51	87	37
87	67	52	88	38
88	67	53	89	38
89	67	54	90	39
90	68	55	91	39
91	68	56	92	40

92	68	57	93	40
93	69	58	94	41
94	69	59	94	42
95	69	60	95	43
96	70	61	95	44
97	70	62	96	45
98	70	63	96	46
99	71	64	97	47
100	71	65	97	48
101	71	66	98	49
102	72	67	98	50
103	72	68	99	51
104	72	69	99	52
105	73	70	100	53
106	73	71	100	53
107	73	72	101	54
108	73	73	101	54
109	73	74	102	55
110	73	75	103	55
111	73	76	104	56
112	73	77	105	56
113	73	78	106	57
114	73	79	107	58
115	73	80	108	59
116	73	81	109	60
117	73	82	110	61
118		83	110	61
119		84	111	62
120		85	111	62
121		86	112	63
122		86	112	63
123		87	113	64
124		87	113	64
125		88	114	65
126		88	115	66
127		89	116	67
128		89	117	68
129		90	118	69
130		91		
131		92		
132		93		
133		94		
134		94		
135		95		
136		95		
137		96		
138		96		

139		97		
140		97		
141		98		
142		98		
143		99		
144		99		
145		100		
146		100		
147		101		
148		101		
149		102		
150		103		
151		104		
152		105		
153		106		
154		107		
155		108		
156		109		
157		110		
158		111		
159		112		
160		113		
161		114		
162		115		
163		116		
164		117		
165		118		
166		119		
167		120		
168		121		
169		122		
170		123		
171		124		
172		125		
173		126		
174		126		
175		127		
176		127		
177		128		

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 4 教育職給料表 (3) の次に次の 1 表を加える。

4の2 教育職給料表(4)

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	5	37	1	37
2	6	37	1	38
3	7	38	2	39
4	8	39	3	40
5	9	40	4	41
6	10	41	5	42
7	11	42	6	43
8	12	43	7	44
9	13	44	8	45
10	14	45	9	46
11	15	46	10	47
12	16	47	11	48
13	17	48	12	49
14	18	49	13	50
15	19	50	14	51
16	20	51	15	52
17	21	52	16	54
18	22	53	17	56
19	23	54	18	58
20	24	55	19	60
21	25	56	20	62
22	26	57	21	64
23	27	58	22	66
24	28	59	23	68
25	29	60	24	69
26	30	61	25	70
27	31	62	26	71
28	32	63	27	72
29	33	64	28	74
30	34	65	29	76
31	35	66	30	78
32	36	67	31	80
33	37	68	32	81
34	38	69	33	82
35	39	70	34	83
36	40	71	35	84
37	41	72	36	86
38	42	73	37	88
39	43	74	38	90
40	44	75	39	92
41	45	76	40	93
42	46	77	41	94
43	47	78	42	95
44	48	79	43	96

45	49	80	44	97
46	50	81	45	98
47	51	82	46	99
48	52	83	47	100
49	54	84	48	101
50	56	85	49	102
51	58	86	50	103
52	60	87	51	104
53	61	88	52	106
54	62	89	53	108
55	63	90	54	110
56	64	91	55	112
57	66	92	56	113
58	68	93	57	114
59	70	94	58	115
60	72	95	59	116
61	74	96	60	118
62	76	97	61	120
63	78	98	62	122
64	80	99	63	124
65	83	100	64	125
66	86	101	65	126
67	89	102	66	127
68	92	103	67	128
69	95	104	68	129
70	98	105	69	129
71	101	106	70	129
72	104	107	71	129
73	117	108	72	129
74	117	109	73	129
75	117	110	74	129
76	117	111	75	129
77	117	112	76	129
78	117	113	77	129
79	117	114	78	129
80	117	115	79	129
81	117	116	80	129
82	117	117	81	129
83	117	118	82	129
84	117	119	83	129
85	117	120	84	129
86	117	122	85	
87	117	124	86	
88	117	126	87	
89	117	128	88	
90	117	129	89	
91	117	130	90	

92	117	131	91	
93	117	132	92	
94	117	134	94	
95	117	136	96	
96	117	138	98	
97	117	140	100	
98	117	142	102	
99	117	144	104	
100	117	146	106	
101	117	148	108	
102	117	149	109	
103	117	150	110	
104	117	151	111	
105	117	152	112	
106	117	153	113	
107	117	154	114	
108	117	155	115	
109	117	156	116	
110	117	157	118	
111	117	158	120	
112	117	159	122	
113	117	160	124	
114	117	161	125	
115	117	162	126	
116	117	163	127	
117	117	164	128	
118	117	165	129	
119	117	166	129	
120	117	167	129	
121	117	168	129	
122	117	169	129	
123	117	170	129	
124	117	171	129	
125	117	172	129	
126	117	174	129	
127	117	176	129	
128	117	177	129	
129	117	177	129	
130	117			
131	117			
132	117			
133	117			
134	117			
135	117			
136	117			
137	117			
138	117			

139	117			
140	117			
141	117			
142	117			
143	117			
144	117			
145	117			
146	117			
147	117			
148	117			
149	117			
150	117			
151	117			
152	117			
153	117			
154	117			
155	117			
156	117			
157	117			
158	117			
159	117			
160	117			
161	117			
162	117			
163	117			
164	117			
165	117			
166	117			
167	117			
168	117			
169	117			
170	117			
171	117			
172	117			
173	117			
174	117			
175	117			
176	117			
177	117			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成33年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正後規則」という。）別表第2初任給表1行政職給料表から6研究職給料表まで、8医療職給料表(2)及び9医療職給料表(3)の適用については、改正後規則別表第2初任給表1行政職給料表中「175,600」とあるのは「175,300」と、「155,600」とあるのは「155,300」と、「145,900」とあるのは「145,700」と、「181,600」とあるのは「181,300」と、「162,100」とあるのは「161,800」と、「150,400」とあるのは「150,100」と、「169,100」とあるのは「168,800」と、「141,700」とあるのは「141,500」とし、改正後規則別表第2初任給表2消防職給料表中「181,600」とあるのは「181,300」と、「155,600」とあるのは「155,300」とし、改正後規則別表第2初任給表4教育職給料表(2)中「267,200」とあるのは「266,700」と、「231,000」とあるのは「230,600」と、「204,200」とあるのは「203,900」と、「181,000」とあるのは「180,700」と、「192,100」とあるのは「191,800」と、「170,900」とあるのは「170,600」と、「157,600」とあるのは「157,300」とし、改正後規則別表第2初任給表5教育職給料表(3)中「202,400」とあるのは「202,000」と、「179,700」とあるのは「179,400」と、「190,400」とあるのは「190,100」と、「169,300」とあるのは「169,000」と、「156,100」とあるのは「155,800」とし、改正後規則別表第2初任給表5の2教育職給料表(4)中「267,200」とあるのは「266,700」と、「231,000」とあるのは「230,600」と、「204,200」とあるのは「203,900」と、「181,000」とあるのは「180,700」と、「192,000」とあるのは「191,700」と、「170,900」とあるのは「170,600」と、「157,600」とあるのは「157,300」とし、改正後規則別表第2初任給表6研究職給料表中「

234,700」とあるのは「234,300」と、「208,700」とあるのは「208,300」と、「187,200」とあるのは「186,900」と、「176,200」とあるのは「175,900」とし、改正後規則別表第2初任給表8医療職給料表(2)中「175,600」とあるのは「175,300」と、「162,100」とあるのは「161,800」と、「169,100」とあるのは「168,800」と、「165,700」とあるのは「165,400」と、「158,500」とあるのは「158,200」と、「152,600」とあるのは「152,300」と、「155,600」とあるのは「155,300」と、「141,700」とあるのは「141,500」とし、改正後規則別表第2初任給表9医療職給料表(3)中「185,900」とあるのは「185,600」と、「178,600」とあるのは「178,300」と、「184,400」とあるのは「184,100」と、「172,500」とあるのは「172,200」と、「150,400」とあるのは「150,100」と、「175,600」とあるのは「175,300」と、「169,100」とあるのは「168,800」と、「162,100」とあるのは「161,800」とする。

- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた教職員から引き続き市歳出予算をもってその給料が支給される教職員となった者（以下「旧県費負担教職員」という。）に対する初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「規則」という。）第16条第1項の規定の適用については、同項中「別表第7」とあるのは、施行日から平成30年3月31日までの間においては「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第61号）附則別表第1」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第61号）附則別表第2」とする。
- 4 施行日から平成31年3月31日までの間における旧県費負担教職員に対する規則第16条第6項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは、「100分の50」とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、旧県費負担教職員の昇給の号給数及び号給の

調整については、他の職員との権衡を考慮して、別に定めるところにより、調整することができる。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

- 6 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	年 齢	金 額
16 歳	132,700 円	29 歳	180,300 円
17	134,600	30	185,900
18	137,500	31	191,200
19	139,400	32	196,800
20	143,500	33	196,800
21	145,900	34	196,800
22	148,200	35	196,800
23	151,800	36	196,800
24	156,000	37	197,900
25	160,400	38	197,900
26	168,500	39	202,100
27	173,800	40歳以上	206,500
28	177,200		

附則別表第 1

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	3	2	1 以下
	2	1	1 以下

備考 この表に定める上段の号給数は職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市長令第5号。以下「条例」という。）第6条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附則別表第 2

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号給数	5	4	3 以下
	3	2	1 以下

備考 この表に定める上段の号給数は条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第62号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第2 初任給表初任給の欄中「155,600円」を「156,000円」に、「141,700円」を「141,500円」に、「137,600円」を「137,500円」に、「133,800円」を「133,700円」に改める。

別表第3 昇格時号給対応表及び別表第3の2 降格時号給対応表を次のように改める。

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	2	1	1
2	2	1	1
3	2	1	1
4	2	1	1
5	2	1	1
6	2	1	1
7	2	1	1
8	2	1	1
9	2	1	1
10	2	1	2
11	2	1	3
12	2	1	4
13	2	1	5
14	2	1	6
15	2	1	7
16	2	1	8
17	2	1	9
18	3	1	10
19	4	1	11
20	5	1	12
21	6	1	13
22	7	1	14
23	8	1	15
24	9	1	16
25	10	1	17
26	11	1	18
27	12	1	19
28	13	1	20
29	14	1	21
30	15	1	22
31	16	1	23
32	17	1	24
33	18	1	25
34	19	2	26
35	20	3	27
36	21	4	28
37	22	5	29
38	23	6	30
39	24	7	31
40	25	8	32
41	26	9	33
42	27	10	34
43	28	11	35
44	29	12	36

45	30	13	37
46	31	14	38
47	32	15	39
48	33	16	40
49	34	17	41
50	35	18	42
51	36	19	43
52	37	20	44
53	38	21	45
54	39	22	46
55	40	23	47
56	41	24	48
57	42	25	49
58	43	25	50
59	44	26	51
60	45	26	52
61	46	27	53
62	47	27	54
63	48	28	55
64	49	28	56
65	50	29	57
66	51	30	58
67	52	31	59
68	53	32	60
69	54	33	61
70	55	34	62
71	56	35	63
72	57	36	64
73	58	37	65
74	59	38	66
75	60	39	67
76	61	40	68
77	62	41	69
78	62	42	70
79	63	43	71
80	63	44	72
81	64	45	73
82	64	46	74
83	65	47	75
84	65	48	76
85	66	49	77
86	66	49	78
87	67	50	79
88	67	50	80
89	68	51	81
90	68	51	81
91	69	52	82

92	69	52	82
93	70	53	83
94	70	53	83
95	71	54	84
96	71	54	84
97	72	55	85
98	72	55	86
99	73	56	87
100	73	56	88
101	74	57	89
102	74	57	89
103	75	57	90
104	75	58	90
105	76	58	91
106	76	58	91
107	77	59	92
108	77	59	92
109	78	59	93
110	78	60	93
111	79	60	94
112	79	60	94
113	80	61	95
114	80	61	95
115	81	61	96
116	81	61	96
117	82	62	97
118	82	62	97
119	82	62	98
120	83	62	98
121	83	63	99
122		63	99
123		63	100
124		63	100
125		64	101
126		64	102
127		64	103
128		64	104
129		65	105
130		65	105
131		65	106
132		65	106
133		66	107
134		66	
135		66	
136		66	
137		67	
138		67	

139		67	
140		67	
141		68	
142		68	
143		68	
144		68	
145		69	
146		69	
147		69	
148		69	
149		70	
150		70	
151		70	
152		70	
153		71	
154		71	
155		71	
156		71	
157		72	
158		72	
159		72	
160		72	
161		73	

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	17	33	9
2	17	34	10
3	18	35	11
4	19	36	12
5	20	37	13
6	21	38	14
7	22	39	15
8	23	40	16
9	24	41	17
10	25	42	18
11	26	43	19
12	27	44	20
13	28	45	21
14	29	46	22
15	30	47	23
16	31	48	24
17	32	49	25
18	33	50	26
19	34	51	27
20	35	52	28
21	36	53	29
22	37	54	30
23	38	55	31
24	39	56	32
25	40	58	33
26	41	60	34
27	42	62	35
28	43	64	36
29	44	65	37
30	45	66	38
31	46	67	39
32	47	68	40
33	48	69	41
34	49	70	42
35	50	71	43
36	51	72	44
37	52	73	45
38	53	74	46
39	54	75	47
40	55	76	48
41	56	77	49
42	57	78	50
43	58	79	51
44	59	80	52

45	60	81	53
46	61	82	54
47	62	83	55
48	63	84	56
49	64	86	57
50	65	88	58
51	66	90	59
52	67	92	60
53	68	94	61
54	69	96	62
55	70	98	63
56	71	100	64
57	72	103	65
58	73	106	66
59	74	109	67
60	75	112	68
61	76	116	69
62	78	120	70
63	80	124	71
64	82	128	72
65	84	132	73
66	86	136	74
67	88	140	75
68	90	144	76
69	92	148	77
70	94	152	78
71	96	156	79
72	98	160	80
73	100	161	81
74	102	161	82
75	104	161	83
76	106	161	84
77	108	161	85
78	110	161	86
79	112	161	87
80	114	161	88
81	116	161	90
82	119	161	92
83	121	161	94
84	121	161	96
85	121	161	97
86	121	161	98
87	121	161	99
88	121	161	100
89	121	161	102
90	121	161	104
91	121	161	106

92	121	161	108
93	121	161	110
94	121	161	112
95	121	161	114
96	121	161	116
97	121	161	118
98	121	161	120
99	121	161	122
100	121	161	124
101	121	161	125
102	121	161	126
103	121	161	127
104	121	161	128
105	121	161	130
106	121	161	132
107	121	161	133
108	121	161	133
109	121	161	133
110	121	161	133
111	121	161	133
112	121	161	133
113	121	161	133
114	121	161	133
115	121	161	133
116	121	161	133
117	121	161	133
118	121	161	133
119	121	161	133
120	121	161	133
121	121	161	133
122	121	161	
123	121	161	
124	121	161	
125	121	161	
126	121	161	
127	121	161	
128	121	161	
129	121	161	
130	121	161	
131	121	161	
132	121	161	
133	121	161	
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		
138	121		

139	121		
140	121		
141	121		
142	121		
143	121		
144	121		
145	121		
146	121		
147	121		
148	121		
149	121		
150	121		
151	121		
152	121		
153	121		
154	121		
155	121		
156	121		
157	121		
158	121		
159	121		
160	121		
161	121		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）附則第11項の規定の適用を受ける職員（以下「在職者」という。）のうち職務の級3級以上にある者の昇給の号給数は、当分の間、技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第12条及び第19条の規定にかかわらず、これらの規定による昇給の号給数から、1（職員の定年に達する日の属する年度にあつては、別に定める数）を減じて得た号給数（当該号給数が負となる場合にあつては、0）とする。
- 3 在職者に対するこの規則による改正後の技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正後規則」という。）別表第3及び別表第3の2の適用については、当分の間、改正後規則中「別表第3」とあるのは「技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第62号）附則別表第1」と、「別表第3の2」とあるのは「技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第62号）附則別表第2」とする。

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	2	1	1	3
2	2	1	1	3
3	2	1	1	3
4	2	1	1	3
5	2	1	1	3
6	2	1	2	4
7	2	1	3	5
8	2	1	4	6
9	2	1	5	7
10	2	1	6	8
11	2	1	7	9
12	2	1	8	10
13	2	1	9	11
14	2	1	10	12
15	2	1	11	13
16	2	1	12	14
17	2	1	13	15
18	3	1	14	16
19	4	1	15	17
20	5	1	16	18
21	6	1	17	19
22	7	1	18	20
23	8	1	19	21
24	9	1	20	22
25	10	1	21	23
26	11	1	22	24
27	12	1	23	25
28	13	1	24	26
29	14	1	25	27
30	15	1	26	28
31	16	1	27	29
32	17	1	28	30
33	18	1	29	31
34	19	1	30	32
35	20	1	31	33
36	21	1	32	34
37	22	1	33	35
38	23	2	34	36
39	24	3	35	37
40	25	4	36	38
41	26	5	37	39
42	27	6	38	40
43	28	7	39	41
44	29	8	40	42

45	30	9	41	43
46	31	10	42	44
47	32	11	43	45
48	33	12	44	46
49	34	13	45	47
50	35	14	46	48
51	36	15	47	49
52	37	16	48	50
53	38	17	49	51
54	39	18	50	52
55	40	19	51	53
56	41	20	52	54
57	42	21	53	55
58	43	22	54	56
59	44	23	55	57
60	45	24	56	58
61	46	25	57	59
62	47	26	58	60
63	48	27	59	61
64	49	28	60	62
65	50	29	61	63
66	50	30	62	64
67	51	31	63	65
68	51	32	64	66
69	52	33	65	67
70	52	34	66	68
71	53	35	67	69
72	53	36	68	70
73	54	37	69	71
74	54	38	70	71
75	55	39	71	72
76	55	40	72	72
77	56	41	73	73
78	56	41	74	73
79	57	42	75	74
80	57	42	76	74
81	58	43	77	75
82	58	43	78	76
83	59	44	79	77
84	59	44	80	78
85	60	45	81	79
86	60	45	82	80
87	61	46	83	81
88	61	46	84	82
89	62	47	85	83
90	62	47	86	84
91	62	48	87	85

92	63	48	88	86
93	63	49	89	87
94	63	49	90	88
95	64	49	91	89
96	64	50	92	90
97	64	50	93	91
98	65	50	94	92
99	65	51	95	93
100	65	51	96	94
101	66	51	97	95
102	66	52	98	96
103	66	52	99	97
104	66	52	100	98
105	67	53	101	99
106	67	53	102	100
107	67	53	103	101
108	67	54	104	102
109	68	54	105	103
110		54	106	104
111		55	107	105
112		55	108	106
113		55	109	107
114		56	110	107
115		56	111	108
116		56	112	108
117		57	113	109
118		57		109
119		57		110
120		57		110
121		57		111
122		58		112
123		58		113
124		58		114
125		58		115
126		58		116
127		59		117
128		59		118
129		59		119
130		59		120
131		59		121
132		60		122
133		60		123
134		60		124
135		60		125
136		60		125
137		61		125
138		61		125

139		61		125
140		61		125
141		61		125
142		61		125
143		62		125
144		62		125
145		62		125
146				125
147				125
148				125
149				125
150				125
151				125
152				125
153				125
154				125
155				125
156				125
157				125

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	17	37	5	5
2	17	38	6	5
3	18	39	7	5
4	19	40	8	6
5	20	41	9	7
6	21	42	10	8
7	22	43	11	9
8	23	44	12	10
9	24	45	13	11
10	25	46	14	12
11	26	47	15	13
12	27	48	16	14
13	28	49	17	15
14	29	50	18	16
15	30	51	19	17
16	31	52	20	18
17	32	53	21	19
18	33	54	22	20
19	34	55	23	21
20	35	56	24	22
21	36	57	25	23
22	37	58	26	24
23	38	59	27	25
24	39	60	28	26
25	40	61	29	27
26	41	62	30	28
27	42	63	31	29
28	43	64	32	30
29	44	65	33	31
30	45	66	34	32
31	46	67	35	33
32	47	68	36	34
33	48	69	37	35
34	49	70	38	36
35	50	71	39	37
36	51	72	40	38
37	52	73	41	39
38	53	74	42	40
39	54	75	43	41
40	55	76	44	42
41	56	78	45	43
42	57	80	46	44
43	58	82	47	45
44	59	84	48	46

45	60	86	49	47
46	61	88	50	48
47	62	90	51	49
48	63	92	52	50
49	64	95	53	51
50	66	98	54	52
51	68	101	55	53
52	70	104	56	54
53	72	107	57	55
54	74	110	58	56
55	76	113	59	57
56	78	116	60	58
57	80	121	61	59
58	82	126	62	60
59	84	131	63	61
60	86	136	64	62
61	88	142	65	63
62	91	145	66	64
63	94	145	67	65
64	97	145	68	66
65	100	145	69	67
66	104	145	70	68
67	108	145	71	69
68	109	145	72	70
69	109	145	73	71
70	109	145	74	72
71	109	145	75	74
72	109	145	76	76
73	109	145	77	78
74	109	145	78	80
75	109	145	79	81
76	109	145	80	82
77	109	145	81	83
78	109	145	82	84
79	109	145	83	85
80	109	145	84	86
81	109	145	85	87
82	109	145	86	88
83	109	145	87	89
84	109	145	88	90
85	109	145	89	91
86	109	145	90	92
87	109	145	91	93
88	109	145	92	94
89	109	145	93	95
90	109	145	94	96
91	109	145	95	97

92	109	145	96	98
93	109	145	97	99
94	109	145	98	100
95	109	145	99	101
96	109	145	100	102
97	109	145	101	103
98	109	145	102	104
99	109	145	103	105
100	109	145	104	106
101	109	145	105	107
102	109	145	106	108
103	109	145	107	109
104	109	145	108	110
105	109	145	109	111
106	109	145	110	112
107	109	145	111	114
108	109	145	112	116
109	109	145	113	118
110	109	145	114	120
111	109	145	115	121
112	109	145	116	122
113	109	145	117	123
114	109	145	117	124
115	109	145	117	125
116	109	145	117	126
117	109	145	117	127
118	109		117	128
119	109		117	129
120	109		117	130
121	109		117	131
122	109		117	132
123	109		117	133
124	109		117	134
125	109		117	135
126	109		117	
127	109		117	
128	109		117	
129	109		117	
130	109		117	
131	109		117	
132	109		117	
133	109		117	
134	109		117	
135	109		117	
136	109		117	
137	109		117	
138	109		117	

139	109		117	
140	109		117	
141	109		117	
142	109		117	
143	109		117	
144	109		117	
145	109		117	
146			117	
147			117	
148			117	
149			117	
150			117	
151			117	
152			117	
153			117	
154			117	
155			117	
156			117	
157			117	

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第63号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

「		「	
教育職給料 表（3）		教育職給料 表（3）	教育職給料 表（4）
			4 級及び 3 級45号給以 上
3 級29号給 以上		3 級29号給 以上	3 級 1 号給 から44号給

別表第 1 中

	を		まで、特 2 級及び 2 級 65号給以上
3 級 1 号給 から28号給 まで及び 2 級41号給以 上		3 級 1 号給 から28号給 まで及び 2 級41号給以 上	2 級41号給 から64号給 まで
2 級29号給 から40号給 まで		2 級29号給 から40号給 まで	2 級25号給 から40号給 まで
2 級 1 号給 から28号給 まで		2 級 1 号給 から28号給 まで	2 級 1 号給 から24号給 まで及び 1 級
1 級		1 級	

に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第64号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「第 9 条第 2 項」を「第10条第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項及び第10条第 1 項」に改める。

別表第 1 第 3 号区分の項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(3) の 2 給与条例の教育職給料表 (4) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの

別表第 1 第 4 号区分の項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4) の 2 給与条例の教育職給料表 (4) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの

別表第 1 第 5 号区分の項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4) の 2 給与条例の教育職給料表 (4) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもののうち別に定めるもの又は特 2 級であったものの

別表第 1 第 5 号区分の項第 8 号及び第 10 号中「5 級」を「4 級」に改める。

別表第 1 第 6 号区分の項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4) の 2 給与条例の教育職給料表 (4) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの（第 5 号区分の項第 4 号の 2 に掲げる者を除く。）のうち別に定めるもの

別表第 1 第 6 号区分の項第 9 号及び第 11 号中「4 級」を「3 級」に改める。

別表第 1 第 7 号区分の項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(4) の 2 給与条例の教育職給料表 (4) の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級又は 2 級であったもの（第 5 号区分の項第 4 号の 2 及び第 6 号区分の項第 4 号の 2 に掲げる者を除く。）

別表第 1 第 7 号区分の項第 7 号及び第 9 号中「3 級であったもの」を「2 級であったもののうち別に定めるもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 5 条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条の規定の適用を受ける教職員（愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた者に限る。）は、職員退職手当条例（昭和 31 年名古屋市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 7 号に規定するこれらに準ずると市長が定めるものに勤務する職員とする。
- 3 前項の職員が法第 5 条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正により引き続き市歳出予算をもってその給料が支給される教職員となった場合は、条例第 7 条第 5 項第 6 号に規定する市長が特に必要と認めた場合とす

る。

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の職員退職手当条例施行規則別表第1の適用については、当分の間、なお従前の例による。

職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第65号

職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成28年名古屋市規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

（自己啓発等休業をすることができる職員の特例）

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第 5 条の規定による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135 号）の改正により愛知県歳出予算をもってその給料が支給されていた教職員（以下「県費負担教職員」という。）から引き続き市歳出予算をもってその給料が支給される教職員となった者については、第 2 条に規定する在職期間に、県費負担教職員としての在

職期間を含むものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第66号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 条第 7 号」の次に「、第 7 号の 2、第 9 号の 2 の 2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市火薬類取締法施行細則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第67号

名古屋市火薬類取締法施行細則

(趣旨)

第1条 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）の施行については、法、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(火薬庫外貯蔵場所の指示等)

第2条 省令第15条第1項の表(1)から(7)までの規定による指示を受けようとする者は、火薬庫外貯蔵場所指示申請書（第1号様式）に関係図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出した者は、当該申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、指示申請書記載事項変更届（第2号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の指示を受けた者は、当該指示を受けた場所の用途を廃止したとき

は、遅滞なく、火薬庫外貯蔵場所用途廃止届（第3号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（火薬庫外貯蔵場所に係る帳簿の保存期間）

第3条 省令第16条第3号ト及び第4号への帳簿の保存期間は、記録の日から2年とする。

（火薬庫の所有又は占有の免除の許可申請等）

第4条 法第13条ただし書の許可を受けようとする者は、火薬庫の所有又は占有の免除許可申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 法第13条ただし書の許可を受けた者は、火薬庫を他の者と共同で使用することを廃止したときは、遅滞なく、火薬庫共同使用廃止届（第5号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（営業の廃止等の届出）

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、火薬類^{製造}_{販売}営業^{全部}_{一部}廃止届（第6号様式）により行わなければならない。

2 法第16条第2項の規定による届出は、火薬庫用途廃止届（第7号様式）により行わなければならない。

（消費場所に係る帳簿の保存期間）

第6条 省令第52条第3項第12号（省令第52条の2第3項及び第56条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第56条の3第1項第6号の帳簿の保存期間は、記録の日から1年とする。

（保安教育計画の認可申請等）

第7条 法第29条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、保安教育計画（変更）認可申請書（第8号様式）に保安教育計画を添えて、市長に提出しなければならない。

2 省令第67条の7第4項の規定による申請は、保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書（第9号様式）により行わなければならない。

（保安責任者等の選任又は解任の届出）

第8条 法第30条第3項及び第33条第2項の規定による届出は、火薬類^{製造}_{取扱}保安責任者等選任・解任届（第10号様式）により行わなければならない。

（特定施設等の使用の休止の届出）

第9条 省令第44条の2第2項ただし書の規定による届出は、特定施設^{火薬庫}使用休

止届（第11号様式）により行わなければならない。

（定期自主検査の計画の届出等）

第10条 法第35条の2第2項の規定による届出は、定期自主検査計画（変更）届（第12号様式）により行わなければならない。

2 法第35条の2第3項の規定による報告は、定期自主検査終了報告書（第13号様式）により行わなければならない。

（安定度試験の結果の報告）

第11条 法第36条第1項の規定による報告は、火薬類安定度試験結果報告書（第14号様式）により行わなければならない。

（収去証の交付）

第12条 市長は、法第43条第1項の規定により火薬類を収去したときは、被収去者に収去証（第15号様式）を交付する。

（災害発生の報告）

第13条 法第46条第2項の報告は、火薬類災害発生報告書（第16号様式）により行わなければならない。

（製造年度報告等）

第14条 次の各号に掲げる報告書又は届出書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 省令第81条の14の表（以下この条において「表」という。）第1号に掲げる報告書 火薬類製造年度報告書（第17号様式）

(2) 表第2号、第5号及び第9号に掲げる報告書 許可申請書記載事項等変更報告書（第18号様式）

(3) 表第4号に掲げる報告書 火薬類販売年度報告書（第19号様式）

(4) 表第7号、第10号、第11号及び第14号に掲げる届出書 許可申請書等記載事項変更届出書（第20号様式）

(5) 表第8号に掲げる報告書 火薬庫出納年度報告書（第21号様式）

(6) 表第12号に掲げる報告書 火薬類消費年度報告書（第22号様式）

(7) 表第15号に掲げる届出書 火薬類所有権取得届出書（第23号様式）

（委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に火薬類取締法施行細則（昭和42年愛知県規則第27号。以下「県規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に県規則の規定により交付されている収去証は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。

第 1 号様式（第 2 条関係）

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

年 月 日	
（宛先）名古屋市長 申請者 住 所 氏 名 電 話 () 	
事 務 所 所 在 地	電話 ()
貯 蔵 場 所 所 在 地	電話 ()
名 称	
貯 蔵 す る 者 分 等 の 区 分	火薬類取締法施行規則第15条第 1 項の表 ()
貯 蔵 の 方 法	
貯 蔵 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
貯蔵火薬類の種類 及 び 最 大 数 量	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

- 2 火薬庫外貯蔵場所の位置及び付近の状況並びに構造及び設備に関する
 図面をこの申請書と併せて提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 2 条関係）

指示申請書記載事項変更届

(宛先) 名古屋市長		年 月 日	
		届出者	
		住 所	
		氏 名 ㊟	
		電 話 ()	
指示年月日及び番号		年 月 日 第 号	
事 務 所 所 在 地		電 話 ()	
貯 蔵 場 所 所 在 地		電 話 ()	
名 称			
変更内容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 2 条関係）

火薬庫外貯蔵場所用途廃止届

年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
届出者	
住 所	
氏 名 ㊟	
電 話 ()	
指示年月日及び番号	年 月 日 第 号
事 務 所 所 在 地	電 話 ()
貯 蔵 場 所 所 在 地	電 話 ()
名 称	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 4 号様式（第 4 条関係）

火薬庫の所有又は占有の免除許可申請書

年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
申請者	
住 所	
氏 名	
電 話 ()	
許 可 の 別	製 造 ・ 販 売
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
事 務 所 所 在 地	電 話 ()
製 造 所 所 在 地 販 売 所	電 話 ()
名 称	
所 有 又 は 占 有 し な い 理 由	
貯 蔵 の 方 法	共同使用 ・ 火薬庫外貯蔵 ・ その他
貯 蔵 場 所	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 5 号様式（第 4 条関係）

火薬庫共同使用廃止届

(宛先) 名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 電 話 ()		年 月 日
		⑩
許 可 の 別	製 造 ・ 販 売	
許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
事 務 所 所 在 地	電 話 ()	
製 造 所 所 在 地 販 売 所	電 話 ()	
名 称		
火薬庫所有・占有免除 の許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
貯 蔵 場 所		
廃 止 の 理 由		
廃 止 年 月 日	年 月 日	
備 考		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 6 号様式（第 5 条関係）

火薬類		製造 販売	営業	全部 一部	廃止届
					年 月 日
(宛先) 名古屋市長					
届出者					
住 所					
氏 名					印
電 話 ()					
許可年月日及び番号		年 月 日		第 号	
事 務 所 所 在 地		電話 ()			
製 造 所 販 売 所 所 在 地		電話 ()			
名 称					
廃止する営業の内容					
廃 止 の 理 由					
廃 止 年 月 日		年 月 日			
備 考					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 7 号様式（第 5 条関係）

火薬庫用途廃止届

(宛先) 名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 電 話 () 		年 月 日	
		許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
		事 務 所 所 在 地	電 話 ()
		火 薬 庫 所 在 地	電 話 ()
名 称			
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数			
廃 止 の 理 由			
廃 止 年 月 日	年 月 日		
備 考			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 8 号様式（第 7 条関係）

保安教育計画（変更）認可申請書

年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
申請者	
住 所	
氏 名 ㊟	
電 話 ()	
許 可 の 別	製 造 ・ 販 売 ・ 消 費
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
事 務 所 所 在 地	電 話 ()
製 造 所 販 売 所 所 在 地 消 費 場 所	電 話 ()
名 称	
変 更 の 場 合 は そ の 内 容	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 保安教育計画をこの申請書と併せて提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 9 号様式（第 7 条関係）

保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書

年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
申請者	
住 所	
氏 名 ㊟	
電 話 ()	
指定年月日及び番号	年 月 日 第 号
事 務 所 所 在 地	電 話 ()
消 費 場 所 所 在 地	電 話 ()
名 称	
申 請 理 由	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第10号様式（第8条関係）

火薬類 製造 取扱 保安責任者等選任・解任届

年 月 日						
(宛先) 名古屋市長						
届出者						
住 所						
氏 名 ㊟						
電 話 ()						
許可の別		製 造 ・ 火 薬 庫 ・ 消 費				
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号				
事務所所在地		電話 ()				
製造所 火薬庫所在地 消費場所		電話 ()				
名 称						
選任解任 の 別	職務の 区 分	氏名 (年齢)	保 安 責 任 者 免 状			選 任 解 任 年 月 日
			種類	交付年月日 及 び 番 号	交 付 都道府県	
選任 解任	正・副・代			年 月 日 第 号		年 月 日
選任 解任	正・副・代			年 月 日 第 号		年 月 日
選任 解任	正・副・代			年 月 日 第 号		年 月 日
備 考						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第11号様式（第9条関係）

特定施設
火薬庫 使用休止届

年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
届出者	
住 所	
氏 名 ㊞	
電 話 ()	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
事 務 所 所 在 地	電 話 ()
製 造 所 所 在 地 火 薬 庫	電 話 ()
名 称	
休 止 の 内 容	
休 止 の 理 由	
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第12号様式（第10条関係）

定期自主検査計画（変更）届

年 月 日		
(宛先) 名古屋市長		
届出者		
住 所		
氏 名 ㊟		
電 話 ()		
許 可 の 別	製 造 ・ 火 薬 庫	
許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
事 務 所 所 在 地	電 話 ()	
製 造 所 所 在 地 火 薬 庫	電 話 ()	
名 称		
検 査 実 施 予 定 日	第 1 回 年 月 日	第 2 回 年 月 日
検 査 を 指 揮 ・ 監 督 す る 保安責任者の氏名 (年齢)		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
備 考		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第13号様式（第10条関係）

定期自主検査終了報告書

年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
報告者	
住 所	
氏 名 ㊞	
電 話 ()	
許 可 の 別	製 造 ・ 火 薬 庫
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
事 務 所 所 在 地	電話 ()
製 造 所 所 在 地 火 薬 庫	電話 ()
名 称	
検 査 実 施 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	
補正又は補修した事項	
検査を指揮・監督した保安 責任者の氏名（年齢）	㊞
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第14号様式（第11条関係）

火薬類安定度試験結果報告書

		年	月	日
(宛先) 名古屋市長		報告者 住 所 氏 名 電 話 ()		
		印		
事 務 所 所 在 地	電話 ()			
火 薬 類 貯 蔵 場 所	電話 ()			
名 称				
火薬類の種類及び数量				
火薬類の製造年月日	年	月	日	
火薬類の輸入年月日	年	月	日	
試 験 実 施 年 月 日	年	月	日	
試 験 実 施 場 所				
試 験 実 施 者				
試 験 方 法				
試 験 成 績				
備 考				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第15号様式（第12条関係）

第		号
収 去 証		
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
収 去 場 所		
品 名 数 量		
火薬類取締法第43条第 1 項の規定により収去する。		
年 月 日		
所属職		
氏 名		印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第16号様式（第13条関係）

火薬類災害発生報告書

（宛先）名古屋市長 報告者 住 所 氏 名 電 話 （ ）		年 月 日
		⑩
事 務 所 所 在 地		電 話 （ ）
発 生 日 時		
発 生 場 所		
発 生 原 因		
火薬類の種類及び数量		
被害の程度	人 的	
	物 的	
事 故 の 概 要		
備 考		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第17号様式（第14条関係）

火薬類製造年度報告書（ 年度分）

年 月 日					
（宛先）名古屋市長 報告者 住 所 氏 名 電 話 （ ）					
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号			
事 務 所 所 在 地		電 話 （ ）			
製 造 所 所 在 地		電 話 （ ）			
名 称					
火薬類の 種 類	前年度から の繰越数量	製造数量	譲渡数量	翌年度への 繰越数量	備 考
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第18号様式（第14条関係）

許可申請書記載事項等変更報告書

(宛先) 名古屋市長 報告者 住 所 氏 名 電 話 ()		年 月 日
許 可 の 別		製 造 ・ 販 売 ・ 火 薬 庫
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号
事 務 所 所 在 地		電 話 ()
製 造 所 販 売 所 所 在 地 火 薬 庫		電 話 ()
名 称		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
備 考		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

第19号様式（第14条関係）

火薬類販売年度報告書（ 年度分）

年 月 日					
（宛先）名古屋市長					
報告者 住 所 氏 名 電 話 （ ）					
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号			
事 務 所 所 在 地		電話 （ ）			
販 売 所 所 在 地		電話 （ ）			
名 称					
火薬類の 種 類	前年度から の繰越数量	譲受数量	譲渡数量	翌年度への 繰越数量	備 考
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第20号様式（第14条関係）

許可申請書等記載事項変更届出書

(宛先) 名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 電 話 ()		年 月 日	
許 可 の 別		火薬庫・輸 入 ・ 消 費 ・ 廃 棄	
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
事 務 所 所 在 地		電 話 ()	
火 薬 庫 輸 入 場 所 消 費 場 所 廃 棄 場 所		電 話 ()	
名 称			
変 更 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第21号様式（第14条関係）

火薬庫出納年度報告書（ 年度分）

年 月 日						
(宛先) 名古屋市長						
報告者						
住 所						
氏 名						
電 話 ()						
印						
許可年月日及び番号			年 月 日 第 号			
事 務 所 所 在 地			電 話 ()			
火 薬 庫 所 在 地			電 話 ()			
名 称						
火 薬 庫 の 種 類	火 薬 類 の 種 類	前年度から の繰越数量	庫 入 数 量	庫 出 数 量	翌年度への 繰 越 数 量	備 考
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄		

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第22号様式（第14条関係）

火薬類消費年度報告書（ 年度分）

年 月 日			
（宛先）名古屋市長 報告者 住 所 氏 名 電 話 （ ）			
許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
事 務 所 所 在 地		電 話 （ ）	
消 費 場 所 所 在 地		電 話 （ ）	
名 称			
火 薬 類 の 種 類	消 費 数 量	消 費 場 所	備 考
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とする。

第23号様式（第14条関係）

火薬類所有権取得届出書

		年 月 日	
(宛先) 名古屋市長		届出者 住 所 氏 名 電 話 ()	
		⑩	
事 務 所 所 在 地	電 話 ()		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量			
前所有者の住所 及 び 氏 名			
取得した火薬類の 貯蔵又は保管場所			
取 得 し た 理 由			
取 得 年 月 日	年 月 日		
備 考			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第68号

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則の一部を改正する規
則

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）
の一部を次のように改正する。

第 5条第 2項中「市内」を「本市内」に改める。

第16条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第16条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋
市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1条に基
づく名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第19条第 1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第 2項中「次の各号」
を「次」に改め、同項第 4号中「前各号」を「前 3号」に改める。

第20条から第25条までを削り、第26条を第20条とする。

別表中

第 3条第 1号から第12号までに掲げる者（次項に掲げる者及び小学校又はこれに準ずる学校就学の始期に達するまでの者を除く。）		3,200円	を
第 3条第 2号、第 3号、第 6号から第 8号まで又は第10号から第12号までに掲げる者であって、小学校又はこれに準ずる学校に在学するもの		2,800円	
第 3条第 2号から第 4号まで又は第 6号から第11号までに掲げる者に同行する付添人		3,200円	
上 記 に 掲 げ る 者 以 外 の 者	大 人	3,500円	
	中 人	3,200円	
	小 人	2,800円	

第 3条第 1号から第12号までに掲げる者（次項に掲げる者及び小学校又はこれに準ずる学校就学の始期に達するまでの者を除く。）	本市内に住所を有する者	3,200円	に改
	本市以外に住所を有する者	4,200円	
第 3条第 2号、第 3号、第 6号から第 8号まで又は第10号から第12号までに掲げる者であって、小学校又はこれに準ずる学校に在学するもの	本市内に住所を有する者	2,800円	
	本市以外に住所を有する者	3,800円	
第 3条第 2号から第 4号まで又は第 6号から第11	本市内に住所を有する者	3,200円	

号までに掲げる者に同行する付添人		本市以外に住所を有する者	4,200円
上 記 に 掲 げ る 者 以 外 の 者	大人	本市内に住所を有する者	3,500円
		本市以外に住所を有する者	4,500円
	中人	本市内に住所を有する者	3,200円
		本市以外に住所を有する者	4,200円
	小人	本市内に住所を有する者	2,800円
		本市以外に住所を有する者	3,800円

」

める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第16条及び第19条の改正規定並びに第20条から第25条までを削り、第26条を第20条とする改正規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第69号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1項の表 5の項左欄中「寡婦又は」を「寡婦（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と、「扶養親族」とあるのを「扶養親族（20歳未満の者に限る。））」と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族（20歳未満の者に限る。））」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。）、」に改め、「寡夫」の次に「（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同

様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族(20歳未満の者に限る。)」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。)又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項各号中「児童」とあるのを「20歳未満の者」と読み替えた場合に、同項第3号に定める養育者たる要件に該当する女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(20歳未満の者に限る。)を有するもの」を加える。

附則第3条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条中「附則第33条の2第1項」を「附則第33条の2第5項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「ものとする」を「ものとし、同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする」に改める。

附則第4条中「附則第33条の2第1項」を「附則第33条の2第5項」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、「の金額」の次に「(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。)」を加える。

附則第11条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「附則第35条の2の6第1項及び第5項の規定の適用がある場合並びに同法附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第15項」に改める。

附則第12条中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「附則第35条の2の6第1項及び第5項の規定の適用がある場合並びに同法附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第15項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険料算定の特例)

第12条の2 附則第11条の規定は、条例附則第24条の2の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、附則第11条中「附則第35条の2第5項」とあるのは「附則第35条の2の2第5項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と、「附則第35条の3第15項」とあるのは「附則第35条

の 2の 6第15項又は第35条の 3第13項若しくは第15項」と読み替えるものとする。

第12条の 3 附則第12条の規定は、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が地方税法附則第35条の 2の 2第 5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合について準用する。この場合において、附則第12条中「附則第35条の 2第 5項」とあるのは「附則第35条の 2の 2第 5項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と、「附則第35条の 3第15項」とあるのは「附則第35条の 2の 6第15項又は第35条の 3第13項若しくは第15項」と読み替えるものとする。

附則第15条の次に次の 4条を加える。

（特例適用利子等に係る利子所得等に係る保険料算定の特例）

第15条の 2 条例附則第25条の 2の規定の適用がある場合には、第14条の 2第 1項及び第 2項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに外国居住者等所得相互免除法第 8条第 7項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 7項及び第16条第 4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額」とする。

第15条の 3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が外国居住者等所得相互免除法第 8条第 7項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 7項及び第16条第 4項において準用する場合を含む。）の特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合には、第19条第 1項の規定の適用については、同項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに外国居住者等所得相互免除法第 8条第 7項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 7項及び第16条第 4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る配当所得等に係る保険料算定の特例）

第15条の 4 附則第15条の 2の規定は、条例附則第25条の 3の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、附則第15条の 2中「第 8条第 7項」とあるのは「第 8条第 9項」と、「第12条第 7項及び第16条第 4項」とあるのは「第12条第 8項及び第16条第 5項」と、「特例適用利子等」とあるのは「特例適用配当等」と読み替えるものとする。

第15条の 5 附則第15条の 3の規定は、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が外国居住者等所得相互免除法第 8条第 9項（外国居住者等所得相互免除法第12条第 8項及び第16条第 5項において準用する場合を含む。）の特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合について準用する。この場合において、附則第15条の 3中「第 8条第 7項」とあるのは「第 8条第 9項」と、「第12条第 7項及び第16条第 4項」とあるのは「第12条第 8項及び第16条第 5項」と、「特例適用利子等」とあるのは「特例適用配当等」と、「譲渡所得、一時所得及び雑所得」とあるのは「及び雑所得」と読み替えるものとする。

附則第18条の前の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

附則第20条中「平成29年 3月」を「平成30年 3月」に改める。

別記様式第 3号中

「

死亡者の氏名 年 月 日生	男	世帯主との続柄	を
死亡者の個人番号	女		

」

「

死亡者の氏名 年 月 日生	世帯主との続柄	に改
死亡者の個人番号		

」

める。

別記様式第 4号の 1及び別記様式第 4号の 2を次のように改める。

第 4号の 1

(表)

有効期限 記号番号	備 考	
	一部負担金の特例	
国民健康保険 有効期限 記号番号 被保険者証 氏名 生年月日 資格取得年月日 交付年月日 住所 世帯主氏名 保険者番号 保険者名 名古屋市 		

備考 用紙の大きさは、縦10.8センチメートル、横 8.6センチメートルとする。

(裏)

以下の欄に記入し、臓器の提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかを○で囲んでください。

- 1 私は、脳死後又は心臓が停止した死後のいずれの場合も、移植のために臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後の場合に限り、移植のために臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選択した場合であって、提供しない臓器があるときは、×印を付してください。)

心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球

(特記事項欄：)

署名の日： 年 月 日

本人署名（自署）： 家族署名（自署）：

第 4号の 2

(表)

有効期限 記号番号	備 考	
	一部負担金の特例	

国民健康保険 被保険者証 氏名 生年月日 該当年月日 交付年月日 住所 世帯主氏名 保険者番号	有効期限	記号番号 性別 (退職本人) 保険者名 名古屋市 印

備考 1 退職被保険者の被扶養者の国民健康保険被保険者証の様式は、この様式を準用する。

2 用紙の大きさは、縦10.8センチメートル、横 8.6センチメートルとする。

(裏)

以下の欄に記入し、臓器の提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかを○で囲んでください。

- 1 私は、脳死後又は心臓が停止した死後のいずれの場合も、移植のために臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後の場合に限り、移植のために臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選択した場合であって、提供しない臓器があるときは、×印を付してください。)

心臓・肺・肝臓・腎臓・すい臓・小腸・眼球

(特記事項欄：)

署名の日： 年 月 日

本人署名(自署)： 家族署名(自署)：

別記様式第 9号の 5中

「

生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女

を」

「

生 年 月 日	年 月 日

に改める。」

別記様式第 9号の 8中

「

生 年 月 日	年 月 日	性 別	※ 男・女

を」

「

生 年 月 日	年 月 日

に改め、同様式（注）」

を削る。

別記様式第15号中

「

被 保 険 者 証 記 号 番 号		一般・退職	続 柄		性 別	男・女

を」

「

被 保 険 者 証 記 号 番 号		一般・退職

に」

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。ただし、附則第20条の改正

規定は公布の日から、別記様式第 4号の 1及び別記様式第 4号の 2の改正規定は同年 9月 1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第70号

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市市税条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「軽自動車税」の次に「（種別割に限る。）」を加え、同条第 3 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第10条中「第 9 条の 5」を「第 9 条の25」に改める。

第17条見出し及び同条第 1 項中「第37条の 2 第 2 項」を「第37条の 2 第 3 項」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第33条第63号中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に改め、同条第70号中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改める。

第28号様式中

株 式 等 の 譲 渡	円	円	円	を
上 場 株 式 等 の 配 当	円	円	円	

一 般 株 式 等 の 譲 渡	円	円	円	に改める。
上 場 株 式 等 の 譲 渡	円	円	円	
上 場 株 式 等 の 配 当 等	円	円	円	

第28号様式の 2 及び第28号様式の 2 の 2 中

株 式 等 の 譲 渡	円	円	円	を
上 場 株 式 等 の 配 当	円	円	円	

一 般 株 式 等 の 譲 渡	円	円	円	に、
上 場 株 式 等 の 譲 渡	円	円	円	
上 場 株 式 等 の 配 当 等	円	円	円	

年度		月別	税額	昨年度通知した税額	増減				
年	公的年金からの 優待別荘取得税額 の内訳	年 月	円	円	円				
		年 月	円	円	円				
		年 月	円	円	円				
年	公的年金からの 特別徴収税額の内訳	年 月	円	<table><tr><td>公的年金の様式</td><td></td></tr><tr><td>支払者の名称</td><td></td></tr></table>	公的年金の様式		支払者の名称		円
	公的年金の様式								
	支払者の名称								
	年 月	円	円						
		年 月	円						

「

公的年金からの特別徴収税額の内訳

		月 別	税 額	昨年と通算した 今年戻控除税額	増 減
③ 公的年金からの 仮特別徴収税額	年度	年 月	円	円	円
		年 月	円	円	円
		年 月	円	円	円
④ 公的年金からの 特別徴収税額	年度	年 月	円	円	円
		年 月	円	円	円
		年 月	円	円	円
				公的年金 の 給 付 金 の 名 称	
				公的年金 の 給 付 金 の 名 称	

に、

」

「

年度	月別	税額
公的年金からの 仮特別徴収税額の内訳	年 月	円
	年 月	円
	年 月	円

を

」

「

	月 別	税 額
年度 公的年金からの 仮特別徴収税額	年 月	円
	年 月	円
	年 月	円

に改める。

」

第28号様式の 2 の 3 中

「

株 式 等 の 譲 渡	未 公 開 分	円
	上 場 分	円
上 場 株 式 等 の 配 当		円

を

」

「

一 般 株 式 等 の 譲 渡	円
上 場 株 式 等 の 譲 渡	円
上 場 株 式 等 の 配 当 等	円

に、

」

「

株 式 等 の 譲 渡	円
上 場 株 式 等 の 配 当	円

を

」

を

「	
年度 軽自動車税（種別割）	（車両・標識番号）
」	

に、

「	
年度 軽自動車税	を
」	

「	
年度 軽自動車税（種別割）	に改める。
」	

第70号様式中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改める。

（名古屋市市税減免条例施行細則の一部改正）

第2条 名古屋市市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」に改める。

第22条の見出し中「身体障害者等」を「もの等」に改め、同条第1項中「規則で定める身体障害者等」を「身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの」に改め、同項第1号の表中

「	
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
」を	

「	
視覚障害	1 級から 4 級までの各級
」に、	

「	上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	を
」			
「	上肢不自由	1 級及び 2 級	に、
」			
「	上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	を
」			
「	上肢機能	1 級及び 2 級	に、
」			
「	じん臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	を
」			
「	腎臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	に
」			

改め、同項第 2 号の表中

「	上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症	を
」			
「	上肢不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症	に、
」			
「	じん臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	を
」			

「
腎臓機能障害 | 特別項症から第3項症までの各項症 | に
」

改め、同項第3号から第6号までを削り、同条第2項中「前項第6号」を「前項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第9条第1項第3号の精神障害又は知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。以下「愛護手帳」という。）の交付を受けている者で、知能指数がおおむね35以下（身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当する者にあつては、50以下）のもの

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

3 条例第9条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 第1項第1号及び前項各号に掲げる者（第1項第1号に掲げる者にあつては、年齢が19歳未満のものに限る。）と生計を一にする者

(2) 前2項各号及び前号に掲げる者以外の者で、前年中における総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る所得割の課税標準となる額以外の額とする。）及び山林所得金額の合計額が100万円以下で、身体障害者手帳、愛護手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を有する者又は傷い軍人（軍属を含む。）のうち納税が困難と認められるもの

第22条の次に次の5条を加える。

（条例第9条の2第3号の規則で定める額）

第22条の2 条例第9条の2第3号に規定する規則で定める額は、300万円に同号に規定する3輪以上の軽自動車について当該3輪以上の軽自動車を取得した条例第9条第1項第3号に規定する身体障害者又は精神障害者が

運転するための構造の変更に要した金額に相当する額を加算した額に当該 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

(条例第 9 条の 2 第 4 号の規則で定めるもの)

第22条の 3 条例第 9 条の 2 第 4 号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 第22条第 1 項第 1 号の表に掲げる障害を有する者のうち、音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について 4 級から 6 級までの各級、体幹不自由について 5 級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について 4 級から 6 級までの各級、心臓機能障害について 4 級、腎臓機能障害について 4 級、呼吸器機能障害について 4 級、ぼうこう又は直腸の機能障害について 4 級、小腸の機能障害について 4 級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について 4 級及び肝臓の機能障害について 4 級に該当する者以外のもの

(2) 第22条第 1 項第 2 号の表に掲げる障害を有する者のうち、音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第 5 項症、第 6 項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症並びに体幹不自由について第 5 項症、第 6 項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症に該当する者以外のもの

(条例第 9 条の 2 第 4 号の規則で定める額)

第22条の 4 条例第 9 条の 2 第 4 号に規定する規則で定める額は、300 万円に同号に規定する 3 輪以上の軽自動車について当該 3 輪以上の軽自動車を取得した同号に規定する重度身体障害者等（以下「重度身体障害者等」という。）の利用に供するための構造の変更に要した金額に相当する額を加算した額に当該 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

(条例第 9 条の 2 第 5 号の規則で定める額)

第22条の 5 条例第 9 条の 2 第 5 号に規定する規則で定める額は、300 万円に同号に規定する 3 輪以上の軽自動車について当該 3 輪以上の軽自動車を取得した重度身体障害者等の利用に供するための構造の変更に要した金額

に相当する額を加算した額に当該 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

(条例第 9 条の 2 第 6 号の規則で定める額)

第22条の 6 条例第 9 条の 2 第 6 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 専ら身体障害者の利用に供するための構造を有する 3 輪以上の軽自動車 環境性能割額の全部

(2) 前号に掲げる 3 輪以上の軽自動車以外の 3 輪以上の軽自動車 身体障害者の利用に供するための構造の変更に要した金額に相当する額に当該 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額

第24条（見出しを含む。）中「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同条中「軽自動車税額」を「軽自動車税の種別割額」に改める。

第30条第 3 号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第 2 条」を「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第 2 条第 1 項」に改める。

第32条第 8 号中「軽自動車税課税免除届出書」を「軽自動車税（種別割）課税免除届出書」に改め、同条第 9 号中「軽自動車税課税免除事由消滅届出書」を「軽自動車税（種別割）課税免除事由消滅届出書」に改め、同条第10号中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申請書」に改め、同条第11号中「軽自動車税減免事由消滅申告書」を「軽自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」に改める。

第 8 号様式中「軽自動車税課税免除届出書」を「軽自動車税（種別割）課税免除届出書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加える。

第 9 号様式中「軽自動車税課税免除事由消滅届出書」を「軽自動車税（種別割）課税免除事由消滅届出書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加える。

第10号様式中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税（種別割）減免申

請書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加える。

第11号様式中「軽自動車税減免事由消滅申告書」を「軽自動車税（種別割）減免事由消滅申告書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「軽自動車税の」の次に「種別割の」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中名古屋市市税条例施行細則第10条、第17条及び第28号様式から第28号様式の2の3までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成29年4月1日
 - (2) 第2条中名古屋市市税減免条例施行細則第4条第1項第1号及び第30条第3号の改正規定 公布の日
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例施行細則（以下「新規則」という。）第28号様式から第28号様式の2の3までは、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第28号様式の2から第28号様式の2の3まで（法人番号に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の7の5第1項（同法第321条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知について適用する。
- 4 新規則及び第2条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例施行細則（以下「新減免規則」という。）の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 5 新減免規則の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 6 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の名古屋市市税減免条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、新減免規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第71号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「。以下「施行令」という。」を削り、「、名古屋市保育所入所に関する条例（昭和62年名古屋市条例第 1号）及び名古屋市保育所入所に関する規則（平成10年名古屋市規則第46号）」を「及び名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）」に改める。

第 8条第 1項中「及び第 2項」を「から第 3項まで」に改め、同条第 2項及び第 3項中「第36条の42第 1項」の次に「又は第 2項」を加え、同条第 5項中「第36条の46第 1項」の次に「及び第 3項」を加え、同条第 6項中「第 1条の33第 2項各号に掲げる」を「第 1条の39に規定する」に改める。

第10条第 3号中「前各号」を「前 2号」に改める。

第12条第 5項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第18条第 2項中「第33条第 1項」の次に「又は第 2項」を加え、「加えた」を「行った」に改める。

別表第 2備考第 2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「情緒障害児短期治療施設通園部」を「児童心理治療施設通園部」に改める。

第 7号様式（表）中「養子縁組によって養親となることを希望する里親」を「養子縁組里親」に、

「

専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日※	年 月 日

」

を

「

専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日※	年 月 日
養子縁組里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日※	年 月 日

」

に改め、同様式（裏）中

「
6 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類（専門里親希望者のみ）を
」

「
6 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類（専門里親希望者のみ）に改め、同様式
7 養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類（養子縁組里親希望者のみ）
」

（裏）注 2の項中「又は専門里親希望者」を「、専門里親希望者又は養子縁組里親希望者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）第 8条第 6項の規定に基づいて里親の認定等を受けている者であって、施行日の前日までに児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成29年厚生労働省令第38号）第 1条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で定めるところにより、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）第 2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第 6条の 4第 2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）となることを希望する旨の申出をしたものについては、施行日から起算して 1年間に限り、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）第 8条第 2項の規定に基づいて養子縁組里親の登録する旨の決定を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市告示第 209号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ココカラハートク リニック	名古屋市東区泉一丁目23番36号	平成28年12月 1日
森本医院	名古屋市東区矢田五丁目 1番 8号	平成29年 2月 4日
ゲート内科・心療 内科	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3 号	平成29年 3月 1日
ごきそ内科・内視 鏡クリニック	名古屋市昭和区恵方町 1丁目25番 地の 3	平成29年 3月 1日
とくしげ在宅クリ ニック	名古屋市緑区徳重五丁目 415番地	平成29年 1月 1日

医療法人あまこ会 清水産婦人科	名古屋市天白区植田西二丁目 902 番地	平成28年10月 1日
おしどり在宅クリ ニック	名古屋市天白区平針二丁目1010番 地	平成29年 3月 1日
しんデンタルクリ ニック	名古屋市西区幅下一丁目13番18号	平成29年 1月 5日
奥村歯科室	名古屋市中区栄二丁目 9番30号	平成29年 1月 1日
クオール薬局新栄 店	名古屋市東区葵一丁目25番12号	平成29年 3月 1日
ほそごめ薬局	名古屋市中川区細米町 2丁目 3番 地	平成29年 1月 1日
スギ薬局千音寺店	名古屋市中川区新家三丁目1304番 地	平成29年 3月 1日
滝の水調剤薬局	名古屋市緑区滝ノ水五丁目 315番 地の 3	平成29年 1月 1日
スギ薬局平手店	名古屋市緑区平手南二丁目 125番 地	平成29年 3月 1日
ほづみ薬局	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 200番地	平成29年 3月 1日
ナツメ薬局天白八 幡山店	名古屋市天白区八幡山 326番地の 1	平成29年 2月 1日
つぐみ薬局	名古屋市天白区元植田一丁目3003 番地	平成29年 1月 1日
のり華訪問看護ス テーション	名古屋市東区矢田四丁目11番 9号	平成28年 9月 1日
訪問看護ステーシ ョンよつ葉北	名古屋市西区比良一丁目 1番地	平成29年 3月 1日

ナースコール南	名古屋市南区汐田町 1番14号	平成29年 2月 1日
訪問看護ステーション華悠	名古屋市名東区上社三丁目 609番地	平成28年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 210号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	旧	のぞみ皮膚科
	新	押谷皮膚科
所 在 地	名古屋市名東区本郷二丁目63番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月20日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品光が丘薬局
	新	V・d r u g 光が丘薬局
所 在 地	名古屋市千種区光が丘二丁目1503番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品亀島薬局
	新	V・d r u g 亀島薬局
所 在 地	名古屋市中村区亀島一丁目 4番 4号	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	まへの調剤薬局
	新	キョーワ薬局熱田店
所 在 地	名古屋市熱田区外土居町 5番14号	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品守山吉根薬局
	新	V・drug 守山吉根薬局
所 在 地	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目1510番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品守山大永寺薬局
	新	V・drug 守山大永寺薬局
所 在 地	名古屋市守山区村合町 222番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品上志段味薬局
	新	V・drug 上志段味薬局
所 在 地	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前 598番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品潮見が丘薬局
	新	V・drug 潮見が丘薬局
所 在 地	名古屋市緑区潮見が丘一丁目71番地の 1	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品緑鳴丘薬局
	新	V・drug 緑鳴丘薬局
所 在 地	名古屋市緑区細口二丁目 110番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	中部薬品香流薬局
	新	V・drug香流薬局
所 在 地	名古屋市名東区猪子石原二丁目 502番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ネット調剤薬局梅森店
	新	キョーワ薬局梅森店
所 在 地	名古屋市名東区梅森坂五丁目 1番地の 3	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	キョーワ訪問看護リハビリステーション
	新	キョーワ訪問看護リハビリステーション寄り添い屋東店
所 在 地	名古屋市東区泉二丁目26番 1号	
変 更 年 月 日	平成28年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ケアーズ名古屋緑訪問看護リハビリステーション
	新	つなげる訪問看護リハビリステーション
所 在 地	名古屋市緑区有松3131番地	
変 更 年 月 日	平成29年 2月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 211号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
かとうレディスクリニック	名古屋市北区田幡二丁目18番 9 号	平成29年 1月31日
田島眼科	名古屋市緑区鳴海町字上汐田 306番地	平成29年 4月30日
しんデンタルクリニック	名古屋市西区幅下一丁目13番18 号	平成29年 1月 5日
奥村歯科診療所	名古屋市中区栄二丁目 9番30号	平成29年 1月 1日

ほそごめ薬局	名古屋市中川区細米町 2丁目 3 番地	平成29年 1月 1日
滝の水調剤薬局	名古屋市緑区滝ノ水五丁目 315 番地の 3	平成29年 1月 1日
えくぼ薬局	名古屋市天白区八幡山 326番地 の 1	平成29年 2月 1日
つぐみ薬局	名古屋市天白区元植田一丁目 3003番地	平成29年 1月 1日
訪問看護ステーションよ つ葉北	名古屋市北区若鶴町 348番地の 1	平成29年 3月 1日
訪問看護ステーション華 悠	名古屋市名東区上社三丁目 609 番地	平成29年 2月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 212号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

医 療 機 関 名	一般財団法人毎日ドクター	
所 在 地	旧	名古屋市中村区名駅二丁目45番19号
	新	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3号
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

医 療 機 関 名	フォレストベルクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前 600番地
	新	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前 600番地の 2
変 更 年 月 日	平成27年 7月 6日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 213号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ココカラハートクリニック	名古屋市東区泉一丁目23番36号	平成28年12月 1日
とくしげ在宅クリニック	名古屋市緑区徳重五丁目 415番 地	平成29年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 214号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
リバティー訪問ライフケア	愛知県尾張旭市東三郷町58― 9	平成29年 1月 1日
小笹 勝史		
ひなた針灸マッサージ	名古屋市西区大野木一丁目 206番地	平成29年 2月27日
牛田 知里		

訪問マッサージKE i ROW新守山ステ ーション	名古屋市守山区金屋二丁目83番地	平成29年 3月 1日
柳田 明弘		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
しみず接骨院	名古屋市北区光音寺町字野方1919 番地の28	平成29年 2月 7日
清水 康隆		

3 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ひなた針灸マッサー ジ	名古屋市西区大野木一丁目 206番 地	平成29年 2月27日
牛田 知里		
アルカ鍼灸治療院真 和	名古屋市中村区松原町 3丁目10番 地の 2	平成29年 3月 1日
林 文洲		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 215号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

施 術 機 関 名	旧	名古屋瑞穂接骨院
	新	楽生鍼灸整骨院
施 術 者 名		後藤 瞳
施 術 機 関 の 住 所	旧	名古屋市瑞穂区瑞穂通 8丁目12番地の 2
	新	名古屋市中村区名駅五丁目 6番18号
変 更 年 月 日		平成28年12月 1日

施 術 機 関 名	旧	ひまわり接骨院
	新	ひまわりはり灸接骨院
施 術 者 名		近藤 芳生
施 術 機 関 の 住 所		名古屋市緑区尾崎山一丁目 411番地
変 更 年 月 日		平成28年12月 2日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 216号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当
する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
おとうばし薬局	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 5番22 号	平成28年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 217号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
平成28年10月13日 28指令住開指第 111号	名古屋市緑区黒沢台三 丁目1501番 1外 2筆	愛知県豊明市新田町吉池 19番地の20 岡孝株式会社 代表取締役 高橋悠團
平成28年10月28日 28指令住開指第 130号	名古屋市緑区鳴海町字 相原町13番11外 4筆	名古屋市東区葵一丁目14 番13号 株式会社中謙 代表取締役 中村直子
平成28年12月20日 28指令住開指第 170号	名古屋市中川区富永四 丁目82番 1	名古屋市中川区大当郎三 丁目 708番地（ベラフォ レスタB棟 202号） 山田利恵
平成28年 7月 1日 28指令住開指第53号	名古屋市緑区鳴海町字 上ノ山28番 4	名古屋市天白区野並三丁 目16番地の 1 井田邦雄

平成28年10月13日 28指令住開指第 116号	名古屋市天白区天白町 大字平針字大根ヶ越 188番 3外11筆	名古屋市天白区平針四丁 目 305番地 社会医療法人名古屋記念 財団 理事長 太田圭洋

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 218 号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 3月27日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

志賀公園	北区平手町 2丁目	図面北 1の区域	昭和31年10月15日

」

を

「

志賀公園	北区平手町 2丁目	図面北 1の 2 の区域	昭和31年10月15日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成29年 3月31日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 219号

指定代理金融機関の指定

平成27年名古屋市告示第 417 号（指定代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行します。

平成29年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金等にかかる」を「に係る」に改める。

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第 220号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 1条及び第 2条の規定により、平成29年度における名古屋市公設市場の開場時間と休業日を次のように定めます。

平成29年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開場時間

名 称 及 び 位 置	開 場 時 間
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	午前 9時45分から午後 7時30分まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	午前10時から午後 7時まで ただし、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日、以下「祝日」といいます。）は午前10時から午後 6時30分まで 12月29日及び同月30日は午前 9時30分から午後 7時まで 12月31日は午前 9時30分から午後 6時30分まで
名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	午前 9時30分から午後 7時まで ただし、祝日は午前 9時30分から午後 6時30分まで

名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30分から午後 6時まで
名古屋市梅森公設市場 名古屋市名東区梅森坂四丁目 101番地	4月 1日から当分の間、開場しません。
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は午前10時から午後 7時30分まで 専門店部門は午前10時から午後 6時30分まで（一部専門店は午前 8時から午後 6時30分まで）
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の4	セルフサービス部門は午前 9時30分から午後 7時30分まで 専門店部門は午前10時から午後 7時まで

2 休業日

名 称 及 び 位 置	休 業 日
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	セルフサービス部門は日曜日（12月31日を除きます。）並びに 5月 4日、同月 5日、 8月14日、同月15日及び 1月 1日から同月 4日まで 専門店部門は日曜日（12月31日を除きます。）並びに 5月 3日から同月 5日まで、 8月14日、同月15日及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日（12月31日を除きます。）並びに 5月 4日、同月 5日、 7月17日、 8月14日、同月15日及び 1月 1日から同月 4日まで

名古屋市牧野公設市場 名古屋市中村区太閤三丁目 7番64号	日曜日（12月31日を除きます。）並びに 5月 5日、同月 6日、 8月14日、同月15日、10月 9日及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日（12月31日を除きます。）並びに 5月 3日から同月 5日まで、 7月17日、 8月14日、同月15日、 9月18日、10月 9日、 1月 1日から同月 4日まで、同月 8日及び 2月12日
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日（12月31日を除きます。）並びに 5月 4日、同月 5日、 8月14日、同月15日及び 1月 1日から同月 4日まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の4	セルフサービス部門は日曜日（12月31日を除きます。）並びに 5月 4日、同月 5日、 8月14日、同月15日及び 1月 1日から同月 4日まで 専門店部門は日曜日（一部専門店は月曜日、火曜日又は水曜日（12月24日、同月27日及び同月31日は除きます。））並びに 8月14日、同月15日及び 1月 1日から同月 4日まで

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 221号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成29年 3 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
タイムズ24株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
名古屋市営古沢公園駐車場の使用料
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課

名古屋市告示第 222号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 1号戸田川緑地

名古屋市中川区戸田五丁目、富田町大字戸田字大日川田、水里一丁目及び富永一丁目並びに港区春田野一丁目、春田野二丁目、西福田一丁目、西蟹田、南陽町大字福田字大儘、字西蟹田、字春田野及び大字西福田字猿島地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 223号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 1号戸田川緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成29年 3月28日から平成30年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 224号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画緑地事業第 9号荒池緑地

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

第 9号荒池緑地

名古屋市天白区天白町大字平針字荒池下及び字黒石地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 225号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 9号荒池緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成29年 3月28日から平成36年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 226号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成29年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成28年名古屋市告示第 497号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 227号

名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成29年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市桶狭間北西部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山53番第 2番地

3 設立認可の年月日

平成22年 4月16日

4 変更の内容

第 5条中「名古屋市緑区有松町大字桶狭間字巻山53番第 2番地」を「名古屋市緑区桶狭間巻山2020番地」に改める。

5 変更認可の年月日

平成29年 3月29日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第228号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成29年3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
特定非営利活動法人 R A S A - J a p a n	名古屋市天白区中平二 丁目2627番地	平成29年2月16日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 229 号

名古屋市消防団規則第 5 条の 2 第 2 号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3 号に規定する大学の指定についての一部改正について

平成28年名古屋市告示第 193 号（名古屋市消防団規則第 5 条の 2 第 2 号に規定する教養の課程の指定及び同条第 3 号に規定する大学の指定について）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 愛知学院大学
- (2) 愛知大学
- (3) 中京大学
- (4) 南山大学
- (5) 名古屋市立大学
- (6) 名古屋学院大学
- (7) 東海学園大学

名古屋市消防局消防部消防課

名古屋市告示第230号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成29年3月30日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

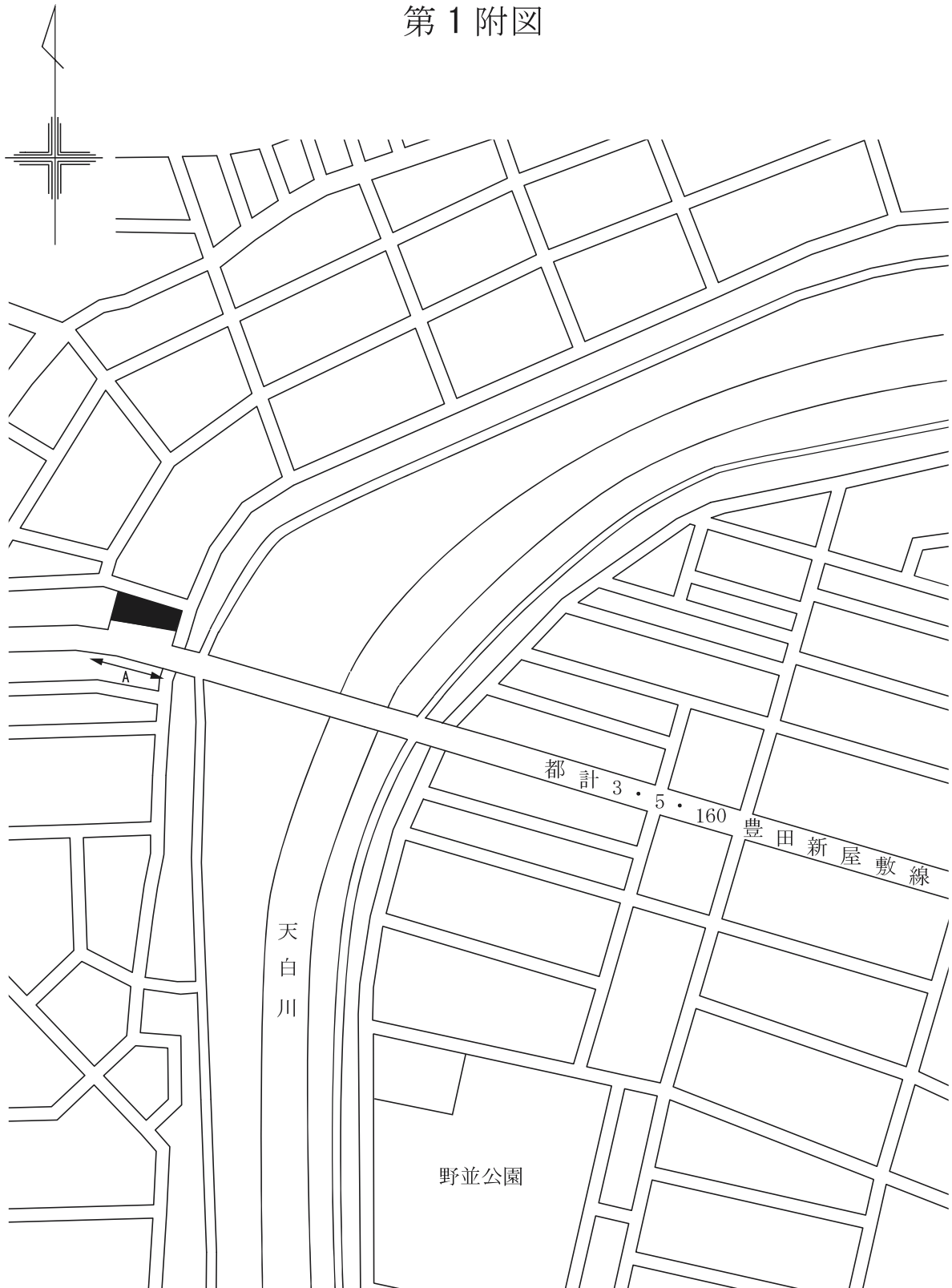
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	呼続東部第23号線	名古屋市南区大堀町906番地先から	前	0.037	35.00 ～ 40.00	第 1 図 附 図
			名古屋市南区大堀町910番地先まで	後	0.037	20.50 ～ 23.12	

2 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
県道	1	名古屋岡崎線	名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番745地先から 名古屋市緑区鳴海町字鏡田56番の1地先まで	第 2 図 附 図 一部供用 開始せず

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図



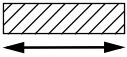
凡 例

 区域変更により廃道する部分

第 2 附図



凡 例

-  道路の供用を開始する部分
-  一部供用を開始しない部分

名古屋市告示第 231 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市六反コミュニティセンター	名古屋市中村区名駅南二丁目 3 番37号 六反学区連絡協議会 会長 刑 部 順 一

2 指定の期間 施設の供用開始日から平成30年 3 月31日まで

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市告示第 232号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成29年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂九丁目 7番 1号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 233 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、平成29年 3 月23日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成28年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 平成28年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 3 平成28年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 3 号）
- 4 平成28年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成28年度名古屋市一般会計補正予算（第3号）

平成28年度名古屋市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,117,265,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		10,820,447	99,586	10,920,033
	1 他 会 計 繰 入 金	10,820,447	99,586	10,920,033
歳 入	合 計	1,117,165,482	99,586	1,117,265,068

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 観 光 文 化 交 流 費		11,317,259	99,586	11,416,845
	1 観 光 交 流 費	3,320,224	252	3,320,476
	3 名 古 屋 城 費	3,052,122	99,334	3,151,456
歳 出	合 計	1,117,165,482	99,586	1,117,265,068

平成28年度名古屋市長古守閣特別会計予算

平成28年度名古屋市長古守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,010,703千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金	額	千円
1 繰 入				57,703
	1 他 会 計 繰 入 金			57,703
2 市 債				953,000
	1 市 債			953,000
歳 入 合 計				1,010,703

歳 出

款	項	金	額	千円
1 名 古 屋 城 天 守 閣 事 業 費				1,010,703
	1 事 業 費			1,006,369
	2 他 会 計 繰 出 金			4,334
歳 出 合 計				1,010,703

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
名古屋事業 天守閣費	953,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後の利率は、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成28年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

114,113,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 財政調整基金収入		54,289	99,586	153,875
	3 基金積戻金	—	99,586	99,586
歳 入	合 計	114,014,229	99,586	114,113,815

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 財政調整基金		54,289	99,586	153,875
	2 他会計繰出金	—	99,586	99,586
歳 出	合 計	114,014,229	99,586	114,113,815

平成28年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第1号）

平成28年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ957,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

537,144,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公債		227,479,000	953,000	228,432,000
	1 公債	227,479,000	953,000	228,432,000
2 繰入金		308,668,260	4,334	308,672,594
	1 他会計繰入金	308,668,260	4,334	308,672,594
歳入	合計	536,187,262	957,334	537,144,596

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰出金		126,786,000	953,000	127,739,000
	1 起債額繰出	126,786,000	953,000	127,739,000
2 公債費		409,401,262	4,334	409,405,596
	2 公債事務費	941,063	4,334	945,397
歳出	合計	536,187,262	957,334	537,144,596

名古屋市告示第 234 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、平成29年 3 月23日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成29年度名古屋市一般会計予算
- 2 平成29年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 平成29年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 平成29年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 平成29年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 平成29年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 平成29年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
- 8 平成29年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 9 平成29年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 10 平成29年度名古屋市基金特別会計予算
- 11 平成29年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 12 平成29年度名古屋市公債特別会計予算
- 13 平成29年度名古屋市病院事業会計予算
- 14 平成29年度名古屋市水道事業会計予算
- 15 平成29年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 16 平成29年度名古屋市下水道事業会計予算
- 17 平成29年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 18 平成29年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

平成 29 年度名古屋市一般会計予算

平成 29 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,171,188,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		511,062,000
	1 市 民 税	223,699,000
	2 固 定 資 産 税	206,674,000
	3 軽 自 動 車 税	2,364,000
	4 市 た ば こ 税	17,310,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,959,000
	7 都 市 計 画 税	45,055,000
2 地 方 譲 与 税		6,196,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,473,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,153,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	506,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	62,000
3 県 税 交 付 金		124,016,000
	1 利 子 割 交 付 金	652,000
	2 配 当 割 交 付 金	3,002,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,042,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	449,000
	5 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	54,431,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	45,440,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	78,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,415,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,507,000

款	項	金 額 千円
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		8,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	8,000
5 地 方 特 例 交 付 金		1,380,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,380,000
6 地 方 交 付 税		7,000,000
	1 地 方 交 付 税	7,000,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,000,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		47,498,096
	1 使 用 料	36,312,844
	2 手 数 料	6,132,049
	3 診 療 収 入	2,851,118
	4 介 護 収 入	1,420,270
	5 支 援 収 入	781,815
9 国 庫 支 出 金		197,699,060
	1 負 担 金	167,860,032
	2 補 助 金	29,061,204
	3 委 託 金	777,824
10 県 支 出 金		53,493,182
	1 負 担 金	37,223,601
	2 補 助 金	12,522,484
	3 委 託 金	3,747,097
11 財 産 収 入		6,292,790
	1 財 産 運 用 収 入	1,998,371
	2 財 産 売 払 収 入	4,294,419
12 寄 附 金		289,676
	1 寄 附 金	289,676

款	項	金 額 千円
13 繰 入 金		13,035,670
	1 他 会 計 繰 入 金	13,035,670
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		124,655,525
	1 延滞金、加算金及び過料	255,501
	2 預 金 利 子	8,167
	3 他会計貸付金元利収入	1,013,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	91,082,488
	5 受 託 事 業 収 入	799,615
	6 収 益 事 業 収 入	11,120,158
	7 雑 入	20,376,596
16 市 債		77,562,000
	1 市 債	77,562,000
歳 入	合 計	1,171,188,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,511,384
	1 議 会 費	2,511,384
2 総 務 費		43,505,242
	1 総 務 管 理 費	20,175,883
	2 財 務 管 理 費	5,126,916
	3 選 挙 費	759,904
	4 統 計 調 査 費	234,150
	5 徴 税 費	14,720,034
	6 防 災 危 機 管 理 費	2,488,355
3 健 康 福 祉 費		319,093,303
	1 社 会 福 祉 費	88,510,299
	2 老 人 福 祉 費	58,166,405
	3 生 活 保 護 費	91,346,655
	4 国 民 年 金 費	888,793
	5 国 民 健 康 保 険 費	27,580,110
	6 介 護 保 険 費	28,276,652
	7 公 衆 衛 生 費	9,631,087
	8 環 境 衛 生 費	3,906,477
	9 保 健 所 費	9,927,653
	10 衛 生 研 究 所 費	859,172
4 子 ど も 青 少 年 費		159,766,532
	1 子 ど も 青 少 年 費	159,766,532
5 環 境 費		39,883,614
	1 環 境 保 全 費	5,354,746
	2 環 境 事 業 費	34,528,868
6 市 民 経 済 費		98,626,055

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	2, 232, 650
	2 区 役 所 費	15, 009, 344
	3 産 業 費	80, 150, 988
	4 工 業 研 究 所 費	1, 233, 073
7 観 光 文 化 交 流 費		11, 313, 766
	1 観 光 交 流 費	3, 401, 180
	2 文 化 交 流 費	4, 430, 410
	3 名 古 屋 城 費	3, 482, 176
8 緑 政 土 木 費		65, 161, 647
	1 土 木 管 理 費	8, 018, 310
	2 道 路 橋 り よ う 費	22, 029, 525
	3 街 路 費	8, 308, 962
	4 治 水 費	7, 033, 274
	5 緑 政 費	18, 209, 591
	6 農 政 費	1, 561, 985
9 住 宅 都 市 費		47, 323, 370
	1 都 市 計 画 費	19, 751, 993
	2 住 宅 費	27, 571, 377
10 消 防 費		27, 829, 579
	1 消 防 費	27, 829, 579
11 教 育 費		170, 553, 271
	1 教 育 総 務 費	10, 988, 085
	2 小 学 校 費	76, 631, 425
	3 中 学 校 費	39, 112, 660
	4 高 等 学 校 費	11, 098, 917
	5 幼 稚 園 費	1, 827, 863
	6 特 別 支 援 学 校 費	5, 318, 317

款	項	金 額 千円
	7 大 学 費	7,843,446
	8 私 学 振 興 費	3,898,682
	9 生 涯 学 習 費	8,386,538
	10 体 育 費	5,447,338
12 公 債 費		129,298,484
	1 公 債 費	129,298,484
13 諸 支 出 金		56,221,753
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	56,221,753
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,171,188,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
8 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理 費	道路の復旧	30,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路・橋りょうの整備	800,000
	3 街 路 費	街路の整備	1,300,000
	4 治 水 費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑 政 費	公園の整備	300,000
9 住 宅 都 市 費	1 都 市 計 画 費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住 宅 費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所本庁舎のエレベーター更新工事	平成30年度	326, 000
市役所東庁舎非常用発電機の整備	平成30年度	149, 000
市役所西庁舎非常用発電機の整備	平成30年度	505, 000
市政資料館の空調設備改修工事	平成30年度	39, 000
総合社会福祉会館の電気設備改修工事	平成30年度	43, 000
養護老人ホーム寿楽荘の空調設備改修工事	平成30年度 から 平成31年度 まで	86, 000
鯉城学園の空調設備改修工事	平成30年度	12, 000
北保健所の電気設備改修工事	平成30年度	17, 000
中保健所のエレベーター更新工事	平成30年度	15, 000
守山保健所の外壁改修工事	平成30年度	9, 000
衛生研究所の移転改築	平成30年度 から 平成31年度 まで	3, 829, 000
母子生活支援施設にじが丘荘移転改築 の設計	平成30年度	15, 000
環境学習センターの映像設備等改修工 事	平成30年度	98, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
環境学習センターの空調設備改修工事	平成30年度	3, 000
富田工場管理棟等改修の設計	平成30年度	41, 000
南陽工場設備更新に係る環境影響評価 配慮書等作成業務委託	平成30年度	1, 000
五条川工場の灰出し設備改修等工事	平成30年度 から 平成31年度 まで	1, 507, 000
なごや人権啓発センターの空調設備改 修工事	平成30年度	3, 000
区役所非常用発電機の整備	平成30年度	603, 000
中区役所講堂の天井等落下防止対策工 事	平成30年度	245, 000
北区役所の電気設備改修工事	平成30年度	70, 000
中区役所講堂の舞台設備改修工事	平成30年度	50, 000
中区役所のエレベーター更新工事	平成30年度	56, 000
瑞穂区役所のエレベーター更新工事	平成30年度	96, 000
守山区役所の外壁改修工事	平成30年度	25, 000
川中コミュニティセンターの建設	平成30年度	75, 000
松原コミュニティセンターの建設	平成30年度	80, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
守山会館の屋根防水改修工事	平成30年度	14, 000
消費生活センターの空調設備改修工事	平成30年度	5, 000
公館のエレベーター更新工事	平成30年度	199, 000
国際展示場の連絡通路改修等工事	平成30年度	219, 000
国際会議場屋根付歩廊の整備	平成30年度	340, 000
市民会館の自動火災報知設備更新工事	平成30年度	120, 000
芸術創造センターのエレベーター更新工事	平成30年度	67, 000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	平成30年度	343, 000
中村文化小劇場の屋根防水改修工事	平成30年度	26, 000
南文化小劇場のエレベーター更新工事	平成30年度	50, 000
南文化小劇場の外壁改修工事	平成30年度	23, 000
市民ギャラリー栄のエレベーター更新工事	平成30年度	20, 000
東山荘の耐震等改修工事	平成30年度	56, 000
市民御岳休暇村セントラル・ロッジのエレベーター更新工事	平成30年度	39, 000
名古屋城の石垣修復工事	平成30年度 から 平成32年度 まで	520, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の建設	平成30年度	578,000
舗装道の補修	平成30年度	600,000
道路照明の賃借	平成30年度 から 平成39年度 まで	2,607,000
側溝改良	平成30年度	100,000
運河橋の改築	平成30年度	300,000
交通安全施設の整備	平成30年度	150,000
開橋の改築	平成30年度	340,000
正江橋の建設	平成30年度	600,000
中川橋の改築	平成30年度	100,000
鶴田ポンプ所のポンプ設備更新工事	平成30年度	30,000
排水施設整備	平成30年度	100,000
庄内緑地グリーンプラザの電気設備更新工事	平成30年度	10,000
栄バスターミナル噴水南のりばの移転整備	平成30年度	164,000
市営住宅の建設	平成30年度 から 平成31年度 まで	3,348,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中消防署の空調設備改修工事	平成30年度	22, 000
小学校新設の設計	平成30年度	39, 000
小学校の空調設備改修工事	平成30年度	746, 000
小学校校舎の賃借	平成30年度 から 平成34年度 まで	150, 000
中学校の空調設備改修工事	平成30年度	205, 000
歴史の里展示収蔵施設の工事監理支援 業務委託	平成30年度	9, 000
港生涯学習センターの空調設備改修工 事	平成30年度	56, 000
中村図書館の屋根防水改修工事	平成30年度	14, 000
南図書館のエレベーター更新工事	平成30年度	33, 000
南図書館の外壁改修工事	平成30年度	15, 000
博物館の非常用発電機更新工事	平成30年度	189, 000
博物館の消火設備改修工事	平成30年度	10, 000
秀吉清正記念館の屋根防水改修工事	平成30年度	7, 000
総合体育館レインボーホールの空調設 備改修工事	平成30年度 から 平成31年度 まで	396, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
総合体育館レインボープールの空調設備等改修工事	平成30年度	421,000
瑞穂公園レクリエーション広場の改修工事	平成30年度	139,000
稲永スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	平成30年度	281,000
天白スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	平成30年度	245,000
稲永スポーツセンターの窓ガラス飛散防止対策工事	平成30年度	25,000
天白スポーツセンターの空調設備改修工事	平成30年度	29,000
緑スポーツセンターの空調設備改修工事	平成30年度	224,000
中村スポーツセンターの空調設備改修工事	平成30年度	21,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成35年度 まで	31,000,000 外に利息相当額	平成29年度 から 平成35年度 まで	23,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 61,000千円を限度として補償する。	平成29年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 18,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 271,000千円を限度として補償する。	平成29年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 199,000千円を限度として補償する。
都市計画道路守山本通線及び一般国道302号・名古屋鉄道瀬戸線立体交差化工事 (平成24年第1号議決)	平成18年度 から 平成31年度 まで	10,254,000	平成30年度 から 平成35年度 まで	8,241,000
東海旅客鉄道東海道本線山崎川橋りょうの改築 (平成27年第1号議決)	平成28年度 から 平成30年度 まで	1,462,000	平成30年度 から 平成32年度 まで	1,167,000
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 493,660千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 281,140千円及び利息相当額を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 710千円を限度として補償する。	平成29年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 660千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,439,368千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,083,972千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成49年度 まで	271,628,000 外に利息相当額	平成29年度 から 平成50年度 まで	280,471,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成48年度 まで	81,088,000	平成29年度 から 平成49年度 まで	71,225,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成28年第1号議決)	平成28年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,445,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度 から 平成36年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,275,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	742,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	574,000			
社会福祉施設整備費	67,000			
老人福祉施設整備費	1,155,000			
公衆衛生施設整備費	25,000			
霊園斎場整備費	29,000			
保健所整備費	517,000			
衛生研究所整備費	293,000			
子ども青少年施設整備費	1,396,000			
環境保全施設整備費	79,000			
廃棄物処理施設整備費	2,281,000			
市民活動施設整備費	1,000			
区役所整備費	595,000			
地域振興施設整備費	171,000			
産業施設整備費	2,000			
工業研究所整備費	27,000			
観光交流施設整備費	228,000			
文化交流施設整備費	518,000			
名古屋城整備費	142,000			
公共土木事業費	21,645,000			
公園緑地整備費	4,652,000			
農業振興施設整備費	99,000			
住宅建設費	3,594,000			
消防施設整備費	905,000			
教育センター整備費	107,000			
義務教育施設整備費	1,377,000			
生涯学習施設整備費	968,000			
体育施設整備費	1,486,000			
高速道路建設資金貸付金	297,000			
高速道路事業出資金	114,000			
市立大学施設整備補助金	28,000			
市立大学施設整備資金貸付金	449,000			
病院事業出資金	279,000			
高速度鉄道事業補助金	569,000			
高速度鉄道事業出資金	2,151,000			
臨時財政対策債	30,000,000			
計	77,562,000			

平成 29 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 29 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 250,168,171 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		222,588,060
	1 保 険 料	50,287,743
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	44,924,711
	4 療養給付費交付金	1,963,122
	5 前期高齢者交付金	49,251,830
	6 県 支 出 金	12,118,881
	7 共 同 事 業 交 付 金	63,605,043
	8 諸 収 入	436,729
2 繰 入 金		27,580,110
	1 他 会 計 繰 入 金	27,580,110
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		250,168,171

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		250,148,171
	1 事 業 費	250,148,171
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		250,168,171

平成 29 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 29 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,596,911 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		26,139,249
	1 保険料	25,394,075
	2 手数料	1
	3 諸収入	745,173
2 繰入金		26,457,661
	1 他会計繰入金	26,457,661
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		52,596,911

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		52,576,911
	1 事業費	52,576,911
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		52,596,911

平成 29 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 29 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 188,337,139 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		157,707,239
	1 保 険 料	39,660,437
	2 手 数 料	18,141
	3 国 庫 支 出 金	41,728,594
	4 支 払 基 金 交 付 金	50,209,304
	5 県 支 出 金	26,081,148
	6 諸 収 入	9,615
2 繰 入 金		30,327,369
	1 他 会 計 繰 入 金	30,327,369
3 繰 越 金		302,531
	1 繰 越 金	302,531
歳 入 合 計		188,337,139

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		188,317,139
	1 事 業 費	188,014,609
	2 他 会 計 繰 出 金	302,530
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		188,337,139

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定に係る事務の委託	平成30年度 から 平成34年度 まで	1,780,000

平成 29 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 29 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,371,236 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		799,236
	1 事 業 収 入	799,236
2 繰 入 金		153,000
	1 他 会 計 繰 入 金	153,000
3 繰 越 金		113,000
	1 繰 越 金	113,000
4 市 債		306,000
	1 市 債	306,000
歳 入 合 計		1,371,236

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,371,236
	1 事 業 費	1,371,236
歳 出 合 計		1,371,236

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	306,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 29 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 29 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,598,474 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		3,992,768
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,686,907
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	363,853
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	484,932
	6 市 債	457,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,605,706
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	495,934
	2 繰 入 金	2,189,778
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	880,993
	5 市 債	39,000
歳 入	合 計	7,598,474

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		3,992,768
	1 事 業 費	2,097,555
	2 整 備 費	525,350
	3 他 会 計 繰 出 金	1,369,763
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,605,706
	1 市 場 費	1,772,104
	2 と 畜 場 費	943,538
	3 他 会 計 繰 出 金	889,964
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7,598,474

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果仲卸棟等の消火設備改修工事	平成30年度	321,000
北部市場水産棟積込所の有蓋化整備	平成30年度	372,000
北部市場冷蔵庫棟の電気設備改修工事	平成30年度	105,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成28年第6号議決)	平成28年度 から 平成31年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成29年度 から 平成32年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	457,000 39,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
計	496,000			

平成 29 年度名古屋市土地区画整理組合 貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 29 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 450,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 繰 入 金		225,000
	1 他 会 計 繰 入 金	225,000
2 市 債		225,000
	1 市 債	225,000
歳 入 合 計		450,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		450,000
	1 事 業 費	450,000
歳 出 合 計		450,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	225,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 29 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 29 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 643,596 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		191,213
	1 国 庫 支 出 金	59,444
	2 諸 収 入	131,769
2 繰 入 金		386,383
	1 他 会 計 繰 入 金	386,383
3 市 債		66,000
	1 市 債	66,000
歳 入 合 計		643,596

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		643,596
	1 事 業 費	278,509
	2 他 会 計 繰 出 金	365,087
歳 出 合 計		643,596

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	66,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 29 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 29 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,350,269 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		671,179
	1 使 用 料	337,680
	2 他 会 計 繰 入 金	333,499
2 公 園 整 備 事 業 収 入		679,090
	1 他 会 計 繰 入 金	314,090
	2 市 債	365,000
歳 入	合 計	1,350,269

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		671,179
	1 事 業 費	332,232
	2 他 会 計 繰 出 金	338,947
2 公 園 整 備 事 業 費		679,090
	1 事 業 費	508,130
	2 他 会 計 繰 出 金	170,960
歳 出	合 計	1,350,269

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成19年第10号議決)	平成20年度 から 平成29年度 まで	100,000 外に利息等相当額	平成30年度 から 平成35年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	365,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0％以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 29 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 29 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95,178,748 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		218,865
	1 基 金 収 入	307
	2 繰 入 金	205,708
	3 基 金 積 戻 金	12,849
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		630,902
	1 基 金 収 入	4,994
	2 繰 入 金	275,963
	3 基 金 積 戻 金	349,944
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,051
	1 基 金 収 入	50
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		749,775
	1 基 金 収 入	2,692
	2 繰 入 金	78,000
	3 基 金 積 戻 金	669,082
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		50,635
	1 基 金 収 入	1,285
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	46,349
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		8,110

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	2,720
	2 繰 入 金	2,000
	3 基 金 積 戻 金	3,389
	4 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収 入		1,849,121
	1 基 金 収 入	2,934
	2 繰 入 金	43,649
	3 基 金 積 戻 金	1,802,537
	4 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収 入		54
	1 基 金 収 入	53
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		66,801
	1 基 金 収 入	1,000
	2 繰 入 金	1,000
	3 基 金 積 戻 金	64,800
	4 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		70,533
	1 基 金 収 入	1,176
	2 基 金 積 戻 金	69,356
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		2,356,654
	1 基 金 収 入	3,406
	2 繰 入 金	302,530
	3 基 金 積 戻 金	2,050,717
	4 繰 越 金	1
12 震災対策事業基金収入		672,328

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	3, 829
	2 繰 入 金	1, 000
	3 基 金 積 戻 金	667, 498
	4 繰 越 金	1
13 区まちづくり基金収入		28, 853
	1 基 金 収 入	20
	2 繰 入 金	24, 000
	3 基 金 積 戻 金	4, 832
	4 繰 越 金	1
14 公債償還基金収入		88, 429, 921
	1 基 金 収 入	746, 032
	2 繰 入 金	46, 905, 920
	3 基 金 積 戻 金	40, 777, 968
	4 繰 越 金	1
15 財政調整基金収入		41, 145
	1 基 金 収 入	41, 144
	2 繰 越 金	1
歳 入 合 計		95, 178, 748

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		218,865
	1 他 会 計 繰 出 金	13,157
	2 積 立 金	205,708
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		630,902
	1 他 会 計 繰 出 金	354,939
	2 積 立 金	275,963
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,051
	1 積 立 金	5,051
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		749,775
	1 他 会 計 繰 出 金	669,082
	2 積 立 金	80,693
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		50,635
	1 他 会 計 繰 出 金	47,635
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		8,110
	1 他 会 計 繰 出 金	6,110
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		1,849,121
	1 他 会 計 繰 出 金	1,802,537
	2 積 立 金	46,584
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		54
	1 積 立 金	54
9 環 境 保 全 基 金		66,801
	1 他 会 計 繰 出 金	65,801
	2 積 立 金	1,000
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		70,533

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	70,533
11 介 護 給 付 費 準 備 基 金		2,356,654
	1 他 会 計 繰 出 金	2,050,717
	2 積 立 金	305,937
12 震 災 対 策 事 業 基 金		672,328
	1 他 会 計 繰 出 金	667,498
	2 積 立 金	4,830
13 区 ま ち づ く り 基 金		28,853
	1 他 会 計 繰 出 金	4,832
	2 積 立 金	24,021
14 公 債 償 還 基 金		88,429,921
	1 他 会 計 繰 出 金	40,777,968
	2 積 立 金	47,651,953
15 財 政 調 整 基 金		41,145
	1 積 立 金	41,145
歳 出	合 計	95,178,748

平成 29 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 29 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,390,115 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		10,595,139
	1 繰 入 金	4,651,372
	2 振 替 収 入	5,118,767
	3 市 債	825,000
2 都市開発用地取得資金収入		1,794,975
	1 繰 入 金	756,052
	2 振 替 収 入	740,923
	3 市 債	298,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		12,390,115

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		10,594,940
	1 取 得 費	825,293
	2 他 会 計 繰 出 金	9,769,647
2 都市開発用地取得費		1,794,975
	1 取 得 費	300,000
	2 他 会 計 繰 出 金	1,494,975
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		12,390,115

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	825,000 298,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,123,000			

平成 29 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 29 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 469,276,679 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		194,065,000
	1 公 債	194,065,000
2 繰 入 金		275,171,677
	1 他 会 計 繰 入 金	275,171,677
3 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		469,276,679

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		123,305,000
	1 起 債 額 繰 出	123,305,000
2 公 債 費		345,971,679
	1 公 債 償 還 金	298,305,260
	2 公 債 事 務 費	784,499
	3 他 会 計 繰 出 金	46,881,920
歳 出 合 計		469,276,679

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	70,760,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

平成 29 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	156,950 人 (1 日 430 人)	229,360 人 (1 日 940 人)
西部医療センター	164,250 人 (1 日 450 人)	287,920 人 (1 日 1,180 人)
緑 市 民 病 院	62,050 人 (1 日 170 人)	79,650 人 (1 日 270 人)
計	383,250 人 (1 日 1,050 人)	596,930 人 (1 日 2,390 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター病棟の改築

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	15,321,427
第 1 項	医 業 収 益	13,466,491
第 2 項	医 業 外 収 益	1,853,936
第 3 項	特 別 利 益	1,000
第 2 款	西部医療センター収益	18,205,792
第 1 項	医 業 収 益	15,855,307
第 2 項	医 業 外 収 益	2,348,485
第 3 項	特 別 利 益	2,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	361,772
第 1 項	医 業 収 益	11,044

		千円
第 2 項	医 業 外 収 益	349,728
第 3 項	特 別 利 益	1,000
収 入	合 計	33,888,991

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	16,175,248
第 1 項	医 業 費 用	16,067,797
第 2 項	医 業 外 費 用	102,451
第 3 項	特 別 損 失	5,000
第 2 款	西部医療センター費	18,048,424
第 1 項	医 業 費 用	17,607,323
第 2 項	医 業 外 費 用	435,101
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	504,207
第 1 項	医 業 費 用	484,374
第 2 項	医 業 外 費 用	18,833
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	34,728,879

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,688,505 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	1,662,125
第 1 項	企 業 債	837,000
第 2 項	出 資 金	279,000

		千円
第 3 項	一般会計補助金	541,123
第 4 項	基金収入	2
第 5 項	その他資本収入	5,000
第 2 款	西部医療センター資本収入	2,617,979
第 1 項	企業債	2,125,000
第 2 項	一般会計補助金	477,975
第 3 項	基金収入	4
第 4 項	その他資本収入	15,000
第 3 款	緑市民病院資本収入	221,273
第 1 項	企業債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	121,273
収 入	合 計	4,501,377

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	2,179,414
第 1 項	建設改良費	1,200,166
第 2 項	償還金	944,246
第 3 項	投資	35,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	3,717,399
第 1 項	建設改良費	2,260,152
第 2 項	償還金	1,417,243
第 3 項	投資	40,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	293,069
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償還金	193,069
支 出	合 計	6,189,882

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター整備支 援業務委託	平成 30 年度から平成 31 年度まで	19,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限 度 額	3,062,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、776,187 千円、79,832 千円、27,400 千円及び 55,398 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,047,087 千円及び 1,140,371 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、279,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,600,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1 式

平成 29 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 278,495,000 立方メートル

(1 日 763,000 立方メートル)

給水戸数 1,293,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 第4次水道基幹施設整備及び第4次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款 水道事業収益	49,641,954

第 1 項	營 業 收 益	48,483,959

第2項	營業外收益	1,032,806

第 3 項 特 別 利 益 125,189

支出

千円

第 1 款	水 道 経 営 費	49,406,954

第 1 項 營 業 費 用 42,287,936

第 2 項 營 業 外 費 用 7,059,018

第 3 項 特 別 損 失 50,000

第 4 項	予	備	費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,902,180千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,794,447
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	139,000
第3項	県補助金	278,459
第4項	他会計貸付金返還金	134,855
第5項	基金収入	3,197
第6項	基金繰入金	26,841
第7項	その他資本収入	1,712,095

支 出		千円
第1款	資本的支出	26,696,627
第1項	建設改良費	19,371,785
第2項	償還金	7,321,645
第3項	投資	3,197

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成30年度から平成32年度まで	9,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 第4次水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,500,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、52,426 千円、107,581 千円及び 66,554 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、139,000 千円である。

平成 29 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画　給水量　年間　22,666,500立方メートル
 (1日　62,100立方メートル)

事業所数 116 カ所

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	工業用水道事業収益	1,001,800
第 1 項	営 業 収 益	875,960
第 2 項	営 業 外 収 益	125,340
第 3 項	特 別 利 益	500

		支	出	
				千円
第 1 款	工業用水道経営費			996,800
第 1 項	営業費用			918,869
第 2 項	営業外費用			76,431
第 3 項	特別損失			500
第 4 項	予備費			1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額561,510千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,286
第1項	出資金	2,486
第2項	その他資本収入	10,800

支 出		千円
第1款	資本的支出	574,796
第1項	建設改良費	439,941
第2項	他会計借入金返還金	134,855

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成30年度	100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、320 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,486 千円である。

平成 29 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,020 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
 処理水量 年間432,817,000 立方メートル
 (1日 1,185,800 立方メートル)
 水洗便所の改造 1,200 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	74,571,527
第 1 項	営業収益	69,125,657
第 2 項	営業外収益	5,440,870
第 3 項	特別利益	5,000
支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	72,918,527
第 1 項	営業費用	63,087,166
第 2 項	営業外費用	9,791,361
第 3 項	特別損失	30,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,932,924千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額7,911千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	27,024,913
第1項	企 業 債	18,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	8,013,650
第3項	そ の 他 資 本 収 入	969,952
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	41,311

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	65,949,926
第1項	建 設 改 良 費	38,077,771
第2項	償 還 金	27,838,755
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	33,400

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	平成30年度から平成33年度まで	40,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限 度 額	18,012,000千円		
	下 水 道 事 業 建 設 費	18,000,000千円	

	水洗便所改造資金貸付金	12,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、31,337,380 千円、3,403,667 千円、39,976 千円、90,876 千円、30,000 千円、20,000 千円及び 65,907 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,155 千円である。

平成 29 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	904 両
	運 転 キ ロ	年間	36,025,500 キロメートル
		(1 日	98,700 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	126,326,500 人
		(1 日	346,100 人)
(2) 主要な建設改良事業	乗合自動車購入及び停留所施設整備		

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	自動車運送事業収益	25,781,186
第 1 項	営 業 収 益	21,798,955
第 2 項	営 業 外 収 益	3,796,521
第 3 項	特 別 利 益	185,710

支 出		千円
第 1 款	自動車運送事業費	24,657,440
第 1 項	営 業 費 用	24,226,317
第 2 項	営 業 外 費 用	421,123
第 3 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,472,007千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,547,805
第1項	企業債	1,468,000
第2項	出資金	1,000,000
第3項	その他資本収入	79,805

支 出		千円
第1款	資本的支出	4,019,812
第1項	建設改良費	1,596,949
第2項	企業債償還金	412,863
第3項	借入金返還金	2,000,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業所の整備	平成30年度	280,000千円
停留所施設の整備	平成30年度	164,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	1,468,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行

利 率 年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法 起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、7,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、129,362 千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、944,286 千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,067,000 千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、356,929 千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、184,358 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000 千円である。

2 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,700,000 千円と定める。

平成 29 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	674 両 (116 編成)
	運 転 キ ロ	年間	69,240,500 キロメートル
		(1 日	189,700 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	478,478,500 人
		(1 日	1,310,900 人)
(2) 主要な建設改良事業	車両購入及び駅施設整備		

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 8,884,020 千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分) 2,328,000 千円を借り入れる。

収 入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	100,744,363
第 1 項	営 業 収 益	88,358,704
第 2 項	営 業 外 収 益	12,046,325
第 3 項	特 別 利 益	339,334

支 出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	86,161,227
第 1 項	営 業 費 用	73,418,202

千円

第 2 項	営 業 外 費 用	12,733,025
第 3 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 2,723,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 43,287,458 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	20,393,375
第 1 項	企 業 債	14,792,000
第 2 項	出 資 金	2,151,000
第 3 項	貸 付 金 返 還 金	1,000,000
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,550,260
第 5 項	国 庫 補 助 金	621,818
第 6 項	県 補 助 金	30,000
第 7 項	そ の 他 資 本 収 入	248,297

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	60,957,833
第 1 項	建 設 改 良 費	12,990,940
第 2 項	企 業 債 償 還 金	47,456,893
第 3 項	出 資 金	500,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 30 年度から平成 32 年度まで	10,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限 度 額	17,120,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	9,328,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 資 本 費 平 準 化 債	2,741,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	2,723,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	2,328,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、36,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、

212,409 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,894,000 千円及び 267,592 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、746,381 千円である。

3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,747,339 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,151,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

名古屋市告示第 235 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年3月23日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成29年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成28年度名古屋市一般会計補正予算（第8号）
- 2 平成28年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成28年度名古屋市一般会計補正予算（第8号）

平成28年度名古屋市一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額 千円
7 観光文化交流費	3 名古屋城費	特別史跡名古屋城跡石垣の調査	50,000
		名古屋城天守閣事業資金の貸付	43,500

平成28年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計補正予算（第1号）

平成28年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款		項	事業名	金額	千円
1 名古屋城天守閣事業費	1 事業費		設計監理等支援業務委託	43,500	
			天守閣木造復元の基本設計等	848,000	
			特別史跡外における準備工事	105,000	

名古屋市告示第 236 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、平成29年 3 月23日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 平成29年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 3 平成29年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 平成29年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成29年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度名古屋市一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,171,196,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		13,035,670	8,464	13,044,134
	1 他 会 計 繰 入 金	13,035,670	8,464	13,044,134
歳 入	合 計	1,171,188,000	8,464	1,171,196,464

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 観 光 文 化 交 流 費		11,313,766	8,464	11,322,230
	3 名 古 屋 城 費	3,482,176	8,464	3,490,640
歳 出	合 計	1,171,188,000	8,464	1,171,196,464

平成29年度名古屋市長古守閣特別会計予算

平成29年度名古屋市長古守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金	額	千円
1 繰 入 金				42,433
	1 他 会 計 繰 入 金			42,433
歳 入	合 計			42,433

歳 出

款	項	金	額	千円
1 名古屋城天守閣事業費				42,433
	1 事業 費			38,099
	2 他 会 計 繰 出 金			4,334
歳 出	合 計			42,433

平成29年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,464千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,187,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 財政調整基金収入		41,145	8,464	49,609
	3 基金積戻金	—	8,464	8,464
歳 入	合 計	95,178,748	8,464	95,187,212

歳 出

款	項	既 提 出 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 財政調整基金		41,145	8,464	49,609
	2 他会計繰出金	—	8,464	8,464
歳 出	合 計	95,178,748	8,464	95,187,212

平成29年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第1号）

平成29年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

469,281,013千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	既提出の額 千円	補正 額 千円	計 千円
2 繰入金	金	275,171,677	4,334	275,176,011
	1 他会計繰入金	275,171,677	4,334	275,176,011
歳入	合 計	469,276,679	4,334	469,281,013

歳出

款	項	既提出の額 千円	補正 額 千円	計 千円
2 公債費		345,971,679	4,334	345,976,013
	2 公債事務費	784,499	4,334	788,833
歳出	合 計	469,276,679	4,334	469,281,013

名古屋市告示第 237号

名古屋市森林整備計画について

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 5第 1項の規定による名古屋市森林整備計画を変更しましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成29年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く、午前 8時45分から正午まで及び午後 1時から午後 5時30分まで。

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第238号

平成29年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第6条第1項の規定により、平成29年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

平成29年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

1 平成29年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ご み 及 び 資 源	777,762 t／年
し尿及び浄化槽汚泥	36,917kl／年

2 ごみ処理計画

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3Rの取り組みを推進します。

ア 2R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取り組みを進めます。

2Rの取り組みを推進するためには、基本的には法整備による拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、引き続き国に対し法整備の働きかけを

行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働きかけ、2Rの取り組みを推進します。

(ア) 発生抑制の推進施策

平成21年4月に全市拡大した「レジ袋有料化」の取り組みについては、参加店舗892（平成28年9月末時点）、レジ袋の辞退率は88%（平成28年3月）となっており、引き続き取り組みを進めます。

また、レジ袋有料化の成果をレジ袋以外の容器包装削減の取り組みに発展させていくため、ペットボトルを始めとする使い捨て飲料容器を削減するマイボトル・マイカップ普及運動を進めます。

さらに、食品ロス削減の取り組みとして、様々な場を活用して、食品ロス削減の意義や効果、「3ない運動」、「30・10（さんまるいちまる）運動」などの具体的な削減策について啓発を行うとともに、飲食店等を対象とした協力店登録制度を創設します。

家庭廃棄物の約3分の1を占める生ごみの発生抑制の取り組みとしては、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」を広く呼びかけるとともに、生ごみ堆肥化講座の充実を図り、堆肥化の取り組みの裾野を広げます。

(イ) 再使用の推進施策

インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップなど、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切に使う」という意識啓発に努め、リユースの取り組みを促進します。

リユース家具の展示・販売、リユースに取り組むための講座の開催、リユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援など、市民のリユースの取り組みを支援するとともに、普及・啓発に努め、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

空きびん・空き缶・ペットボトル・紙製容器包装のステーション収集を行うほか、プラスチック製容器包装の各戸収集やペットボトル・紙パック・小型家電・食用油の拠点回収を進めます。

また、平成29年10月から、水銀使用製品（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を開始します。

さらに、集団回収実施団体の登録制度を実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持去り防止の取り組みを進め、市民の自主的な資源化の取り組みを促進します。

ごみ減量の取り組みを着実に推進するため、家庭廃棄物については特に資源分別率が低下している「プラスチック製・紙製容器包装」や資源分別率が1割程度にとどまっている「古着・古布」、「雑がみ」を重点品目として定め、効果的な広報・啓発を行います。

平成29年度は、資源・ごみの分別方法や3Rに取り組む意義等を説明した「ごみ減量・分別ガイド（仮称）」を作成し、全戸に配付します。

事業系廃棄物については、約8割を占める紙類と生ごみの資源化が進んでいないことから、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業者に対しては排出実態を把握することにより広報・啓発を充実させることで、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

家庭廃棄物は、市が処理し、事業系廃棄物は、事業者が自ら市長の指示する施設へ搬入し、又は市の許可業者が収集及び運搬し、市長の指示する施設において処分することとします。

ア 収集・運搬計画

(ア) 本市が収集するごみの種別

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。)
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、

	処理施設、車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項（1）から（6）までに該当するものを除く。）
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管 ・ 水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの （1）蛍光管 （2）水銀体温計・水銀温度計
資源	（1）空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） （2）空き缶（飲食料用に限る。） （3）ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） （4）紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） （5）プラスチック製容器包装 （6）紙製容器包装 （7）小型家電（使用済小型電子機器等の回収に係るガイドラインで指定する特定対象品目のうち概ね縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） （8）食用油（植物性油に限る。）
環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの （1）町美運動により排出されるごみ （2）ボランティア袋の配布対象活動により排出されるごみ （3）自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ （4）不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

(イ) 本市が収集しないごみ

区 分	内 容
排出禁止物	(1) 水銀（市で収集するものを除く。）、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のある物 (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のある物 (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強い物 (4) 著しく悪臭を発する物 (5) 液状の物 (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難である物又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物 (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
その他収集しないごみ	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(ウ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法 (注 3)	運搬先 (注 4)	年間量	
市収集	可燃ごみ	市	全市域	週 2 回	指定袋による原則各戸収集	焼却・熔融施設	386,282 t	
	発火性危険物			破碎施設		540 t		
	不燃ごみ			月 1 回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	17,123 t	
	粗大ごみ					破碎施設	7,089 t	
	蛍光管・水銀体温計等			随時	拠点回収	△再資源化施設	53 t	
	環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1,788 t 25 t	
	資源			空きびん	週 1 回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	4,141 t 11,123 t
				空き缶		指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1,168 t 1,525 t
				ペットボトル	週 1 回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	8,265 t
				紙パック	週 2 回	拠点回収		
				紙製容器包装	週 1 回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	9,647 t
				プラスチック製容器包装		指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	26,413 t
				小型家電			拠点回収	—
				食用油	—		54 t	
				業者収集	可燃ごみ	許可業者		随時
不燃ごみ	破碎施設 埋立処分場	4,161 t 22 t						
食品廃棄物（注 1）	△再資源化施設	30,588 t						
自己搬入	可燃ごみ	排出者				焼却・熔融施設	58,790 t	
	不燃ごみ					破碎施設 埋立処分場	4,699 t 1,488 t	
	せん 剪定枝葉・芝草等（注 2）					△再資源化施設	17,400 t	

(注 1) 一部、自己搬入及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法

律に基づき認定された再生利用事業計画に従って行う収集・運搬（許可業者以外の事業者によるもの）を含みます。

（注２）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注３）発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

（注４）運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電及び食用油については、回収拠点で直接、再資源化事業者に引き渡します。

イ 中間処理計画

（ア）焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	386,024 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		94 t
業 者 収 集	可燃ごみ		185,224 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		58,790 t
	不燃ごみ		21 t
破 碎 処 理 後	破碎可燃物		24,944 t

（イ）破碎処理計画

区 分		処理主体	年間処理量	処分方法	年間処理量
市 収 集	不 燃 ご み	市	17,123 t	焼 却 溶 融 埋 立 資 源 化	15,729 t 15,361 t 510 t 2,175 t
	粗 大 ご み		7,089 t		
	環 境 美 化 ご み		1,788 t		
業 者 収 集	不 燃 ご み		4,161 t		
自 己 搬 入	不 燃 ご み		4,699 t		

(ウ) 溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
焼却・溶融処理後	焼却灰等	市	23,598 t
	反応生成物		800 t
破砕処理後	破砕不燃物		7,210 t
	破砕可燃物		8,151 t

(注) 五条川工場で発生する焼却灰については、当該施設の灰溶融炉で溶融処理します。

(エ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	540 t
	空きびん		15,264 t
	空き缶		2,693 t
	ペットボトル		8,265 t
	紙パック		60 t
	紙製容器包装		9,647 t
	プラスチック製容器包装		26,413 t
	蛍光管・水銀体温計等		53 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	25 t
業 者 収 集	不燃ごみ		22 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		1,488 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等		28,436 t
	溶融不適物		8,408 t
	反応生成物		3,195 t
	溶融飛灰		5,900 t
破砕処理後	破砕不燃物		510 t

エ 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
	発火性危険物 (スプレー缶類等)		446 t
	空きびん		15,092 t

市 収 集	空き缶	市	2,526 t
	ペットボトル (キャップ含む)		6,700 t
	紙パック		52 t
	紙製容器包装 (古紙含む)		9,431 t
	プラスチック製容器包装		22,464 t
	小型家電		94 t
	食用油		54 t
	紙回収		258 t
	蛍光灯・水銀体温計等		53 t
業 者 収 集	食品廃棄物 (堆肥化)	許可業者	26,488 t
	食品廃棄物 (飼料化)		4,100 t
自 己 搬 入	剪定枝葉・芝草等		17,400 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	市	3,898 t
	溶融飛灰		480 t
	溶融スラグ		32,009 t
	溶融メタル等		4,774 t
破 碎 処 理 後	金属回収		2,175 t

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪 子 石 工 場	名古屋市千種区香流橋一丁目 101 番	ストーカ式	600 t / 24 h
南 陽 工 場	名古屋市港区藤前二丁目 101 番地	ストーカ式	1,500 t / 24 h
鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式 (黒鉛電極式 プラズマアーク式)	560 t / 24 h (灰溶融炉 70 t / 24 h)

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式 破 碎 機	400 t / 5 h

愛岐処分場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪 町川西75番地	2軸せん断式 回転破碎機	20 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	全体容量
愛岐処分場	岐阜県多治見市諏訪 町川西75番地	252, 590 m ²	4, 440, 000 m ³
第二処分場	名古屋市港区潮風町 67番地	11, 300 m ²	96, 000 m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番 地及び十方町36番地の2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港資源選別 センター	名古屋市港区正徳町6丁 目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクル プラザ	名古屋市南区元塩町6丁 目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴海工場内 保管施設	名古屋市緑区鳴海町字天 白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

(カ) 溶融スラグストックヤード

名 称	所 在 地	設 備 規 模
南陽工場内 ストックヤード	名古屋市港区藤前二丁目 101番地	溶融スラグ 1, 700 t
愛岐処分場内 ストックヤード	岐阜県多治見市諏訪町川 西75番地	溶融スラグ 1, 400 t

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) ばいじん又は焼却灰の溶融固化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル 株式会社	名古屋市港区昭和町18番地	焼却灰等

(イ) 堆肥化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株 式 会 社 熊 本 清 掃 社	名古屋市港区潮見町37番地 10	食品廃棄物等

(ウ) 飼料化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイ クル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁 目1102番地	食品廃棄物

(エ) 破砕施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名 古 屋 港 木 材 倉 庫 株 式 会 社	名古屋市南区加福町 2 丁目 2 番	せん 剪定枝葉・芝草等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社 I H I 環境エンジニア リング	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器 包装
東 海 資 源 株 式 会 社	名古屋市西区見寄町44番	ペットボトル
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 53番、54番、55番及び56番	ペットボトル
株 式 会 社 オ ノ セ イ	名古屋市南区弥次エ町 2 丁 目23番	
大 幸 商 事 株 式 会 社	名古屋市守山区太田井 302 番、303 番及び 304 番	ペットボトル及び紙 製容器包装
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 10番地及び愛知県清須市西 堀江2460番地	紙製容器包装
株 式 会 社 名 港 宮 崎	名古屋市港区正保町 2 丁目 6 番地	
株 式 会 社 藤 川 紙 業	名古屋市昭和区福江二丁目 1108番及び1114番	
リ メ イ キ ン グ 株 式 会 社	名古屋市南区元塩町 6 丁目 15番 1	
朝 日 金 属 株 式 会 社	名古屋市北区六が池町 537 番 1	空き缶

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地17番 2 の地先 公有水面	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年間量	
し 尿	市	全市域	月 2 回 程 度	各戸収集	10,894kl	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		26,023kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通 1 丁目39番地	し 尿	150kl／日	下水道投入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目32番10号		150kl／日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200kl／日	

4 参考

(1) 市外で発生した一般廃棄物の市内民間施設での処理

区 分	処理方法	年 間 量
食品廃棄物	堆肥化	4,200 t
	飼料化	2,300 t
焼却灰等	溶 融	17,200 t
プラスチック製容器包装	圧縮梱包	800 t
剪定枝葉・芝草等	破 砕	100 t

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年間量
市 収 集	発火性危険物	選別等	540 t
	空きびん		11,123 t
	空き缶		483 t
	紙製容器包装		1,724 t
	蛍光管・水銀体温計等		53 t
業 者 収 集	実験用動物	焼 却	12 t
自 己 搬 入			
業 者 収 集	食品廃棄物	堆肥化	788 t
自 己 搬 入	剪定枝葉・芝草	堆肥化	200 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	12,000 t

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分	処理方法	年間量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立
		1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 239号

土壤汚染等対策指針の一部改正について

土壤汚染等対策指針（平成25年名古屋市告示第 121号）の一部を次のように改正します。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

別表 5中

「

六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム以下であること。

」

を

「

六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム 0.5ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。

」

に改める。

附 則

この告示は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 240号

介護老人保健施設の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第99条第 2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から、当該介護老人保健施設を廃止する旨の届出がありました。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	廃止年月 日	サービスの種類
医療法人明聖 会	老人保健施設 有楽苑	名古屋市中川区 土野町61番地	平成28年 11月10日	介護老人保健施設

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 241号

市民緑地に関する告示

平成20年名古屋市告示第 163号の全部を次のとおり改正します。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 市民緑地の名称

平針南市民緑地

2 市民緑地の位置及び区域

(1) 天白区平針南四丁目1501番地

(2) 天白区平針南四丁目1502番地

(3) 天白区平針南四丁目 809番地

別図のとおり

3 市民緑地の管理期間

(1) 2(1)の管理期間

平成18年11月 1日から平成34年 3月31日まで

(2) 2(2)及び2(3)の管理期間

平成18年11月 1日から平成39年 3月31日まで

4 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

無し

5 関係図面の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課（名古屋市役所西庁舎 5階）

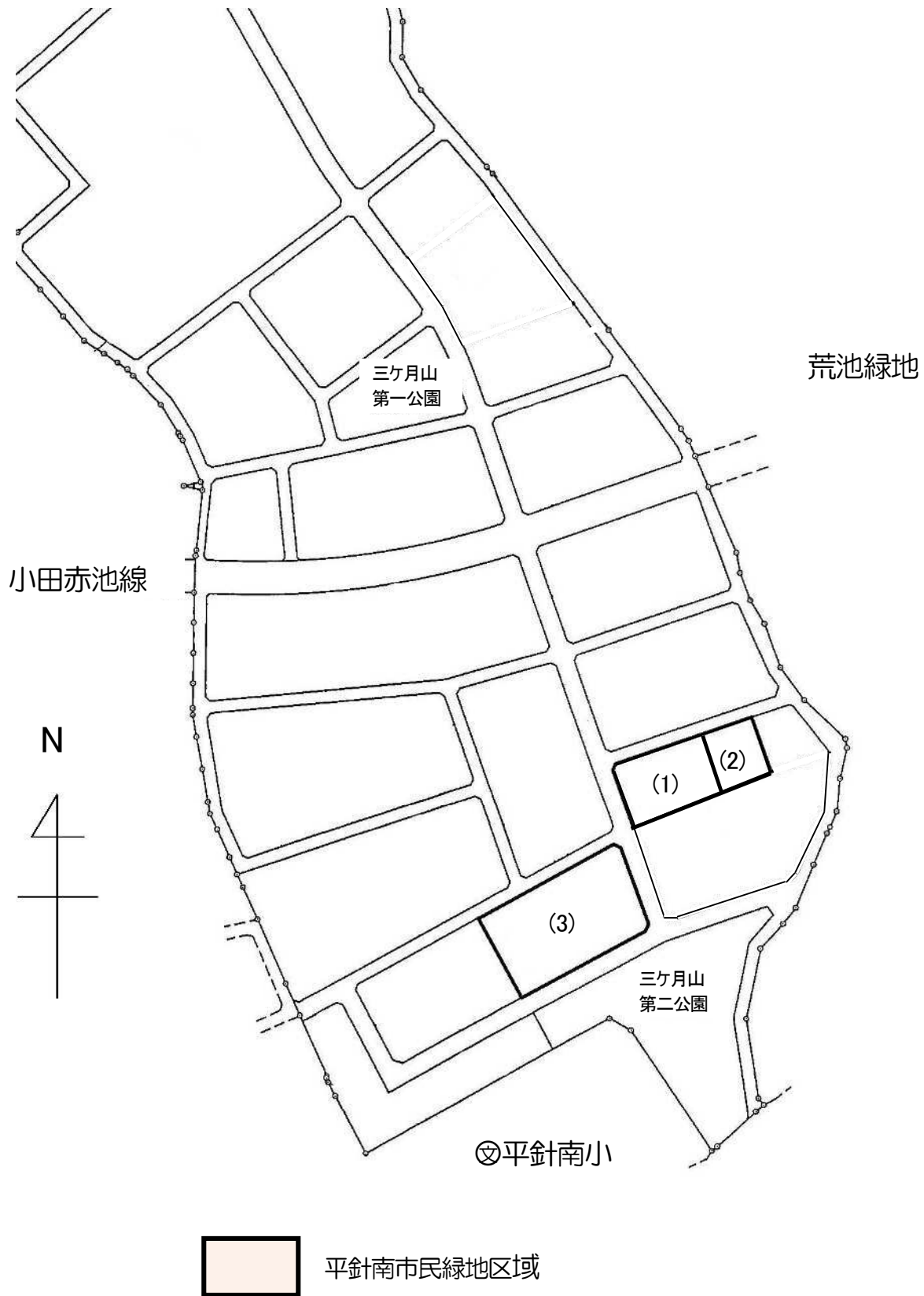
6 関係図面の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

2(1)の市民緑地の関係図面にあつては、平成18年11月 1日から平成34年 3月31日まで、2(2)及び2(3)の市民緑地の関係図面にあつては、平成18年11月 1日から平成39年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までは除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

別図



名古屋市告示第 242号

平成28年度地籍調査の調査期間の変更について

平成28年名古屋市告示第 132号（平成28年度地籍調査実施について）の一部を次のように変更します。

平成29年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

4 調査期間について、「平成29年 2月23日から平成29年 3月31日まで」を「平成29年 2月23日から平成29年12月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

名古屋市告示第243号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5及び第45号の6の
市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号
の5及び第45号の6の市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、平成24年名古屋市告示第623号は廃止します。

平成29年4月1日

名古屋市長 河 村 たかし

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、
業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しく
は媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅以外 の住宅（住戸の部分及び共同住宅 の共用部分（以下これらを「住戸 の部分等」という。）以外の部分 を含まないものに限る。）又は一 戸建の住宅以外の住宅における住 戸の部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する 法律（平成11年法律第81号）第5 条第1項に規定する登録住宅性能 評価機関（以下「登録住宅性能評 価機関」という。）
2 一戸建の住宅以外の建築物のうち、 住戸の部分等を含まない建築物が 認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律（平成27年法律第 53号）第15条第1項に規定する登 録建築物エネルギー消費性能判定 機関（以下「登録建築物エネルギ ー消費性能判定機関」という。）

3 1 及び 2 以外の建築物が認定対象 の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能 判定機関である機関

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 244 号

市長が登録建築物エネルギー消費性能判定機関に委任することと
した判定の業務及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当
該判定の業務の開始の日について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第
15条第1項の規定に基づき次のように定めましたので、建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の
規定に基づき告示します。

平成29年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 委任することとした判定の業務
全部
- 2 判定の業務の開始の日
平成29年 4 月 1 日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第245号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の8アの市長が告示で
指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号
の8アの市長が告示で指定する建築物を次のように定めます。

平成29年4月1日

名古屋市長 河 村 た か し

次のいずれかに掲げる用途に供する建築物とする。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場又は養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 246 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、平成28年名古屋市告示第 201 号は廃止します。

平成29年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅以外の住宅（住戸の部分及び共同住宅の共用部分（以下これらを「住戸の部分等」という。）以外の部分（以下「非住宅部分」という。）を含まないものに限る。）又は一戸建の住宅以外の住宅における住戸の部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）
2 一戸建の住宅以外の建築物のうち住戸の部分等を含まない建築物又は一戸建の住宅以外の住宅における非住宅部分が認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー

	一消費性能判定機関」という。)
3 1 及び 2 以外の建築物又は一戸建の住宅以外の住宅における住戸の部分及び非住宅部分が認定対象の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 247 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物を次のように定めます。

なお、平成28年名古屋市告示第 202 号は廃止します。

平成29年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 条例第17条第45号の10及び第45号の11の市長が告示で指定する建築物は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級 4 又は等級 5）に適合している場合に限る。）の写しを添付して、これらの号の申請を行う建築物とする。
- 2 条例第17条第45号の12の市長が告示で指定する建築物は、次のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第 6 項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第18条第 1 項の認定書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5

項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 248号

平成29年度包括外部監査契約の締結について

平成29年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 5項の規定に基づき告示します。

平成29年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

3 契約の金額

8,206,920円を上限とする額

4 費用の算定方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した金額

5 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6 契約の相手方

(1) 氏名

湯本 秀之

(2) 住所

名古屋市名東区高柳町 706番地

(3) 資格

公認会計士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第249号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成29年4月1日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

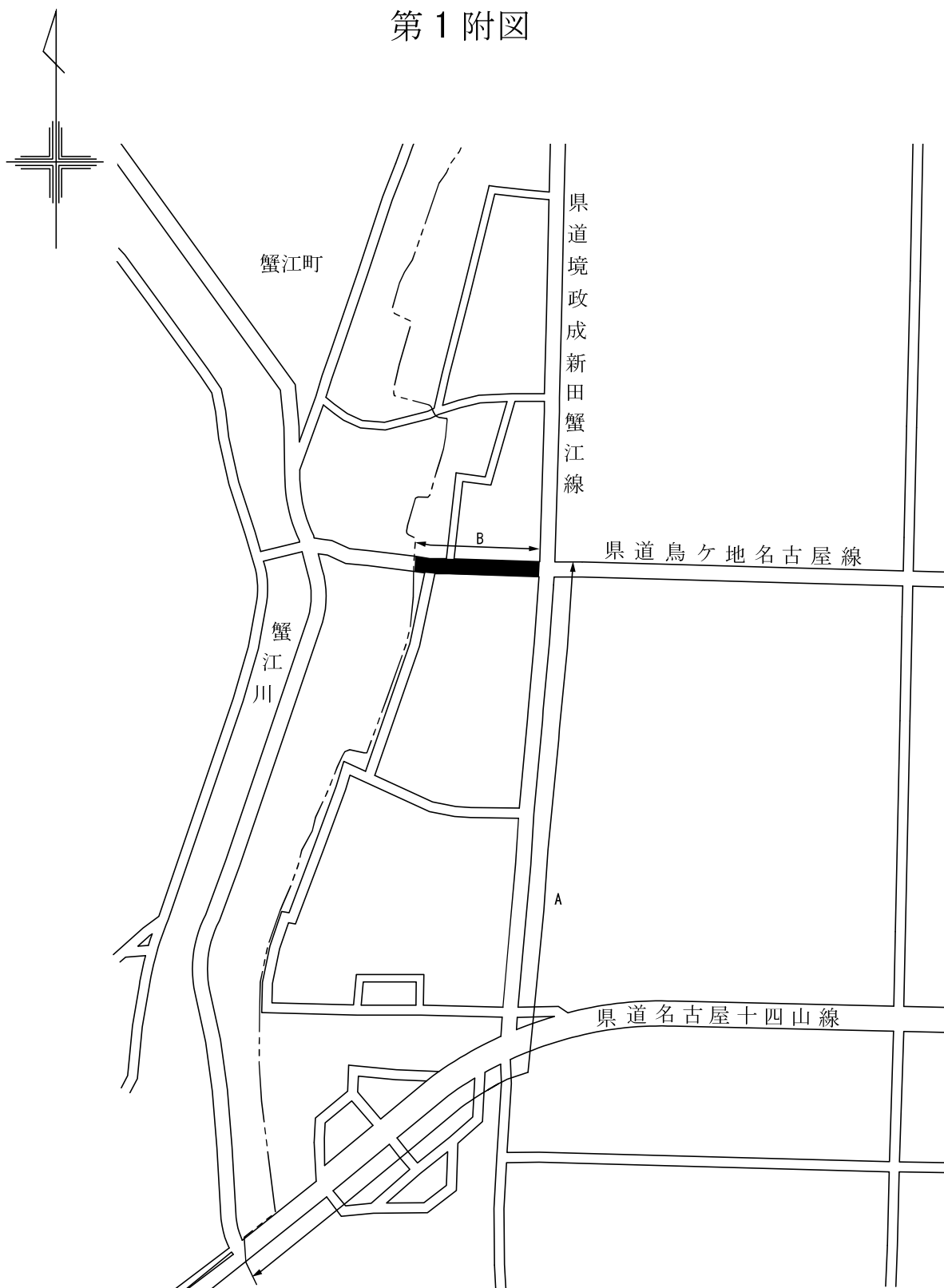
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	鳥ヶ地新田名古屋線	名古屋市港区畑中二丁目1603番地先から 名古屋市港区畑中二丁目201番地先まで	前	0.646	8.18 ～ 20.57	第 1 図 第 附 図
	B		名古屋市港区畑中二丁目261番地先から 名古屋市港区畑中二丁目201番地先まで		0.106	3.90 ～ 6.90	
	A		名古屋市港区畑中二丁目1603番地先から 名古屋市港区畑中二丁目201番地先まで	後	0.646	8.18 ～ 20.57	

2 道路の区域変更及び供用開始

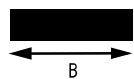
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	金城埠頭線	名古屋市港区野跡二丁目 8 番地先から	前	0.006	30.03	第 2 附 図
			名古屋市港区汐止町 3 番の27地先まで	後	0.006	30.03	
	B		名古屋市港区汐止町 1 番の 1 地先から	前	0.006	30.03	隅切の拡幅
			名古屋市港区汐止町 1 番の 1 地先まで	後	0.006	30.03	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図

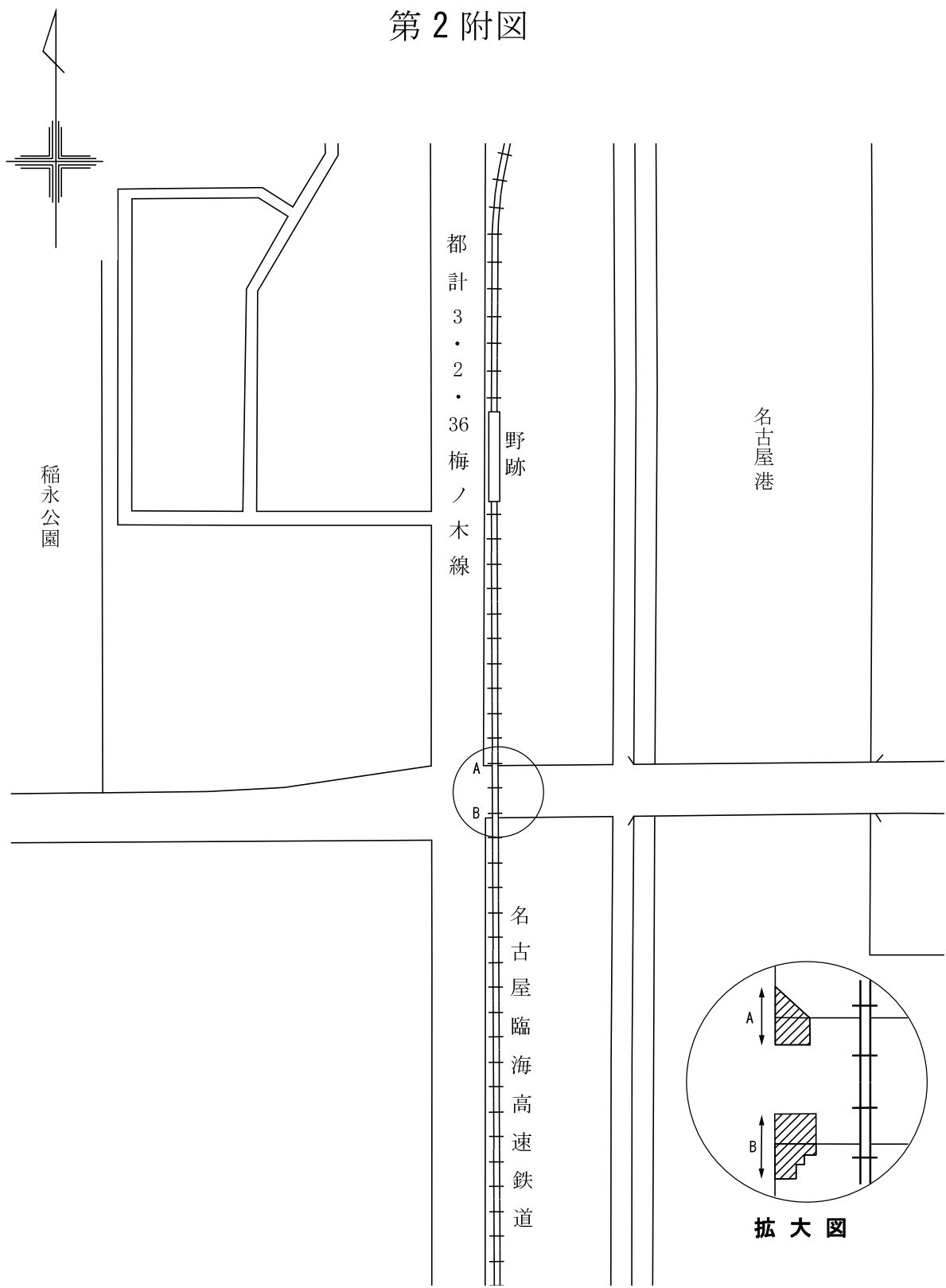


凡 例



区域変更により道路の区域
を廃止する部分

第 2 附図



名古屋市告示第 250号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

平成29年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	31,540
	〃	32,730
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	22,150
	〃	22,280
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	15,400
	〃	15,410
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	12,230
	〃	12,330
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	6,630
	〃	6,630
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	23,620
	〃	24,750
セメントコンクリート舗装	〃	37,430
	〃	38,360

(注) 同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	40,800
	〃	32,730
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	32,670
	〃	22,280
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	27,170
	〃	15,410
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	22,530
	〃	12,330
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	12,130
	〃	6,630
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	35,520
	〃	24,750
セメントコンクリート舗装	〃	45,940
	〃	38,360
準歩道セメントコンクリート舗装	〃	22,920
	〃	17,650
歩道補強舗装 (A)	〃	29,750
	〃	24,600
歩道補強舗装 (B)	〃	13,030
	〃	8,120
歩道平板舗装	〃	26,150
	〃	11,920
歩道ブロック舗装 (A) (I L B)	〃	21,600
	〃	11,160
歩道ブロック舗装 (B) (透 水 性 I L B)	〃	26,270
	〃	11,430
歩道ブロック舗装 (C) (I L B)	〃	20,720
	〃	11,160
歩道ブロック舗装 (D) (透 水 性 I L B)	〃	25,260
	〃	11,430
歩道セメントコンクリート舗装	〃	17,510
	〃	12,970
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	10,420
	〃	6,360
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透 水 性)	〃	14,470
	〃	6,920
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,380
	〃	6,700

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通する。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路 幅 境 界	1 メートル 当 た り	19,760
歩 車 道 境 界 (A)	〃	20,800
歩 車 道 境 界 (B)	〃	20,020
街 渠 ^{きよ} (A)	〃	33,470
街 渠 ^{きよ} (B)	〃	32,850
L 形 側 溝	〃	31,670
U 形 側 溝 (A)	〃	43,750
U 形 側 溝 (B)	〃	59,220
街 渠 ^{きよ} ます (車 道 用) (A)	1 個 当 た り	117,950
街 渠 ^{きよ} ます (歩 道 用) (B)	〃	113,750
側 溝 ます	〃	135,470
街 路 樹 根 囲 い	1 組 当 た り	69,950
区 域 標 設 置 (A)	1 点 当 た り	19,200
区 域 標 設 置 (B)	〃	27,600
道 路 中 心 線 (破 線) (A)	1 メートル 当 た り	1,530
道 路 中 心 線 (実 線) (B)	〃	1,500

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コ ン ク リ ー ト 系)	1 メートル 当 た り	6,660
コンクリートカッター切断 (B) (ア ス フ ァ ル ト 系)	〃	2,670

(注) 表(1) ～(4) の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	910
砂 利 道	〃	90
電 柱 類	1 本 当 た り	1,030

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	800

(注) 表(1) (2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第 251 号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成29年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

平成29年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 252号

平成29年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに
契約の内容に関する事項の閲覧方法

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 5条第 3項及び第 7条第 5項の規定により、平成29年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法を次のとおり告示します。

平成29年 4月 1日

名古屋市 長	河村 たかし
名古屋市上下水道局長	丹羽 吉彦
名古屋市交通局長	光田 清美
名古屋市病院局長	大原 弘隆

1 閲覧方法

インターネットを利用し、名古屋市電子調達システムへの掲載により、閲覧に供します。

2 電子調達システムによる閲覧のアドレス

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp>

名古屋市財政局契約部契約監理課
名古屋市上下水道局総務部契約監理課
名古屋市交通局営業本部企画財務部会計課
名古屋市病院局管理部経理課

名古屋市達第 2 号

庁 中 一 般
区 役 所

財政局の主管する債権に関する規程（平成23年名古屋市達第32号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月29日

名古屋市長 河 村 た か し

本則各号列記以外の部分中「第 1 号に」を「第 2 号に」に、「次の各号」を「次」に、「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

本則第 1 号から本則第 3 号までを次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当する者に対して有する介護保険料に係る債権
 - ア 平成28年 3 月31日以前に納期限が到来した介護保険料を同日までに納付しなかった者のうち、当該納付しなかった介護保険料の合計額が21万円以上の者
 - イ 平成29年 3 月31日以前に納期限が到来した介護保険料を同日までに納付しなかった者のうち、当該納付しなかった介護保険料の合計額が30万円以上の者
- (2) 次のいずれかに該当する者に対して有する保育所（市立の保育所を除く。）における保育を行うことに要する費用（以下「保育料」という。）に係る債権
 - ア 平成28年 3 月31日以前に納期限が到来した保育料を同日までに納付しなかった者のうち、当該納付しなかった保育料の合計額が13万円以上の者
 - イ 平成29年 3 月31日以前に納期限が到来した保育料を同日までに納付しなかった者のうち、当該納付しなかった保育料の合計額が18万円以上の者
- (3) 次のいずれかに該当する者に対して有する生活保護法（昭和 25 年法律第

144 号) 第63条及び第78条による費用に係る返還金及び徴収金(以下「生活保護法返還金等」という。)に係る債権

ア 平成28年3月31日以前に支払期日が到来した生活保護法返還金等を同日までに支払わなかった者(現に生活保護法による保護を受けている者を除く。)のうち、当該支払わなかった生活保護法返還金等の合計額が200万円以上の者

イ 平成28年3月31日以前に支払期日が到来した生活保護法第78条による費用(平成26年7月1日以後に支弁された保護費の費用に限る。)に係る徴収金(以下「強制徴収可能な生活保護法徴収金」という。)を平成28年3月31日までに支払わなかった者(現に同法による保護を受けている者を除く。)のうち、当該支払わなかった強制徴収可能な生活保護法徴収金の合計額が80万円以上の者

ウ 平成29年3月31日以前に支払期日が到来した強制徴収可能な生活保護法徴収金を同日までに支払わなかった者(現に生活保護法による保護を受けている者を除く。)のうち、当該支払わなかった強制徴収可能な生活保護法徴収金の合計額が83万円以上の者

本則第4号を削り、本則第5号を本則第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 次のいずれかに該当する者に対して有する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る返還金(以下「児童扶養手当返還金」という。)に係る債権

ア 平成28年3月31日以前に返還期日が到来した児童扶養手当返還金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった児童扶養手当返還金の合計額が20万円以上の者

イ 平成29年3月31日以前に返還期日が到来した児童扶養手当返還金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった児童扶養手当返還金の合計額が32万円以上の者

本則第6号を次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者に対して有する名古屋市入学準備金条例(平成16年名古屋市条例第11号)によって貸与された入学準備金(以下「入学準備

金」という。)に係る債権

ア 平成28年3月31日以前に返還期日が到来した入学準備金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった入学準備金の合計額が5万円以上の者

イ 平成29年3月31日以前に返還期日が到来した入学準備金を同日までに返還しなかった者のうち、当該返還しなかった入学準備金の合計額が21万円以上の者

本則第7号を削り、本則第8号を本則第7号とする。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条防災危機管理局危機管理企画室の項に次のように加える。

主 査（防災に係る特命事項の処理）

(1) 防災に係る特命事項の処理に関する事。

第 1 条総務局行政改革推進部情報化推進課情報化企画係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同課の項中「主 査（情報化施策）」を「主 査（I C T の活用推進）」に、「情報システム係」を「情報基盤管理係」に改め、同課情報基盤管理係の項第 3 号を次のように改める。

(3) 基盤システムの運用、管理及び調整に関する事。

第 1 条総務局行政改革推進部情報化推進課情報基盤管理係の項に次の 1 号を加える。

(4) 電子情報の保護及び管理の総括に関する事。

第 1 条総務局行政改革推進部情報化推進課主査（情報システム）の項を次のように改める。

主 査（電子情報の保護対策）

(1) 電子情報の保護及び管理に関する研修に関する事。

(2) その他局長の指定する電子情報の保護対策に関する事。

第 1 条総務局職員部給与課主査（教職員給与制度等）の項を削り、同部安全

衛生課主査（メンタルヘルス）の項を削り、同局総合調整部総合調整室の項中「主査（アジア競技大会の推進に係る総合調整）（3）」を「主査（アジア競技大会の推進に係る総合調整）（4）」に改め、同条財政局財政部管財課財産活用係の項第4号中「企画調整」を「企画及び調整」に改め、同係の項に次の1号を加える。

（5）公有財産運用協議会に関すること。

第1条財政局財政部アセットマネジメント推進室アセットマネジメント推進係の項第3号及び第4号を削り、同室の項中「主査（アセットマネジメントの推進）」を「主査（アセットマネジメントの推進）（2）」に改め、同室主査（保有資産の有効活用促進）の項を削り、同局税務部税制課税務係の項第13号中「臨時福祉給付金等」を「臨時福祉給付金」に改め、同課主査（市税事務所）の項を次のように改める。

主査（税務システム再構築・事務改善）

（1）税務総合情報システムの再構築に関すること。

（2）税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

第1条財政局税務部税制課の項中「主査（臨時福祉給付金等の支給に係る調整）（2）」を「主査（臨時福祉給付金の支給に係る調整）」に改め、同課主査（臨時福祉給付金の支給に係る調整）の項第1号中「臨時福祉給付金等」を「臨時福祉給付金」に改め、同課主査（番号制度導入に伴うシステム改修等）の項を削り、同条市民経済局企画経理課主査（企画調整）の項第1号中「局長の特命による事務事業」を「局内重要事項」に改め、同局地域振興部区政課管理係の項の次に次のように加える。

主査（区役所の庁舎営繕等）

（1）局長の指定する区役所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。

第1条市民経済局地域振興部地域振興課の項中「主査（地域コミュニティ活性化支援）（2）」を「主査（地域コミュニティ活性化支援）」に改め、同部地域安全推進課地域安全推進係の項の次に次のように加える。

主査（客引き等の適正化）

（1）客引き等の適正化のための企画及び調整に関すること。

第1条市民経済局地域振興部住民課戸籍住民係の項中第9号を削り、第10号

を第 9 号とし、第11号を第10号とし、同課主査（システム）の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同課主査（番号制度導入に伴うシステム改修等）の項を削り、同条観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室の項中「主査（国際展示場）」を「主査（国際展示場）（2）」に改め、同局文化歴史まちづくり部文化振興室主査（文化に係る都市魅力の向上）の項及び主査（あいちトリエンナーレの開催）（2）の項を削り、同部歴史まちづくり推進室主査（歴史的な資産を活用した都市魅力の向上）の項を削り、同条環境局ごみ減量部資源化推進室主査（事業者排出指導）の項に次の 1 号を加える。

（3）食品ロスの削減に関すること。

第 1 条環境局施設部工場課主査（富田工場設備更新）の項の次に次のように加える。

主査（南陽工場設備更新）

（1）南陽工場の処理施設に係る設備の更新に関すること。

第 1 条健康福祉局総務課庶務係の項第 4 号中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を削り、同係の項第 5 号中「局内他部課室公所係」を「局内他部課公所係」に改め、同課の項中「主査（臨時福祉給付金等）（2）」を「主査（臨時福祉給付金）」に改め、同課主査（臨時福祉給付金）の項第 1 号中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を削り、同課企画係の項に次の 1 号を加える。

（5）社会福祉事務所に係る市区の連絡調整に関すること（局内他部課係及び子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。

第 1 条健康福祉局総務課企画係の項の次に次のように加える。

主査（保健と福祉の連携強化）

（1）保健と福祉の連携強化に係る企画及び調整に関すること。

（2）新たな保健所体制の構築に係る準備に関すること。

第 1 条健康福祉局総務課調査統計係の項を削り、同局監査室の項を次のように改める。

監査課

調査係

（1）社会福祉法人、社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査に係る調査に

関すること。

- (2) 厚生統計調査及び局所管事業の調査統計に関すること。
- (3) 災害救助法施行事務に関すること。
- (4) 災害救助法適用外の応急救助に関すること。
- (5) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関すること。
- (6) 被災者生活再建支援法に関すること。
- (7) 社会福祉審議会に関すること。
- (8) 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- (9) 福祉総合情報システムの開発及び運用に関すること（子ども青少年局の
主管に属するものを除く。）。
- (10) 局内電算システムの企画及び調整に関すること。
- (11) 他係の主管に属しないこと。

監 査 係

- (1) 社会福祉法人の指導監査に関すること。
- (2) 社会福祉施設及び介護保険施設の指導監査に関すること。

主 査（法人監査）

- (1) 局長の指定する社会福祉法人等の指導監査に関すること。

主 査（施設監査）(2)

- (1) 局長の指定する社会福祉施設及び介護保険施設等の指導監査に関するこ
と。

第1条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課地域支援係の項第5号及び同課
主査（いきいき支援センター・介護予防推進）の項第2号中「局内他部課室公
所係」を「局内他部課公所係」に改め、同部介護保険課認定保険料係の項の次
に次のように加える。

主 査（要介護認定事務集約化に係る準備）

- (1) 要介護認定事務の集約化に係る準備に関すること。

第1条健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係の項第7号中「に係る介護保
険システムの改修及び調整」を削り、同課主査（介護予防・日常生活支援総合
事業に係るシステム改修等）の項を削り、同課の項に次のように加える。

主 査（給付の適正化に係る企画調整）

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 介護保険の保険給付及び第 1 号事業支給費に係る介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払の適正管理に関すること。
- (3) 住宅改修支援事業費の支給の適正管理に関すること。

第 1 条健康福祉局障害福祉部障害企画課主査（福祉特別乗車券に係る調整）の項を削り、同局生活福祉部保護課事務係の項第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- (2) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
- (3) 住居のない者の援護に関すること。
- (4) 厚生院に関すること。

第 1 条健康福祉局生活福祉部保護課事務係の項の次に次のように加える。

主 査（保護施設のあり方検討）

- (1) 植田寮及び厚生院のあり方の検討に関すること。

第 1 条健康福祉局生活福祉部保護課主査（援護事業・保護施設）の項第 2 号中「関すること」の次に「（植田寮及び厚生院のあり方の検討を除く。）」を加え、同部保険年金課保険料係の項第 4 号中「に係る企画及び調整」を削り、同係の項の次に次のように加える。

主 査（国民健康保険制度改革に係る企画調整）

- (1) 国民健康保険制度改革に係る企画及び調整に関すること。

第 1 条健康福祉局生活福祉部医療福祉課企画係の項を削り、同課後期高齢者医療係の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同係の項第 1 号中「企画及び指導」を「総合調整」に改め、同号を同係の項第 2 号とし、同係の項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 後期高齢者医療に係る総合的な企画及び調整並びに趣旨普及に関すること。

第 1 条健康福祉局生活福祉部医療福祉課後期高齢者医療係の項に次の 1 号を加える。

- (5) 他係の主管に属しないこと。

第 1 条健康福祉局生活福祉部医療福祉課福祉医療係の項第 1 号を次のように

改める。

- (1) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下医療福祉課の項において「障害者医療費等」という。）の助成事業の実施に係る企画及び趣旨普及に関すること（子ども青少年局の主管に属するものを除く。）。

第1条健康福祉局生活福祉部医療福祉課の項に次のように加える。

主 査（収納指導・債権管理の推進）

- (1) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する企画及び指導に関すること。
- (2) 障害者医療費等の助成に関連する返還金の請求事務に関する企画及び指導に関すること。

第1条健康福祉局健康部保健医療課主査（医務指導・新型インフルエンザ対策）の項を削り、同部健康増進課地域看護係の項第2号及び同課主査（難病対策）の項第1号中「局内他部課室」を「局内他部課係」に改め、同条子ども青少年局子育て支援部子育て支援課子育て支援係の項第6号中「部内他課室公所係」を「部内他課公所係」に改め、同部子ども福祉課子ども福祉係の項第3号中「及び児童虐待対策室」を削り、同係の項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) その他児童虐待対策に関すること（局内他部課室公所係の主管に属するものを除く。）。

第1条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども福祉係の項の次に次のように加える。

主 査（児童虐待対策に係る企画調整）

- (1) 児童虐待の予防及び防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 児童虐待の予防に係る区役所及び関係機関等との連絡調整に関すること。

第1条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課の項中「主 査（女性福祉）(2)」を「主 査（女性福祉）」に改め、同部児童虐待対策室の項を削り、同局保育部保育企画室の項中「主 査（待機児童対策）(2)」を「主 査（待機児童対策）(3)」に改め、同部保育運営課の項に次のよう

に加える。

主 査（指導監査等）

- (1) 局長の指定する特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査及び認可外保育施設の指導監督に関すること。

第1条子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課の項に次のように加える。

主 査（ひとり親家庭の子ども等の支援の推進）

- (1) 局長の指定するひとり親家庭の支援の推進に関すること。

第1条住宅都市局企画経理課の項中「主 査（企画・外郭団体）」を「主 査（企画調整）」に改め、同課主査（企画調整）の項第2号及び第3号を削り、同局建築指導部建築審査課構造設備審査係の項第2号中「確認申請書の審査及び検査」を「審査、検査及び定期報告等」に改め、同係の項第3号を次のように改める。

- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による検査に関すること。

第1条住宅都市局建築指導部建築審査課主査（設備審査）の項第1号中「確認申請書の審査及び検査」を「審査、検査及び定期報告等」に改め、同主査の項第2号を次のように改める。

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による検査に関すること。

第1条住宅都市局住宅部住宅企画課企画係の項中第8号を第11号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 市営住宅等に係るアセットマネジメントに関すること。
- (6) 環境に配慮した住宅の整備推進に関すること。
- (7) 住宅用地の調査及び取得に関すること。

第1条住宅都市局住宅部住宅企画課企画係の項の次に次のように加える。

主 査（市営住宅のアセットマネジメントの推進等）

- (1) 市営住宅等に係るアセットマネジメントに関すること。
- (2) 環境に配慮した住宅の整備推進に関すること。
- (3) 住宅用地の調査及び取得に関すること。

第1条住宅都市局住宅部住宅企画課民間住宅係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、同課主査（環境配慮型住宅整備）の項を削り、同部住宅整備課主査（整備計画・耐震対策）の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同主査の項の次に次のように加える。

主 査（民間活力導入）

- (1) 市営住宅の整備に係る民間の活力の導入に関すること。

第1条住宅都市局都市整備部市街地整備課総括係の項第3号中「木造住宅の除却助成及び生活こみち整備促進事業」を「助成」に改め、同課事業推進係の項第3号及び同課主査（事業監理）の項第1号中「、泥江再開発事業」を削り、同部区画整理課志段味推進係の項の次に次のように加える。

主 査（事業推進）

- (1) 志段味地区における局長の指定する事業の推進に関すること。

第1条住宅都市局都市整備部の項中「臨海開発推進室
臨海部拠点整備係」を

「名港開発振興課
企 画 係」に改め、同部名港開発振興課企画係の項第1号中「臨海

部」を「港及びその周辺地区」に改め、同係の項第2号を削り、同係の項第3号中「臨海部」を「港及びその周辺地区」に改め、同号を同係の項第2号とし、同係の項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同課の項中「主 査（金城ふ頭開発）(5)」を「主 査（金城ふ頭開発）(6)」に改め、同局リニア関連都心開発部都心まちづくり課整備推進係及び事業調整係の項を次のように改める。

企 画 係

- (1) 都心部のまちづくりに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 都心部における民間再開発等に係る調整に関すること（事業推進係及びリニア関連・名駅周辺開発推進課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 民間施行の市街地再開発事業等の認可及び指導監督に関すること。
- (4) 民間再開発等に係る助成に関すること。
- (5) 栄バスターミナル及びナディアパークの管理に関すること。

(6) 部内他課公所係の主管に属しないこと。

事業推進係

(1) 栄地区における開発及び整備の事業推進に関すること。

(2) 栄地区における民間再開発等に係る調整に関すること。

第1条緑政土木局企画経理課主査（広域交通に係る企画調整）の項の次に次のように加える。

主 査（道路等に係る連絡調整）

(1) 道路等に係る連絡調整に関すること。

第1条緑政土木局路政部道路管理課の項に次のように加える。

主 査（リニア関連工事等調整）

(1) 局長の指定する道路に関する工事及び占用工事の調整に関すること。

(2) 局長の指定する道路の監察及び監理に関すること。

(3) 局長の指定する道路に関する監督処分に関すること。

第1条緑政土木局道路建設部道路建設課事業計画係の項の次に次のように加える。

主 査（事業調整）

(1) 道路の新設及び改良の工事（道路建設課の主管に属する工事に限る。次号において同じ。）に係る事業計画の策定に関すること。

(2) 道路の新設及び改良の工事に係る事業執行の総括に関すること。

(3) 道路及び道路に関連する施設の調査及び企画に関すること。

第1条緑政土木局道路建設部道路建設課道路係の項第2号を次のように改める。

(2) 電線類の地中化に関すること。

第1条緑政土木局道路建設部道路建設課道路係の項の次に次のように加える。

主 査（都市環境整備）

(1) 電線類の地中化に関すること。

(2) 環境に配慮した道路の整備に関すること。

(3) 局長の指定する道路の新設及び改良の工事に関すること。

(4) 局長の指定する受託工事に関すること。

第1条緑政土木局道路建設部道路建設課主査（特定道路建設）の項及び都市

環境整備係の項を削り、同局河川部河川管理課管理係の項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 採石法に基づく認可の事務手続に関すること。

(13) 砂利採取法に基づく認可の事務手続に関すること。

第1条緑政土木局河川部河川管理課主査（資産利活用）の項を削り、同課監理指導係の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 採石法に基づく認可に伴う技術上の調査及び指導に関すること。

(9) 砂利採取法に基づく認可に伴う技術上の調査及び指導に関すること。

第1条緑政土木局河川部河川工務課維持係の項第3号中「水防関連施設」を「水防施設等」に改め、同係の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 浸水想定区域等に係る連絡調整に関すること（河川に係るものに限る。）。

第1条緑政土木局河川部河川工務課の項中「主査（水防対策・施設管理）」を「主査（水防対策等）」に改め、同課主査（水防対策等）の項第2号中「水防関連施設」を「水防施設等」に改め、同主査の項第3号を次のように改める。

(3) 浸水想定区域等に係る連絡調整に関すること（河川に係るものに限る。）。

第1条緑政土木局緑地部緑地維持課運営係の項第2号及び同課主査（施設運営・改善）の項第1号中「名城公園フラワープラザ」の次に「、中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を加える。

附 則

1 この達は、平成29年4月1日から施行する。

2 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康福祉局生活福祉部主幹（援護事業・保護施設）」を「健康福祉局生活福祉部主幹（保護施設のあり方検討）」に、「健康福祉局生活福祉

部主幹（困窮者支援）」を「健康福祉局生活福祉部主幹（生活困窮者自立支援）」に改める。

- 3 名古屋市総合排水計画策定協議会規程（昭和49年名古屋市達第52号）の一部を次のように改正する。

別表中「住宅都市局都市整備部臨海開発推進室長」を「住宅都市局都市整備部名港開発振興課長」に改める。

- 4 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康福祉局総務課長」を「健康福祉局監査課長」に改める。

名古屋市達第 4 号

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条第 1 項中「保健予防課」を「保健予防課
主 幹(1)（中村区に限る。）」に
改める。

第 2 条第 1 項区政部主幹（農政）の項第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同部企画経理室の項に次の 1 号を加える。

(7) 区長の指定する区政運営に係る特命事項の処理に関すること。

第 2 条第 1 項保健所生活環境課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第27号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項保健所保健予防課の項の次に次のように加える。

主 幹（医務）

(1) 医務に関すること。

第 5 条の 4 第 2 項の表中「第21号から第27号まで」を「第20号から第26号まで」に改める。

附 則

この達は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

区 役 所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条第 1 項区政部企画経理室主査（企画経理）の項に次の 1 号を加える。

（7）区長の指定する区政運営に係る特命事項の処理に関すること。

第 1 条第 1 項区民福祉部民生子ども課の項中「主 査（生活保護）（東区、中村区、中区、中川区、港区及び南区を除く。）」を「主 査（生活保護）（西区、昭和区、瑞穂区、熱田区、守山区、緑区、名東区及び天白区に限る。）」に、「主 査（生活保護）（2）（中川区及び港区に限る。）」を「主 査（生活保護）（2）（千種区、北区、中川区及び港区に限る。）」に改め、同部保険年金課の項中「主 査（収納指導）（北区、西区、中区、中川区及び港区に限る。）」を「主 査（収納指導）（北区、中村区、中区、中川区及び港区に限る。）」に改め、同項保健所生活環境課主査（食品獣疫）の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項保健所保健予防課の項中「主 査（医務）」を「主 査（医務）（中村区を除く。）」に改める。

附 則

この達は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第 6 号

財 政 局
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第 4 条管理課主査（窓口改善）の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8）税務監の指定する窓口事務の改善に関すること。

附 則

この達は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第 7 号

市 民 経 済 局
中小企業振興センター

名古屋市中企業振興センター処務規程（昭和39年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第 4 条第 1 項振興課経営支援係の項第 1 号中「企画調整」を「企画及び調整」に改め、同係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項主幹（事業）の項中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同主幹の項に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1）所長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画及び調整に関すること。

第 4 条第 1 項振興課主査（事業）の項中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号を第 4 号とし、同主査の項に第 1 号から第 3 号までとして次の 3 号を加える。

（1）所長の指定する中小企業の振興に係る施策の企画及び調整に関すること。

（2）中小企業の経営相談に関すること。

（3）中小企業に係る情報の提供に関すること。

附 則

この達は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第 8 号

市 民 経 済 局
中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第 5 条第 3 項管理課業務係の項中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9）中央卸売市場南部市場及び南部と畜場の秩序及び清潔の保持に関するこ
と。

第 5 条第 3 項管理課施設係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この達は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

健康福祉局
食肉衛生検査所

名古屋市食肉衛生検査所処務規程（昭和40年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

「管 理 係」 「指導管理係

第 3 条第 1 項中 検査第一係 を 主 査(1) に改め、同条第 2 項中
検査第二係」 検 査 係 」

「管 理 係」を「指導管理係」に改め、同項指導管理係の項第 3 号中「検査手数料」を「手数料」に改め、同係の項第 4 号中「監視」の次に「及び指導」を加え、同係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 食鳥肉等の衛生に関すること。

第 3 条第 2 項検査第一係の項を次のように改める。

主 査（監視指導・検査管理）

- (1) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
- (2) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に係る相談に関すること。
- (4) 肉、内臓等の精密検査の管理に関すること。

第 3 条第 2 項中「検査第二係」を「検 査 係」に改め、同項検査係の項に次の 3 号を加える。

(4) 肉、内臓等の精密検査にすること。

(5) 中央卸売市場南部市場における移入肉等の検査にすること。

(6) 人獣共通感染症の調査にすること。

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

「 保 護 係

第 3 条第 1 項中「保 護 係」を 主 幹(1) に改め、同条第 3 項
主 査(1) 」

中「前項」を「第 1 項」に改め、同項管理課事務管理係の項第 1 号中「関すること」の次に「（中央児童相談所相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）」を加え、同係の項第 2 号中「（中央児童相談所相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）及び企画に関すること」を「及び企画に関すること（中央児童相談所相談課相談調整係の主管に属するものを除く。）」に改め、同項中央児童相談所相談課相談調整係の項中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を削り、第 4 号を第 8 号とし、第 1 号から第 3 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同係の項に第 1 号から第 4 号までとして次の 4 号を加える。

- (1) 中央児童相談所の庶務及び経理に関すること。
- (2) 中央児童相談所の事務に係る調査、統計及び企画に関すること。
- (3) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。
- (4) 児童虐待の予防及び防止に係る研修の企画及び実施に関すること。

第 3 条第 3 項中央児童相談所相談課保護係の項の次に次のように加える。

主 幹（児童相談所に係る企画調整）

- (1) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。

主 査（児童相談所に係る企画調整）

（1）児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。

第3条第3項中央療育センターくすのき学園の項第1号及び第2号中「情緒障害児」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童」に改める。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

子ども青少年局
若 葉 寮
保 育 園
ひ ば り 荘

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条中「及び第3号から第5号まで」を「、第3号及び第4号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) ひばり荘

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2条中「寮長、」を削り、「寮長等」を「荘長等」に改める。

第3条第1項中「寮長等」を「荘長等」に改め、「、東栄保育園」を削り、「及び島田第二保育園」を「、島田第二保育園及び平針原保育園」に改め、同条第2項中「寮長等」を「荘長等」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 ひばり荘に荘務を処理するため、次の組織を置く。

指 導 係

主 査(1)

2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。

指 導 係

(1) 児童の養育及び養護に関すること。

(2) 児童の里親委託等の推進に関すること。

主 査（里親委託等の推進）

- (1) 児童の里親委託等の推進に関すること。
 - (2) 局長の指定する児童の養育に関すること。
 - 3 係に係長を置く。
 - 4 係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
 - 5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。
- 第4条の2第1項中「星ヶ丘保育園」の次に「、東保育園」を加え、「及び守山保育園」を「、守山保育園、牧野池保育園及び平針原保育園」に改める。
- 第7条中「寮長等」を「荘長等」に改める。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市達第12号

庁 中 一 般

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第13条第1項第6号中「（財政局税務部債権管理推進室において行う滞納整理の事務を除く。）」を削る。

第15条の3の2第4項中「第7号」を「第8号」に改める。

別表第2財政局主管部長の項第9号を削り、同表健康福祉局主管部長の項第1号中「保険給付費」の次に「、第1号事業に要した費用」を加え、同表子ども青少年局主管部長の項第15号中「第56条第8項及び第9項」を「第56条第7項及び第8項」に改め、同表住宅都市局主管部長の項第1号中「第7条の6」の次に「及び第18条」を加え、同局主管課長の項中第23号を第24号とし、第11号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条及び第13条による判定に関すること。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市達第13号

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第1 人事・服務関係の表第9号区長の欄ただし書、第13号区長の欄ただし書、第15号区長の欄ただし書及び第17号区長の欄ただし書を削る。

別表第1 財務関係の表第9号区長の欄ただし書中「市民経済局長」を「区政課長（負担付きの寄附にあっては、市民経済局長）」に改める。

別表第2 保健所長の項第6号中「第13条の3」を「第13条の4」に改め、同表保健所主幹の項第4号中「第27条第3項及び第5項」を「第27条第2項及び第4項」に改め、同項第5号中「並びに」を「及び」に、「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項第9号中「第23条第3項及び第5項」を「第23条第2項及び第4項」に改める。

別表第3 民生子ども課長の項第12号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同項第13号中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改め、同表区民福祉課長の項第19号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市達第14号

子ども青少年局
児童福祉センター
若 葉 寮

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

第3条第1項の表子ども青少年局の項及び別表第1特例の欄第3号の2中「、若葉寮」を削る。

別表第2子ども青少年局児童福祉センター及び西部児童相談所の長の項第3号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同局の項中「若葉寮、」を削る。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市達第15号

健康福祉局

課長代理設置規程（平成8年名古屋市達第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

別表健康福祉局の項中「中央看護専門学校」を「厚生院、中央看護専門学校」に改める。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

庁 中 一 般
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部
を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

別表市民経済局中央卸売市場南部市場の項中
「
午前8時から
午後4時30分まで
を
」

「
午前7時30分から
午後4時まで
」
に、
「
午前8時から
午後4時45分まで
を
」

「
午前7時30分から
午後4時15分まで
」
に改め、同表健康福祉局厚生院の項中

「

管理栄養士の業務	A	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 9 時45分から 午後 6 時15分まで	45		
	C	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		
	D	午前 9 時30分から 午後 6 時15分まで	60		

を

」

「

管理栄養士の業務	A	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 9 時45分から 午後 6 時15分まで	45		
	C	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		
	D	午前 9 時30分から 午後 6 時15分まで	60		
介護係長、主査及び看護師長	A	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	45	4 週間を通じて 8 日	
	B	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		
	C	午前 8 時45分から 午後10時まで及び翌日の午前 8 時45分から正午まで	60		

に改め、

」

「において直接入所者の介護」及び「において直接入所者の看護」を削り、

「において直接患者の看護又は介護の業務に従事する」を「に勤務する」に、
「において直接患者の介護の業務に従事する」を「に勤務する」に改め、同表
子ども青少年局若葉寮の項を削り、同表子ども青少年局ひばり荘の項を次のよ
うに改める。

ひばり 荘	児童指 導員、 看 護 師、准 看 護 師、保 育士及 び保育 員	A	午前 6 時30分から 午後 2 時50分まで	45	4 週間を 通じて 7 日	4 週間を 通じて 1 日 のH勤務を 割り振る。
		B	午前 7 時から 午後 3 時20分まで	45		
		C	午前 7 時30分から 午後 3 時50分まで	45		
		D	午前 8 時45分から 午後 5 時 5 分まで	45		
		E	午前 0 時40分から 午後 9 時まで	45		
		F	午後 1 時40分から 午後10時まで	45		
		G	午後 4 時45分から 翌日の午前 9 時25 分まで	90		
		H	午前 8 時45分から 午後 0 時 5 分まで			
		I	午前 6 時30分から 午後 3 時 5 分まで	60		
		J	午前 7 時から 午後 3 時35分まで	60		
		K	午前 7 時30分から 午後 4 時 5 分まで	60		
		L	午前 8 時45分から 午後 5 時20分まで	60		

	M	午後 0 時25分から 午後 9 時まで	60		
	N	午後 1 時25分から 午後10時まで	60		
業務士	A	午前 8 時45分から 午後 5 時 5 分まで	45	4 週間を 通じて 7 日	4 週間を 通じて 1 日 の B 勤務を 割り振る。
	B	午前 8 時45分から 午後 0 時 5 分まで			
	C	午前 8 時45分から 午後 5 時20分まで	60		
調理員	A	午前 5 時から 午後 1 時20分まで	45	4 週間を 通じて 7 日	4 週間を 通じて 1 日 の E 勤務を 割り振る。
	B	午前 6 時30分から 午後 2 時50分まで	45		
	C	午前 8 時45分から 午後 5 時 5 分まで	45		
	D	午前10時45分から 午後 7 時 5 分まで	45		
	E	午前 8 時45分から 午後 0 時 5 分まで			
	F	午前 5 時から 午後 1 時35分まで	60		
	G	午前 6 時30分から 午後 3 時 5 分まで	60		
	H	午前 8 時45分から 午後 5 時20分まで	60		
	I	午前10時30分から 午後 7 時 5 分まで	60		

別表子ども青少年局玉野川学園の項中

G	午後 1 時15分から 午後10時まで	60

を

「

G	午後 1 時15分から 午後10時まで	60
H	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45
I	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60

に改め、同表子ども青少年局延長保育実施

」

「

の保育園の項中

L	午前10時45分から 午後 7 時30分まで	60

を

」

「

L	午前10時45分から 午後 7 時30分まで	60
M	午前 9 時45分から 午後 6 時15分まで	45
N	午前 9 時45分から 午後 6 時30分まで	60

に改める。

」

附 則

この達は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表健康福祉局厚生院の項の改正規定は、同月24日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項中「学 事 課」を「^{学 事 課}
教育環境計画室」に改め、同条子ども応援委員会制度担当部の項中「学校計画室」を削る。

第 3 条総務部学事課の項第 5 号中「学校事務支援センター」を「学校事務センター」に、「教職員課」を「学事課」に、「を除く」を「に限る」に改め、同項第 7 号中「（学校事務支援センターの主管に属することを除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

教育環境計画室

- (1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関す

ること。

- (3) 学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
- (4) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
- (5) 施設整備の総合的实施に関すること。
- (6) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
- (7) 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に関すること（他の部課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 教育資産の有効活用に関すること。
- (9) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。

第3条子ども応援委員会制度担当部子ども応援室の項第4号及び同部学校計画室の項を削り、同条学校教育部教職員課の項第3号中「諸給与支払」を「給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定」に改め、同項第4号中「学校事務支援センター」を「学校事務センター」に、「教職員課」を「学事課」に、「に限る」を「を除く」に改める。

第6条第2項中「若しくは担当部」を削る。

第9条第1項中「及び担当部」を削り、「分担事項並びに」を「分担事項及び」に改め、同項の表主幹を置く部及び担当部の項中「及び担当部」を削り、同項の表中

「

総務部	調査	1 教育長の特命による重要事項の調査及び総合調整に関すること。 2 総合教育会議の運営に関すること。 3 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。 4 訴訟、調停等に関すること。 5 情報公開及び個人情報保護に係る総合調整に関すること。	1

	教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理	1 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関すること。 2 教育資産の有効活用に関すること。	1
子ども応援委員会制度担当部	学校規模の適正化等	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	1

」

を

「

総務部	調査	1 教育長の特命による重要事項の調査及び総合調整に関すること。 2 総合教育会議の運営に関すること。 3 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。 4 訴訟、調停等に関すること。 5 情報公開及び個人情報保護に係る総合調整に関すること。	1
	学校規模の適正化	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関	1

	等	すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進にすること。	
	教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理	1 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理にすること。 2 教育資産の有効活用にすること。	1

」

に改め、同表学校教育部の項中

「

高等学校・幼稚園教育	1 高等学校教育及び幼稚園教育の指導にすること。	1

を

」

「

高等学校・幼稚園教育	1 高等学校教育及び幼稚園教育の指導にすること。 2 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理にすること。	1

に改

」

め、同部の項中

「

学校運営システム改革	1 教職員の服務規律にすること。 2 学校運営等に係る支援にすること。	1

	3 学校事務（他の部の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。 4 教職員の服務及び学校事務の監察に関すること。 5 教職員に関する制度の調査研究（権限移譲に係るものを除く。）に関すること。 6 学校事務支援センターに関すること（教職員課の主管に属することに限る。）。	を
権限移譲	1 教職員定数・配置に関する権限移譲に係る教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員に関する制度の調査研究（権限移譲に係るものに限る。）に関すること。	2

「

学校運営システム改革	1 教職員の服務規律に関すること。 2 学校運営等に係る支援に関すること。 3 学校事務（他の部の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。 4 教職員の服務及び学校事務の監察に関すること。 5 教職員に関する制度の調査研究に関すること。 6 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。	1	に改
教職員定数・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡	1	

	調整に関すること。	
	3 教職員の組織する職員団体に関すること。	

」

める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市学校事務センター規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市学校事務センター規則

(設置)

第 1 条 名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）の教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員及び学校栄養職員をいう。以下同じ。）の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号）第 4 条に規定するものをいう。以下同じ。）その他の給付に関する事務及び学校事務に係る支援に必要な事務を行うことにより、学校事務の円滑かつ適正な運営を図るため、次のように学校事務センターを設置する。

名称 名古屋市学校事務センター

位置 名古屋市北区清水四丁目17番 1 号

(所管)

第 2 条 名古屋市学校事務センター（以下「センター」という。）は、学校教

育部の所管とする。

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長は、総務部学事課の主管に属する事務については、総務部長の指揮監督を受けるものとする。
- 4 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の定めた者がその職務を代理する。

(組織)

第4条 センターに次の組織を置く。

給与係

事務支援係

主査(11)

- 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。

給与係

- (1) 教職員の給料その他の給付に関すること（学校教育部教職員課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 他の係の主管に属しないこと。

事務支援係

- (1) 学校事務に係る指導、支援及び助言に関すること。
- (2) 学校事務改善に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 学校用品の調達及び配分の集約に関すること。
- (4) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に関すること。

主査（学校事務改善）

- (1) 学校事務に係る指導、支援及び助言に関すること。
 - (2) 学校事務改善に係る企画及び連絡調整に関すること。
 - (3) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に関すること。
- 3 係に係長を置く。
 - 4 係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
 - 5 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

(勤務時間の特例等)

第5条 職員の勤務時間の特例等は、次のとおりとする。

職員の 範 囲	勤 務 時 間		休 憩 時 間	週 休 日
所長、給与 係及び事務 支援係の職 員	A	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	
主査（学校 事務改善）	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。		1日について45分とする。	

2 職員の勤務時間の割振りは、所長にあつては学校教育部長、その他の職員にあつては所長が定める。

3 職員の休憩時間の時限は、所長が定める。

(報告)

第6条 所長は、毎月の事業成績その他必要な事項を翌月10日までに教育長に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(名古屋市学校事務支援センター規則の廃止)

2 名古屋市学校事務支援センター規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

(公所と称する規則の一部改正)

3 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

「学校事務支援センター 「野外教育センター
野外教育センター を 子ども適応相談センター に改める。
子ども適応相談センター」 学校事務センター 」

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 4 号

名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「志段味図書館」を「中村図書館、富田図書館、志段味図書館、緑図書館及び徳重図書館」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、中村図書館及び富田図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは中川図書館奉仕係において、緑図書館及び徳重図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは瑞穂図書館奉仕係において処理する。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 5 号

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表事務職員の項中

「

学 芸 員	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的な事務を行う。

を

」

「

学 芸 員	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的な事務を行う。
学校事務職員	学校事務を行う。

に、

」

同表技術職員の項中

管理栄養士	管理栄養士業務を行う。	を
」		

管理栄養士	管理栄養士業務を行う。
学校栄養職員	学校の栄養士業務を行う。

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に学校事務を行うことを職務として命ぜられている職員又は学校の栄養士業務を行うことを職務として命ぜられている職員の職名及び補職名は、別段の辞令を発せられない限り、この規則による改正後の名古屋市教育委員会職名及び補職名規則に基づく事務職員又は技術職員の職名及び学校事務職員又は学校栄養職員の補職名を付されたものとする。

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 6 号

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の
設置に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則

第 1 条中「及び学校栄養職員」を削る。

第 2 条第 1 項中「事務長、主査、主任又は主事を置く」を「主査又は事務長を置くことができる」に改め、同条第 2 項中「事務長」を「主査」に、「掌理」を「改善」に改め、同条第 3 項中「主査」を「事務長」に、「整理する」を「つかさどる」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削る。

第 3 条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日の前日にこの規則による改正前の名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則第2条から第4条までに規定する事務職員又は学校栄養職員の職についていた者の辞令により命ぜられていた当該職は、この規則の施行の日に解かれたものとみなす。

(名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 3 名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「事務職員等」を「事務職員」に改め、同条第1項中「及び学校栄養職員」を削り、「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則」を「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則」に改める。

(名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 4 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「事務職員等」を「事務職員」に改め、同条中「及び学校栄養職員」を削り、「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則」を「名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員の職の設置に関する規則」に改める。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 7 号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立向陽高等学校の項中「1,000 人」を「960 人」に、「80人」を「120 人」に改め、同表名古屋市立桜台高等学校の項中「1,000 人」を「960 人」に改め、同表名古屋市立富田高等学校の項中「880 人」を「840 人」に改め、同表名古屋市立名東高等学校の項中「1,000 人」を「960 人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立名古屋商業高等学校	全日制	商業	560人
		情報処理	240人
		国際経済	80人
		グローバルビジネス	40人

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 8 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立西養護学校の項中「161 人」を「166 人」に改め、同表名古屋市立南養護学校の項中「254 人」を「278 人」に改め、同表名古屋市立天白養護学校の項中「75人」を「91人」に改め、同表名古屋市立守山養護学校の項中「131 人」を「150 人」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 9 号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

名古屋市立荒子幼稚園	60人	2	を

」

「

名古屋市立荒子幼稚園	85人	3	に、

」

「

名古屋市立神の倉幼稚園	145 人	5	を

」

「

名古屋市立神の倉幼稚園	115 人	4	に改

」

める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市奨学金条例施行規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市奨学金条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市奨学金条例（平成29年名古屋市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第 2 条 条例第 3 条の教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める日は、奨学金の支給を受けようとする学年度の 7 月 1 日（以下「基準日」という。）とする。

2 条例第 3 条第 4 号に規定する要件は、基準日において、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 申請者の保護者等が市町村民税の所得割を課されていないこと。
- (2) 申請者について生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第17条の規定による生業扶助その他高等学校等において修学するために必要な学資（委員会が別に定めるものに限る。）の支給が行われていないこと。

(申請手続)

第 3 条 条例第 5 条に規定する申請書には、申請者及び保護者等の氏名、住所
その他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の申請書は、委員会が指定する日までに提出しなければならない。

3 委員会は、申請者又は校長に対し、申請者の条例第 3 条の受給資格を確認
するため必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の規定は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄
に掲げる学年に在籍する者について適用する。

平成29年度	第 1 学年
平成30年度	第 1 学年及び第 2 学年
平成31年度	第 3 学年以下の学年
平成32年度以降	全学年

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市入学準備金条例施行規則（平成16年名古屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「7年」を「10年」に、「43,000円」を「24,000円」に、「最終年次」を「6回目以降の返還」に、「42,000円」を「36,000円」に改める。

第10条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の名古屋市入学準備金条例施行規則の規定は、平成29年度以後に入学準備金の貸与を受ける者について適用し、平成28年度以前に入学準備金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則

名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「志段味図書館にあつては、中央図書館の副館長」を「志段味図書館にあつては中央図書館の副館長、中村図書館及び富田図書館にあつては中川図書館長、緑図書館及び徳重図書館にあつては瑞穂図書館長」に改める。

第 8 条第 4 号中「志段味図書館」を「中村図書館、富田図書館、志段味図書館、緑図書館及び徳重図書館（以下「中村図書館等」という。）」に改める。

第30条第 1 項中「名古屋市中村図書館、名古屋市富田図書館、名古屋市志段味図書館、名古屋市緑図書館及び名古屋市徳重図書館（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(公所と称する規則の一部改正)
- 2 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。
「図書館分館」の次に「（中村図書館、富田図書館、志段味図書館、緑図書館及び徳重図書館を除く。）」を加える。

名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第14条中「以下「千種生涯学習センター等」という」を「次条及び第18条において同じ」に改める。

第15条第1項及び第2項並びに第18条第1項第1号及び第3号中「千種生涯学習センター等」を「センター」に改める。

第24条第1項中「千種生涯学習センター等」を「センター（分館を除く。以下「千種生涯学習センター等」という。）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第14号

名古屋市科学館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特別の事由があると認めたときは、観覧料を後納させることができる。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第15号

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4,900円」を「3,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 6 号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立平子小学校及び名古屋市立東丘小学校の通学区域の変更について
次のように定め、平成29年 4 月 1 日から施行します。

平成29年 3 月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

次の区域を名古屋市立平子小学校の通学区域から除き、名古屋市立東丘小学校の通学区域に加える。

名古屋市緑区鳴海町字御茶屋13番の 3、14番の 1、14番の 3 から14番の 6 まで、15番の 1 から15番の 5 まで、16番の 1 から16番の 4 まで、17番の 2、18番の 4 及び28番の 9 の各地番

名古屋市教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部学校計画室

名古屋市教育委員会告示第7号

指定管理者の指定の取消し

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者を次のとおり取消しました。

平成29年4月1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 管理を行わせていた施設の名称及び指定の取消しの相手方

施設の名称	指定の取消しの相手方
名古屋市名城庭球場	名古屋市北区名城一丁目3番3号 名古屋ローンテニス倶楽部 会長 小 山 勇

2 指定を取り消した日 平成29年4月1日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第8号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年4月1日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市名城庭球場	名古屋市北区名城一丁目3番3号 一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部 会長 小 山 勇

2 指定の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名教委訓令第 1 号

各 学 校

名古屋市立高等学校及び幼稚園に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する
規程（平成14年名教委訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

題名を次のように改める。

名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程
第 1 条中「高等学校」を「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校」に改
め、「技術職員」の次に「（学校栄養職員を除く。）」を加える。

別表中

「

学 校	職 員 の 範 囲	勤 務 時 間 の 割 振 り

」

を

「

学 校	職 員 の 範 囲	勤 務 時 間 の 割 振 り
小学校、中学 校及び特別支 援学校	教育職員、事務職員及び 技術職員（学校栄養職員 に限る。）	A 1 日について午前 8 時 15分から午後 4 時45分ま での間において 7 時間45 分とする。

」

		B	1 日について午前 8 時から午後 4 時30分までの間において 7 時間45分とする。
		C	1 日について午前 8 時30分から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 教育職員とは、校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭（教育委員会事務局又は学校以外の教育機関の事務に従事する者を除く。）、養護教諭、栄養教諭、講師（任用期限を付さない者に限る。）及び実習助手をいう。
- 2 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振りは、この表にかかわらず、各職員について校長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名教委訓令第2号

各 学 校

教員出勤簿処理規程（平成13年名教委訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

第1条中「高等学校」を「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校」に改める。

第2条第1号中「第22条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

名教委教訓令第 1 号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

第 6 条第 2 項中「鶴舞中央図書館長又は主管の部長（）」を「主管の部長（鶴舞中央図書館長、）」に改める。

別表第 1 人事・服務関係の表中

「

	教 育 次 長	鶴舞中央図書館長 及び部長	公 所 の 長	課 長	を

」

「

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公 所 の 長	課 長	に

」

改め、同表第 1 号中「鶴舞中央図書館長及び部長（）」を「部長（鶴舞中央図書館長、）」に改める。

別表第 1 財務関係の表中

「

	教 育 次 長	鶴舞中央図書館長 及び部長	公 所 の 長	課長（公所に 属する課長を 除く。）	を

」

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公 所 の 長	課長（公所に 属する課長を 除く。）	に

改め、同表第28号中「及び学事課長」を「学事課長及び学校事務センター所長」に改める。

別表第1 事業執行関係の表及び別表第1 全般の表中

	教 育 次 長	鶴舞中央図書館長 及び部長	公 所 の 長	課 長	を

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公 所 の 長	課 長	に

改める。

別表第1 備考第2号中「鶴舞中央図書館長及び部長」を「部長及び鶴舞中央図書館長」に改める。

別表第2 企画経理課長の項第2号中「学事課長」の次に「及び学校事務センター所長」を加え、同項第3号及び第4号に次のただし書を加える。

ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。

別表第2 企画経理課長の項第6号中「学事課長」の次に「及び学校事務センター所長」を加え、同表学事課長の項第2号中「（県費負担の教職員及び非常勤の嘱託員を除く。）」を削り、「この項」の次に「及び学校事務センター所長の項」を加え、同項第3号及び第5号に次のただし書を加える。

ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。

別表第2 学事課長の項第7号中「入学準備金」の次に「及び奨学金」を加え、同項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

9	名古屋市立高等学校授業料等減免規則（平成14年名古屋市教育委員会規則第6号）第2条第2項（第3号を除く。）の規定に基づく授業料等の減免に関すること。

10	名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）第2条に規定する授業料の減免に関すること。

別表第2教職員課長の項中第5号、第6号、第8号及び第9号を削り、第7号を第5号とし、同表文化財保護室長の項第3号中「8の項及び9の項」を「9の項及び10の項」に改め、同表学校事務支援センター所長の項を削り、同表中

「

稲武野外教育センター副所長及び中津川野外教育センター副所長	1	名古屋市野外教育センター条例（昭和41年名古屋市条例第40号）第3条及び第4条の規定による使用の承認及び使用の許可に関すること。

を

」

「

稲武野外教育センター副所長及び中津川野外教育センター副所長	1	名古屋市野外教育センター条例（昭和41年名古屋市条例第40号）第3条及び第4条の規定による使用の承認及び使用の許可に関すること。
学校事務センター所長	1	支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。ただし、企画経理課長及び学事課長の代決権限に属するものを除く。
	2	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）及び精算に関すること。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	3	学校運営費のうち小学校、中学校及び特別支援

に

		学校の教職員の旅費並びに使用料及び賃借料に係る同一目内の各節の歳出予算流用の決定に関する こと。ただし、学事課長の代決権限に属するものを除く。
	4	教職員の扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに教職員に対する児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。
	5	定例による教職員の諸給与の支出決定に関する こと。
	6	臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員の給与 その他給付の支出決定に関すること。

」

改め、同表小学校長、中学校長及び特別支援学校長の項を削る。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

第 1 条総務部学事課の項の次に次のように加える。

教育環境計画室

計画係

第 1 条子ども応援委員会制度担当部学校計画室の項を削る。

第 2 条総務部企画経理課主査（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）の項を削り、同部学事課学校財務係の項第 8 号中「学校事務支援センター」を「学校事務センター」に、「教職員課」を「学事課」に、「を除く」を「に限る」に改め、同課就学援助係の項第 2 号中「（学校事務支援センターの主管に属することを除く。）」を削り、同課の項の次に次のように加える。

教育環境計画室

計画係

- (1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (3) 学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
- (4) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
- (5) 施設整備の総合的实施に関すること。

- (6) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
- (7) 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に関すること（他の部課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 教育資産の有効活用に関すること。
- (9) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。

主 査（学校規模の適正化）

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。

主 査（幼稚園の再編等）

- (1) 幼稚園の再編等に係る実施計画に関すること。

主 査（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）

- (1) 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関すること。
- (2) 教育資産の有効活用に関すること。

第2条総務部学校整備課主査（学校施設の環境整備推進）の項を削り、同子ども応援委員会制度担当部子ども応援室子ども応援係の項中第4号を削り、同部学校計画室の項を削り、同条学校教育部指導室事務係の項の次に次のように加える。

主 査（高等学校・幼稚園教育に係る特命事項の処理）

- (1) 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。

第2条学校教育部教職員課管理係の項第3号中「諸給与の決定及び支払」を「給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定」に改め、同係の項第8号中「権限移譲に係る」を削り、同係の項第12号中「学校事務支援センター」を「学校事務センター」に、「教職員課」を「学事課」に、「に限る」を「を除く」に改め、同課管理主事の項第6号中「権限移譲に係る」を削り、同課主査（学校運営システム改革）の項第5号中「（権限移譲に係るものを除く。）」を削り、同主査の項第

6号中「学校事務支援センター」を「学校事務センター」に、「教職員課」を「学事課」に、「に限る」を「を除く」に改め、同課主査（権限移譲）(3)の項を削り、同課主査（学校運営システム改革）の項の次に次のように加える。

主 査（教職員定数・給与等）

- (1) 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。
- (3) 教職員の組織する職員団体に関すること。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月27日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 5 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の 1 条を加える。

第17条の 2 出産、育児、介護その他の事情を有する職員に対しては、申出の日から 4 年を経過する日の属する年度までに限り、その者の申出により選考において筆記試験を課する第 1 次試験に合格し、又は免除された年度の第 2 次試験の受験を延期することができる。

2 前項の規定の適用を受けた者（申出のあった年度の第 1 次試験に合格した者に限る。）については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「筆記試験を課する第 1 次試験に合格し、当該合格に係る年度に」とあるのは「前項の規定により延期された第 2 次試験を受験した年度に」と、「当該合格に係る年度の」とあるのは「当該受験に係る年度の」と読み替えるも

のとする。

第19条第1項及び第2項中「前5条」を「前6条」に改める。

別表第2段階別職位表1行政職の表局長段階の欄中

「鶴舞中央図書館長」を削り、

同表部長段階の欄中

「選挙管理委員会事務局次長」を「選挙管理委員会事務局次長
鶴舞中央図書館長」に改め、

同表課長段階の欄中

「監査室長」、「児童虐待対策室長」及び「臨海開発推進室長」を削り、
「学校事務支援センター所長」を「教育環境計画室長」に、「学校計画
室長」を「学校事務センター所長」に改め、「管路センター出張所長」を
削り、

同表係長段階の欄中

「高等学校の事務長」を「高等学校
事務長」に改める。

別表第2段階別職位表3消防職の表備考1中「予防部主幹は権限移譲担当」
を「予防部主幹は権限移譲等担当」に改める。

別表第2段階別職位表4保育職の表課長段階の欄中「若葉寮長」及び
「東栄保育園長」を削り、

「島田第二保育園長」を「島田第二保育園長
平針原保育園長」に改め、

同表係長段階の欄中

「若葉寮
指導係長」を「ひばり荘
指導係長」に、
主査」

「星ヶ丘保育園主査」を「星ヶ丘保育園主査
東保育園主査」に、

「守山保育園主査」を「守山保育園主査
牧野池保育園主査」に改め、
平針原保育園主査」

同表備考 1 中「子ども青少年局保育部主幹は保育事業担当」の次に「、ひばり
荘主査は里親委託等の推進担当、星ヶ丘保育園主査、東保育園主査、北保育園
主査、荒輪井保育園主査、中保育園主査、軍水保育園主査、港保育園主査、守
山保育園主査、牧野池保育園主査及び平針原保育園主査は保育所等に係る企画
調整担当」を加える。

別表第 2 段階別職位表 5 教育指導職の表課長段階の欄中「 子ども応援委員
会制度担当部」を「 総務部」に改め、

同表備考 1 中「子ども応援委員会制度担当部」を「総務部」に改める。

別表第 2 段階別職位表 6 司書職の表中

「	<table><tr><td>部長</td></tr><tr><td></td></tr></table>	部長		を
部長				
」				
「	<table><tr><td>部長</td></tr><tr><td>(鶴舞中央図書館長)</td></tr></table>	部長	(鶴舞中央図書館長)	に改め、
部長				
(鶴舞中央図書館長)				
」				

同表備考 4 中「係長段階」を「部長及び係長の各段階」に改める。

別表第 2 段階別職位表 8 医事職の表局長段階の欄中

「東部医療センター病院長」を	「東部医療センター病院長 西部医療センター長」	に改め、

同表部長段階の欄中

「千種保健所長」を	「千種保健所長 北保健所長」	に、

「中保健所長」を	「中保健所長 昭和保健所長」	に改め、

同表課長段階の欄中

「保健予防課長」を	「保健予防課長 主幹」	に、
「医療安全管理室長」を	「医療安全管理室長 医療安全管理室副室長」	に、

「医療安全管理室長」を「医療安全管理室長
医療安全管理室副室長」に改め、

同表係長段階の欄中

「健康部

保健医療課 を削り、

主査 」

同表備考 1 中「健康部主幹は衛生研究所の整備担当」の次に「、医務指導・新型インフルエンザ対策担当」を、「区役所保健所主幹は」の次に「医務担当（かっこ書の職は除く。）又は」を、「公害対策担当」の次に「（かっこ書の職に限る。）」を加え、「、健康部保健医療課主査は医務指導・新型インフルエンザ対策担当」を削り、

同表備考 8 中「（保健師の免許を有する者に限る。）」を削る。

別表第 2 段階別職位表 9 薬剤職の表係長段階の欄中「薬剤科主査」を削り、同表備考 1 を備考 2 に改め、備考 2 の前に次のように加える。

- 1 病院局臨床研究管理部臨床研究管理室主査は、臨床検査管理担当の職に限るものとする。

別表第 2 段階別職位表 10 獣医職の表係長段階の欄中

「検査第一係長 「主査
検査第二係長」 を 検査係長」に、

「（管理係長）」を「（指導管理係長）」に改め、

同表備考 1 中「健康福祉局動物愛護センター主査は愛護担当」の次に「、食肉衛生検査所主査は監視指導・検査管理担当」を加える。

別表第 2 段階別職位表 12 衛生職の表部長段階の欄中

「

環境局環境企画部長
環境局地域環境対策部長

」を「

環境局
環境企画部長
地域環境対策部長
参事

」に改め、

同表備考 1 中「健康福祉局参事は生活衛生担当」を「環境局参事は新工場建設に係る総合調整担当、健康福祉局参事は生活衛生担当」に改める。

別表第２段階別職位表13医療技術職の表課長段階の欄中

「 東部医療センター病院
「 東部医療センター病院」を リハビリテーション科 に改め、
技師長 」

同表係長段階の欄中

「 リハビリテーション科 副部長 」を 「 リハビリテーション科
リハビリテーション係長」 に、
「 西部医療センター病院 リハビリテーション科 副部長 」を 「 西部医療センター病院
リハビリテーション科 リハビリテーション係長」 に改

める。

別表第２段階別職位表14看護保健職の表課長段階の欄中

「 (病院局) 」を 「 総務局
職員部
主幹
区役所
保健所
次長
病院局 」 に改め、

同表係長段階の欄中

「 地域看護係長
「 地域看護係長」を 保健医療課 に、
主査 」
「 助産師長
「 助産師長 看護師長 を 医療安全管理室 に、
看護師長」 主査 」
「 看護師長
「 看護師長」を 医療安全管理室 に改め、
主査 」

「 $\left[\begin{array}{c} \text{総務局} \\ \text{職員部} \\ \text{安全衛生課} \\ \text{主査} \end{array} \right]$ 」を削り、

「（ $\left[\begin{array}{c} \text{相談援助第三係長} \\ \text{相談援助第四係長} \end{array} \right]$ ）」を「 $\left[\begin{array}{c} \text{相談援助第三係長} \\ \text{相談援助第四係長} \end{array} \right]$ 」に

改め、

同表備考 1 中「健康福祉局健康部主幹」を「総務局職員部主幹はメンタルヘルス担当、健康福祉局健康部主幹」に改め、「、総務局職員部安全衛生課主査はメンタルヘルス担当」を削り、「厚生院管理部業務課主査は介護担当」の次に「、健康部保健医療課主査は結核・新型インフルエンザ対策担当」を、「病院長管理部総務課主査は看護師確保担当」の次に「、東部医療センター病院医療安全管理室主査は医療安全担当、西部医療センター病院医療安全管理室主査は医療安全担当」を加え、同表備考 2 中「看護保健職にある職員」の次に「（総務局職員部主幹及び区役所保健所次長にあつては、保健師の免許を有するものに限る。）」を加え、同表備考 4 中「及び西部医療センター病院医療安全管理室主幹」を「、西部医療センター病院医療安全管理室主幹、東部医療センター病院医療安全管理室主査及び西部医療センター病院医療安全管理室主査」に改める。

別表第 2 段階別職位表18水道業務職の表備考 1 中「、東サービスステーション担当」及び「、熱田サービスステーション担当」を削る。

別表第 2 段階別職位表22学校事務職の表中

「

係長

を

」

「

係長
教育委員会 学校事務センター 主査 小学校 主査 中学校 主査 特別支援学校 事務長

に改め、

」

同表に備考として次のように加える。

(備考)

- 1 教育委員会学校事務センター主査、小学校主査及び中学校主査は学校事務改善担当の職にそれぞれ限るものとする。

別表第 3 職員昇任基準年数表職種の欄中

「看護保健職」を「看護保健職
学校事務職」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 学校事務職の係長昇任に係る特例選考に関する規則（平成29年人事委員会規則第10号。以下「特例規則」という。）は、廃止する。
- 3 施行日前に特例規則第 2 条の規定による選考に合格した者は、この規則による改正後の職員の任用に関する規則第13条の規定による選考に合格したものとみなす。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成29年 3 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 6 号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規
則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成24年名古屋市人事委員会
規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条－第24条」を「第15条の 2 －第24条の 3」に改める。

第 6 条中「ときは」の次に「、第 5 章に規定する口頭審理及び第 6 章に規定
する書面審理を経ないで、又は終了して」を加える。

第 5 章第 1 節中第16条の前に次の 1 条を加える。

（審理の計画的進行）

第15条の 2 当事者及び人事委員会は、円滑かつ迅速で公正な口頭審理の実現
のため、口頭審理において、相互に協力するとともに、口頭審理の計画的な
進行を図らなければならない。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条第5項中「の書面」を「に規定する書面（以下「準備書面」という。）」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 当事者は、準備書面に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が第2項から第4項までの相当の期間内に準備書面を提出しなかったときも、同様とする。ただし、準備書面に当該事実を記載できず、又はこれらの規定の相当の期間内に準備書面を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

第5章第1節中第24条の次に次の2条を加える。

（最終陳述等）

第24条の2 人事委員会は、口頭審理の終了に先立って、当事者に対して、最終陳述をし、かつ、必要な証拠の申出をすることができる機会を与えなければならない。

2 最終陳述は、書面により行うことができる。

3 当事者が最終陳述を書面により行うことを申し出たときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、書面正副各1通の提出を求めるものとする。当事者がその相当の期間内に書面を提出しなかったときは、最終陳述をすることができる機会を放棄したものとみなす。

4 人事委員会は、前項前段に規定する書面の提出があったときは、相手方当事者にその副本を送付するものとする。

（審理の終了）

第24条の3 人事委員会は、必要な審査を終えたと認めるときは、口頭審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、人事委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、口頭審理を終了することができる。

(1) 審査請求人から第20条第3項に規定する反論書又は同条第4項に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、人事委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 審査請求人が、正当な理由がなく口頭審理の期日に出頭しないとき。

第33条の次に次の1条を加える。

(証人の遮へいの措置)

第33条の2 人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第40条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「審査請求人が口頭審理の請求をしなかった」に改め、同項各号を削る。

第42条中「第20条」を「第15条の2、第20条」に改め、「第23条」の次に「、第24条の3」を、「含む。）」の次に「、第33条の2」を加える。

第50条第1号を次のように改める。

(1) 人事委員会が職権で喚問した証人の旅費

第50条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人事委員会が職権で行った証拠調べに関する費用

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前から引き続き係属している審査請求について、この規則による改正前の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定によってなされた手続は、この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の相当規定によってなされたものとみなす。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 7 号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号を次のように改める。

- (1) 国立大学法人法（平成15年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第 113 号）第 2 条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構
- (3) 職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）第 1 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 3 号の法人

第 5 条中「又は公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和29年愛知県条例第27号）」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市農業委員会告示第 1号

遊休農地に関する公示

下記農地は農地法（昭和27年法律第 229号。以下「法」という。）第32条第1項第 1号に該当する農地であるので、同条第 3項の規定に基づき公示する。

平成29年 3月30日

名古屋市農業委員会会長 上田 幸雄

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（ 平米）	農地に関する権利 の種類	法第32条 第 1項の 該当号	農地の所有者等 の情報
守山区大字上志段味字 東谷2110番77	田	27.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 133	畑	902.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 257	畑	145.00	所有権	第 1号	所有者は死亡

守山区大字上志段味字 東谷2110番 258	畑	54.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 263	畑	233.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 266	田	80.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 270	畑	398.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 273	田	92.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 275	田	92.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 281	畑	81.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 284	畑	265.00	所有権	第 1号	所有者は死亡

守山区大字上志段味字 東谷2110番 287	畑	182.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 288	畑	166.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 289	畑	232.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 293	畑	46.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 298	畑	27.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 299	畑	104.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 300	畑	114.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 307	田	132.00	所有権	第 1号	所有者は死亡

守山区大字上志段味字 東谷2110番 309	田	132.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 316	畑	2.65	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 323	畑	94.00	所有権	第 1号	所有者は死亡
守山区大字上志段味字 東谷2110番 324	畑	109.00	所有権	第 1号	所有者は死亡

農地法第32条第 1項第 1号及び第 2号

第 1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地

第 2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

2 この公示は、法第32条に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所

の所在地・代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

名古屋市農業委員会事務局西部・守山農政課

名古屋市消防局告示第3号

火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定についての一
部改正について

平成23年名古屋市消防局告示第3号（火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定について）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

名古屋市消防長 佐藤 正 弘

第3項中「もの」の次に「（同法の規定による市長の許可及び名古屋市火薬類取締法施行細則（平成29年名古屋市規則第67号）第2条第1項の規定による指示を受けたものを除く。）」を加える。

名古屋市消防局予防部指導課

名古屋市上下水道局管理規程第1号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第2条第2項中「（技術本部管路部管路センターにあっては、出張所長）」を削り、同条第6項中「及び出張所長」を削る。

第3条第3項中「及び出張所長」を削る。

第9条の2技術審査係の項第2号中「及び基準」を削る。

第11条研修総括係の項第3号中「次条経営企画係の項第8号」を「次条経営企画係の項第10号」に、「技術調整係の項第8号」を「技術調整係の項第9号」に改める。

第12条経営企画係の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同項第9号中「定員管理」を「定数」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号中「次項第8号」を「次項第9号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「次項第4号」を「次項第5号」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 流域連携事業の企画調整に関すること。ただし、次項第6号に規定するものを除く。

第12条経営企画係の項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 局事業に係る施設又は設備（以下「施設等」という。）のアセットマネジメントの総合調整に関すること。ただし、次項第4号に規定するものを除く。

第12条技術調整係の項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「局事業に係る技術の統合及び再編等」を「組織及び職員の定数（技術に係るものに限る。）」に改め、同号を同項第7号とし、

同項第5号中「企画調整」の次に「（技術に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 局事業に係る施設等のアセットマネジメントの総合調整（技術に係るものに限る。）に関する事。

第16条資産活用係の項及び用地係の項を次のように改める。

資産管理係

- (1) 固定資産及び物品の総括に関する事。
- (2) 事務用固定資産及び工事用固定資産の取得及び処分にに関する事。
- (3) 局事業に係る固定資産台帳に関する事。
- (4) 車両、被服及び電話設備（賃借に関する事に限る。）に関する事。
- (5) 所属資産の維持管理に関する事。
- (6) 課内他係の主管に属しない事。

活用推進係

- (1) 不動産等（土地及び建物並びにこれらに固着するものをいう。以下この項において同じ。）の有効活用に関する事。
- (2) 不動産等の取得、管理及び処分にに関する事。
- (3) 不動産等の賃借に関する事。
- (4) 附帯事業に関する事。

第17条事務係の項第9号中「及び経営本部営業部給排水設備課所属資産」を「、経営本部営業部料金課所属資産及び経営本部営業部給排水設備課所属資産」に改める。

第18条料金係の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第21条計画第一係の項第2号中「、短期計画」を削り、同項第3号中「下水道」を「下水道事業」に改め、同条計画第二係の項第1号中「改良計画」の次に「（以下「拡張計画等」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (2) 拡張計画等に関する関係機関等との調整並びに他部及び部内他課との技術上の調整に関する事。

第24条技術システム管理係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 局事業に係る施設等（管路に係るもの以外のものをいい、庁舎等専ら事務所の用に供されている建物及びこれに附属する設備を除く。）のストックマネジメントの技術的な支援に関すること。

第24条図面情報第一係の項及び図面情報第二係の項を次のように改める。

図面情報係

- (1) 配水管等施設の図面等の調製及び管理に関すること。
- (2) 下水道台帳の調製及び管理に関すること。
- (3) 上下水道マッピングシステムの管理及び開発に関すること。
- (4) 上下水道マッピングシステムに係る研修の実施に関すること。
- (5) 上下水道マッピングシステムで利用する電子計算機の管理及び運用に関すること。
- (6) 上下水道マッピングシステムで利用する電子計算機の帳票及びデータファイルの管理に関すること。
- (7) 上下水道マッピングシステムに係るデータベースの利活用を推進するための技術的な支援に関すること。
- (8) 局事業に係る施設等（管路に係るものに限る。）のストックマネジメントの技術的な支援に関すること。

第25条設計第二係の項第1号並びに第27条工事第一係の項第1号及び工事第二係の項第1号中「下水管渠等」を「下水管等」に改める。

第28条配水計画係の項に次の1号を加える。

- (4) 配水管等のストックマネジメントの総括に関すること。

第29条維持係の項中「下水管渠等」を「下水管等」に改め、同条管路計画係の項第1号中「下水管渠等」を「下水管等」に改め、「実施計画」の次に「（ストックマネジメントに係るものを含む。）」を加え、同項第2号中「下水管渠等」を「下水管等」に改め、同項第3号中「下水道台帳管理システムの活用」を「上下水道マッピングシステムの利活用」に改める。

第31条中「下水管渠等」を「下水管等」に改める。

第32条第2項^{下水維持第一係}の部分を次のように改める。
下水維持第二係

下水維持係

- (1) 所管区域（別表第2に定める係の所管区域をいう。以下この項において同じ。）における下水管等の維持工事、維持作業及び承認工事の施行に関すること。

第32条第2項下水工事係の部分第1号中「下水管渠等」を「下水管等」に改め、同条第3項を削る。

第36条整備計画係の項第1号中「施設又は設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同項第3号中「施設の改造工事」を「施設等の改造工事」に改め、同項中第5号から第8号までを削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 浄水場及び水処理センター等における土木構造物及び建築物の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括に関すること。

第36条整備計画係の項中第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同項の次に次の1項を加える。

設備保全係

- (1) 浄水場及び水処理センター等における上下水道事業用電気設備及び上下水道事業用機械設備の保全（ストックマネジメントに係るものを含む。）の総括及び支援に関すること。
- (2) 伝馬町水処理センター、熱田水処理センター及び熱田ポンプ所（以下「伝馬町水処理センター等」という。）の下水の排除及び処理並びに下水汚泥等の処理に関すること。
- (3) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事（小規模な設備系改良等工事に限る。第5号において同じ。）及び維持工事の設計に関すること。
- (4) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事（設備系改良等工事並びに機能の全面停止を伴わない上下水道事業用電気設備及び上下水道事業用機械設備の新設、増設及び改造工事に限る。）及び維持工事の施行に関すること。
- (5) 伝馬町水処理センター等の施設等の改造工事及び維持工事（小規模な維持工事に限る。）の検査に関すること。

第40条第4項を削る。

別表第2北部管路センターの項中

「

下水維持第一係	北区 西区
下水維持第二係	中村区
下水工事係	北区 西区 中村区

」

を

「

下水維持係、下水工事係	北区 西区 中村区

」

に改める。

別表第5 中部山崎水処理事務所の項を削り、同表西部打出水処理事務所の項中「打出水処理センター」を「打出水処理センター 露橋水処理センター 堀留水処理センター」に、「藤前ポンプ所」を「藤前ポンプ所 若宮大通調節池内合流対策施設」に改め、同表南部宝神水処理事務所の項中

「

処理係	宝神水処理センター 八剣ポンプ所 名港ポンプ所 港北ポンプ所 大手ポンプ所 当知ポンプ所 小碓雨水調整池 南郊雨水滞水池 空見スラッジリサイクルセンター

」

を

「

処理第一係	宝神水処理センター 空見スラッジリサイクルセンター 八剣ポン

	プ所 名港ポンプ所 港北ポンプ所 大手ポ ンプ所 当知ポンプ所 小碓雨水調整池 八 幡雨水調整池（北） 南郊雨水滞水池
処理第二係	山崎水処理センター 千年水処理センター 山崎汚泥処理場 内浜 ポンプ所 呼続ポンプ 所 土市ポンプ所 白 鳥橋ポンプ所 中島ポ ンプ所 道徳ポンプ所 高蔵ポンプ所 牛巻 ポンプ所 高辻雨水滞 水池 福江雨水滞水池

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程に規定する次表左欄に掲げる公所に勤務する職員（係長及びこれに相当する職以上の職にある者を除く。）は、別段の命令を受けた場合を除き、施行日に、同表左欄の課又は公所に対応する同表右欄の課又は公所に勤務を命ぜられたものとみなす。

技術本部施設部中部山崎水処理事務所（事務係及び処理第一係）	技術本部施設部南部宝神水処理事務所
技術本部施設部中部山崎水処理事務	技術本部施設部施設整備課

所（処理第二係）	

（名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正）

- 3 名古屋市上下水道局工務長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「（技術本部管路部北部管路センターにあっては、配水維持係、配水工事係、下水維持第一係及び下水維持第二係）」を削り、同項第6号を次のように改める。

（6）技術本部施設部施設整備課設備保全係

第2条第1項に次の1号を加える

（8）技術本部施設部水処理事務所処理第一係、処理第二係及び処理第三係
（技術本部施設部南部宝神水処理事務所処理第二係を除く。）

第2条第2項中「に工務長を2名置く」を「及び技術本部施設部南部宝神水処理事務所処理第二係に工務長をそれぞれ2名置く」に改め、同項ただし書中「工務長の数を増加させる」を「技術研修係の工務長の数を増加する」に改め、同条第3項を削る。

（名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程の一部改正）

- 4 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

別表中

「

運転士	自動車運転業務を行う。

」

を削る。

（名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正）

- 5 名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「課長」の次に「及び室長」を加え、同条第5号中「、技術開発室長」及び「、浄水管理調整室長」を削り、同条第6号中「、管路セ

ンター出張所長」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

- 6 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「ひざ」を「膝」に改め、同項第10号中「、給水を停止する作業又は給水の停止を解除する作業」を「又は給水を停止する作業」に改め、同条第2項第13号ア中「単に」を削り、「水処理事務所」を「施設整備課及び水処理事務所」に改める。

第4条第1項第1号中「下水管渠等」を「下水管等」に改める。

(名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正)

- 7 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「係の長又は主査（当該公所に使用本拠を勤務場所としている副公所長又は出張所長が置かれている場合にあっては、当該副公所長又は当該出張所長。以下本項において「副公所長等」という。）」を「副公所長又は主幹（以下本項において「副公所長等」という。）（副公所長等が置かれていない場合にあっては、局用自動車の使用本拠を勤務場所としている係長又は主査）」に改め、同項第2号中「係長又は副公所長等」を「副公所長等、係長又は主査」に改める。

別表経営本部企画経理部資産活用課の項中「資産活用係長 用地係長」を「資産管理係長 活用推進係長」に改め、同表中

「

経営本部営業部北営業所（西サービスステーション）	経営本部営業部北営業所（西サービスステーション）	主査（西サービスステーション担当）

」

を

「

経営本部営業部北営業所（西サービスステーション）		

テーション)		

に、

「

経営本部営業部中営業所（本部）	経営本部営業部中営業所（本部）	営業係長 工事係長
	営業係（東サービスステーション）	主査（東サービスステーション担当）

を

「

経営本部営業部中営業所	経営本部営業部中営業所	営業係長 工事係長

に、

「

経営本部営業部瑞穂営業所（天白サービスステーション）	経営本部営業部瑞穂営業所（天白サービスステーション）	主査（天白サービスステーション担当）
経営本部営業部中川営業所（本部）	経営本部営業部中川営業所（本部）	工事係長
	営業係（熱田サービスステーション）	主査（熱田サービスステーション担当）

を

「

経営本部営業部瑞穂営業所（天白サービスステーション）		
経営本部営業部中川	経営本部営業部中川	工事係長

営業所	営業所	

」

に改め、同表経営本部営業部港営業所（本部）の項中「営業係長 工事係長」を「工事係長」に改め、同表技術本部計画部技術システム課の項中「図面情報第一係長 図面情報第二係長」を「図面情報係長」に改め、同表技術本部建設部施設課の項中「建築係長」を「建築係長 電気係長 機械係長」に改め、同表技術本部建設部建設工事事務所（本部）の項中「副所長 事務係長」を「事務係長」に改め、同表中

「

技術本部管路部北部 管路センター（本部）	技術本部管路部北部 管路センター（本部）	配水維持係長 配水 工事係長
技術本部管路部北部 管路センター（船附 出張所）	技術本部管路部北部 管路センター（船附 出張所）	下水維持第一係長
技術本部管路部北部 管路センター（稲西 出張所）	技術本部管路部北部 管路センター（稲西 出張所）	下水維持第二係長
技術本部管路部北部 管路センター（平田 事務所）		

」

を

「

技術本部管路部北部 管路センター（本部）	技術本部管路部北部 管路センター（本部）	配水維持係長 配水 工事係長
技術本部管路部北部 管路センター（稲西 事務所）	技術本部管路部北部 管路センター（稲西 事務所）	下水工事係長

」

に、

「

技術本部施設部施設 整備課（本部）	技術本部施設部施設 整備課（本部）	整備計画係長 建築 整備係長 電気整備 係長 機械整備係長
	整備計画係（堀留水 処理センター）	主査（露橋水処理セ ンター開設準備担当）

」

を

「

技術本部施設部施設 整備課（本部）	技術本部施設部施設 整備課（本部）	整備計画係長 建築 整備係長 電気整備 係長 機械整備係長
技術本部施設部施設 整備課（伝馬町水処 理センター）	伝馬町水処理センタ ー	設備保全係長

」

に改め、同表技術本部施設部北部名城水処理事務所（名城水処理センター）の項中「技術本部施設部北部名城水処理事務所（名城水処理センター）」を「技術本部施設部北部名城水処理事務所（本部）」に改め、同表技術本部施設部中部山崎水処理事務所（山崎水処理センター）の項及び技術本部施設部中部山崎水処理事務所（伝馬町水処理センター）の項を削り、同表技術本部施設部東部柴田水処理事務所（柴田水処理センター）の項中「技術本部施設部東部柴田水処理事務所（柴田水処理センター）」を「技術本部施設部東部柴田水処理事務所（本部）」に改め、同表中

「

技術本部施設部西部 打出水処理事務所（ 打出水処理センター）	打出水処理センター	事務係長 処理第一 係長

」

を

「

技術本部施設部西部 打出水処理事務所（ 本部）	打出水処理センター	事務係長 処理第一 係長
	露橋水処理センター	主査（露橋水処理セ ンター管理）

」

に、

「

技術本部施設部南部 宝神水処理事務所（ 本部）	宝神水処理センター	副所長 事務係長 処理係長

」

を

「

技術本部施設部南部 宝神水処理事務所（ 本部）	宝神水処理センター	事務係長 処理第一 係長
技術本部施設部南部 宝神水処理事務所（ 山崎水処理センター）	山崎水処理センター	処理第二係長

」

に改める。

（名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の一部改正）

- 8 名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部調査課事務管理係（東サービスステーション）」を「総務部調査課事務管理係（東分室）」に、「経営本部企画経理部資産活用課 経営本部営業部料金課 経営本部営業部給排水設備課（本庁） 経営本部営業部給排水設備課給排水係（熱田サービスステーション）」を「経営本部企画経理部資産活用課（昭和分室を除く。） 経営本部企画経理部資産活用課（

昭和分室) 経営本部営業部料金課(東分室を除く。) 経営本部営業部料金課(東分室) 経営本部営業部給排水設備課(本庁)」に、「経営本部営業部中営業所 経営本部営業部中営業所(東サービスステーション)」を「経営本部営業部中営業所」に、「経営本部営業部中川営業所 経営本部営業部中川営業所(熱田サービスステーション)」を「経営本部営業部中川営業所」に、「技術本部管路部北部管路センター(船附出張所) 技術本部管路部北部管路センター(稲西出張所) 技術本部管路部北部管路センター(平田事務所)」を「技術本部管路部北部管路センター(稲西事務所)」に、「技術本部施設部施設整備課(堀留水処理センターを除く。) 技術本部施設部施設整備課整備計画係(堀留水処理センター)」を「技術本部施設部施設整備課(伝馬町水処理センターを除く。) 技術本部施設部施設整備課設備保全係(伝馬町水処理センター)」に、「技術本部施設部北部名城水処理事務所(守山水処理センター) 技術本部施設部中部山崎水処理事務所(山崎水処理センター) 技術本部施設部中部山崎水処理事務所(千年水処理センター) 技術本部施設部中部山崎水処理事務所(伝馬町水処理センター)」を「技術本部施設部北部名城水処理事務所(守山水処理センター)」に、「技術本部施設部西部打出水処理事務所(岩塚水処理センター) 技術本部施設部南部宝神水処理事務所」を「技術本部施設部西部打出水処理事務所(露橋水処理センター) 技術本部施設部西部打出水処理事務所(岩塚水処理センター) 技術本部施設部南部宝神水処理事務所(宝神水処理センター) 技術本部施設部南部宝神水処理事務所(山崎水処理センター) 技術本部施設部南部宝神水処理事務所(千年水処理センター) 技術本部施設部南部宝神水処理事務所(空見スラッジリサイクルセンター)」に改める。

(名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正)

- 9 名古屋市上下水道局被服貸与規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

布靴	1	1	3		水処理事務所の長及び副所

					長に限る。

」

を

「

布靴	1	1	3		施設整備課の 長及び施設部 主幹（設備保 全管理の総合 調整担当）並 びに水処理事 務所の長、副 所長及び主幹 に限る。

」

に、

「

作業用 シャツ	半袖	2（2）	2（3）	3	7月1日 から8月 31日まで	括弧書きは、 水処理事務所 に勤務する者 に適用する。
	長袖（ 甲）	2（2）	2（3）	3	5月1日 から6月 30日まで 及び9月 1日から 10月31日 まで	

」

を

「

作業用 シャツ	半袖	2 (2)	2 (3)	3	7月1日 から8月 31日まで	括弧書きは、 調査課に勤務 する者に適用 する。
	長袖 (甲)	2 (2)	2 (3)	3	5月1日 から6月 30日まで 及び9月 1日から 10月31日 まで	括弧書きは、 調査課に勤務 する者に適用 する。

」

に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第2号

名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程を次のように定める。

平成29年3月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程

名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第41号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項又は第2項の規定に基づき選任する主任技術者（以下「電気主任技術者」という。）及びこれを補佐する者（以下「電気主任技術者等」という。）の職務、権限等について定め、もって名古屋市上下水道局（以下「局」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用（以下「工事等」という。）に関する保安の万全を期することを目的とする。

（電気主任技術者等の設置）

第2条 局に、電気主任技術者として、水道事業電気主任技術者及び下水道事業電気主任技術者をそれぞれ1名置く。

2 技術本部建設部施設課（以下「施設課」という。）に、統括副電気主任技術者として、水道事業統括副電気主任技術者及び下水道事業統括副電気主任技術者をそれぞれ1名置く。

3 施設課に、副電気主任技術者（建設担当）を3名置く。

4 別表の事業所の名称欄に掲げる事業所に、副電気主任技術者（事業所担当）をそれぞれ1名置く。

（電気主任技術者の選任）

第3条 水道事業電気主任技術者は、法第44条第1項第1号又は第2号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者で、かつ、技術職員（職員の任用

に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）第6条第2項の規定に基づき人事委員会が定める試験区分が電気、強電又は弱電のものに限る。以下同じ。）のうち課長又はそれに相当する職にあるもの（以下「課長級有資格者」という。）から上下水道局長（以下「局長」という。）が選任する。ただし、課長級有資格者がいない場合には、法第44条第1項第1号又は第2号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者で、かつ、技術職員のうち係長又はそれに相当する職にあるものから選任する。

2 前項の規定は、下水道事業電気主任技術者の選任について準用する。

（統括副電気主任技術者の選任）

第4条 水道事業統括副電気主任技術者は、次に掲げる者のうちから、局長が選任する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、技術職員のうち、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条第1項の表中第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の項の中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験を有する者（以下「実務経験者」という。）から、局長が選任する。

(1) 技術職員のうち、法第44条第1項第1号から第3号までに規定する主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けている者

(2) 建設部施設課電気係長

(3) 建設部施設課主査（電気担当）

2 前項の規定は、下水道事業統括副電気主任技術者の選任について準用する。

（副電気主任技術者の選任）

第5条 副電気主任技術者（建設担当）及び副電気主任技術者（事業所担当）は、次に掲げる者のうちから、局長が選任する。

(1) 技術職員のうち、免状の交付を受けている者

(2) 技術職員のうち、実務経験者

(3) 技術職員のうち、別表に掲げる事業所での実務経験を1年以上有する者（電気主任技術者等の職務）

第6条 電気主任技術者は、局長の命を受けて統括副電気主任技術者、副電気主任技術者（建設担当）及び副電気主任技術者（事業所担当）を指揮し、電

電気工作物の工事等に関する保安監督の業務を統括する。この場合において、水道事業電気主任技術者は水道事業及び工業用水道事業に係る電気工作物について、下水道事業電気主任技術者は下水道事業に係る電気工作物についてその工事等に関する保安監督の業務を統括するものとし、それぞれの電気主任技術者が担当する事業所は別表の区分に対応する同表事業所の名称欄に定める事業所とする。

- 2 電気主任技術者は、電気工作物の工事等に関する保安監督の業務について、必要な協議及び調整を行い、業務内容の均衡を図るよう努めなければならない。
- 3 統括副電気主任技術者のうち、水道事業統括副電気主任技術者は水道事業電気主任技術者を、下水道事業統括副電気主任技術者は下水道事業電気主任技術者をそれぞれ補佐するとともに、それぞれの電気主任技術者が担当する事業所の電気工作物の工事等に関する保安監督の業務に当たるものとする。
- 4 副電気主任技術者（建設担当）のうち、1名は水道事業統括副電気主任技術者を、2名は下水道事業統括副電気主任技術者をそれぞれ補佐するとともに、それぞれの統括副電気主任技術者が担当する事業所の電気工作物の工事等に関する保安監督の業務に当たるものとする。
- 5 副電気主任技術者（事業所担当）は、自己の担当する事業所の担当電気主任技術者との連絡を密にし、当該事業所が所管する電気工作物の工事等に関する保安監督の業務に当たる。この場合において、副電気主任技術者（事業所担当）の行う連絡は、当該電気工作物を所管する事業所を担当する水道事業統括副電気主任技術者又は下水道事業統括副電気主任技術者を經由するものとする。
- 6 前各項及び次条第1項に定める「電気工作物の工事等に関する保安監督の業務」には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
 - (2) 電気工作物の工事に関すること。
 - (3) 電気工作物の保守に関すること。
 - (4) 電気工作物の運転又は操作に関すること。
 - (5) 災害対策に関すること。

(6) 保安業務の記録に関すること。

(7) 保安用機材及び書類の整備に関すること。

(電気主任技術者等の義務)

第7条 電気主任技術者等は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事等に関する保安監督の業務を誠実に行わなければならない。

2 副電気主任技術者（事業所担当）は、自己の担当する事業所が属する課（室を含む。）又は公所（以下「課公所」という。）の長に対し、自己の業務の執行状況を報告するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 局長は、電気工作物に係る保安上重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、あらかじめ当該電気工作物を所管する事業所の担当電気主任技術者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

2 局長は、所管官庁が法令に基づいて行う電気工作物に係る検査には、当該検査等の対象となる電気工作物を所管する事業所の担当電気主任技術者を立ち合わせるものとする。

(担当電気主任技術者代決事項)

第9条 名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）別表第1事業執行関係の表第5号の規定にかかわらず、法に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係がある場合においては、当該書類の提出等に関することについて、当該電気工作物を所管する事業所の担当電気主任技術者が代決することができる。

(従事者の義務)

第10条 電気工作物の工事等に従事する者は、当該工事等に関する保安監督の業務を行う電気主任技術者等がその保安のために行う指示に従わなければならない。

(保安規程の作成等)

第11条 法第42条第1項に規定する保安規程の作成は、次の区分ごとに行うものとする。

(1) 水道事業及び工業用水道事業に係る電気工作物

(2) 下水道事業に係る電気工作物

(特例)

第12条 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2に規定する要件を満たす事業者（以下「委託事業者」という。）に保安管理業務を委託する場合において、別表に掲げる事業所のうち局長が適当と認めるものには、副電気主任技術者（事業所担当）を置かないことができる。この場合において、当該委託に係る事務は、別表に掲げる担当課公所が、その担当する事業所について行うものとする。

- 2 前項の規定により副電気主任技術者（事業所担当）を置かない事業所には、連絡責任者を置く。
- 3 連絡責任者は、当該事業所が属する課公所の長とする。
- 4 連絡責任者は、法令、保安規程及び委託契約に基づき委託事業者との連絡を密にし、当該事業所が所管する電気工作物の工事等に関する保安業務に当たる。
- 5 連絡責任者は、電気工作物の工事等に関する保安について、委託事業者の意見を聴くとともに、当該事業所の担当電気主任技術者と協議し、電気工作物の保安を行う。
- 6 第1項の規定により副電気主任技術者（事業所担当）を置かない事業所が所管する電気工作物の工事等に従事する者は、当該電気工作物の保安を行う連絡責任者が保安のために行う指示に従わなければならない。

(庶務)

第13条 電気主任技術者等に関する庶務は、施設課において処理する。

(委任)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条、第6条、第12条関係）

担当電気主任技術者	担当課公所		事業所の名称
水道事業電気主任技術者	総務部	職員研修所	技術教育センター
			船附研修会館
	営業部	営業課	料金課東分室
			給排水設備課熱田分室
			千種営業所
			名東サービスステーション
			北営業所
			西サービスステーション
			中村営業所
			中営業所
			瑞穂営業所
			昭和サービスステーション
			中川営業所
			港営業所
			南サービスステーション
			守山営業所
			緑営業所
	管路部	配水課	東部管路センター
			北部管路センター
			西部管路センター
			南部管路センター
	施設部	春日井浄水場	犬山圧送ポンプ所
			犬山共同取水口
			春日井浄水場
		鍋屋上野浄水場	鍋屋上野浄水場
			猪高配水場
			中川西配水場

			瑞穂配水場
			平和公園配水場
			志段味配水場
			鳴海配水場
		大治浄水場	朝日取水場
			大治浄水場
			児玉浄水場
			辰巳浄水場
下水道事業電気主任 技術者	管路部	配水課	稲西事務所
	施設部	施設管理課	堀留分室
			鳴海改良土センター
		施設整備課	伝馬町水処理センター
			熱田水処理センター
			熱田ポンプ所
		北部名城水処 理事務所	名城水処理センター
			三階橋ポンプ所
			宮前ポンプ所
			福德ポンプ所
			城北ポンプ所
			大曾根雨水調整池
			守山水処理センター
			落合ポンプ所
			喜惣治ポンプ所
			川北ポンプ所
			守西ポンプ所
			平田水処理センター内ポンプ所
		東部柴田水処 理事務所	柴田水処理センター
			鳴尾ポンプ所
			大江ポンプ所

		大高ポンプ所
		汐田ポンプ所
		鳴海水処理センター
		笠寺ポンプ所
		弥富ポンプ所
		菅田ポンプ所
		六条ポンプ所
		野並ポンプ所
		植田水処理センター
		西山水処理センター
	西部打出水処理事務所	打出水処理センター
		露橋水処理センター
		堀留水処理センター
		富田ポンプ所
		篠原ポンプ所
		福田ポンプ所
		藤前ポンプ所
		岩塚水処理センター
		戸田ポンプ所
		水里ポンプ所
		伏屋ポンプ所
		助光ポンプ所
		中村ポンプ所
		名駅前ポンプ所
	南部宝神水処理事務所	宝神水処理センター
		八剣ポンプ所
		名港ポンプ所
		港北ポンプ所
		大手ポンプ所

		当知ポンプ所
		小碓雨水調整池
		南郊雨水滞水池
		八幡雨水調整池（北）
		空見スラッジリサイクルセンター
		山崎水処理センター
		内浜ポンプ所
		呼続ポンプ所
		土市ポンプ所
		中島ポンプ所
		白鳥橋ポンプ所
		道徳ポンプ所
		山崎汚泥処理場
		千年水処理センター
		高蔵ポンプ所
		牛巻ポンプ所
		高辻雨水滞水池
		福江雨水滞水池

名古屋市上下水道局管理規程第 3 号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 31 日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

別表第 1 人事・服務関係の表課公所長の欄第 3 号中「、出張所長」を削る。

別表第 4 人事・服務関係の表主管部長の欄第 5 号中「名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第41号）」を「名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第 2 号）」に改める。

別表第 4 事業執行関係の表主管本部長の欄第10号の10、第43号の 2 及び第43号の 5 中「国庫補助」を「補助金」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第9条の2第1項中「深夜に勤務時間を割り振り、又は」を「深夜において、勤務時間を割り振り又は」に改める。

第12条第1項中「超過勤務手当又は休日勤務手当の支給に代えて代日休暇」を「、代日休暇」に改める。

第19条第2項中「含む」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第1号又は第3号の職員が年次の初日からこの規程の適用を受ける職員となった日の前日までの間において利用した時間単位の年次休暇については、第14条第1項ただし書中「1年度に5日を超えない範囲内において1時間ごとに」とあるのは、「1時間ごとに」と読み替えるものとする。

第19条に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号又は第3号の職員が引き続いてこの規程の適用を受ける職員となった日以降の当該職員の時間年休については、第14条第1項ただし書中「1年度」とあるのは、「1年度（この規程の適用を受ける職員となった日以降に限る。）」と読み替えて同項を適用するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市上下水道局非常勤職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第2条第1項第8号中「審査」の次に「、技術資料の審査等」を加え、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を削り、第18号を第16号とする。

別表第1第2条第1項第8号の職務の項中「及び基準の調整等」を削り、同表第2条第1項第13号の職務の項から第2条第1項第18号の職務の項までを次のように改める。

第2条第1項 第13号の職務	1 排水設備現場検査業務の統括を行うこと。 2 排水設備調書の管理業務の統括を行うこと。 3 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項 第14号の職務	1 建設工事事務所所管工事における施工安全パトロールを行うこと。 2 建設工事事務所所管工事における施工管理に係る補助を行うこと。 3 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項 第15号の職務	1 管路センター所管工事における現場パトロール及びその結果報告を行うこと。 2 管路センター所管工事における施工管理に係る補助を行うこと。 3 その他特に指示された事務を処理すること。
第2条第1項	1 浄水場の施設見学における企画調整、他部署との連

第16号の職務	絡調整、問合せ対応等を行うこと。 2 浄水場の施設見学者の案内業務に係る支援を行うこと 3 その他特に指示された事務を処理すること。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第 6 号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第 9 条第 1 項中「850円」を「880円」に改め、同条第 2 項中「855円」を「885円」に改める。

第17条第 1 項の表備考第 2 項中「合算した期間」の次に「とし、定数内職員又は名古屋市上下水道局再雇用嘱託員の就業について（平成14年 3 月29日局長通達）の適用を受ける職員（以下「定数内職員等」という。）から引き続いて職員となった場合には、定数内職員等としての在職期間を通算した期間とする。」を、「なる者」の次に「（以下「継続雇用職員」という。）」を、「得た日数」の次に「（同条第 3 項各号に規定する労働者に該当する職員にあつては、同項に規定する有給休暇の日数）」を加え、同条第 2 項中「、雇用開始の日から 6 月を経過する日までの間に」の次に「、継続雇用職員にあつては付与日数の全日数、それ以外の職員にあつては」を加える。

第 1 号様式中「平成」を削る。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第1条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「得た額」の次に「（12月に支給する奨励手当にあつては、当該額から別に定める額を減じて得た額）」を加える。

第2条 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「運転士、工務長」を「工務長」に改める。

第10条第1項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第2項を次のように改める。

2 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「、又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。）」を削り、同項第1号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、同項第2号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に、「前条第1項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号

及び第4号を削る。

第13条第1項中「の、扶養親族がない職員に第11条第1項第1号」を「、職員に扶養親族で第11条第1項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に改め、「、それぞれ」を削り、「退職等した日の」を「退職等した日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、」を削り、同条第3項中「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第26条第3項中「、第30条」を削る。

第27条の次に次の1条を加える。

（代日休暇との関係）

第27条の2 代日休暇（勤務時間規程第12条に定める休暇をいう。）を与えられた職員には、当該休暇の対象となった時間に対し、超過勤務手当及び休日勤務手当を支給しない。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第34条第1項中「、第30条」を削る。

第37条第1項中「（12月に支給する奨励手当にあつては、当該額から別に定める額を減じて得た額）」を削る。

第42条第1項中「、第30条第1項」を削る。

附則第10項第1号中「1,000分の308」を「1,000分の291」に改め、同項第2号中「1,000分の166」を「1,000分の174」に改め、同項第3号中「1,000分の102」を「1,000分の109」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	127,900	144,400	200,900	226,200
2	128,900	145,900	202,300	227,300
3	129,900	147,400	203,700	228,400
4	130,800	148,800	205,000	229,500
5	131,700	150,200	206,300	230,600
6	132,700	151,700	207,700	231,700
7	133,700	153,200	209,100	232,800
8	134,600	154,600	210,500	233,900
9	135,500	156,000	211,900	235,000
10	136,500	157,500	213,700	236,100
11	137,500	159,000	215,400	237,200
12	138,500	160,400	217,100	238,300
13	139,400	161,800	218,800	239,400
14	140,500	163,300	220,000	240,500
15	141,500	164,800	221,200	241,600
16	142,500	166,200	222,400	242,700
17	143,500	167,600	223,500	243,800
18	144,700	169,100	224,700	244,900
19	145,900	170,600	225,900	246,000
20	147,100	172,000	227,100	247,100
21	148,200	173,400	228,200	248,200
22	149,400	174,900	229,400	249,300
23	150,600	176,400	230,600	250,400
24	151,800	177,800	231,800	251,500
25	153,000	179,200	232,900	252,600
26	154,500	180,700	234,100	253,800
27	156,000	182,200	235,300	255,000
28	157,500	183,600	236,500	256,200
29	158,900	185,000	237,600	257,300
30	160,400	186,500	238,800	258,500
31	161,900	187,900	240,000	259,600
32	163,400	189,300	241,200	260,700
33	164,900	190,700	242,300	261,800
34	166,700	191,900	243,500	262,900
35	168,500	193,100	244,700	264,000
36	170,300	194,300	245,900	265,000
37	172,100	195,500	247,000	266,000
38	173,800	196,600	248,200	267,100
39	175,500	197,700	249,400	268,200
40	177,200	198,800	250,500	269,200

41	178,800	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500
47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200

85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400
98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	

129		263,200	306,100	
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		
149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

企業職給料表(3)

職務の級	給料月額
1 級	円 138,200
2 級	172,600
3 級	213,300
4 級	242,200 (257,800)
5 級	264,200
6 級	271,400
7 級	278,600 (296,600)
8 級	327,100 (357,000)
9 級	403,900

備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。

2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。

3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。

別表第 4 中

「

1 級	技能労務職員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する技能労務職員の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する技能労務職員の職務
4 級	技能主任の職務
5 級	技能長の職務

」

を

「

1 級	技能労務職員の職務
2 級	高度の経験を必要とする業務に従事する技能労務職員の職務
3 級	技能主任の職務
4 級	技能長の職務

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2 条、附則第 3 項から附則第 7 項まで、附則第 9 項及び附則第 10 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 3 切替日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）

第10条第2項、第11条第1項並びに第13条第2項及び第3項の規定の適用については、改正後規程第10条第2項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,700円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）」と、改正後規程第11条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があ
場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配
(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配
る場合（前条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22
偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く

に至った場合を除く。）」

と、改正後規程第13条第2項中「至った場合」と

」

あるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、同条第3項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るもの

がある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後規程第10条第2項、第11条第1項並びに第13条第2項及び第3項の規定の適用については、改正後規程第10条第2項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、改正後規程第11条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族
- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは
- (3) 扶養親族たる子
- (4) 扶養親族たる子
- 件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号

くは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日に該当する場合を除く。)

に該当する場合を除く。)

の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

と、改正

」

後規程第13条第2項中「至った場合」とあるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、同条第3項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 切替日の前日において、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市上下水道局管理規程第16号。以下「平成28年改正規程」という。）附則別表第2の給料表の適用を受けている職員（以下「在職者」という。）に対する改正後規程別表第2の適用については、平成33年4月1日から当分の間、改正後規程中「別表第2」とあるのは、「名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第7号）附則別表」とする。

- 6 在職者のうち別に定める者の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

（昭和28年名古屋市条例第23号。以下「基準条例」という。）第3条に規定する給料の月額、平成29年10月1日から当分の間、前項及び附則別表並びに平成28年改正規程附則第7項及び附則別表第2の規定にかかわらず、これらの規定の適用により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、改正後規程に規定する手当及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額並びに改正後規程第42条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料の月額（基準条例第13条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、前項及び附則別表並びに平成28年改正規程附則第7項及び附則別表第2の規定により定められる額とする。

- 7 在職者に対する改正後規程別表第4の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 9 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市上下水道局管理規程第18号）の一部を次のように改める。

附則第2項中「改正後条例」を「改正後規程」に、「1,000分の308」を「1,000分の291」に、「1,000分の248」を「1,000分の229」に、「1,000分の166」を「1,000分の174」に、「100分の10」を「1,000分の107」に、「1,000分の102」を「1,000分の109」に、「1,000分の33」を「100分の4」に改める。

附則別表を次のように改める。

企業職給料表(3)

職務の級	給料月額
1 級	円 131,400
2 級	164,100
3 級	200,200
4 級	230,800 (244,100)
5 級	251,200
6 級	258,000
7 級	264,800 (282,000)
8 級	310,900 (339,400)
9 級	383,900

- 備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。
 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。
 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち局長が別に指定する職にあるものに適用する。

- 10 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市上下水道局管理規程第16号）の一部を次のように改める。

附則第7項中「における」の次に「職員（企業職給料表（2）の適用を受ける者で、平成29年4月1日以降新たに採用されるものを除く。）に対する」を加える。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	139,300	154,200	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	140,400	155,400	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	141,500	156,600	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	142,500	157,800	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	143,500	158,900	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	144,600	160,600	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	145,700	162,200	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	146,800	163,800	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	147,800	165,400	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	149,000	167,100	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	150,100	168,800	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	151,200	170,500	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	152,300	172,200	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	153,800	173,900	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	155,300	175,600	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	156,800	177,300	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	158,200	179,000	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	160,000	180,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
19	161,800	182,600	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	163,600	184,400	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	165,400	186,100	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	167,100	188,100	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	168,800	190,000	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
24	170,500	191,900	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	172,200	193,800	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	173,800	195,800	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	175,300	197,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	176,800	199,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	178,300	201,800	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	179,800	203,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	181,300	205,400	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	182,700	207,100	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	184,100	208,800	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	185,600	210,600	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	187,000	212,300	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	188,400	214,000	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	189,800	215,700	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	191,200	217,500	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	192,600	219,200	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	194,000	220,900	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

41	195,300	222,600	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	196,600	224,400	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	197,900	226,100	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	199,100	227,800	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	200,300	229,500	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	201,500	231,300	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	202,700	233,000	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	203,900	234,700	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700
49	205,100	236,400	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	206,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	207,300	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	208,300	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	209,300	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	210,400	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	211,400	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	212,400	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	213,400	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	214,400	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	215,400	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	216,400	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	217,400	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	218,300	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	219,100	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	219,900	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	220,700	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	221,500	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	222,300	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	223,100	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	223,900	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	224,700	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	225,500	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	226,300	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	227,100	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		
74	227,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)		
75	228,700	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)		
76	229,500	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)		
77	230,200	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)		
78	231,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)		
79	231,800	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)		
80	232,600	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)		
81	233,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)		
82	233,900	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500		
83	234,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200		
84	235,000	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900		

85	235,500	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	236,000	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400
87	236,500	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100
88	236,900	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800
89	237,300	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500
90	237,800	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200
91	238,200	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900
92	238,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600
93	239,000	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300
94	239,500	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100
95	239,900	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800
96	240,300	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500
97	240,700	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800	
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500	
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100	
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700	
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400	
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000	
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600	
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200	
114		298,300	362,000	377,400	399,400		
115		298,700	362,500	378,100	400,100		
116		299,100	363,000	378,700	400,800		
117		299,500	363,500	379,300	401,500		
118		299,900	364,100	380,000	402,200		
119		300,300	364,600	380,700	402,900		
120		300,700	365,100	381,300	403,500		
121		301,100	365,600	381,900	404,100		
122		301,500		382,600	404,800		
123		301,900		383,300	405,500		
124		302,300		383,900	406,100		
125		302,600		384,500	406,700		
126		303,000		385,200	407,400		
127		303,400		385,900	408,100		
128		303,700		386,500	408,700		

129		304,000		387,100	409,300				
130		304,400		387,800	410,000				
131		304,800		388,400	410,700				
132		305,200		389,000	411,300				
133		305,500		389,600	411,900				
134		305,900		390,300					
135		306,300		390,900					
136		306,600		391,500					
137		306,900		392,100					
138		307,300		392,800					
139		307,600		393,400					
140		307,900		394,000					
141		308,200		394,600					
142		308,600		395,300					
143		308,900		395,900					
144		309,200		396,500					
145		309,500		397,100					
146				397,800					
147				398,400					
148				399,000					
149				399,600					
150				400,300					
151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考 1 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	127,800	144,900	214,600	229,100	243,900
2	128,800	146,100	216,200	230,600	246,000
3	129,800	147,300	217,800	232,100	248,000
4	130,700	148,500	219,400	233,500	250,000
5	131,600	149,600	220,900	234,900	252,000
6	132,600	150,800	222,500	236,900	254,000
7	133,600	152,000	224,100	238,900	256,000
8	134,500	153,100	225,700	240,900	258,000
9	135,400	154,200	227,300	242,800	260,000
10	136,400	155,400	229,300	244,800	262,100
11	137,400	156,600	231,300	246,800	264,200
12	138,400	157,800	233,200	248,800	266,200
13	139,300	158,900	235,100	250,700	268,200
14	140,400	160,600	237,100	252,800	270,300
15	141,500	162,200	239,000	254,900	272,400
16	142,500	163,800	240,900	256,900	274,500
17	143,500	165,400	242,800	258,900	276,500
18	144,600	167,100	244,700	261,000	278,600
19	145,700	168,800	246,600	263,100	280,700
20	146,800	170,500	248,500	265,200	282,800
21	147,800	172,200	250,400	267,300	284,900
22	149,000	173,900	252,300	269,500	287,100
23	150,100	175,600	254,200	271,600	289,200
24	151,200	177,300	256,100	273,700	291,300
25	152,300	179,000	257,900	275,800	293,400
26	153,800	180,800	259,800	278,000	295,600
27	155,300	182,600	261,700	280,100	297,700
28	156,800	184,400	263,600	282,200	299,800
29	158,200	186,100	265,500	284,300	301,900
30	160,000	188,100	267,400	286,500	304,100
31	161,800	190,000	269,300	288,600	306,200
32	163,600	191,900	271,200	290,700	308,300
33	165,400	193,800	273,100	292,800	310,400
34	167,100	195,800	275,000	295,000	312,700
35	168,800	197,800	276,900	297,200	315,000
36	170,500	199,800	278,800	299,400	317,200
37	172,200	201,800	280,700	301,500	319,400
38	173,800	203,600	282,600	303,600	321,600
39	175,300	205,400	284,500	305,700	323,800
40	176,800	207,100	286,400	307,700	325,900

41	178,300	208,800	288,200	309,700	328,000
42	179,800	210,600	290,100	311,600	330,100
43	181,300	212,300	292,000	313,500	332,100
44	182,700	214,000	293,900	315,300	334,100
45	184,100	215,700	295,700	317,100	336,100
46	185,600	217,500	297,600	319,000	338,000
47	187,000	219,200	299,500	320,800	339,800
48	188,400	220,900	301,300	322,600	341,600
49	189,800	222,600	303,100	324,400	343,400
50	191,200	224,400	304,900	326,300	345,200
51	192,600	226,100	306,700	328,100	347,000
52	194,000	227,800	308,500	329,900	348,800
53	195,300	229,500	310,300	331,700	350,500
54	196,600	231,300	312,000	333,200	351,700
55	197,900	233,000	313,700	334,600	352,900
56	199,100	234,700	315,400	336,000	354,000
57	200,300	236,400	317,000	337,400	355,100
58	201,500	238,200	318,500	338,500	356,600
59	202,700	239,900	320,000	339,600	358,100
60	203,900	241,600	321,500	340,600	359,600
61	205,100	243,300	322,900	341,600	361,000
62	206,200	245,100	324,300	342,600	362,000
63	207,300	246,800	325,700	343,600	363,000
64	208,300	248,500	327,100	344,600	364,000
65	209,300	250,200	328,500	345,600	364,900
66	210,400	251,900	329,800	346,300	365,800
67	211,400	253,600	331,100	346,900	366,600
68	212,400	255,300	332,400	347,500	367,400
69	213,400	257,000	333,600	348,100	368,200
70	214,400	258,700	334,700	348,800	368,900
71	215,400	260,300	335,800	349,500	369,600
72	216,400	261,900	336,900	350,200	370,300
73	217,400	263,500	337,900	350,900	371,000
74	218,300	264,500	338,600	351,600	371,700
75	219,100	265,500	339,300	352,300	372,400
76	219,900	266,500	340,000	352,900	373,100
77	220,700	267,400	340,600	353,500	373,800
78	221,500	268,400	341,400	354,200	374,500
79	222,300	269,400	342,200	354,900	375,200
80	223,100	270,400	343,000	355,500	375,900
81	223,900	271,300	343,700	356,100	376,500
82	224,700	272,200	344,400	356,800	377,200
83	225,500	273,100	345,000	357,500	377,900
84	226,300	274,000	345,600	358,100	378,600

85	227,100	274,900	346,200	358,700	379,300
86	227,900	275,800	346,800	359,400	380,000
87	228,700	276,700	347,400	360,100	380,700
88	229,500	277,500	348,000	360,700	381,400
89	230,200	278,300	348,500	361,300	382,100
90	231,000	279,200	349,100	362,000	382,800
91	231,800	280,100	349,700	362,600	383,500
92	232,600	280,900	350,300	363,200	384,200
93	233,300	281,700	350,900	363,800	384,900
94	233,900	282,500	351,500	364,500	385,600
95	234,500	283,300	352,000	365,200	386,300
96	235,000	284,100	352,500	365,800	387,000
97	235,500	284,800	353,000	366,400	387,600
98	236,000	285,500	353,600	367,100	388,300
99	236,500	286,200	354,100	367,800	389,000
100	236,900	286,900	354,600	368,400	389,700
101	237,300	287,500	355,100	369,000	390,400
102	237,800	288,200	355,700	369,700	391,100
103	238,200	288,900	356,200	370,400	391,800
104	238,600	289,600	356,700	371,000	392,500
105	239,000	290,200	357,200	371,600	393,200
106	239,500	290,900	357,800	372,300	393,900
107	239,900	291,600	358,300	373,000	394,600
108	240,300	292,200	358,800	373,600	395,300
109	240,700	292,800	359,300	374,200	395,900
110		293,300	359,900	374,900	396,600
111		293,800	360,400	375,500	397,300
112		294,300	360,900	376,100	398,000
113		294,700	361,400	376,700	398,700
114		295,100	362,000	377,400	399,400
115		295,500	362,500	378,100	400,100
116		295,900	363,000	378,700	400,800
117		296,300	363,500	379,300	401,500
118		296,700		380,000	402,200
119		297,100		380,700	402,900
120		297,500		381,300	403,500
121		297,900		381,900	404,100
122		298,300		382,600	404,800
123		298,700		383,300	405,500
124		299,100		383,900	406,100
125		299,500		384,500	406,700
126		299,900		385,200	
127		300,300		385,900	
128		300,700		386,500	

129		301,100		387,100	
130		301,500		387,800	
131		301,900		388,400	
132		302,300		389,000	
133		302,600		389,600	
134		303,000		390,300	
135		303,400		390,900	
136		303,700		391,500	
137		304,000		392,100	
138		304,400		392,800	
139		304,800		393,400	
140		305,200		394,000	
141		305,500		394,600	
142		305,900		395,300	
143		306,300		395,900	
144		306,600		396,500	
145		306,900		397,100	
146				397,800	
147				398,400	
148				399,000	
149				399,600	
150				400,300	
151				400,900	
152				401,500	
153				402,100	
154				402,700	
155				403,300	
156				403,900	
157				404,400	

企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	128,000	145,100	215,000	229,500	244,300
2	129,000	146,300	216,600	231,000	246,400
3	130,000	147,500	218,200	232,500	248,400
4	130,900	148,700	219,800	233,900	250,400
5	131,800	149,800	221,300	235,300	252,400
6	132,800	151,000	222,900	237,300	254,500
7	133,800	152,200	224,500	239,300	256,500
8	134,700	153,400	226,100	241,300	258,500
9	135,600	154,500	227,700	243,200	260,500
10	136,600	155,700	229,700	245,200	262,600
11	137,600	156,900	231,700	247,200	264,700
12	138,600	158,100	233,600	249,200	266,700
13	139,500	159,200	235,500	251,100	268,700
14	140,600	160,900	237,500	253,200	270,800
15	141,700	162,500	239,400	255,300	272,900
16	142,700	164,100	241,300	257,400	275,000
17	143,700	165,700	243,200	259,400	277,000
18	144,800	167,400	245,100	261,500	279,100
19	145,900	169,100	247,000	263,600	281,200
20	147,000	170,800	248,900	265,700	283,300
21	148,000	172,500	250,800	267,800	285,400
22	149,200	174,200	252,700	270,000	287,600
23	150,400	175,900	254,600	272,100	289,700
24	151,500	177,600	256,500	274,200	291,800
25	152,600	179,300	258,400	276,300	293,900
26	154,100	181,100	260,300	278,500	296,100
27	155,600	182,900	262,200	280,600	298,200
28	157,100	184,700	264,100	282,700	300,300
29	158,500	186,400	266,000	284,800	302,400
30	160,300	188,400	267,900	287,000	304,600
31	162,100	190,300	269,800	289,100	306,800
32	163,900	192,200	271,700	291,200	308,900
33	165,700	194,100	273,600	293,300	311,000
34	167,400	196,100	275,500	295,500	313,300
35	169,100	198,100	277,400	297,700	315,600
36	170,800	200,100	279,300	299,900	317,800
37	172,500	202,100	281,200	302,000	320,000
38	174,100	203,900	283,100	304,100	322,200
39	175,600	205,700	285,000	306,200	324,400
40	177,100	207,500	286,900	308,300	326,500

41	178,600	209,200	288,700	310,300	328,600
42	180,100	211,000	290,600	312,200	330,700
43	181,600	212,700	292,500	314,100	332,700
44	183,000	214,400	294,400	315,900	334,700
45	184,400	216,100	296,200	317,700	336,700
46	185,900	217,900	298,100	319,600	338,600
47	187,300	219,600	300,000	321,400	340,400
48	188,700	221,300	301,800	323,200	342,200
49	190,100	223,000	303,600	325,000	344,000
50	191,500	224,800	305,500	326,900	345,800
51	192,900	226,500	307,300	328,700	347,600
52	194,300	228,200	309,100	330,500	349,400
53	195,600	229,900	310,900	332,300	351,100
54	196,900	231,700	312,600	333,800	352,300
55	198,200	233,400	314,300	335,200	353,500
56	199,400	235,100	316,000	336,600	354,700
57	200,600	236,800	317,600	338,000	355,800
58	201,900	238,600	319,100	339,100	356,700
59	203,100	240,300	320,600	340,200	357,600
60	204,300	242,000	322,100	341,200	358,500
61	205,500	243,700	323,500	342,200	359,300
62	206,600	245,500	324,900	343,200	360,100
63	207,700	247,200	326,300	344,200	360,900
64	208,700	248,900	327,700	345,200	361,700
65	209,700	250,600	329,100	346,200	362,500
66	210,800	252,400	330,400	346,900	363,200
67	211,800	254,100	331,700	347,500	363,800
68	212,800	255,800	333,000	348,100	364,400
69	213,800	257,500	334,200	348,700	365,000
70	214,800	259,200	335,300	349,300	365,700
71	215,800	260,800	336,400	349,900	366,300
72	216,800	262,400	337,500	350,500	366,900
73	217,800	264,000	338,500	351,100	367,500
74	218,700	265,000	339,200	351,700	368,200
75	219,500	266,000	339,900	352,300	368,800
76	220,300	267,000	340,600	352,900	369,400
77	221,100	267,900	341,200	353,500	370,000
78	221,900	268,900	341,800	354,100	370,700
79	222,700	269,900	342,400	354,700	371,300
80	223,500	270,900	343,000	355,300	371,900
81	224,300	271,800	343,600	355,900	372,500
82	225,100	272,700	344,200	356,500	373,200
83	225,900	273,600	344,800	357,100	373,800
84	226,700	274,500	345,400	357,700	374,400

85	227,500	275,400	346,000	358,300	375,000
86	228,300	276,300	346,600	358,900	375,700
87	229,100	277,200	347,200	359,500	376,300
88	229,900	278,000	347,800	360,100	376,900
89	230,600	278,800	348,400	360,700	377,500
90	231,400	279,700	349,000	361,300	378,200
91	232,200	280,600	349,600	361,900	378,800
92	233,000	281,400	350,200	362,500	379,400
93	233,700	282,200	350,800	363,100	380,000
94	234,300	283,000	351,400	363,700	380,700
95	234,900	283,800	352,000	364,200	381,300
96	235,400	284,600	352,500	364,700	381,900
97	235,900	285,300	353,000	365,200	382,500
98	236,400	286,000	353,600	365,800	383,200
99	236,900	286,700	354,200	366,300	383,800
100	237,300	287,400	354,700	366,800	384,400
101	237,700	288,000	355,200	367,300	385,000
102	238,200	288,700	355,800	367,900	385,700
103	238,600	289,400	356,300	368,400	386,300
104	239,000	290,100	356,800	368,900	386,900
105	239,400	290,700	357,300	369,400	387,500
106	239,900	291,400	357,800	370,000	388,200
107	240,300	292,100	358,300	370,500	388,800
108	240,700	292,700	358,800	371,000	389,400
109	241,100	293,300	359,300	371,500	390,000
110		293,800	359,800	372,100	390,600
111		294,300	360,300	372,600	391,200
112		294,800	360,800	373,100	391,800
113		295,200	361,300	373,600	392,400
114		295,600	361,800	374,200	393,000
115		296,000	362,300	374,700	393,600
116		296,400	362,800	375,200	394,200
117		296,800	363,300	375,700	394,800
118		297,200		376,300	395,400
119		297,600		376,800	396,000
120		298,000		377,300	396,600
121		298,400		377,800	397,100
122		298,800		378,400	397,700
123		299,200		378,900	398,300
124		299,600		379,400	398,900
125		300,000		379,900	399,400
126		300,400		380,500	
127		300,800		381,000	
128		301,200		381,500	

129		301,600		382,000	
130		302,000		382,600	
131		302,400		383,100	
132		302,800		383,600	
133		303,100		384,100	
134		303,500		384,700	
135		303,900		385,200	
136		304,300		385,700	
137		304,600		386,200	
138		305,000		386,800	
139		305,400		387,300	
140		305,800		387,800	
141		306,100		388,300	
142		306,500		388,900	
143		306,900		389,400	
144		307,200		389,900	
145		307,500		390,400	
146				391,000	
147				391,500	
148				392,000	
149				392,500	
150				393,100	
151				393,600	
152				394,100	
153				394,600	
154				395,200	
155				395,700	
156				396,200	
157				396,700	

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第1条 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

別表第4修学年数調整表高校3卒の項中学卒（9年）の欄中「＋2年」を「＋3年」に改める。

第2条 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「単に」を削る。

第22条第1項第1号中「名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第41号）第2条第2号若しくは第3号」を「名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第2号）第2条第2項、第3項若しくは第4項」に改め、同項第4号中「第5条の4」を「第5条の6」に改める。

附則第2条年齢別最低給料表を次のように改める。

年齢別最低給料表

年齢	金額	年齢	金額
16歳	132,700円	17歳	134,600円
18歳	137,500円	19歳	139,400円
20歳	143,500円	21歳	145,900円
22歳	148,200円	23歳	151,800円
24歳	156,000円	25歳	160,400円

26歳	168,500円	27歳	173,800円
28歳	177,200円	29歳	180,300円
30歳	185,900円	31歳	191,200円
32歳	196,800円	33歳	196,800円
34歳	196,800円	35歳	196,800円
36歳	196,800円	37歳	197,900円
38歳	197,900円	39歳	202,100円
40歳以上	206,500円		

別表第2 初任給表イ企業職給料表(2)の表中「155,600円」を「156,000円」に、「137,600円」を「137,500円」に、「133,800円」を「133,700円」に改める。

別表第6 昇格時号給対応表イ企業職給料表(2)を次のように改める。

イ 企業職給料表(2)

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	2	1	1
2	2	1	1
3	2	1	1
4	2	1	1
5	2	1	1
6	2	1	1
7	2	1	1
8	2	1	1
9	2	1	1
10	2	1	2
11	2	1	3
12	2	1	4
13	2	1	5
14	2	1	6
15	2	1	7
16	2	1	8
17	2	1	9
18	3	1	10
19	4	1	11
20	5	1	12
21	6	1	13
22	7	1	14
23	8	1	15
24	9	1	16
25	10	1	17
26	11	1	18
27	12	1	19
28	13	1	20
29	14	1	21
30	15	1	22
31	16	1	23
32	17	1	24
33	18	1	25
34	19	2	26
35	20	3	27
36	21	4	28
37	22	5	29
38	23	6	30
39	24	7	31
40	25	8	32
41	26	9	33
42	27	10	34
43	28	11	35
44	29	12	36

45	30	13	37
46	31	14	38
47	32	15	39
48	33	16	40
49	34	17	41
50	35	18	42
51	36	19	43
52	37	20	44
53	38	21	45
54	39	22	46
55	40	23	47
56	41	24	48
57	42	25	49
58	43	25	50
59	44	26	51
60	45	26	52
61	46	27	53
62	47	27	54
63	48	28	55
64	49	28	56
65	50	29	57
66	51	30	58
67	52	31	59
68	53	32	60
69	54	33	61
70	55	34	62
71	56	35	63
72	57	36	64
73	58	37	65
74	59	38	66
75	60	39	67
76	61	40	68
77	62	41	69
78	62	42	70
79	63	43	71
80	63	44	72
81	64	45	73
82	64	46	74
83	65	47	75
84	65	48	76
85	66	49	77
86	66	49	78
87	67	50	79
88	67	50	80
89	68	51	81
90	68	51	81
91	69	52	82

92	69	52	82
93	70	53	83
94	70	53	83
95	71	54	84
96	71	54	84
97	72	55	85
98	72	55	86
99	73	56	87
100	73	56	88
101	74	57	89
102	74	57	89
103	75	57	90
104	75	58	90
105	76	58	91
106	76	58	91
107	77	59	92
108	77	59	92
109	78	59	93
110	78	60	93
111	79	60	94
112	79	60	94
113	80	61	95
114	80	61	95
115	81	61	96
116	81	61	96
117	82	62	97
118	82	62	97
119	82	62	98
120	83	62	98
121	83	63	99
122		63	99
123		63	100
124		63	100
125		64	101
126		64	102
127		64	103
128		64	104
129		65	105
130		65	105
131		65	106
132		65	106
133		66	107
134		66	
135		66	
136		66	
137		67	
138		67	

139		67	
140		67	
141		68	
142		68	
143		68	
144		68	
145		69	
146		69	
147		69	
148		69	
149		70	
150		70	
151		70	
152		70	
153		71	
154		71	
155		71	
156		71	
157		72	
158		72	
159		72	
160		72	
161		73	

別表第6の2降格時号給対応表イ企業職給料表(2)を次のように改める。

イ 企業職給料表(2)

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	17	33	9
2	17	34	10
3	18	35	11
4	19	36	12
5	20	37	13
6	21	38	14
7	22	39	15
8	23	40	16
9	24	41	17
10	25	42	18
11	26	43	19
12	27	44	20
13	28	45	21
14	29	46	22
15	30	47	23
16	31	48	24
17	32	49	25
18	33	50	26
19	34	51	27
20	35	52	28
21	36	53	29
22	37	54	30
23	38	55	31
24	39	56	32
25	40	58	33
26	41	60	34
27	42	62	35
28	43	64	36
29	44	65	37
30	45	66	38
31	46	67	39
32	47	68	40
33	48	69	41
34	49	70	42
35	50	71	43
36	51	72	44
37	52	73	45
38	53	74	46
39	54	75	47
40	55	76	48
41	56	77	49
42	57	78	50
43	58	79	51
44	59	80	52

45	60	81	53
46	61	82	54
47	62	83	55
48	63	84	56
49	64	86	57
50	65	88	58
51	66	90	59
52	67	92	60
53	68	94	61
54	69	96	62
55	70	98	63
56	71	100	64
57	72	103	65
58	73	106	66
59	74	109	67
60	75	112	68
61	76	116	69
62	78	120	70
63	80	124	71
64	82	128	72
65	84	132	73
66	86	136	74
67	88	140	75
68	90	144	76
69	92	148	77
70	94	152	78
71	96	156	79
72	98	160	80
73	100	161	81
74	102	161	82
75	104	161	83
76	106	161	84
77	108	161	85
78	110	161	86
79	112	161	87
80	114	161	88
81	116	161	90
82	119	161	92
83	121	161	94
84	121	161	96
85	121	161	97
86	121	161	98
87	121	161	99
88	121	161	100
89	121	161	102
90	121	161	104
91	121	161	106

92	121	161	108
93	121	161	110
94	121	161	112
95	121	161	114
96	121	161	116
97	121	161	118
98	121	161	120
99	121	161	122
100	121	161	124
101	121	161	125
102	121	161	126
103	121	161	127
104	121	161	128
105	121	161	130
106	121	161	132
107	121	161	133
108	121	161	133
109	121	161	133
110	121	161	133
111	121	161	133
112	121	161	133
113	121	161	133
114	121	161	133
115	121	161	133
116	121	161	133
117	121	161	133
118	121	161	133
119	121	161	133
120	121	161	133
121	121	161	133
122	121	161	
123	121	161	
124	121	161	
125	121	161	
126	121	161	
127	121	161	
128	121	161	
129	121	161	
130	121	161	
131	121	161	
132	121	161	
133	121	161	
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		
138	121		

139	121		
140	121		
141	121		
142	121		
143	121		
144	121		
145	121		
146	121		
147	121		
148	121		
149	121		
150	121		
151	121		
152	121		
153	121		
154	121		
155	121		
156	121		
157	121		
158	121		
159	121		
160	121		
161	121		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程は、平成14年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第7号）附則第5項の規定の適用を受ける職員（以下「在職者」という。）のうち職務の級3級以上にある者の昇給の号給数は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正後規程」という。）第15条及び第22条の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定による昇給の号給数から、1（職員の定年に達する日の属する年度にあつては、別に定める数）を減じて得た号給数（当該号給数が負となる場合にあつては、0）とする。
- 4 在職者に対する改正後規程別表第6 昇格時号給対応表イ企業職給料表(2)及び別表第6の2 降格時号給対応表イ企業職給料表(2)の適用については、当分の間、改正後規程中「別表第6」とあるのは「名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第8号）附則別表第1」と、「別表第6の2」とあるのは「名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第8号）附則別表第2」とする。
- 5 施行日から平成33年3月31日までの間における改正後規程別表第2 初任給表ア企業職給料表(1)の適用については、改正後規程別表第2 初任給表ア企業職給料表(1)中「175,600円」とあるのは「175,300円」と、「155,600円」とあるのは「155,300円」と、「145,900円」とあるのは「145,700円」と、「169,100円」とあるのは「168,800円」と、「141,700円」とあるのは「141,500円」とする。

附則別表第1 昇格時号給対応表

企業職給料表(2)

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	2	1	1	3
2	2	1	1	3
3	2	1	1	3
4	2	1	1	3
5	2	1	1	3
6	2	1	2	4
7	2	1	3	5
8	2	1	4	6
9	2	1	5	7
10	2	1	6	8
11	2	1	7	9
12	2	1	8	10
13	2	1	9	11
14	2	1	10	12
15	2	1	11	13
16	2	1	12	14
17	2	1	13	15
18	3	1	14	16
19	4	1	15	17
20	5	1	16	18
21	6	1	17	19
22	7	1	18	20
23	8	1	19	21
24	9	1	20	22
25	10	1	21	23
26	11	1	22	24
27	12	1	23	25
28	13	1	24	26
29	14	1	25	27
30	15	1	26	28
31	16	1	27	29
32	17	1	28	30
33	18	1	29	31
34	19	1	30	32
35	20	1	31	33
36	21	1	32	34
37	22	1	33	35
38	23	2	34	36
39	24	3	35	37
40	25	4	36	38
41	26	5	37	39
42	27	6	38	40
43	28	7	39	41
44	29	8	40	42

45	30	9	41	43
46	31	10	42	44
47	32	11	43	45
48	33	12	44	46
49	34	13	45	47
50	35	14	46	48
51	36	15	47	49
52	37	16	48	50
53	38	17	49	51
54	39	18	50	52
55	40	19	51	53
56	41	20	52	54
57	42	21	53	55
58	43	22	54	56
59	44	23	55	57
60	45	24	56	58
61	46	25	57	59
62	47	26	58	60
63	48	27	59	61
64	49	28	60	62
65	50	29	61	63
66	50	30	62	64
67	51	31	63	65
68	51	32	64	66
69	52	33	65	67
70	52	34	66	68
71	53	35	67	69
72	53	36	68	70
73	54	37	69	71
74	54	38	70	71
75	55	39	71	72
76	55	40	72	72
77	56	41	73	73
78	56	41	74	73
79	57	42	75	74
80	57	42	76	74
81	58	43	77	75
82	58	43	78	76
83	59	44	79	77
84	59	44	80	78
85	60	45	81	79
86	60	45	82	80
87	61	46	83	81
88	61	46	84	82
89	62	47	85	83
90	62	47	86	84
91	62	48	87	85

92	63	48	88	86
93	63	49	89	87
94	63	49	90	88
95	64	49	91	89
96	64	50	92	90
97	64	50	93	91
98	65	50	94	92
99	65	51	95	93
100	65	51	96	94
101	66	51	97	95
102	66	52	98	96
103	66	52	99	97
104	66	52	100	98
105	67	53	101	99
106	67	53	102	100
107	67	53	103	101
108	67	54	104	102
109	68	54	105	103
110		54	106	104
111		55	107	105
112		55	108	106
113		55	109	107
114		56	110	107
115		56	111	108
116		56	112	108
117		57	113	109
118		57		109
119		57		110
120		57		110
121		57		111
122		58		112
123		58		113
124		58		114
125		58		115
126		58		116
127		59		117
128		59		118
129		59		119
130		59		120
131		59		121
132		60		122
133		60		123
134		60		124
135		60		125
136		60		125
137		61		125
138		61		125

139		61		125
140		61		125
141		61		125
142		61		125
143		62		125
144		62		125
145		62		125
146				125
147				125
148				125
149				125
150				125
151				125
152				125
153				125
154				125
155				125
156				125
157				125

附則別表第2 降格時号給対応表

企業職給料表(2)

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	17	37	5	5
2	17	38	6	5
3	18	39	7	5
4	19	40	8	6
5	20	41	9	7
6	21	42	10	8
7	22	43	11	9
8	23	44	12	10
9	24	45	13	11
10	25	46	14	12
11	26	47	15	13
12	27	48	16	14
13	28	49	17	15
14	29	50	18	16
15	30	51	19	17
16	31	52	20	18
17	32	53	21	19
18	33	54	22	20
19	34	55	23	21
20	35	56	24	22
21	36	57	25	23
22	37	58	26	24
23	38	59	27	25
24	39	60	28	26
25	40	61	29	27
26	41	62	30	28
27	42	63	31	29
28	43	64	32	30
29	44	65	33	31
30	45	66	34	32
31	46	67	35	33
32	47	68	36	34
33	48	69	37	35
34	49	70	38	36
35	50	71	39	37
36	51	72	40	38
37	52	73	41	39
38	53	74	42	40
39	54	75	43	41
40	55	76	44	42
41	56	78	45	43
42	57	80	46	44
43	58	82	47	45
44	59	84	48	46

45	60	86	49	47
46	61	88	50	48
47	62	90	51	49
48	63	92	52	50
49	64	95	53	51
50	66	98	54	52
51	68	101	55	53
52	70	104	56	54
53	72	107	57	55
54	74	110	58	56
55	76	113	59	57
56	78	116	60	58
57	80	121	61	59
58	82	126	62	60
59	84	131	63	61
60	86	136	64	62
61	88	142	65	63
62	91	145	66	64
63	94	145	67	65
64	97	145	68	66
65	100	145	69	67
66	104	145	70	68
67	108	145	71	69
68	109	145	72	70
69	109	145	73	71
70	109	145	74	72
71	109	145	75	74
72	109	145	76	76
73	109	145	77	78
74	109	145	78	80
75	109	145	79	81
76	109	145	80	82
77	109	145	81	83
78	109	145	82	84
79	109	145	83	85
80	109	145	84	86
81	109	145	85	87
82	109	145	86	88
83	109	145	87	89
84	109	145	88	90
85	109	145	89	91
86	109	145	90	92
87	109	145	91	93
88	109	145	92	94
89	109	145	93	95
90	109	145	94	96
91	109	145	95	97

92	109	145	96	98
93	109	145	97	99
94	109	145	98	100
95	109	145	99	101
96	109	145	100	102
97	109	145	101	103
98	109	145	102	104
99	109	145	103	105
100	109	145	104	106
101	109	145	105	107
102	109	145	106	108
103	109	145	107	109
104	109	145	108	110
105	109	145	109	111
106	109	145	110	112
107	109	145	111	114
108	109	145	112	116
109	109	145	113	118
110	109	145	114	120
111	109	145	115	121
112	109	145	116	122
113	109	145	117	123
114	109	145	117	124
115	109	145	117	125
116	109	145	117	126
117	109	145	117	127
118	109		117	128
119	109		117	129
120	109		117	130
121	109		117	131
122	109		117	132
123	109		117	133
124	109		117	134
125	109		117	135
126	109		117	
127	109		117	
128	109		117	
129	109		117	
130	109		117	
131	109		117	
132	109		117	
133	109		117	
134	109		117	
135	109		117	
136	109		117	
137	109		117	
138	109		117	

139	109		117	
140	109		117	
141	109		117	
142	109		117	
143	109		117	
144	109		117	
145	109		117	
146			117	
147			117	
148			117	
149			117	
150			117	
151			117	
152			117	
153			117	
154			117	
155			117	
156			117	
157			117	

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

第1条 名古屋市上下水道局退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号。以下「退職者期末手当等規程」という。）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「1,000分の768」を「1,000分の868」に、「1,000分の968」を「1,000分の1,068」に改め、同項第2号中「1,000分の358」を「6月に支給する場合においては1,000分の358、12月に支給する場合においては1,000分の408」に、「1,000分の458」を「6月に支給する場合においては1,000分の458、12月に支給する場合においては1,000分の508」に改める。

第11条の2第1号中「1,000分の783から1,000分の1,113まで」を「1,000分の883から1,000分の1,213まで」に改める。

第2条 退職者期末手当等規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の767、12月に支給する場合においては1,000分の868」を「支給する時期ごとに100分の85」に、「6月に支給する場合においては1,000分の967、12月に支給する場合においては1,000分の1,068」を「100分の105」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては1,000分の358、12月に支給する場合においては1,000分の408」を「支給する時期ごとに100分の40」に、「6月に支給する場合においては1,000分の458、12月に支給する場合においては1,000分の508」を「100分の50」に改める。

第9条第2項第7号中「1日とする」の次に「。次号において同じ」を加

え、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 職務専念義務特例条例及び職免規程第 2 条第 10 号の 2 の規定による職務に専念する義務の免除の承認を得て 1 日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が 90 日を超える場合には、その勤務しなかった全時間について 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した期間

第 11 条の 2 第 1 号中「6 月に支給する場合においては 1,000 分の 782 から 1,000 分の 1,112 まで、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 883 から 1,000 分の 1,213 まで」を「支給する時期ごとに 1,000 分の 865 から 1,000 分の 1,195 まで」に改め、同条第 2 号中「1,000 分の 368 から 1,000 分の 528 まで」を「100 分の 41 から 100 分の 57 まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の退職者期末手当等規程（以下「改正後規程」という。）の規定及び附則第 4 項から第 7 項までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）のうち管理職員（退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在において名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成 12 年名古屋市上下水道局管理規程第 33 号）第 2 条に規定する職にあった職員をいう。）に対する改正後規程第 8 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、なお従前の例による。

(平成 28 年度における奨励手当に関する特例措置)

- 4 平成 28 年 12 月に支給する職員の奨励手当の額は、改正後規程第 8 条の規定にかかわらず、この規定により算定される奨励手当の額（以下「基準額」という。）から、第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額

が基準額から第1条の規定による改正前の退職者期末手当等規程（以下「改正前規程」という。）第8条の規定により算定される奨励手当の額を減じた額（以下「調整される額」という。）を超えることとなるときは、調整する額は調整される額と同額とする。

(1) 平成28年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号。以下「給与規程」という。）第21条第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に10,000分の18を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に、同年4月から平成29年3月までの月数（特定職員にあつては、当該月数から除算月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 改正前規程の規定に基づいて平成28年6月及び同年12月に支給された期末手当及び奨励手当並びに調整される額の合計額に10,000分の18を乗じて得た額

5 前項第1号に規定する特定職員とは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間において次に掲げる期間がある職員をいう。

(1) 給与規程の適用を受ける職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）第2条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の

育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。））、自己啓発等休業期間（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第4号）第2条第1項（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。）又は配偶者同行休業期間（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第2条第1項（同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。））

(3) 停職期間（地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）

(4) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号。以下「基準条例」という。）第13条の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」という。）のうち名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）第16条の規定による介護休暇の承認を受けたこと若しくは給与規程第44条第1項各号に規定する場合に該当したことにより給与を減額された期間又は給与規程第44条の2の規定により給与を減額された期間

(5) 給与減額期間のうち、前号に規定する期間以外の期間

6 附則第4項第1号に規定する除算月数とは、平成28年4月から平成29年3月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数をいう。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間（同項第2号に掲げる期間にあつては、公務（公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人（以下「職員派遣団体等」という。）における業務を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤（職員派遣された職員（公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。）及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等におい

て就いていた業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤）をいう。）に起因する負傷又は疾病により休職にされていた期間を除く。）のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が月例給調整基礎額に満たないもの

（端数計算）

7 月例給調整基礎額又は附則第4項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第2号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市交通局長 二 神 望

第3条営業本部電車部駅務課駅務係の項第4号中「属さないこと」を「属しないこと」に改め、同条技術本部施設部施設計画課計画係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 駅のエレベーターの整備計画に関すること。

第3条技術本部施設部施設計画課計画係の項第8号中「高速度鉄道建設工事施行」を「高速度鉄道構築物及び関連施設の土木工事施行」に改め、同課工事係の項第3号を次のように改める。

(3) 駅のエレベーターの設置に係る土木工事施行に関すること。

第14条の2の表東山線駅務区の部から名城線東部駅務区の部までを次のように改める。

東 山 線 駅 務 区	名古屋管区 駅担当	八田、中村公園、中村日赤、本陣、亀島、名古屋、新栄町、千種、覚王山、東山公園、一社、上社、本郷
名城線北部 駅 務 区	栄管区駅担 当	上飯田、大曾根、平安通、志賀本通、黒川、名城公園、市役所、栄
名城線南部	金山管区駅 担当	妙音通、堀田、伝馬町、神宮西、西高蔵、金山、東別院、矢場町、日比野、六番町、東海通、港区役所、築地口

駅 務 区	名古屋大学 管区駅担当	ナゴヤドーム前矢田、砂田橋、茶屋ヶ坂、自由ヶ丘、本山、名古屋大学、八事日赤、総合リハビリセンター、瑞穂運動場東、新瑞橋

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(高速電車係員規程の一部改正)

第2条 高速電車係員規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

第11条中「運輸課長」を「駅務課長」に改める。

(乗務員等組長規程の一部改正)

第3条 乗務員等組長規程（平成6年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

名城線 西部	1 1 組
名城線 東部	1 5 組

を

名城線 北部	7 組
名城線 南部	1 9 組

に

改める。

(交通局被服規程の一部改正)

第4条 交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第4(2)中「池下管区駅」を「名古屋管区駅」に改める。

(名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正)

第5条 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「

名古屋管区駅	駅務区長	管区駅長
池 下営業所	駅務区長	管区駅長

」 を

「

名古屋管区駅	駅務区長	管区駅長

」 に、

「

名古屋大学管区駅	駅務区長	管区駅長
新瑞橋管区駅	駅務区長	管区駅長

」 を

「

名古屋大学管区駅	駅務区長	管区駅長

」 に改める。

名古屋市交通局管理規程第 3 号

交通局次長以下代決規程（昭和 4 0 年名古屋市交通局管理規程第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

名古屋市交通局長 二 神 望

別表第 1 主管課長の欄第 3 6 号中「施設計画課長」を「自動車施設課長、施設計画課長」に改める。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第4号

職員の再任用に関する条例施行規程（平成20年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市交通局長 二 神 望

第2条を次のように改める。

（任用の更新）

第2条 再任用条例第2条に定める「職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合」とは、再任用された任用期間又は再任用条例第2条の規定により更新された任用期間（以下「任用された期間」という。）における勤務成績が良好であり、かつ、名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）第31条に規定する健康診断の結果が良好である場合において、次の各号のいずれにも該当しない場合に限るものとする。ただし、第2号及び第3号の場合にあっては、傷病の状況から判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。

- (1) 任用された期間の末日において、年齢が65歳に達している場合
- (2) 任用の更新を行う前年度の3月に休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合を除く。）している場合。
- (3) 任用された期間を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号。以下「職免規程」という。）第2条第8号の規定により勤務を免除（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合を除く。以下、この号において同じ。）された期間が75日（勤務時間を割り振らない日が4週を通じ12日と定められた職員にあっては、60日）を超えた場合。ただし、職免規

程第2条8号の規定により勤務を免除された後、1年を超えて再び同号の規定により勤務を免除されたときは、前後の勤務を免除された期間を通算しない。

- (4) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合
- (5) 業務遂行能力が基本的水準に達しないと認められる場合

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 5 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

名古屋市交通局長 二 神 望

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第 1 条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程 (昭和 5 5 年名古屋市交通局管理規程第 1 1 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 備考中「Ⅱ 第 9 号及び第 9 号の 2 医師の診断書」を
「Ⅱ 第 9 号 医師の診断書、薬袋又は医療機関が発行する職免取得日の領収書
Ⅱ 第 9 号の 2 医師の診断書、薬袋又は医療機関等が発行する職免取得日の領収書等」

に改める。

(勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第 2 条 勤務時間及び休暇に関する規程 (昭和 5 5 年名古屋市交通局管理規程第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

4 0 時間	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分 (別に定める職員にあっては午後 5 時 3 0 分)	4 週間を通じ 4 日及び毎 4 週間につき 4 日	午後 0 時から午後 0 時 4 5 分まで (別に定める職員にあっては午後 0 時から午後 1 時 ま

				で)

」

を

「

40時間	午前8時30分	午後5時15分（別に定める職員にあっては午後5時30分）	4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日	午後0時から午後0時45分まで（別に定める職員にあっては午後0時から午後1時まで）
	午前8時45分	午後5時30分（別に定める職員にあっては午後5時45分）		

」

に改める。

（勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第3条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 次の各号のいずれかに該当する者が引き続いて規程の適用を受ける職員となった場合（第7号に掲げる職員にあっては、職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第7条第5項第6号に規定する市長が特に必要と認めた場合に限る。）、規程第15条の規定の適用については、各号のいずれかに該当する者として勤務した期間は、規程の適用を受ける職員として勤務したものとみなす。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）の適用を受ける職員

- (2) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員（ただし、規程の適用を受ける職員を除く。）
 - (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項に規定する職員
 - (4) 特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 6 号）の適用を受ける職員
 - (5) 名古屋市が加入している地方公共団体の組合の職員
 - (6) 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員
 - (7) 職員退職手当条例第 2 条第 7 号に規定する国等の職員
 - (8) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者
- 2 前項の職員の規程第 15 条第 4 項の規定の適用については、当該職員が前項各号のいずれかに該当する者として勤務した期間において適用されていた年次休暇（これに相当する休暇を含む。以下本条中同じ。）に関する規定により、前の年次から繰り越された年次休暇がある場合は、当該休暇を規程により前の年次から繰り越されたものとみなす。
- 3 前 2 項の場合において、規程の適用を受ける職員となった日の直前の 4 月 1 日以降において既に利用した年次休暇があるときは、規程及びこの細目の規定により利用したものとみなす。
- 第 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。
- 第 5 条の 3 規程第 15 条第 4 項に規定する「前 3 項の規定により付与された年次休暇のうち当該年次に利用しなかった日数」には、職員が次の各号のいずれかに該当する事由により一の年次を通じて勤務しなかった場合の当該年次に付与された年次休暇の日数を含むものとする。
- (1) 職員の自己啓発等休業に関する職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 28 年名古屋市条例第 4 号）第 2 条第 1 項（同条例第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による自己啓発等休業
 - (2) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年名古屋市条例第 66 号）第 2 条第 1 項（同条例第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）

の規定による配偶者同行休業

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条の規定による育児休業

(4) 休職

様式第 7 備考 4 中「診断書」の次に「又は母子手帳」を、「出産証明書」の次に「又は母子手帳の出生届出済証明」を加える。

（出勤簿処理規程の一部改正）

第 4 条 出勤簿処理規程（昭和 5 5 年名古屋市交通局管理規程第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号、第 5 号及び第 3 4 号中「免除」を「免除等」に改め、同項中第 3 5 号を削り、第 3 6 号を第 3 5 号とし、第 3 7 号を第 3 6 号とする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第6号

新嘱託員就業規程等の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市交通局長 二 神 望

(新嘱託員就業規程の一部改正)

第1条 新嘱託員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号のいずれにも該当し、かつ、」を削り、同条各号を削る。

第2条第1項を次のように改める。

新嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第16条各号のいずれにも該当しない者で、かつ、職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）第2条若しくは職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第6条の2の適用を受けて名古屋市を退職した者、職員退職手当条例第6条第1項の適用を受ける者として特に指定されて名古屋市を退職した者、職員の再任用に関する条例施行規程（平成20年名古屋市交通局管理規程第6号）第3条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者（以下「再任用退職者」という。）又はこれに準ずる者として別に定める者のうち、前条の業務に従事するに必要な知識、資格、免許又は経験を有する者から、選考により交通局長が委嘱する。

第2条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する委嘱は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号の適用については再任用退職者を委嘱する場合に限る。）は行うことができない。ただし、第2号及び第3号の場合にあっては、傷病の状況から判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合

又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。

- (1) 委嘱期間の末日において、年齢 65 歳以上である場合
- (2) 委嘱を行う前年度の 3 月に休職している場合
- (3) 再任用職員の任期を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和 55 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）第 2 条第 8 号の規定により勤務を免除された日数が 75 日を超えている場合
- (4) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合
- (5) 業務遂行能力が基本的水準に達しないと認められる場合

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 3 項第 1 号、第 4 号又は第 5 号に該当する場合

第 3 条第 2 項第 2 号中「採用の日」の次に「（再任用退職者については、再任用職員として採用された日）」を、同項第 3 号中「場合」の次に「（傷病の状況から判断して、4 月 1 日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合を除く。）」を加え、同項第 5 号及び第 6 号を削る。

第 28 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、これにより難い場合は別に定める。

第 28 条第 4 項中「第 21 条の規定により日割りにより、又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

（嘱託員就業規程の一部改正）

第 2 条 嘱託員就業規程（平成 15 年名古屋市交通局管理規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「次の各号のいずれにも該当し、かつ、」を削り、同条各号を削る。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

嘱託員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 16 条各号のいずれにも該当しない者で、かつ、職員の定年等に関する条例（昭和 58 年名古屋市条例第 1 号）第 2 条、職員退職手当条例（昭和 31 年名古屋市条例第 20 号）第 6 条の 2 若しくは職員退職手当条例の特例に関する条例（平成 11 年名古屋市条例第 45 号）の適用を受けて名古屋市を退職した者、職員退職手当条例第 6 条第 1 項の適用を受ける者として特に指定されて名古屋市を退職した者、職員の再任用に関する条例施行規程（平成 20 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）第 3 条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者（以下「再任用退職者」という。）又はこれに準ずる者として別に定める者のうち、前条の業務に従事するために必要な知識、資格、免許又は経験を有する者から、選考により交通局長が委嘱する。

第 2 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項に規定する委嘱は、次の各号のいずれかに該当する場合（第 1 号及び第 3 号の適用については再任用退職者を委嘱する場合に限る。）は行うことができない。ただし、第 2 号及び第 3 号の場合にあつては、傷病の状況から判断して、4 月 1 日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。

- (1) 委嘱期間の末日において、年齢 65 歳以上である場合
- (2) 委嘱を行う前年度の 3 月に休職している場合
- (3) 再任用職員の任期を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和 55 年名古屋市交通局管理規程第 11 号）第 2 条第 8 号の規定により勤務を免除された日数が 75 日を超えている場合
- (4) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合

- (5) 業務遂行能力が基本的水準に達しないと認められる場合

第 3 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前条第 3 項第 1 号、第 4 号又は第 5 号に該当する場合

第3条第2項第3号及び第4号を削る。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は別に定める。

第29条第4項中「第21条の規定により日割りにより、又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

附則第7項中「同項第2号の表中」を「同項第2号中「15日」とあるのは「7日」と、同項同号の表中」に改め、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 別表第2に定める市営交通資料センター長のうち別に定める者のこの規程の適用に当たっては、第3条第2項第1号中「65歳」とあるのは「68歳」と、第5条第2号中「4週を通じ8日」とあるのは「4週を通じ12日」と、第12条第1項第1号の表中「15日」とあるのは「7日」と、「16日」とあるのは「8日」と、「17日」とあるのは「9日」と、「19日」とあるのは「10日」と、「20日」とあるのは同号に規定する在職年数が4年の場合は「12日」と、5年の場合は「13日」と、6年以上の場合は「15日」と、同項第2号中「15日」とあるのは「7日」と、同項同号の表中「8日」とあるのは「5日」と、「7日」とあるのは「3日」と、「5日」とあるのは「2日」と、「4日」とあるのは「2日」と、「2日」とあるのは「1日」と、第22条第3項第2号中「131時間」とあるのは「107時間」と、第24条第2項第2号中「122時間」とあるのは「99時間」と、別表第2中「264, 200円」とあるのは「212, 500円」と、第21条第1項第3号エ中「第16条第1項第2号の規定により勤務を免除された日（同号の規定により勤務を免除された日数が、年度を通じて3日を超える場合の超える日以降の日を除く。）及び同項第3号」とあるのは「第16条第1項第3号」と、第22条第1項第3号中「第16条第1項第2号の規定により勤務を免除された場合（同号の規定により勤務を免除された日数が、年度を通じて3日を超える場合の超える日以降の日に勤務を免除された場合を除く。）及び同項第3号」とあるのは「第16条第1項第3号」と読み替え、第37条の規定は

適用しない。

(保健指導嘱託員就業規程の一部改正)

第3条 保健指導嘱託員就業規程（平成21年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合

第3条第2項第4号中「達しない」の次に「と認められる」を加える。

第27条第1項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は別に定める。

第27条第4項中「第21条の規定により日割りにより、又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

(新再雇用職員就業規程の一部改正)

第4条 新再雇用職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「次の各号のいずれにも該当し、かつ、」を削り、同条同項各号を削る。

第2条第1項中「定年退職者等のうち」を「者で、かつ、職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第1号）第2条若しくは職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第6条の2の適用を受けて交通局を退職した者、職員退職手当条例第6条第1項の適用を受ける者として特に指定されて交通局を退職した者、職員の再任用に関する条例施行規程（平成20年名古屋市交通局管理規程第6号）第3条に規定する任期の末日をもって交通局を退職した者（以下「再任用退職者」という。）又はこれに準ずる者として別に定める者のうち」に改め、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に規定する委嘱は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号及び第3号の適用については再任用退職者を委嘱する場合に限る。）は行

うことができない。ただし、第2号及び第3号の場合にあっては、傷病の状況から判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。

- (1) 任期の末日において、年齢65歳以上である場合
- (2) 採用を行う前年度の3月に休職している場合
- (3) 再任用職員の任期を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号）第2条第8号の規定により勤務を免除された日数が75日（勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）が4週を通じ12日と定められた職員にあっては、60日）を超えている場合
- (4) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合
- (5) 業務遂行能力が基本的水準に達しないと認められる場合

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第3項第1号、第4号又は第5号に該当する場合

第3条第2項第2号中「場合」の次に「（傷病の状況から判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合を除く。）」を加え、同項第4号及び第5号を削る。

第30条第1項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は別に定める。

第30条第4項中「第23条の規定により日割りにより、又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

（若年嘱託職員就業規程の一部改正）

第5条 若年嘱託職員就業規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「競争試験」を「採用選考試験」に改め、同条第1項第1号中「40歳」を「45歳」に改める。

第3条第2項第1号中「場合」の次に「（傷病の状況から判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合を除く。）」を加える。

第3条第2項第3号を次のように改める。

(3) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合

第3条第2項第4号中「達しない」の次に「と認められる」を加える。

第31条第1項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は別に定める。

第31条第4項中「第24条の規定により日割りにより、又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

（事務補助嘱託員就業規程の一部改正）

第6条 事務補助嘱託員就業規程（平成19年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（特別休暇）

第13条 嘱託員は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

(1) 女性嘱託員の出産の場合 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から、出産後8週間を経過する日までの期間

(2) 女性嘱託員が生理のため勤務が著しく困難である場合 1回につき2日以内

(3) 忌引の場合 別表に定める日数の範囲内で必要と認める期間

2 特別休暇の日数は、その中の週休日、休日及び第10条に規定する休暇等を含むものとする。

- 3 第1項第1号に規定する特別休暇の始まる日は、出産予定日を起算日として定め、同休暇の終わる日は、出産日の翌日を起算日として定める。
- 4 第1項第3号に規定する特別休暇の日数は、当該事実の発生した日（当日の勤務を終了した場合は、その翌日）から起算する。
- 5 第1項第3号に規定する特別休暇のうち日数が3日以内と定められているものについては、前項の規定にかかわらず、葬儀の日を含め、当該日数を与えることができる。
- 6 第1項各号に規定する特別休暇の取扱いに関しては、前5項に定めるものを除くほか、勤務時間細目規程第6条第6項及び第7項の規定を準用する。

第20条第1項第3号イ中「特別休暇」の次に「（第13条第1項第3号の場合に限る。）」を加える。

第21条第1項第2号中「特別休暇」の次に「（第13条第1項第3号の場合に限る。）」を加える。

第26条第1項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は別に定める。

第26条第4項中「第20条の規定により日割りにより、又は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

（事務嘱託員就業規程の一部改正）

第7条 事務嘱託員就業規程（平成25年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（特別休暇）

第12条 嘱託員は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を受けることができる。

- (1) 女性嘱託員の出産の場合 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から、出産後8週間を経過する日までの期間
- (2) 女性嘱託員が生理のため勤務が著しく困難である場合 1回につき2

日以内

(3) 忌引の場合 別表に定める日数の範囲内で必要と認める期間

- 2 特別休暇の日数は、その中の週休日、休日及び第10条に規定する休暇等を含むものとする。
- 3 第1項第1号に規定する特別休暇の始まる日は、出産予定日を起算日として定め、同休暇の終わる日は、出産日の翌日を起算日として定める。
- 4 第1項第3号に規定する特別休暇の日数は、当該事実の発生した日（当日の勤務を終了した場合は、その翌日）から起算する。
- 5 第1項第3号に規定する特別休暇のうち日数が3日以内と定められているものについては、前項の規定にかかわらず、葬儀の日を含め、当該日数を与えることができる。
- 6 第1項各号に規定する特別休暇の取扱いに関しては、前5項に定めるものを除くほか、勤務時間細目規程第6条第6項及び第7項の規定を準用する。

第18条第2項中「年次休暇」の次に「、第12条第1項第3号に規定する特別休暇」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(嘱託バス乗務員就業規程の廃止)
- 2 嘱託バス乗務員就業規程（平成15年交通局管理規程第22号）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

名古屋市交通局管理規程第7号

短時間嘱託バスレーン監視員、短時間嘱託職員及び短時間嘱託乗客整理員の平成28年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

名古屋市交通局長 二 神 望

短時間嘱託バスレーン監視員、短時間嘱託職員及び短時間嘱託乗客整理員の平成28年度末の任用期間の更新に係る特例に関する規程

第1条 短時間嘱託バスレーン監視員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第21号。以下「監視員規程」という。）の適用を受ける職員の平成28年度末における任用期間の更新に当たっては、監視員規程第3条第2項中「69歳」とあるのは「69歳（別に定める者にあつては71歳）」と読み替えるものとする。

第2条 短時間嘱託職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第25号。以下「短時間規程」という。）の適用を受ける乗務員、駅務員及び技術員の平成28年度末における任用期間の更新に当たっては、短時間規程第3条第3項中「満68歳」とあるのは「満68歳（別に定める者にあつては満70歳）」と読み替えるものとする。

第3条 短時間嘱託乗客整理員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第26号。以下「整理員規程」という。）の適用を受ける職員の平成28年度末における任用期間の更新に当たっては、整理員規程第3条第3項中「満68歳」とあるのは「満68歳（別に定める者にあつては満69歳）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第8号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

名古屋市交通局長 二 神 望

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「1,000分の768」を「1,000分の868」に、「1,000分の968」を「1,000分の1,068」に改め、同条第4項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の358（特定管理職員にあつては、1,000分の458）」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の358、12月に支給する場合においては1,000分の408（特定管理職員にあつては、6月に支給する場合においては1,000分の458、12月に支給する場合においては1,000分の508）」に改める。

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「以降」を「以後」に改め、「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「以降」を「以後」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第2項を次のように改める。

2 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第10条第3項中「以後」を「後」に、「以降」を「以後」に改める。

第11条中「、又は職員に次の各号の一に該当する」を「又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同条第1号中「としての」を「たる」に改め、同条第2号中「としての」を「たる」に、「前条第1項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号」に改め、同条第3号及び第4号を削る。

第13条第1項中「の、扶養親族がない職員に第11条第1号に掲げる事実が生じた場合において」を「、職員に扶養親族で第11条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたとき」に、「、それぞれ属する」を「属する」に、「死亡した日の」を「死亡した日」に、「同項」を「同条」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「、扶養手当を受けている職員について第11条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」を削り、「（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は第11条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定に」を「について」に改める。

第36条第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の767、12月に支給する場合においては1,000分の868（特定管理職員にあつては6月に支給する場合においては1,000分の967、12月に支給する場合においては1,000分の1,068）」を「支給する時期ごとの割合は、100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の358、12月に支給する場合においては1,000分の408（特定管理職員にあつては、6月に支給する場合においては1,000

分の458、12月に支給する場合においては1,000分の508)」を「支給する時期ごとの割合は、100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）」に改める。

附則第16項第1号中「1,000分の308」を「1,000分の291」に改め、同項第2号中「1,000分の166」を「1,000分の174」に改め、同項第3号中「1,000分の102」を「1,000分の109」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 企業職給料表(4)

号	職務の級	1 級
	給	給料月額
		円
1		127,000
2		128,500
3		130,000
4		131,400
5		132,800
6		134,300
7		135,800
8		137,200
9		138,600
1 0		140,100
1 1		141,600
1 2		143,000
1 3		144,400
1 4		145,900
1 5		147,400
1 6		148,800
1 7		150,200
1 8		151,700
1 9		153,200
2 0		154,600
2 1		156,000
2 2		157,500
2 3		158,900
2 4		160,300
2 5		161,700
2 6		163,200
2 7		164,600
2 8		166,000
2 9		167,400

3 0	168,900
3 1	170,300
3 2	171,700
3 3	173,100
3 4	174,600
3 5	176,000
3 6	177,400
3 7	178,800
3 8	180,100
3 9	181,400
4 0	182,700
4 1	183,900
4 2	185,100
4 3	186,300
4 4	187,500
4 5	188,600
4 6	189,700
4 7	190,800
4 8	191,900
4 9	193,000
5 0	194,200
5 1	195,400
5 2	196,600
5 3	197,700
5 4	198,900
5 5	200,000
5 6	201,100
5 7	202,200
5 8	203,300
5 9	204,400
6 0	205,500
6 1	206,600

6 2	207,800
6 3	208,900
6 4	210,000
6 5	211,100
6 6	212,300
6 7	213,400
6 8	214,500
6 9	215,600
7 0	216,700
7 1	217,800
7 2	218,900
7 3	220,000
7 4	221,200
7 5	222,300
7 6	223,400
7 7	224,500
7 8	225,700
7 9	226,800
8 0	227,900
8 1	229,000
8 2	230,200
8 3	231,300
8 4	232,400
8 5	233,500
8 6	234,500
8 7	235,500
8 8	236,500
8 9	237,500
9 0	238,500
9 1	239,500
9 2	240,400
9 3	241,300

9 4	242, 200
9 5	243, 100
9 6	244, 000
9 7	244, 900
9 8	245, 700
9 9	246, 500
1 0 0	247, 300
1 0 1	248, 000
1 0 2	248, 500
1 0 3	249, 000
1 0 4	249, 500
1 0 5	250, 000
1 0 6	250, 500
1 0 7	251, 000
1 0 8	251, 500
1 0 9	251, 900
1 1 0	252, 300
1 1 1	252, 700
1 1 2	253, 100
1 1 3	253, 500
1 1 4	253, 900
1 1 5	254, 200
1 1 6	254, 500
1 1 7	254, 800
1 1 8	255, 100
1 1 9	255, 400
1 2 0	255, 700
1 2 1	256, 000
1 2 2	256, 300
1 2 3	256, 600

備考 この給料表は、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員に適用する。

別表第 6 を次のように改める。

別表第6 企業職給料表(6)

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	1 3 8, 2 0 0 円
2 級	1 7 2, 6 0 0
3 級	2 1 3, 3 0 0
4 級	2 4 2, 2 0 0 (2 5 7, 8 0 0)
5 級	2 6 4, 2 0 0
6 級	2 7 1, 4 0 0
7 級	2 7 8, 6 0 0 (2 9 6, 6 0 0)
8 級	3 2 7, 1 0 0 (3 5 7, 0 0 0)
9 級	4 0 3, 9 0 0

- 備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第3条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5級」を「4級」に改め、「係長（職務の級6級にある者を除く。）又はこれに相当するものとして別に定める職並びに」を削る。

第9条第2項及び第3項を次のように改める。

2 職員が配偶者と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者（給与規程第12条第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。）については、職員がその主たる扶養者である場合に限り、給与規程第10条第1項に規定する扶養親族として認定することができる。この場合において、主たる扶養者の認定に関し必要な事項は、別に定める。

3 給与規程第13条第1項ただし書に規定する「届出を受理した日」とは、職員の所属する所属長が届出を受け付けた日をいう。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあつて届出書類の送達に日時を要する場合には、職員が届出書類を実際に発送した日をもって届出を受理した日として取り扱うことができる。

第9条に次の3項を加える。

4 給与規程第12条第1項第1号に規定する「所得年額が130万円以上ある者」とは、その者の勤労所得、資産所得及び事業所得等の合計額が年額130万円（月額108,330円）以上であるものをいい、当該所得年額の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 所得年額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）の所得金額の計算にかかわらず、年間における総収入金額（通勤手当、遺族年金、雇用保険、健康保険及び国民健康保険の保険給付等の非課税所得並びに生命保険契約等に基づく年金及び公的年金等の雑所得等を含む。）をいい、資産所得及び事業所得等の所得を得るために修理費、管理費、役務費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除した額とすることができる。

(2) 所得とは、恒常的な所得をいい、退職所得等1回限りの所得はこれに

当たらず、年、月及び週等を単位とする年額 1 3 0 万円以上の周期的な所得をいう。

(3) 過去の所得が年額 1 3 0 万円以上ある場合であっても、認定を受けようとする日以後、年額 1 3 0 万円以上の所得が見込まれない場合は、所得年額が 1 3 0 万円以上である者には当たらない。

(4) 季節的業務に従事した場合の所得については、従事した期間にかかわらず、その所得が、1 3 0 万円以上の場合においては、当該所得があった月以後 1 年内について、所得年額が 1 3 0 万円以上である者とみなす。

5 別居している父母等（職員の配偶者及び子以外の者をいう。以下同じ。）を送金等によって扶養している場合の当該父母等に係る扶養親族の認定に当たっては、職員の送金等の負担額が、当該父母等の所得以下の額であっても、当該父母等の全収入（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計）の 3 分の 1 以上の額であるときには、当該父母等を主としてその職員の扶養を受けているものと認定することができる。ただし、職員が兄弟姉妹等と共同して父母等を扶養している場合には、職員の送金等の負担額が兄弟姉妹等の送金等の負担額のいずれをも上回っているときに限り、「主として」職員の扶養を受けているものとして取り扱うものとする。

6 前項の場合において、別居している父母等が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 2 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人から補助金を受けている場合には、職員の送金等の負担額が、当該補助金の額を上回っていなければならない。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正）

第 4 条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和 4 2 年名古屋市交通局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	
	企業職給料表(1)の 適用を受ける職員 である場合	企業職給料表(3)又 は企業職給料表(4) の適用を受ける職 員である場合
16歳		135,800円
17		138,600
18		143,000
19		145,900
20	143,500円	150,200
21	145,900	153,200
22	148,200	157,500
23	151,800	161,700
24	156,000	166,000
25	160,400	170,300
26	168,500	176,000
27	173,800	180,100
28	177,200	183,900
29	180,300	186,300
30	185,900	190,800
31	191,200	195,400
32	196,800	200,000
33	196,800	202,200
34	196,800	204,400
35	196,800	204,400
36	196,800	204,400
37	197,900	210,000
38	197,900	210,000
39	202,100	210,000
40	206,500	213,400
41	206,500	213,400
42	206,500	213,400
43	206,500	217,800
44	206,500	217,800
45	206,500	217,800
46歳以上	206,500	222,300

別表第2 初任給表1 企業職給料表(1) の表中

「		「		
	1 7 5, 6 0 0 円		1 7 5, 3 0 0 円	
	1 5 5, 6 0 0		1 5 5, 3 0 0	
	1 4 5, 9 0 0	を	1 4 5, 7 0 0	に改める。
	1 6 9, 1 0 0		1 6 8, 8 0 0	
	1 5 5, 6 0 0		1 5 5, 3 0 0	
	1 4 1, 7 0 0		1 4 1, 5 0 0	
」		」		

別表第2 初任給表3 企業職給料表(3) の表中

「		「		
	1 7 3, 4 0 0 円		1 7 3, 1 0 0 円	
	1 5 6, 2 0 0		1 5 6, 0 0 0	
	1 6 7, 7 0 0	を	1 6 7, 4 0 0	に改め、同
	1 6 2, 0 0 0		1 6 1, 7 0 0	
	1 5 6, 2 0 0		1 5 6, 0 0 0	
」		」		

表備考第1 項中「1 7 3, 4 0 0 円」を「1 7 3, 1 0 0 円」に、「1 7 2, 5 0 0 円」を「1 7 2, 3 0 0 円」に改める。

別表第2 初任給表4 企業職給料表(4) 中「1 5 0, 4 0 0 円」を「1 5 0, 2 0 0 円」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第5 条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程(昭和4 2 年名古屋市交通局管理規程第5 号) の一部を次のように改正する。

第1 8 条第2 項中「職務の級3 級」の次に「(駅務業務に従事する者にあつては職務の級2 級)」を加え、「在級期間、年齢及び在職期間」を「要件」に、「職務の級を4 級とする」を「職務の級を4 級とし、同表企業職給料表(3) 3 級の項第5 号に規定する要件を全て満たす者にあつては降格後の職務の級を3 級とする」に改める。

別表第1備考第2項中「除算する」を「除算し、在級期間から別に定める期間の3分の1に相当する期間を除算する」に改める。

別記様式を次のように改める。

昇格申請書

所 属		補 職 名		打出条件		現級格付後の勤務成績		備考
職員番号	氏名	年齢	生年月日	現級発令日	前級発令日	受験年度	係長 課長 公所長	
採用年月日／採用時の職種		現在の給料表 級-号給-0		前給料表		臨職起算日 勤続／昇格		
発令年月日／一つ前の職種		任用上の学歴		採用前後統期間 区分／起算日				
発令年月日／現在の職種		給与上の学歴		前歴区分／残月数				

所 属		補 職 名		打出条件		現級格付後の勤務成績		備考
職員番号	氏名	年齢	生年月日	現級発令日	前級発令日	受験年度	係長 課長 公所長	
採用年月日／採用時の職種		現在の給料表 級-号給-0		前給料表		臨職起算日 勤続／昇格		
発令年月日／一つ前の職種		任用上の学歴		採用前後統期間 区分／起算日				
発令年月日／現在の職種		給与上の学歴		前歴区分／残月数				

所 属		補 職 名		打出条件		現級格付後の勤務成績		備考
職員番号	氏名	年齢	生年月日	現級発令日	前級発令日	受験年度	係長 課長 公所長	
採用年月日／採用時の職種		現在の給料表 級-号給-0		前給料表		臨職起算日 勤続／昇格		
発令年月日／一つ前の職種		任用上の学歴		採用前後統期間 区分／起算日				
発令年月日／現在の職種		給与上の学歴		前歴区分／残月数				

所 属		補 職 名		打出条件		現級格付後の勤務成績		備考
職員番号	氏名	年齢	生年月日	現級発令日	前級発令日	受験年度	係長 課長 公所長	
採用年月日／採用時の職種		現在の給料表 級-号給-0		前給料表		臨職起算日 勤続／昇格		
発令年月日／一つ前の職種		任用上の学歴		採用前後統期間 区分／起算日				
発令年月日／現在の職種		給与上の学歴		前歴区分／残月数				

備考

- 1 現級格付後の勤務成績欄は、評点5を最高として5、4、3、2、1で表示し、職員を直接監督する地位にある者が記入する。
- 2 受験年度欄は、別表第1 企業職給料表(1)4級の項第2号若しくは同表5級の項の適用を受ける者が最後に係長昇任選考を受験した年度を記入する。

(単身赴任手当規程の一部改正)

第6条 単身赴任手当規程（平成2年名古屋市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第4号中「500キロメートル」を「700キロメートル」に改める。

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第7条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第7号中「とする」の次に「。次号において同じ」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職務専念義務特例条例及び職免規程第2条第9号の2の2の規定による職務に専念する義務の免除の承認を得て1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を越える場合には、その勤務しなかった期間

第15条の3第1号中「1,000分の783から1,000分の1,113まで」を「1,000分の883から1,000分の1,213まで」に改める。

第8条 期末手当及び奨励手当に関する規程の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第15条の3第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の782から1,000分の1,112まで、12月に支給する場合においては1,000分の883から1,000分の1,213まで」を「支給する時期ごとに1,000分の865から1,000分の1,195まで」に改め、同条第2号中「1,000分の368から1,000分の528まで」を「100分の41から100分の57まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条から第5条まで、第8条、附則第3項、第5項から第7項まで、第11項、第14項及び第15

項の規定は、平成29年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。

- 2 附則第13項の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第28号）の規定は平成23年4月1日から、第1条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「平成28年改正後給与規程」という。）の規定、第7条の規定による改正後の期末手当及び奨励手当に関する規程の規定、附則第4項及び第8項から第10項までの規定は平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（切替日における最高号給を超える給料月額等の切替え等）

- 3 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で別に定めるものの適用日における号給又は給料月額は、別に定める。

（経過措置）

- 4 適用日から平成29年3月31日までの間における再任用職員（名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）第35条第3項に規定する特定管理職員に限る。）に対する平成28年改正後給与規程第36条第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 5 切替日から平成30年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「平成29年改正後給与規程」という。）第10条第2項、第11条及び第13条第2項の規定の適用については、第10条第2項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,700円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）」と、第11条中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる

事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子、父母等が

(4) 扶養親族たる子、父母等が至った者がある場合（前条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養ある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）ある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親

族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

と、第13条第2項中「至った

」

場合」とあるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における平成29年改正後給与規程第10条第2項、第11条及び第13条第2項の規定の適用については、第10条第2項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2

号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第11条中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とある

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子のは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のな

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達し職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至

った場合を除く。）

と、第13条第2項中「至った場合」とあるのは「至
」

った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る

扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 7 切替日の前日において、扶養手当を受けている職員にあっては、第3条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の規定により認定されているものとみなす。

（平成28年度における奨励手当に関する特例措置）

- 8 平成28年12月に支給する職員の奨励手当の額は、平成28年改正後給与規程第36条第2項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される奨励手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額から第1条の規定による改正前の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正前給与規程」という。）第36条第2項、第5項及び第6項の規定により算定される奨励手当の額を減じた額（以下「調整される額」という。）を超えることとなるときは、調整する額は調整される額と同額とする。

- (1) 平成28年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者）にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（給与規程第20条の2第2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に10,000分の18を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に、次項に定める月数（以下「特定月数」

という。) を乗じて得た額

(2) 改正前給与規程の規定に基づいて平成28年6月及び同年12月に支給された期末手当及び奨励手当並びに調整される額の合計額に10,000分の18を乗じて得た額

9 特定月数は、平成28年4月から平成29年3月までの月数から、第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月の数及び第3号又は第5号に掲げる期間のある月(第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月を除く。)のうち当該月について支給された給料の額が月例給調整基礎額に満たないものの数を減じた月数とする。

(1) 改正前給与規程の適用を受ける職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員分限条例(昭和26年名古屋市条例第49号)第2条の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年名古屋市条例第1号)第2条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。))第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、配偶者同行休業期間(職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年名古屋市条例第66号)第2条第1項(同条例第5条第3項において準用する場合を含む。))の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。))又は自己啓発等休業期間(職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年名古屋市条例第4号)第2条第1項(同条例第6条第3項において準用する場合を含む。))の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。))。ただし、公務(公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「職員派遣された職員」という。))の派遣先

の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人（以下「職員派遣団体等」という。）における業務を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤（職員派遣された職員（公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。）及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤）をいう。）に起因する負傷又は疾病により休職にされていた期間を除く。

(3) 停職期間（地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）

(4) 改正前給与規程第39条第1項の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」という。）のうち勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号）第16条の2の規定による介護休暇の承認若しくは同規程第16条の3の規定による無給休暇の承認若しくは職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第9号）第4条第1項の規定による部分休業の承認若しくは職務に専念する義務の免除基準に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号）第2条第7号の2若しくは第9号の2の2の規定による職務に専念する義務の免除の承認を受けたこと若しくは改正前給与規程第39条第1項に規定する別に定める場合に該当したことにより給与を減額された期間又は改正前給与規程第39条第2項の規定により給与を減額された期間

(5) 給与減額期間のうち、前号に規定する期間以外の期間

10 月例給調整基礎額又は附則第8項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（昇給の号給数の調整）

11 適用日から切替日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、第4条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程附則

第7項の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給与の内払)

- 1 2 改正前給与規程の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、平成28年改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 1 3 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程(平成23年名古屋市交通局管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

附則別表第2の4級の項中「20年以上である者」を「20年以上(1種運輸職員として採用された者にあつては19年以上)である者」に改め、同表備考第2項中「除算する」を「除算し、在級期間から別に定める期間の3分の1に相当する期間を除算する」に改める。

- 1 4 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程(平成26年名古屋市交通局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の308」を「1,000分の291」に、「1,000分の248」を「1,000分の229」に、「1,000分の166」を「1,000分の174」に、「100分の10」を「1,000分の107」に、「1,000分の102」を「1,000分の109」に、「1,000分の33」を「100分の4」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	1 3 1, 4 0 0 円
2 級	1 6 4, 1 0 0
3 級	2 0 0, 2 0 0
4 級	2 3 0, 8 0 0 (2 4 4, 1 0 0)
5 級	2 5 1, 2 0 0
6 級	2 5 8, 0 0 0
7 級	2 6 4, 8 0 0 (2 8 2, 0 0 0)
8 級	3 1 0, 9 0 0 (3 3 9, 4 0 0)
9 級	3 8 3, 9 0 0

- 備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

15 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成28年名古屋市交通局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第 1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	139,300	154,200	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	140,400	155,400	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	141,500	156,600	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	142,500	157,800	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	143,500	158,900	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	144,600	160,600	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	145,700	162,200	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	146,800	163,800	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	147,800	165,400	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
1 0	149,000	167,100	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
1 1	150,100	168,800	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
1 2	151,200	170,500	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
1 3	152,300	172,200	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
1 4	153,800	173,900	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
1 5	155,300	175,600	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
1 6	156,800	177,300	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
1 7	158,200	179,000	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
1 8	160,000	180,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
1 9	161,800	182,600	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
2 0	163,600	184,400	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
2 1	165,400	186,100	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
2 2	167,100	188,100	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
2 3	168,800	190,000	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
2 4	170,500	191,900	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
2 5	172,200	193,800	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
2 6	173,800	195,800	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
2 7	175,300	197,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
2 8	176,800	199,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
2 9	178,300	201,800	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
3 0	179,800	203,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
3 1	181,300	205,400	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
3 2	182,700	207,100	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
3 3	184,100	208,800	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
3 4	185,600	210,600	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
3 5	187,000	212,300	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
3 6	188,400	214,000	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
3 7	189,800	215,700	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
3 8	191,200	217,500	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
3 9	192,600	219,200	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
4 0	194,000	220,900	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

4 1	195, 300	222, 600	288, 200	309, 700	328, 000	356, 800 (392, 900)	405, 900 (437, 400)	493, 700	546, 100
4 2	196, 600	224, 400	290, 100	311, 600	330, 100	358, 600 (394, 300)	406, 900 (438, 200)	495, 100	548, 900
4 3	197, 900	226, 100	292, 000	313, 500	332, 100	360, 300 (395, 600)	407, 900 (439, 000)	496, 500	551, 700
4 4	199, 100	227, 800	293, 900	315, 300	334, 100	362, 000 (396, 900)	408, 800 (439, 700)	497, 900	554, 500
4 5	200, 300	229, 500	295, 700	317, 100	336, 100	363, 700 (398, 200)	409, 700 (440, 400)	499, 300	557, 200
4 6	201, 500	231, 300	297, 600	319, 000	338, 000	365, 500 (399, 200)	410, 600 (441, 200)	500, 500	560, 100
4 7	202, 700	233, 000	299, 500	320, 800	339, 800	367, 300 (400, 200)	411, 500 (441, 900)	501, 700	562, 900
4 8	203, 900	234, 700	301, 300	322, 600	341, 600	369, 000 (401, 200)	412, 400 (442, 600)	502, 900	565, 700
4 9	205, 100	236, 400	303, 100	324, 400	343, 400	370, 700 (402, 200)	413, 300 (443, 300)	504, 000	568, 500
5 0	206, 200	238, 200	304, 900	326, 300	345, 200	372, 000 (402, 900)	414, 100 (444, 100)	505, 200	571, 400
5 1	207, 300	239, 900	306, 700	328, 100	347, 000	373, 300 (403, 600)	414, 900 (444, 900)	506, 400	574, 200
5 2	208, 300	241, 600	308, 500	329, 900	348, 800	374, 500 (404, 300)	415, 600 (445, 600)	507, 600	577, 000
5 3	209, 300	243, 300	310, 300	331, 700	350, 500	375, 700 (405, 000)	416, 300 (446, 300)	508, 700	579, 800
5 4	210, 400	245, 100	312, 000	333, 200	351, 700	376, 900 (405, 700)	417, 100 (447, 100)	509, 900	582, 600
5 5	211, 400	246, 800	313, 700	334, 600	352, 900	378, 100 (406, 400)	417, 900 (447, 800)	511, 100	585, 400
5 6	212, 400	248, 500	315, 400	336, 000	354, 000	379, 200 (407, 100)	418, 600 (448, 500)	512, 300	588, 200
5 7	213, 400	250, 200	317, 000	337, 400	355, 100	380, 300 (407, 800)	419, 300 (449, 200)	513, 500	591, 000
5 8	214, 400	251, 900	318, 500	338, 500	356, 600	381, 200 (408, 500)	420, 100 (450, 000)	514, 700	593, 900
5 9	215, 400	253, 600	320, 000	339, 600	358, 100	382, 100 (409, 200)	420, 800 (450, 800)	515, 900	596, 700
6 0	216, 400	255, 300	321, 500	340, 600	359, 600	383, 000 (409, 900)	421, 500 (451, 500)	517, 100	599, 500
6 1	217, 400	257, 000	322, 900	341, 600	361, 000	383, 800 (410, 500)	422, 200 (452, 200)	518, 300	602, 300
6 2	218, 300	258, 700	324, 300	342, 600	362, 000	384, 500 (411, 200)	423, 000 (453, 000)		
6 3	219, 100	260, 300	325, 700	343, 600	363, 000	385, 200 (411, 900)	423, 800 (453, 700)		
6 4	219, 900	261, 900	327, 100	344, 600	364, 000	385, 900 (412, 600)	424, 500 (454, 400)		
6 5	220, 700	263, 500	328, 500	345, 600	364, 900	386, 600 (413, 300)	425, 200 (455, 100)		
6 6	221, 500	264, 500	329, 800	346, 300	365, 800	387, 300 (414, 000)	426, 000 (455, 900)		
6 7	222, 300	265, 500	331, 100	346, 900	366, 600	388, 000 (414, 700)	426, 700 (456, 600)		
6 8	223, 100	266, 500	332, 400	347, 500	367, 400	388, 700 (415, 400)	427, 400 (457, 300)		
6 9	223, 900	267, 400	333, 600	348, 100	368, 200	389, 300 (416, 100)	428, 100 (458, 000)		
7 0	224, 700	268, 400	334, 700	348, 800	368, 900	390, 000 (416, 800)	428, 900 (458, 800)		
7 1	225, 500	269, 400	335, 800	349, 500	369, 600	390, 700 (417, 500)	429, 600 (459, 600)		
7 2	226, 300	270, 400	336, 900	350, 200	370, 300	391, 400 (418, 200)	430, 300 (460, 300)		
7 3	227, 100	271, 300	337, 900	350, 900	371, 000	392, 100 (418, 900)	431, 000 (461, 000)		
7 4	227, 900	272, 200	338, 600	351, 600	371, 700	392, 800 (419, 600)	431, 800 (461, 800)		
7 5	228, 700	273, 100	339, 300	352, 300	372, 400	393, 500 (420, 300)	432, 500 (462, 500)		
7 6	229, 500	274, 000	340, 000	352, 900	373, 100	394, 200 (421, 000)	433, 200 (463, 200)		
7 7	230, 200	274, 900	340, 600	353, 500	373, 800	394, 900 (421, 600)	433, 900 (463, 900)		
7 8	231, 000	275, 800	341, 400	354, 200	374, 500	395, 600 (422, 300)	434, 600 (464, 700)		
7 9	231, 800	276, 700	342, 200	354, 900	375, 200	396, 300 (423, 000)	435, 300 (465, 500)		
8 0	232, 600	277, 500	343, 000	355, 500	375, 900	397, 000 (423, 700)	436, 000 (466, 200)		
8 1	233, 300	278, 300	343, 700	356, 100	376, 500	397, 700 (424, 400)	436, 700 (466, 900)		
8 2	233, 900	279, 200	344, 400	356, 800	377, 200	398, 400 (425, 100)	437, 500		
8 3	234, 500	280, 100	345, 000	357, 500	377, 900	399, 100 (425, 800)	438, 200		
8 4	235, 000	280, 900	345, 600	358, 100	378, 600	399, 800 (426, 500)	438, 900		

8 5	235, 500	281, 700	346, 200	358, 700	379, 300	400, 400 (427, 100)	439, 600		
8 6	236, 000	282, 500	346, 800	359, 400	380, 000	401, 100 (427, 800)	440, 400		
8 7	236, 500	283, 300	347, 400	360, 100	380, 700	401, 800 (428, 500)	441, 100		
8 8	236, 900	284, 100	348, 000	360, 700	381, 400	402, 500 (429, 100)	441, 800		
8 9	237, 300	284, 800	348, 500	361, 300	382, 100	403, 200 (429, 700)	442, 500		
9 0	237, 800	285, 500	349, 100	362, 000	382, 800	403, 900	443, 200		
9 1	238, 200	286, 200	349, 700	362, 600	383, 500	404, 600	443, 900		
9 2	238, 600	286, 900	350, 300	363, 200	384, 200	405, 300	444, 600		
9 3	239, 000	287, 500	350, 900	363, 800	384, 900	406, 000	445, 300		
9 4	239, 500	288, 200	351, 500	364, 500	385, 600	406, 700	446, 100		
9 5	239, 900	288, 900	352, 000	365, 200	386, 300	407, 400	446, 800		
9 6	240, 300	289, 600	352, 500	365, 800	387, 000	408, 100	447, 500		
9 7	240, 700	290, 200	353, 000	366, 400	387, 600	408, 700	448, 200		
9 8		290, 900	353, 600	367, 100	388, 300	409, 400			
9 9		291, 600	354, 100	367, 800	389, 000	410, 100			
1 0 0		292, 200	354, 600	368, 400	389, 700	410, 800			
1 0 1		292, 800	355, 100	369, 000	390, 400	411, 400			
1 0 2		293, 300	355, 700	369, 700	391, 100	412, 100			
1 0 3		293, 800	356, 200	370, 400	391, 800	412, 800			
1 0 4		294, 300	356, 700	371, 000	392, 500	413, 500			
1 0 5		294, 700	357, 200	371, 600	393, 200	414, 100			
1 0 6		295, 100	357, 800	372, 300	393, 900	414, 800			
1 0 7		295, 500	358, 300	373, 000	394, 600	415, 500			
1 0 8		295, 900	358, 800	373, 600	395, 300	416, 100			
1 0 9		296, 300	359, 300	374, 200	395, 900	416, 700			
1 1 0		296, 700	359, 900	374, 900	396, 600	417, 400			
1 1 1		297, 100	360, 400	375, 500	397, 300	418, 000			
1 1 2		297, 500	360, 900	376, 100	398, 000	418, 600			
1 1 3		297, 900	361, 400	376, 700	398, 700	419, 200			
1 1 4		298, 300	362, 000	377, 400	399, 400				
1 1 5		298, 700	362, 500	378, 100	400, 100				
1 1 6		299, 100	363, 000	378, 700	400, 800				
1 1 7		299, 500	363, 500	379, 300	401, 500				
1 1 8		299, 900	364, 100	380, 000	402, 200				
1 1 9		300, 300	364, 600	380, 700	402, 900				
1 2 0		300, 700	365, 100	381, 300	403, 500				
1 2 1		301, 100	365, 600	381, 900	404, 100				
1 2 2		301, 500		382, 600	404, 800				
1 2 3		301, 900		383, 300	405, 500				
1 2 4		302, 300		383, 900	406, 100				
1 2 5		302, 600		384, 500	406, 700				
1 2 6		303, 000		385, 200	407, 400				
1 2 7		303, 400		385, 900	408, 100				
1 2 8		303, 700		386, 500	408, 700				

1 2 9	304,000	387,100	409,300					
1 3 0	304,400	387,800	410,000					
1 3 1	304,800	388,400	410,700					
1 3 2	305,200	389,000	411,300					
1 3 3	305,500	389,600	411,900					
1 3 4	305,900	390,300						
1 3 5	306,300	390,900						
1 3 6	306,600	391,500						
1 3 7	306,900	392,100						
1 3 8	307,300	392,800						
1 3 9	307,600	393,400						
1 4 0	307,900	394,000						
1 4 1	308,200	394,600						
1 4 2	308,600	395,300						
1 4 3	308,900	395,900						
1 4 4	309,200	396,500						
1 4 5	309,500	397,100						
1 4 6		397,800						
1 4 7		398,400						
1 4 8		399,000						
1 4 9		399,600						
1 5 0		400,300						
1 5 1		400,900						
1 5 2		401,500						
1 5 3		402,100						
1 5 4		402,700						
1 5 5		403,300						
1 5 6		403,900						
1 5 7		404,400						

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
2 この表の6級の1号給から8号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から8号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 企業職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	127,000	166,700	210,500	255,900	266,800
2	128,500	168,100	211,900	257,700	268,900
3	130,000	169,500	213,200	259,500	270,900
4	131,400	170,900	214,500	261,300	272,900
5	132,800	172,300	215,800	263,100	274,900
6	134,300	173,700	217,100	264,900	277,000
7	135,800	175,100	218,400	266,700	279,100
8	137,200	176,400	219,700	268,400	281,100
9	138,600	177,700	221,000	270,100	283,100
10	140,100	179,100	222,200	271,800	285,300
11	141,600	180,500	223,400	273,500	287,500
12	143,000	181,900	224,600	275,200	289,600
13	144,400	183,200	225,700	276,800	291,700
14	145,900	184,500	226,900	278,400	293,900
15	147,400	185,800	228,100	279,900	296,100
16	148,800	187,000	229,300	281,400	298,200
17	150,200	188,200	230,400	282,900	300,300
18	151,700	189,500	231,600	284,400	302,400
19	153,200	190,800	232,800	285,900	304,500
20	154,600	192,100	234,000	287,400	306,500
21	156,000	193,300	235,100	288,800	308,500
22	157,500	194,600	236,300	290,200	310,400
23	158,900	195,800	237,500	291,600	312,300
24	160,300	197,000	238,600	292,900	314,100
25	161,700	198,200	239,700	294,200	315,900
26	163,200	199,500	240,900	295,600	317,800
27	164,600	200,800	242,100	296,900	319,700
28	166,000	202,000	243,300	298,200	321,500
29	167,400	203,200	244,400	299,500	323,300
30	168,900	204,700	245,600	300,700	325,100
31	170,300	206,200	246,800	301,900	326,900
32	171,700	207,600	247,900	303,000	328,700
33	173,100	209,000	249,000	304,100	330,400
34	174,600	210,400	250,200	305,200	331,900
35	176,000	211,800	251,400	306,300	333,400
36	177,400	213,100	252,500	307,300	334,800
37	178,800	214,400	253,600	308,300	336,200
38	180,100	215,700	254,700	309,400	337,600

3 9	181, 400	217, 000	255, 800	310, 400	339, 000
4 0	182, 700	218, 200	256, 900	311, 400	340, 400
4 1	183, 900	219, 400	257, 900	312, 400	341, 800
4 2	185, 100	220, 700	259, 000	313, 500	342, 800
4 3	186, 300	222, 000	260, 100	314, 500	343, 800
4 4	187, 500	223, 300	261, 200	315, 500	344, 700
4 5	188, 600	224, 500	262, 200	316, 500	345, 600
4 6	189, 700	225, 800	263, 300	317, 500	346, 600
4 7	190, 800	227, 100	264, 400	318, 500	347, 600
4 8	191, 900	228, 300	265, 400	319, 500	348, 500
4 9	193, 000	229, 500	266, 400	320, 500	349, 400
5 0	194, 200	230, 700	267, 500	321, 400	350, 300
5 1	195, 400	231, 900	268, 500	322, 300	351, 100
5 2	196, 600	233, 100	269, 500	323, 200	351, 900
5 3	197, 700	234, 300	270, 500	324, 100	352, 700
5 4	198, 900	235, 500	271, 500	324, 900	353, 400
5 5	200, 000	236, 700	272, 500	325, 700	354, 000
5 6	201, 100	237, 900	273, 500	326, 500	354, 600
5 7	202, 200	239, 100	274, 400	327, 300	355, 200
5 8	203, 300	240, 300	275, 400	328, 100	355, 800
5 9	204, 400	241, 500	276, 400	328, 900	356, 300
6 0	205, 500	242, 700	277, 300	329, 700	356, 800
6 1	206, 600	243, 800	278, 200	330, 500	357, 300
6 2	207, 800	245, 000	279, 100	331, 300	357, 900
6 3	208, 900	246, 200	280, 000	332, 100	358, 400
6 4	210, 000	247, 400	280, 900	332, 800	358, 900
6 5	211, 100	248, 500	281, 800	333, 500	359, 400
6 6	212, 300	249, 600	282, 700	334, 000	360, 000
6 7	213, 400	250, 700	283, 600	334, 500	360, 500
6 8	214, 500	251, 800	284, 500	335, 000	361, 000
6 9	215, 600	252, 900	285, 400	335, 500	361, 500
7 0	216, 700	254, 000	286, 200	336, 000	362, 100
7 1	217, 800	255, 100	287, 000	336, 500	362, 700
7 2	218, 900	256, 200	287, 800	337, 000	363, 200
7 3	220, 000	257, 300	288, 500	337, 400	363, 700
7 4	221, 200	258, 400	289, 200	337, 900	364, 400
7 5	222, 300	259, 500	289, 900	338, 400	365, 100
7 6	223, 400	260, 600	290, 600	338, 900	365, 700
7 7	224, 500	261, 700	291, 300	339, 400	366, 300
7 8	225, 700	262, 800	292, 000	339, 900	367, 000
7 9	226, 800	263, 900	292, 700	340, 400	367, 600

8 0	227, 900	264, 900	293, 400	340, 900	368, 200
8 1	229, 000	265, 900	294, 000	341, 400	368, 800
8 2	230, 200	266, 900	294, 700	341, 900	369, 500
8 3	231, 300	267, 900	295, 400	342, 300	370, 200
8 4	232, 400	268, 900	296, 100	342, 700	370, 800
8 5	233, 500	269, 900	296, 800	343, 100	371, 400
8 6	234, 500	270, 800	297, 500	343, 600	372, 100
8 7	235, 500	271, 700	298, 100	344, 000	372, 800
8 8	236, 500	272, 500	298, 700	344, 400	373, 400
8 9	237, 500	273, 300	299, 300	344, 800	374, 000
9 0	238, 500	274, 100	299, 900	345, 300	374, 700
9 1	239, 500	274, 800	300, 500	345, 700	375, 400
9 2	240, 400	275, 500	301, 100	346, 100	376, 000
9 3	241, 300	276, 200	301, 600	346, 500	376, 600
9 4	242, 200	276, 900	302, 100	347, 000	377, 300
9 5	243, 100	277, 600	302, 500	347, 400	378, 000
9 6	244, 000	278, 300	302, 900	347, 800	378, 600
9 7	244, 900	279, 000	303, 300	348, 200	379, 200
9 8	245, 700	279, 500	303, 700	348, 700	379, 900
9 9	246, 500	280, 000	304, 100	349, 100	380, 500
1 0 0	247, 300	280, 500	304, 500	349, 500	381, 100
1 0 1	248, 000	280, 900	304, 900	349, 900	381, 700
1 0 2	248, 500	281, 400	305, 300	350, 400	382, 400
1 0 3	249, 000	281, 900	305, 700	350, 800	383, 100
1 0 4	249, 500	282, 400	306, 100	351, 200	383, 700
1 0 5	250, 000	282, 800	306, 400	351, 600	384, 300
1 0 6	250, 500	283, 300	306, 800	352, 100	385, 000
1 0 7	251, 000	283, 800	307, 200	352, 500	385, 700
1 0 8	251, 500	284, 300	307, 500	352, 900	386, 300
1 0 9	251, 900	284, 700	307, 800	353, 300	386, 900
1 1 0	252, 300	285, 200	308, 200	353, 800	387, 600
1 1 1	252, 700	285, 700	308, 600	354, 200	388, 300
1 1 2	253, 100	286, 100	308, 900	354, 600	388, 900
1 1 3	253, 500	286, 500	309, 200	355, 000	389, 500
1 1 4	253, 900	287, 000	309, 600	355, 500	390, 200
1 1 5	254, 200	287, 400	310, 000	355, 900	390, 800
1 1 6	254, 500	287, 800	310, 300	356, 300	391, 400
1 1 7	254, 800	288, 200	310, 600	356, 700	392, 000
1 1 8	255, 100	288, 700	311, 000	357, 200	392, 600
1 1 9	255, 400	289, 100	311, 400	357, 600	393, 200
1 2 0	255, 700	289, 500	311, 700	358, 000	393, 800

1 2 1	256, 000	289, 900	312, 000	358, 400	394, 300
1 2 2	256, 300	290, 300	312, 400	358, 900	395, 000
1 2 3	256, 600	290, 700	312, 800	359, 400	395, 700
1 2 4		291, 100	313, 100	359, 900	396, 300
1 2 5		291, 500	313, 400	360, 400	396, 900
1 2 6		291, 900	313, 800	360, 900	
1 2 7		292, 300	314, 200	361, 400	
1 2 8		292, 600	314, 500	361, 900	
1 2 9		292, 900	314, 800	362, 400	
1 3 0		293, 300	315, 200	362, 900	
1 3 1		293, 700	315, 600	363, 400	
1 3 2		294, 000	315, 900	363, 900	
1 3 3		294, 300	316, 200	364, 400	
1 3 4		294, 600	316, 600	365, 000	
1 3 5		294, 900	317, 000	365, 500	
1 3 6		295, 200	317, 300	366, 000	
1 3 7		295, 500	317, 600	366, 500	
1 3 8		295, 800	318, 000		
1 3 9		296, 100	318, 400		
1 4 0		296, 400	318, 700		
1 4 1		296, 700	319, 000		
1 4 2		297, 000	319, 400		
1 4 3		297, 300	319, 800		
1 4 4		297, 600	320, 100		
1 4 5		297, 900	320, 400		
1 4 6		298, 200	320, 800		
1 4 7		298, 500	321, 200		
1 4 8		298, 800	321, 500		
1 4 9		299, 100	321, 800		
1 5 0		299, 400	322, 200		
1 5 1		299, 700	322, 500		
1 5 2		300, 000	322, 800		
1 5 3		300, 300	323, 100		
1 5 4			323, 500		
1 5 5			323, 800		
1 5 6			324, 100		
1 5 7			324, 400		

備考 この給料表は、技術職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 補職名規程第3条第1項から第5項までに規定する補職名を冠する職員
- (2) 技師、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員

(委任)

- 1 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第9号

高速電車安全管理規程及び自動車安全管理規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

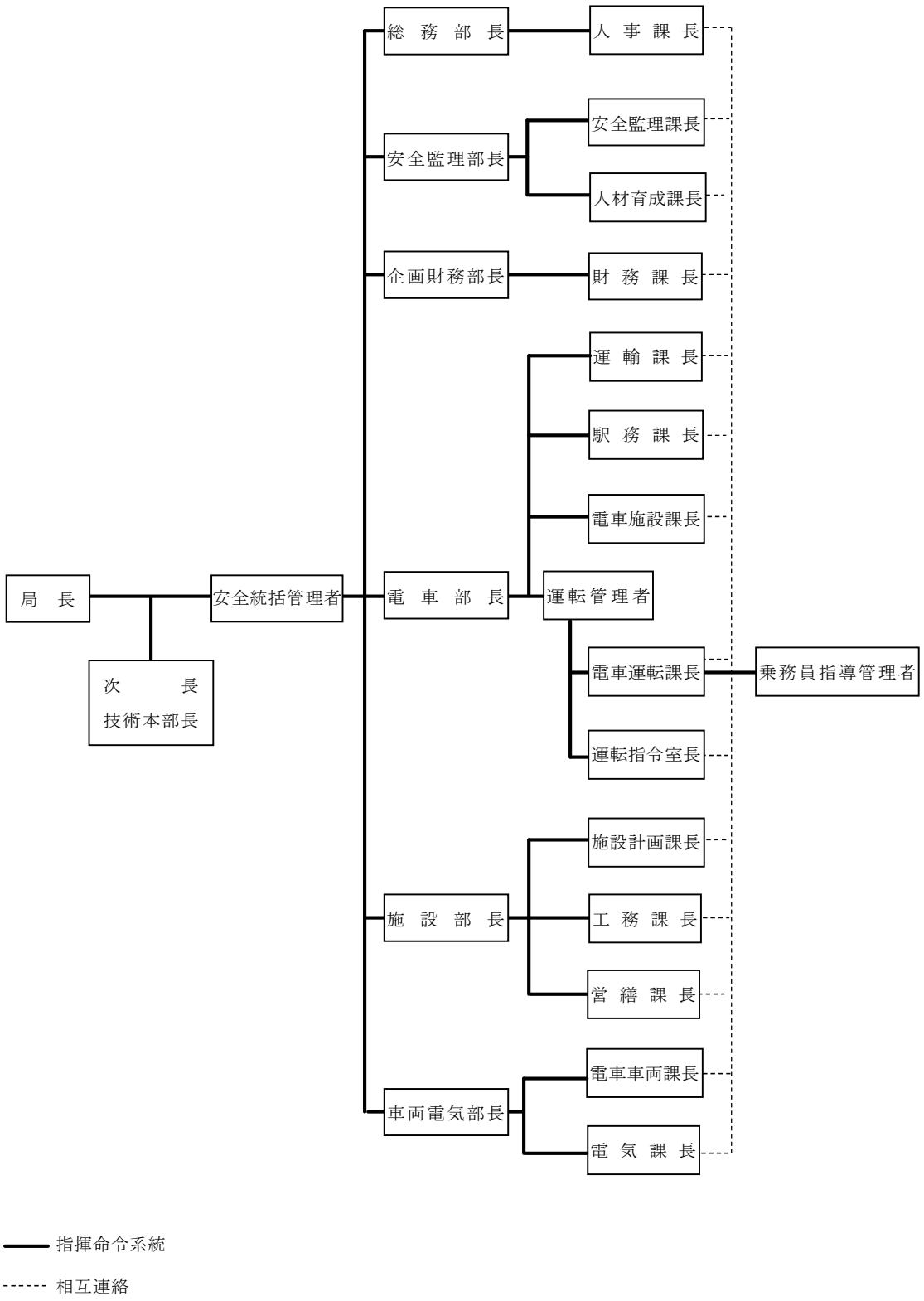
名古屋市交通局長 二 神 望

(高速電車安全管理規程の一部改正)

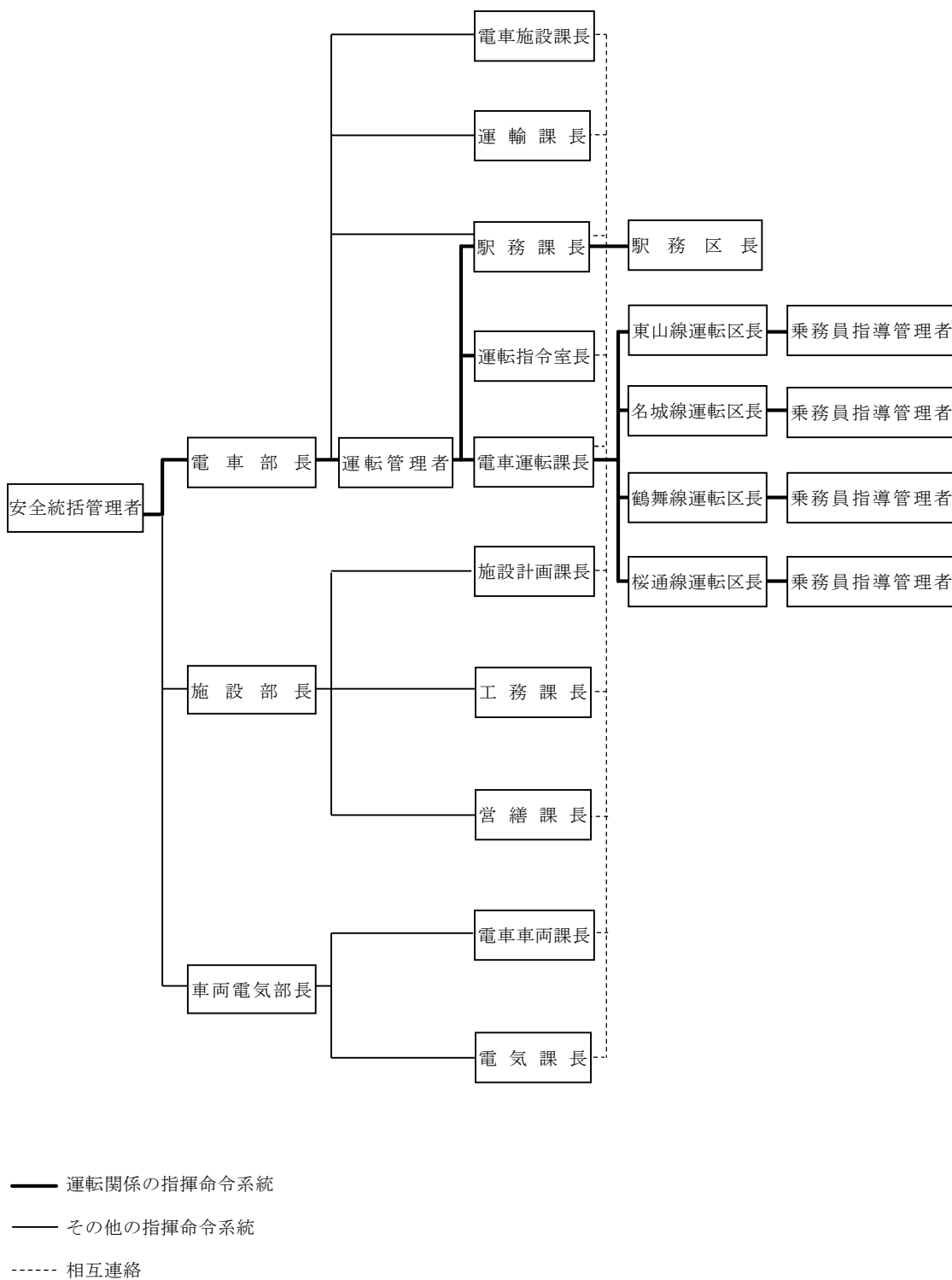
第1条 高速電車安全管理規程（平成18年名古屋市交通局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

別図1から別図3までを次のように改める。

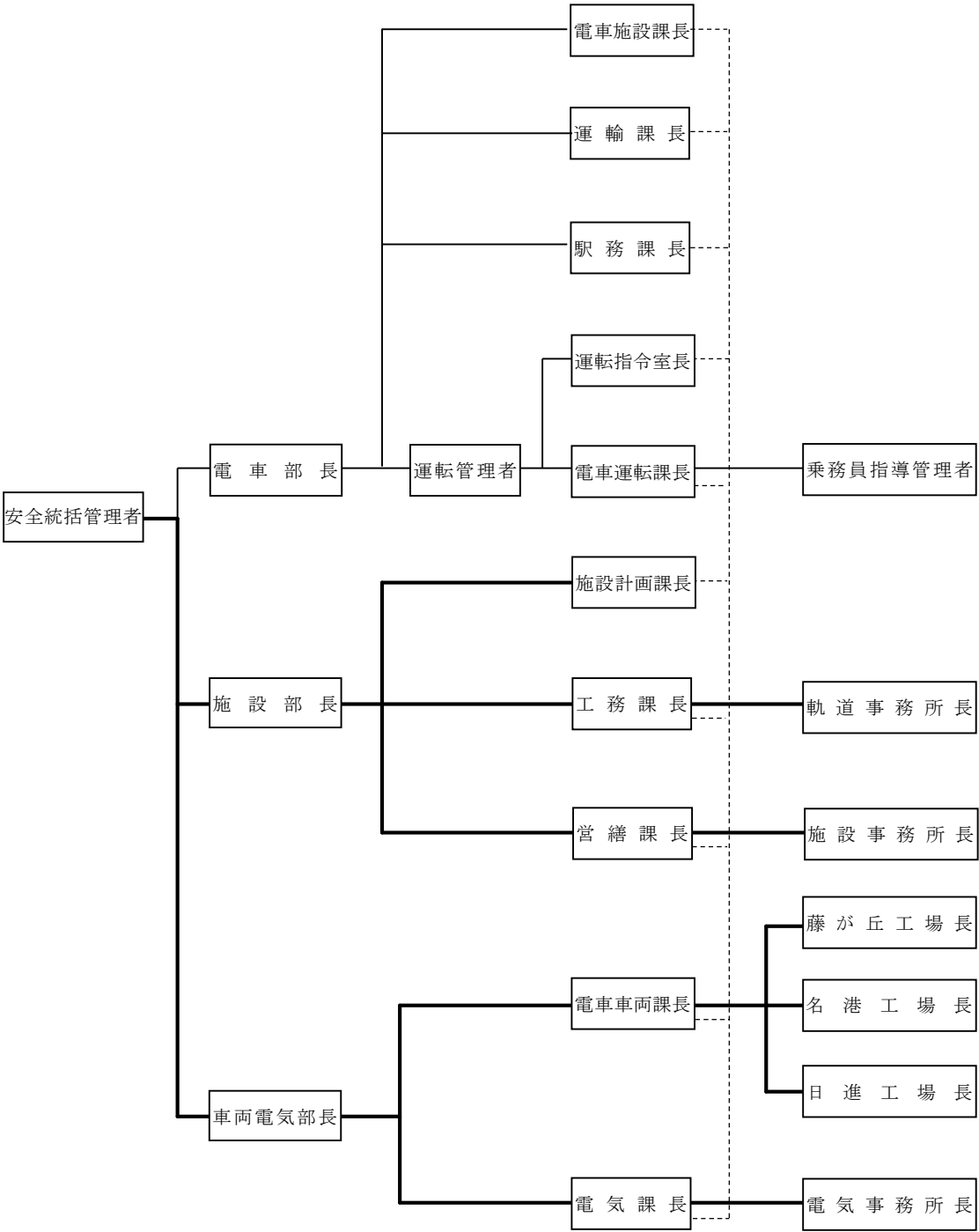
別図 1 輸送の安全の確保に関する体制図（第 4 条関係）



別図2 運転管理体制図（第29条関係）



別図3 施設・車両管理体制図（第39条、第44条関係）



—— 施設・車両関係の指揮命令系統

—— その他の指揮命令系統

----- 相互連絡

(自動車安全管理規程の一部改正)

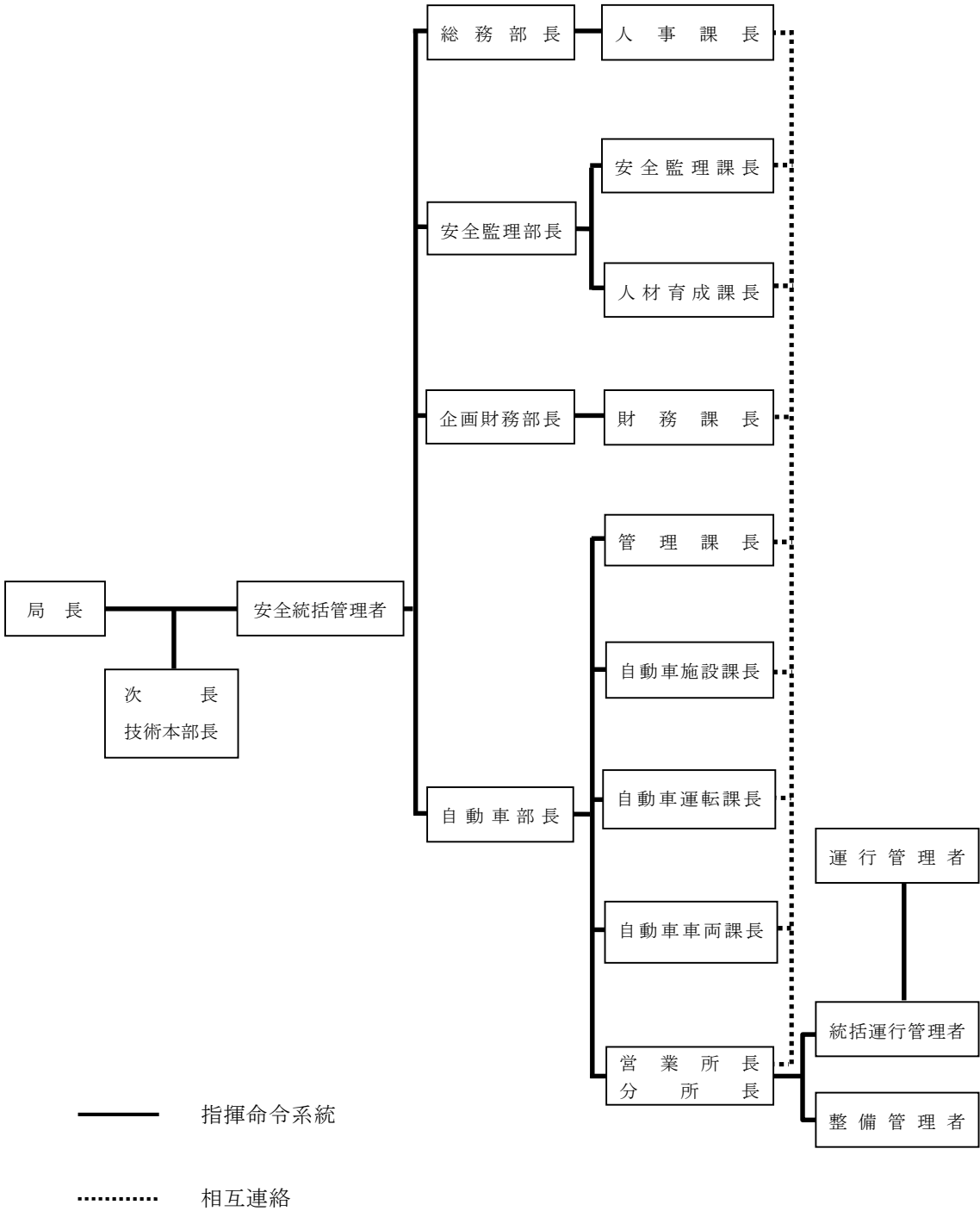
第2条 自動車安全管理規程（平成18年名古屋市交通局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、各部長」を「及び各部長」に改める。

第7条第1項第13号中「安全監理課長」の次に「及び人材育成課長」を加える。

別図1を次のように改める。

別図 1 輸送の安全の確保に関する体制図（第 7 条関係）



附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 1号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 3号中「循環器内科」の次に「、糖尿病内科」を加え、「、小児外科」を削る。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 2号

名古屋市病院局次長以下代決規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 4条第 1項中「病院」を「臨床研究管理部及び病院」に、同条第 3項中「別表第 3」を「別表第 4」に改め、同項を同条第 4項とし、同条第 2項中「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 臨床研究管理部の部長及び臨床研究管理部の課長の代決権限事項は別表第 2のとおりとする。

別表第 3第27項及び第39項中「管理課長」を「医事課長」に改め、同表を別表第 4とし、別表第 2を別表第 3とし、別表第 1の次に次の 1表を加える。

別表第 2

	部長	課長
1	所属員の往復 2 日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。	
2	所属員（課長に限る。）の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び付近地の出張命令に関すること。	所属員の日帰りの旅行命令並びに所属員の在勤地及び付近地の出張命令に関すること。
3	所属員（課長に限る。）の週休日の振替命令に関すること。	所属員の週休日の振替命令に関すること。
4	所属員（課長に限る。）の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。
5	所属員（課長に限る。）の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	所属員の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
6	所属員（課長に限る。）の部分休業の承認に関すること。	所属員の部分休業の承認に関すること。
7	所属員に関する身分証明に関すること。	
8	名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程第 6 条の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における所属員の勤務時間、週休日、休憩時間又は休息時間の割振りの決定に関すること。	

9		定例又は軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事
10	保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関する事	
11	軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関する事	
12	定例又は軽易な事項に係る証明に関する事	

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 3号

名古屋市病院局会計規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 4項中「管理課長」の次に「、医事課長」を加える。

第11条第 2項の表病院の管理課長の項の次に次のように加える。

病院の医事課長	前渡金出納簿

第32条第 1項中「管理課長」を「医事課長」に改める。

第79条第 1項第 3号中「器機備品」の次に「（耐用年数が 1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）」を加え、同項中第 6号を削り、第 7号を第 6号とし、同号の次に次の 1号を加える。

(7) その他有形固定資産

第79条第 3項中第 5号を第 6号とし、第 4号の次に次の 1号を加える。

(5) 破産更生債権等

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 4号

名古屋市病院局分課規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第 1号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条第 1項中 「管理部
総務課
総務課
経理課
経理課
経営企画室」 を 「管理部
総務課
経理課
経営企画室
臨床研究管理部
臨床研究管理室」 に改める。

第 1条第 2項中「室」の次に「（臨床研究管理室を除く。）」を加える。
第 8条を次のように改める。

（臨床研究管理部臨床研究管理室）

第 8条 臨床研究管理部臨床研究管理室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 臨床研究に係る管理、支援及び相談に関すること。
- (2) 臨床研究に係る啓発及び教育に関すること。
- (3) 名古屋市立病院臨床研究審査委員会の運営に関すること。

第 9条に見出しとして「（主幹）」を付し、同条第 1項の表管理部の項に次のように加える。

経営戦略	1 病院事業に係る経営分析、 経営戦略及び経営改善の総括 に関すること。	1

第10条に見出しとして「（主査）」を付し、同条第 1項の表を次のように改める。

主査を置く組織	表示する分担事項	分担事項の細目	数

管理部総務課	看護師確保	1 市立病院の看護師の確保に係る企画及び調整に関すること。	1
管理部経理課	契約・資金等	1 病院事業に係る契約の総括に関すること。 2 資金計画及び資金運用に関すること。 3 アセットマネジメントに関すること。	1
	経営戦略	1 病院事業に係る経営分析、経営戦略及び経営改善の総括に関すること。	1
臨床研究管理部 臨床研究管理室	臨床研究管理	1 臨床研究に係る管理、支援及び相談に関すること。 2 臨床研究に係る啓発及び教育に関すること。 3 名古屋市立病院臨床研究審査委員会の運営に関すること。	1

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 5号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「第一神経内科、第二神経内科」を「神経内科」に、「心臓血管外科」を「第一心臓血管外科、第二心臓血管外科」に改め、同条中

		「経営戦略室		「経営戦略室
「薬剤科		主幹(1)		医療安全管理室
主査(1)」	を「薬剤科」に、	医療安全管理室	を	主幹(1) に、
		主幹(1)	」	主査(1) 」
		「医事課		
「 医事係		を	医事係	に改める。
主幹(1) 」				
		主査(1) 」		

第 3条中薬剤科主査（臨床試験）の項及び経営戦略室主幹（経営戦略）の項を削り、医療安全管理室の項に次のように加える。

主査（医療安全）

- (1) 医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

第 3条中管理部管理課医事係の項及び管理部主幹（医事）の項を削り、管理部の項に次のように加える。

医事課

医事係

- (1) 病院の患者の受付及び診療券発行に関すること。
- (2) 病院の患者の入院及び退院に関すること。
- (3) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。

- (4) 病院の診療報酬の請求手続に関すること。
- (5) 病院の医療社会事業に関すること。
- (6) その他患者に関すること。

主査（情報連携）

- (1) 患者情報等の連携に関すること。

第4条第3項中「各診療科」の次に「（リハビリテーション科を除く。）」を加え、同条中第19項を第20項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、同条第15項中「及び主幹」を「、副室長、主幹及び主査」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「主幹」を「副室長」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第13項を第14項とし、第9項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、同条第8項中「、副部長及び主査」を「及び副部長」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 リハビリテーション科に部長、技師長、副部長及びリハビリテーション係長を置く。

第5条第1項中「第18項」を「第19項」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 6号

名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条診療科の項中「、総合小児科」を削り、同条中
「経営戦略室
主幹(1)
医療安全管理室
主幹(1)」を

「経営戦略室
医療安全管理室
主幹(1)」に、「医事係
主幹(1)」を「医事課
主査(1)」に改める。

第 3条中経営戦略室主幹（経営戦略）の項を削り、医療安全管理室の項に次のように加える。

主査（医療安全）

- (1) 医療に係る安全管理対策の推進に関すること。
- (2) 医療に係る安全管理についての情報の収集、分析、評価等に関すること。

第 3条中管理部管理課医事係の項及び管理部主幹（医事）の項を削り、管理部の項に次のように加える。

医事課

医事係

- (1) 病院の患者の受付及び診療券発行に関すること。
- (2) 病院の患者の入院及び退院に関すること。
- (3) 病院の診療手数料及び使用料の徴収並びに減免に関すること。
- (4) 病院の診療報酬の請求手続に関すること。

(5) 病院の医療社会事業に関すること。

(6) その他患者に関すること。

主査（情報連携）

(1) 患者情報等の連携に関すること。

第4条第4項中「各診療科」の次に「（リハビリテーション科を除く。）」を加え、同条中第28項を第29項とし、第22項から第27項までを1項ずつ繰り下げ、同条第21項中「及び主幹」を「、副室長、主幹及び主査」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「主幹」を「副室長」に改め、同項を同条第21項とし、同条中第19項を第20項とし、第5項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 リハビリテーション科に部長、副部長及びリハビリテーション係長を置く。

第5条第3項中「第27項」を「第28項」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 7号

名古屋市病院局職員の職名及び補職名規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表技術職員業務技師の項を削る。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第 8号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1項第 1号中「 184,100円」を「 184,300円」に改める。

第40条第 2項中「 1,000分の 768」を「 1,000分の 868」に、「 1,000分の 968」を「 1,000分の 1,068」に改め、同条第 3項中「支給する時期ごとの割合は、 1,000分の 358（特定管理職員にあつては、 1,000分の 458）」を「割合は、 6月に支給する場合においては 1,000分の 358、12月に支給する場合においては 1,000分の 408（特定管理職員にあつては、 6月に支給する場合においては 1,000分の 458、12月に支給する場合においては 1,000分の 508）」に改める。

第 2条 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第12条第 1項第 2号中「及び孫」を削り、同項中第 5号を第 6号とし、第 4号を第 5号とし、第 3号を第 4号とし、第 2号の次に次の 1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある孫

第12条第 2項を次のように改める。

2 扶養手当の月額、前項第 1号及び第 3号から第 6号までのいずれかに該当する扶養親族については 1人につき 6,500円、同項第 2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1人につき 10,000円とする。

第13条第 1項中「、又は」を「又は」に、「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が

ないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 1 号中「としての」を「たる」に改め、同項第 2 号中「としての」を「たる」に、「前条第 1 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削る。

第15条第 1 項中「の、扶養親族がない職員に第13条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合において」を「、職員に扶養親族で第13条第 1 項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたとき」に、「それぞれ属する」を「属する」に、「退職等した日の」を「退職等した日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 2 項中「、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合」を削り、同条第 3 項中「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第 3 号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第40条第 2 項中「割合は、 6 月に支給する場合においては 1,000 分の 767、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 868（特定管理職員にあっては、 6 月に支給する場合においては 1,000 分の 967、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 1,068）」を「支給する時期ごとの割合は、 100 分の 85（特定管理職員にあっては 100 分の 105）」に改め、同条第 3 項中「割合は、 6 月に支給する場合においては 1,000 分の 358、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 408（特定管理職員にあっては、 6 月に支給する場合においては 1,000 分の 458、12 月に支給する場合においては 1,000 分の 508）」を「支給する時期ごとの割合は、 100 分の 40（特定管理職員にあっては、 100 分の 50）」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
1	127,900	144,400	200,900	226,200
2	128,900	145,900	202,300	227,300
3	129,900	147,400	203,700	228,400
4	130,800	148,800	205,000	229,500
5	131,700	150,200	206,300	230,600
6	132,700	151,700	207,700	231,700
7	133,700	153,200	209,100	232,800
8	134,600	154,600	210,500	233,900
9	135,500	156,000	211,900	235,000
10	136,500	157,500	213,700	236,100
11	137,500	159,000	215,400	237,200
12	138,500	160,400	217,100	238,300
13	139,400	161,800	218,800	239,400
14	140,500	163,300	220,000	240,500
15	141,500	164,800	221,200	241,600
16	142,500	166,200	222,400	242,700
17	143,500	167,600	223,500	243,800
18	144,700	169,100	224,700	244,900
19	145,900	170,600	225,900	246,000
20	147,100	172,000	227,100	247,100
21	148,200	173,400	228,200	248,200
22	149,400	174,900	229,400	249,300
23	150,600	176,400	230,600	250,400
24	151,800	177,800	231,800	251,500
25	153,000	179,200	232,900	252,600
26	154,500	180,700	234,100	253,800
27	156,000	182,200	235,300	255,000
28	157,500	183,600	236,500	256,200
29	158,900	185,000	237,600	257,300
30	160,400	186,500	238,800	258,500
31	161,900	187,900	240,000	259,600
32	163,400	189,300	241,200	260,700
33	164,900	190,700	242,300	261,800
34	166,700	191,900	243,500	262,900
35	168,500	193,100	244,700	264,000
36	170,300	194,300	245,900	265,000
37	172,100	195,500	247,000	266,000
38	173,800	196,600	248,200	267,100
39	175,500	197,700	249,400	268,200
40	177,200	198,800	250,500	269,200

別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
41	178,800	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500
47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200

別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400
98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	
129		263,200	306,100	

別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		
149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

別表第 6を次のように改める。

別表第 6 企業職給料表(6)

職務の級	給料月額
	円
1 級	138,200
2 級	172,600
3 級	213,300
4 級	242,200 (257,800)
5 級	264,200
6 級	271,400
7 級	278,600 (296,600)
8 級	327,100 (357,000)
9 級	403,900

- 備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

別表第 7 2 企業職給料表(2) 級別基準職務表を次のように改める。

2 企業職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技能労務職員の職務
2 級	高度の経験を必要とする業務に従事する技能労務職員の職務
3 級	技能主任の職務
4 級	技能長の職務

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2 条、附則第 3 項、第 5 項から第 8 項まで、第11項及び第12項の規定は、平成29年 4月 1日（以下「切替日」という。）から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の給与に関する規程（以下「平成28年改正後規程」という。）の規定、附則第 4 項及び第 9 項の規定は、平成28年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

3 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で局長の定めるものの切替日における号給又は給料月額は、局長が定める。

(経過措置)

4 適用日から平成29年 3月31日までの間における再任用職員（名古屋市病院局職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第39条第 2 項に規定する特定管理職員に限る。）に対する平成28年改正後規程第40条第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。

5 切替日から平成30年 3月31日までの間における第 2 条の規定による改正後の給与規程（以下「平成29年改正後規程」という。）の適用については、第 12 条第 2 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族については13,000 円、同項第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については 6,700 円、職員に配偶者が不在場合にあってはそのうち 1 人については11,000 円）」と、第13条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに

至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の 3 月31日の経過によ

「(2) 扶

り、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶

(4) 扶

養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第 1 項第 2 号、第 3 号又養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号には第 5 号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の 3 月31日の該当する場合を除く。）

該当する場合を除く。）

経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、第15条

」

第 2 項中「至った場合」とあるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合」と、同条第 3 項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第 3 号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 6 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間における平成29年改正後規程の適用については、第12条第 2 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」とい

う。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第13条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは(3) 扶養親族たる子又は扶

「(2) 扶養親族たる要件を欠

件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは(3) 扶養親族たる子又は扶

(4) 扶養親族たる子又は扶

くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。))

する場合を除く。)

により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

と、第15条第2

」

項中「至った場合」とあるのは「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、同条第3項中「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶

養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

7 切替日の前日において、名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市病院局管理規程第 7号。以下「平成28年改正規程」という。）附則別表第 2の給料表の適用を受けている職員（以下「在職者」という。）に対する平成29年改正後規程別表第 2の適用については、平成33年 4月 1日から当分の間、平成29年改正後規程中「別表第 2」とあるのは「名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市病院局管理規程第 8号）附則別表」とする。

8 在職者のうち職務の級 2級以下にある者の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第 3条第 1項に規定する給料の月額、平成29年10月 1日から当分の間、前項、別表第 2並びに平成28年改正規程附則第 7項及び附則別表第 2の規定にかかわらず、これらの規定の適用により定められる額から当該額に 100分の 5を乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給与規程に規定する手当及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額並びに給与規程第45条に規定する勤務 1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料の月額（給与規程第46条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、前項、別表第 2並びに平成28年改正規程附則第 7項及び附則別表第 2の規定により定められる額とする。

9 在職者に対する平成29年改正後規程附則別表の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（平成28年度における奨励手当に関する特例措置）

10 平成28年12月に支給する職員（別表第 3の適用を受ける職員を除く。）の

奨励手当の額は、平成28年改正後規程第40条第 1項、第 4項及び第 5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される奨励手当の額（以下「基準額」という。）から、第 1号及び第 2号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額から第 1条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前規程」という。）第40条第 1項、第 4項及び第 5項の規定により算定される奨励手当の額を減じた額（以下「調整される額」という。）を超えることとなるときは、調整する額は調整される額と同額とする。

(1) 平成28年 4月 1日（同月 2日から同年12月 1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（給与規程第21条第 2項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に10,000分の18を乗じて得た額に、同年 4月から平成29年 3月までの月数（平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の局長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して局長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 改正前規程の規定に基づいて平成28年 6月及び同年12月に支給された期末手当及び奨励手当並びに調整される額の合計額に10,000分の18を乗じて得た額

（委任）

- 11 附則第 3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

（名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 12 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市病院局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職務の級		給料月額
		円
1	級	131,400
2	級	164,100
3	級	200,200
4	級	230,800 (244,100)
5	級	251,200
6	級	258,000
7	級	264,800 (282,000)
8	級	310,900 (339,400)
9	級	383,900

- 備考 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

- 13 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市病院局管理規程第 7号）の一部を次のように改正する。

附則第 7項中「における」の次に「職員に対する」を加える。

附則別表第 1から附則別表第 4までを次のように改める。

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	139,300	154,200	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	140,400	155,400	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	141,500	156,600	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	142,500	157,800	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	143,500	158,900	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	144,600	160,600	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	145,700	162,200	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	146,800	163,800	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	147,800	165,400	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	149,000	167,100	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	150,100	168,800	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	151,200	170,500	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	152,300	172,200	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	153,800	173,900	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	155,300	175,600	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	156,800	177,300	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	158,200	179,000	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	160,000	180,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	447,000	474,400
19	161,800	182,600	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	163,600	184,400	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	165,400	186,100	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	167,100	188,100	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	168,800	190,000	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
24	170,500	191,900	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	172,200	193,800	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	173,800	195,800	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	175,300	197,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	176,800	199,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	178,300	201,800	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	179,800	203,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	181,300	205,400	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	182,700	207,100	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	184,100	208,800	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	185,600	210,600	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	187,000	212,300	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	188,400	214,000	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	189,800	215,700	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	191,200	217,500	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	192,600	219,200	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	194,000	220,900	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	195,300	222,600	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	196,600	224,400	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	197,900	226,100	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	199,100	227,800	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	200,300	229,500	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	201,500	231,300	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	202,700	233,000	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	203,900	234,700	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700
49	205,100	236,400	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	206,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	207,300	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	208,300	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	209,300	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	210,400	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	211,400	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	212,400	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	213,400	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	214,400	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	215,400	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	216,400	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	217,400	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	218,300	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	219,100	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	219,900	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	220,700	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	221,500	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	222,300	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	223,100	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	223,900	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	224,700	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	225,500	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	226,300	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	227,100	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		
74	227,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)		
75	228,700	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)		
76	229,500	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)		
77	230,200	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)		
78	231,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)		
79	231,800	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)		
80	232,600	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)		
81	233,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)		
82	233,900	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500		
83	234,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200		
84	235,000	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900		

附則別表第 1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	235,500	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600		
86	236,000	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400		
87	236,500	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100		
88	236,900	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800		
89	237,300	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500		
90	237,800	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200		
91	238,200	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900		
92	238,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600		
93	239,000	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300		
94	239,500	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100		
95	239,900	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800		
96	240,300	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500		
97	240,700	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200		
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400			
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100			
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800			
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400			
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100			
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800			
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500			
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100			
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800			
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500			
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100			
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700			
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400			
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000			
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600			
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200			
114		298,300	362,000	377,400	399,400				
115		298,700	362,500	378,100	400,100				
116		299,100	363,000	378,700	400,800				
117		299,500	363,500	379,300	401,500				
118		299,900	364,100	380,000	402,200				
119		300,300	364,600	380,700	402,900				
120		300,700	365,100	381,300	403,500				
121		301,100	365,600	381,900	404,100				
122		301,500		382,600	404,800				
123		301,900		383,300	405,500				
124		302,300		383,900	406,100				
125		302,600		384,500	406,700				
126		303,000		385,200	407,400				
127		303,400		385,900	408,100				
128		303,700		386,500	408,700				

附則別表第1 企業職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		387,100	409,300				
130		304,400		387,800	410,000				
131		304,800		388,400	410,700				
132		305,200		389,000	411,300				
133		305,500		389,600	411,900				
134		305,900		390,300					
135		306,300		390,900					
136		306,600		391,500					
137		306,900		392,100					
138		307,300		392,800					
139		307,600		393,400					
140		307,900		394,000					
141		308,200		394,600					
142		308,600		395,300					
143		308,900		395,900					
144		309,200		396,500					
145		309,500		397,100					
146				397,800					
147				398,400					
148				399,000					
149				399,600					
150				400,300					
151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考 1 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
2 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円
1	127,800	144,900	214,600	229,100	243,900
2	128,800	146,100	216,200	230,600	246,000
3	129,800	147,300	217,800	232,100	248,000
4	130,700	148,500	219,400	233,500	250,000
5	131,600	149,600	220,900	234,900	252,000
6	132,600	150,800	222,500	236,900	254,000
7	133,600	152,000	224,100	238,900	256,000
8	134,500	153,100	225,700	240,900	258,000
9	135,400	154,200	227,300	242,800	260,000
10	136,400	155,400	229,300	244,800	262,100
11	137,400	156,600	231,300	246,800	264,200
12	138,400	157,800	233,200	248,800	266,200
13	139,300	158,900	235,100	250,700	268,200
14	140,400	160,600	237,100	252,800	270,300
15	141,500	162,200	239,000	254,900	272,400
16	142,500	163,800	240,900	256,900	274,500
17	143,500	165,400	242,800	258,900	276,500
18	144,600	167,100	244,700	261,000	278,600
19	145,700	168,800	246,600	263,100	280,700
20	146,800	170,500	248,500	265,200	282,800
21	147,800	172,200	250,400	267,300	284,900
22	149,000	173,900	252,300	269,500	287,100
23	150,100	175,600	254,200	271,600	289,200
24	151,200	177,300	256,100	273,700	291,300
25	152,300	179,000	257,900	275,800	293,400
26	153,800	180,800	259,800	278,000	295,600
27	155,300	182,600	261,700	280,100	297,700
28	156,800	184,400	263,600	282,200	299,800
29	158,200	186,100	265,500	284,300	301,900
30	160,000	188,100	267,400	286,500	304,100
31	161,800	190,000	269,300	288,600	306,200
32	163,600	191,900	271,200	290,700	308,300
33	165,400	193,800	273,100	292,800	310,400
34	167,100	195,800	275,000	295,000	312,700
35	168,800	197,800	276,900	297,200	315,000
36	170,500	199,800	278,800	299,400	317,200
37	172,200	201,800	280,700	301,500	319,400
38	173,800	203,600	282,600	303,600	321,600
39	175,300	205,400	284,500	305,700	323,800
40	176,800	207,100	286,400	307,700	325,900

附則別表第2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
41	178,300	208,800	288,200	309,700	328,000
42	179,800	210,600	290,100	311,600	330,100
43	181,300	212,300	292,000	313,500	332,100
44	182,700	214,000	293,900	315,300	334,100
45	184,100	215,700	295,700	317,100	336,100
46	185,600	217,500	297,600	319,000	338,000
47	187,000	219,200	299,500	320,800	339,800
48	188,400	220,900	301,300	322,600	341,600
49	189,800	222,600	303,100	324,400	343,400
50	191,200	224,400	304,900	326,300	345,200
51	192,600	226,100	306,700	328,100	347,000
52	194,000	227,800	308,500	329,900	348,800
53	195,300	229,500	310,300	331,700	350,500
54	196,600	231,300	312,000	333,200	351,700
55	197,900	233,000	313,700	334,600	352,900
56	199,100	234,700	315,400	336,000	354,000
57	200,300	236,400	317,000	337,400	355,100
58	201,500	238,200	318,500	338,500	356,600
59	202,700	239,900	320,000	339,600	358,100
60	203,900	241,600	321,500	340,600	359,600
61	205,100	243,300	322,900	341,600	361,000
62	206,200	245,100	324,300	342,600	362,000
63	207,300	246,800	325,700	343,600	363,000
64	208,300	248,500	327,100	344,600	364,000
65	209,300	250,200	328,500	345,600	364,900
66	210,400	251,900	329,800	346,300	365,800
67	211,400	253,600	331,100	346,900	366,600
68	212,400	255,300	332,400	347,500	367,400
69	213,400	257,000	333,600	348,100	368,200
70	214,400	258,700	334,700	348,800	368,900
71	215,400	260,300	335,800	349,500	369,600
72	216,400	261,900	336,900	350,200	370,300
73	217,400	263,500	337,900	350,900	371,000
74	218,300	264,500	338,600	351,600	371,700
75	219,100	265,500	339,300	352,300	372,400
76	219,900	266,500	340,000	352,900	373,100
77	220,700	267,400	340,600	353,500	373,800
78	221,500	268,400	341,400	354,200	374,500
79	222,300	269,400	342,200	354,900	375,200
80	223,100	270,400	343,000	355,500	375,900
81	223,900	271,300	343,700	356,100	376,500
82	224,700	272,200	344,400	356,800	377,200
83	225,500	273,100	345,000	357,500	377,900
84	226,300	274,000	345,600	358,100	378,600

附則別表第 2 企業職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	227,100	274,900	346,200	358,700	379,300
86	227,900	275,800	346,800	359,400	380,000
87	228,700	276,700	347,400	360,100	380,700
88	229,500	277,500	348,000	360,700	381,400
89	230,200	278,300	348,500	361,300	382,100
90	231,000	279,200	349,100	362,000	382,800
91	231,800	280,100	349,700	362,600	383,500
92	232,600	280,900	350,300	363,200	384,200
93	233,300	281,700	350,900	363,800	384,900
94	233,900	282,500	351,500	364,500	385,600
95	234,500	283,300	352,000	365,200	386,300
96	235,000	284,100	352,500	365,800	387,000
97	235,500	284,800	353,000	366,400	387,600
98	236,000	285,500	353,600	367,100	388,300
99	236,500	286,200	354,100	367,800	389,000
100	236,900	286,900	354,600	368,400	389,700
101	237,300	287,500	355,100	369,000	390,400
102	237,800	288,200	355,700	369,700	391,100
103	238,200	288,900	356,200	370,400	391,800
104	238,600	289,600	356,700	371,000	392,500
105	239,000	290,200	357,200	371,600	393,200
106	239,500	290,900	357,800	372,300	393,900
107	239,900	291,600	358,300	373,000	394,600
108	240,300	292,200	358,800	373,600	395,300
109	240,700	292,800	359,300	374,200	395,900
110		293,300	359,900	374,900	396,600
111		293,800	360,400	375,500	397,300
112		294,300	360,900	376,100	398,000
113		294,700	361,400	376,700	398,700
114		295,100	362,000	377,400	399,400
115		295,500	362,500	378,100	400,100
116		295,900	363,000	378,700	400,800
117		296,300	363,500	379,300	401,500
118		296,700		380,000	402,200
119		297,100		380,700	402,900
120		297,500		381,300	403,500
121		297,900		381,900	404,100
122		298,300		382,600	404,800
123		298,700		383,300	405,500
124		299,100		383,900	406,100
125		299,500		384,500	406,700
126		299,900		385,200	
127		300,300		385,900	
128		300,700		386,500	

附則別表第 2 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
129		301,100		387,100	
130		301,500		387,800	
131		301,900		388,400	
132		302,300		389,000	
133		302,600		389,600	
134		303,000		390,300	
135		303,400		390,900	
136		303,700		391,500	
137		304,000		392,100	
138		304,400		392,800	
139		304,800		393,400	
140		305,200		394,000	
141		305,500		394,600	
142		305,900		395,300	
143		306,300		395,900	
144		306,600		396,500	
145		306,900		397,100	
146				397,800	
147				398,400	
148				399,000	
149				399,600	
150				400,300	
151				400,900	
152				401,500	
153				402,100	
154				402,700	
155				403,300	
156				403,900	
157				404,400	

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	139,300	154,200	214,600	243,400	260,500	271,100 (309,400)	327,000
2	140,400	155,400	216,200	245,200	262,600	273,200 (311,800)	329,700
3	141,500	156,600	217,800	247,000	264,700	275,300 (314,200)	332,300
4	142,500	157,800	219,400	248,800	266,700	277,300 (316,600)	334,900
5	143,500	158,900	220,900	250,500	268,700	279,300 (319,000)	337,500
6	144,600	160,600	222,500	252,500	270,800	281,500 (321,500)	340,200
7	145,700	162,200	224,100	254,500	272,900	283,700 (324,000)	342,800
8	146,800	163,800	225,700	256,500	275,000	285,800 (326,400)	345,400
9	147,800	165,400	227,300	258,400	277,000	287,900 (328,800)	348,000
10	149,000	167,100	229,300	260,500	279,200	290,200 (331,200)	350,600
11	150,100	168,800	231,300	262,500	281,300	292,400 (333,600)	353,200
12	151,200	170,500	233,200	264,500	283,400	294,600 (335,900)	355,800
13	152,300	172,200	235,100	266,500	285,500	296,800 (338,200)	358,400
14	153,800	173,900	237,100	268,600	287,700	299,100 (340,600)	361,300
15	155,300	175,600	239,000	270,700	289,800	301,400 (342,900)	364,100
16	156,800	177,300	240,900	272,700	291,900	303,600 (345,200)	366,900
17	158,200	179,000	242,800	274,700	294,000	305,800 (347,500)	369,700
18	160,000	180,800	244,700	276,800	296,200	308,200 (349,800)	372,300
19	161,800	182,600	246,600	278,900	298,300	310,600 (352,100)	374,800
20	163,600	184,400	248,500	281,000	300,400	312,900 (354,300)	377,300
21	165,400	186,100	250,400	283,100	302,500	315,200 (356,500)	379,800
22	167,100	188,100	252,300	285,200	304,700	317,600 (358,800)	382,300
23	168,800	190,000	254,200	287,300	306,900	320,000 (361,000)	384,700
24	170,500	191,900	256,100	289,400	309,000	322,400 (363,200)	387,100
25	172,200	193,800	257,900	291,500	311,100	324,700 (365,400)	389,500
26	173,800	195,800	259,800	293,700	313,400	326,700 (367,700)	391,800
27	175,300	197,800	261,700	295,900	315,700	328,700 (369,900)	394,100
28	176,800	199,800	263,600	298,100	318,000	330,700 (372,100)	396,400
29	178,300	201,800	265,500	300,200	320,300	332,600 (374,300)	398,700
30	179,800	203,600	267,400	302,300	322,500	334,600 (376,500)	400,800
31	181,300	205,400	269,300	304,400	324,700	336,600 (378,600)	402,800
32	182,700	207,100	271,200	306,500	326,900	338,600 (380,700)	404,800
33	184,100	208,800	273,100	308,500	329,000	340,500 (382,800)	406,800
34	185,600	210,600	275,000	310,400	331,100	342,600 (384,400)	408,400
35	187,000	212,300	276,900	312,300	333,200	344,700 (386,000)	410,000
36	188,400	214,000	278,800	314,200	335,200	346,700 (387,600)	411,600
37	189,800	215,700	280,700	316,100	337,200	348,700 (389,100)	413,200
38	191,200	217,500	282,600	317,900	339,100	350,800 (390,100)	414,400
39	192,600	219,200	284,500	319,700	341,000	352,800 (391,100)	415,500
40	194,000	220,900	286,400	321,500	342,800	354,800 (392,000)	416,600

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	195,300	222,600	288,200	323,300	344,600	356,800 (392,900)	417,700
42	196,600	224,400	290,100	324,700	346,200	358,600 (394,300)	418,700
43	197,900	226,100	292,000	326,100	347,800	360,300 (395,600)	419,700
44	199,100	227,800	293,900	327,500	349,300	362,000 (396,900)	420,700
45	200,300	229,500	295,700	328,900	350,800	363,700 (398,200)	421,600
46	201,500	231,300	297,600	330,300	352,000	365,500 (399,200)	422,600
47	202,700	233,000	299,500	331,600	353,200	367,300 (400,200)	423,600
48	203,900	234,700	301,300	332,900	354,400	369,000 (401,200)	424,500
49	205,100	236,400	303,100	334,200	355,500	370,700 (402,200)	425,400
50	206,200	238,200	304,900	335,700	357,100	372,000 (402,900)	426,400
51	207,300	239,900	306,700	337,200	358,700	373,300 (403,600)	427,400
52	208,300	241,600	308,500	338,700	360,300	374,500 (404,300)	428,300
53	209,300	243,300	310,300	340,100	361,800	375,700 (405,000)	429,200
54	210,400	245,100	312,000	341,300	363,000	376,900 (405,700)	430,200
55	211,400	246,800	313,700	342,400	364,200	378,100 (406,400)	431,200
56	212,400	248,500	315,400	343,500	365,400	379,200 (407,100)	432,100
57	213,400	250,200	317,000	344,600	366,600	380,300 (407,800)	433,000
58	214,400	251,900	318,500	345,700	367,600	381,200 (408,500)	434,000
59	215,400	253,600	320,000	346,700	368,500	382,100 (409,200)	435,000
60	216,400	255,300	321,500	347,700	369,400	383,000 (409,900)	435,900
61	217,400	257,000	322,900	348,700	370,300	383,800 (410,500)	436,800
62	218,300	258,700	324,300	349,700	371,300	384,500 (411,200)	437,800
63	219,100	260,300	325,700	350,600	372,200	385,200 (411,900)	438,800
64	219,900	261,900	327,100	351,500	373,100	385,900 (412,600)	439,700
65	220,700	263,500	328,500	352,400	374,000	386,600 (413,300)	440,600
66	221,500	264,500	329,800	353,300	374,900	387,300 (414,000)	441,600
67	222,300	265,500	331,100	354,100	375,800	388,000 (414,700)	442,600
68	223,100	266,500	332,400	354,900	376,700	388,700 (415,400)	443,600
69	223,900	267,400	333,600	355,700	377,600	389,300 (416,100)	444,500
70	224,700	268,400	334,700	356,500	378,500	390,000 (416,800)	445,500
71	225,500	269,400	335,800	357,300	379,300	390,700 (417,500)	446,500
72	226,300	270,400	336,900	358,100	380,100	391,400 (418,200)	447,400
73	227,100	271,300	337,900	358,900	380,900	392,100 (418,900)	448,300
74	227,900	272,200	338,600	359,600	381,600	392,800 (419,600)	449,300
75	228,700	273,100	339,300	360,300	382,300	393,500 (420,300)	450,300
76	229,500	274,000	340,000	360,900	383,000	394,200 (421,000)	451,200
77	230,200	274,900	340,600	361,500	383,700	394,900 (421,600)	452,100
78	231,000	275,800	341,400	362,200	384,400	395,600 (422,300)	453,100
79	231,800	276,700	342,200	362,900	385,100	396,300 (423,000)	454,000
80	232,600	277,500	343,000	363,600	385,800	397,000 (423,700)	454,900
81	233,300	278,300	343,700	364,200	386,500	397,700 (424,400)	455,800
82	233,900	279,200	344,400	364,900	387,200	398,400 (425,100)	456,800
83	234,500	280,100	345,000	365,600	387,900	399,100 (425,800)	457,800
84	235,000	280,900	345,600	366,300	388,600	399,800 (426,500)	458,700

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	235,500	281,700	346,200	366,900	389,200	400,400 (427,100)	459,600
86	236,000	282,500	346,800	367,600	389,900	401,100 (427,800)	
87	236,500	283,300	347,400	368,300	390,600	401,800 (428,500)	
88	236,900	284,100	348,000	369,000	391,300	402,500 (429,100)	
89	237,300	284,800	348,500	369,600	392,000	403,200 (429,700)	
90	237,800	285,500	349,100	370,300	392,700	403,900	
91	238,200	286,200	349,700	371,000	393,400	404,600	
92	238,600	286,900	350,300	371,600	394,100	405,300	
93	239,000	287,500	350,900	372,200	394,800	406,000	
94	239,500	288,200	351,500	372,900	395,500	406,700	
95	239,900	288,900	352,000	373,600	396,200	407,400	
96	240,300	289,600	352,500	374,300	396,900	408,100	
97	240,700	290,200	353,000	374,900	397,600	408,700	
98		290,900	353,600	375,600	398,300	409,400	
99		291,600	354,100	376,300	399,000	410,100	
100		292,200	354,600	376,900	399,700	410,800	
101		292,800	355,100	377,500	400,300	411,400	
102		293,300	355,700	378,200	401,000	412,100	
103		293,800	356,200	378,900	401,700	412,800	
104		294,300	356,700	379,500	402,400	413,500	
105		294,700	357,200	380,100	403,000	414,100	
106		295,100	357,800	380,800	403,700	414,800	
107		295,500	358,300	381,500	404,400	415,500	
108		295,900	358,800	382,100	405,000	416,100	
109		296,300	359,300	382,700	405,600	416,700	
110		296,700	359,900	383,400	406,300	417,400	
111		297,100	360,400	384,000	407,000	418,000	
112		297,500	360,900	384,600	407,600	418,600	
113		297,900	361,400	385,200	408,200	419,200	
114		298,300	362,000	385,900	408,900		
115		298,700	362,500	386,600	409,500		
116		299,100	363,000	387,200	410,100		
117		299,500	363,500	387,800	410,700		
118		299,900		388,500			
119		300,300		389,100			
120		300,700		389,700			
121		301,100		390,300			
122		301,500		391,000			
123		301,900		391,600			
124		302,300		392,200			
125		302,600		392,800			
126		303,000		393,500			
127		303,400		394,100			
128		303,700		394,700			

附則別表第 3 企業職給料表(4)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		395,300			
130		304,400		396,000			
131		304,800		396,600			
132		305,200		397,200			
133		305,500		397,800			
134		305,900		398,400			
135		306,300		399,000			
136		306,600		399,600			
137		306,900		400,200			
138				400,900			
139				401,500			
140				402,100			
141				402,700			
142				403,300			
143				403,900			
144				404,500			
145				405,100			

備考 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	147,800	154,200	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	324,400
2	149,000	155,400	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	327,100
3	150,100	156,600	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	329,700
4	151,200	157,800	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	332,300
5	152,300	158,900	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,900
6	153,800	160,600	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,300
7	155,300	162,200	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,600
8	156,800	163,800	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	341,900
9	158,200	165,400	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	344,200
10	160,000	167,100	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	346,600
11	161,800	168,800	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	348,900
12	163,600	170,500	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	351,200
13	165,400	172,200	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	353,500
14	167,100	173,900	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	355,800
15	168,800	175,600	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	358,100
16	170,500	177,300	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	360,400
17	172,200	179,000	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	362,700
18	173,800	180,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	365,100
19	175,300	182,600	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	367,400
20	176,800	184,400	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	369,700
21	178,300	186,100	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,000
22	179,800	188,100	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,200
23	181,300	190,000	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,400
24	182,700	191,900	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,600
25	184,100	193,800	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	380,800
26	185,600	195,800	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	382,800
27	187,000	197,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	384,800
28	188,400	199,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	386,800
29	189,800	201,800	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	388,700
30	191,200	203,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,400
31	192,600	205,400	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,100
32	194,000	207,100	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	393,800
33	195,300	208,800	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,400
34	196,600	210,600	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	396,900
35	197,900	212,300	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,300
36	199,100	214,000	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,700
37	200,300	215,700	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100
38	201,500	217,500	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,200
39	202,700	219,200	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,300
40	203,900	220,900	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,300

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
41	205,100	222,600	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,300
42	206,200	224,400	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,300
43	207,300	226,100	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,300
44	208,300	227,800	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,300
45	209,300	229,500	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,300
46	210,400	231,300	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,300
47	211,400	233,000	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,300
48	212,400	234,700	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,300
49	213,400	236,400	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300
50	214,400	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,200
51	215,400	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	415,000
52	216,400	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,800
53	217,400	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,600
54	218,300	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,400
55	219,100	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	418,200
56	219,900	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	419,000
57	220,700	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,700
58	221,500	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,500
59	222,300	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	421,300
60	223,100	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	422,100
61	223,900	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,900
62	224,700	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,700
63	225,500	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	424,500
64	226,300	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	425,300
65	227,100	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	426,000
66	227,900	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,800
67	228,700	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	427,600
68	229,500	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	428,400
69	230,200	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	429,200
70	231,000	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	430,000
71	231,800	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	430,800
72	232,600	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	431,600
73	233,300	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	432,300
74	233,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	433,100
75	234,500	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	433,900
76	235,000	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	434,700
77	235,500	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	435,500
78	236,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	
79	236,500	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	
80	236,900	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	
81	237,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	
82	237,800	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	
83	238,200	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	
84	238,600	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85	239,000	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	
86	239,500	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	
87	239,900	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	
88	240,300	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	
89	240,700	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	
90		285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	
91		286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	
92		286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	
93		287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	
94		288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	
95		288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	
96		289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	
97		290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800	
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500	
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100	
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700	
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400	
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000	
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600	
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200	
114		298,300	362,000	377,400	399,400		
115		298,700	362,500	378,100	400,100		
116		299,100	363,000	378,700	400,800		
117		299,500	363,500	379,300	401,500		
118		299,900		380,000	402,200		
119		300,300		380,700	402,900		
120		300,700		381,300	403,500		
121		301,100		381,900	404,100		
122		301,500		382,600	404,800		
123		301,900		383,300	405,500		
124		302,300		383,900	406,100		
125		302,600		384,500	406,700		
126		303,000		385,200			
127		303,400		385,900			
128		303,700		386,500			

附則別表第 4 企業職給料表(5)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
129		304,000		387,100			
130		304,400		387,800			
131		304,800		388,400			
132		305,200		389,000			
133		305,500		389,600			
134		305,900		390,300			
135		306,300		390,900			
136		306,600		391,500			
137		306,900		392,100			
138				392,800			
139				393,400			
140				394,000			
141				394,600			
142				395,300			
143				395,900			
144				396,500			
145				397,100			
146				397,800			
147				398,400			
148				399,000			
149				399,600			
150				400,300			
151				400,900			
152				401,500			
153				402,100			
154				402,700			
155				403,300			
156				403,900			
157				404,400			

備考 この表の 6 級の 1 号給から 89 号給までの括弧内の金額は、6 級の職にある職員で局長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
1	128,000	145,100	215,000	229,500	244,300
2	129,000	146,300	216,600	231,000	246,400
3	130,000	147,500	218,200	232,500	248,400
4	130,900	148,700	219,800	233,900	250,400
5	131,800	149,800	221,300	235,300	252,400
6	132,800	151,000	222,900	237,300	254,500
7	133,800	152,200	224,500	239,300	256,500
8	134,700	153,400	226,100	241,300	258,500
9	135,600	154,500	227,700	243,200	260,500
10	136,600	155,700	229,700	245,200	262,600
11	137,600	156,900	231,700	247,200	264,700
12	138,600	158,100	233,600	249,200	266,700
13	139,500	159,200	235,500	251,100	268,700
14	140,600	160,900	237,500	253,200	270,800
15	141,700	162,500	239,400	255,300	272,900
16	142,700	164,100	241,300	257,400	275,000
17	143,700	165,700	243,200	259,400	277,000
18	144,800	167,400	245,100	261,500	279,100
19	145,900	169,100	247,000	263,600	281,200
20	147,000	170,800	248,900	265,700	283,300
21	148,000	172,500	250,800	267,800	285,400
22	149,200	174,200	252,700	270,000	287,600
23	150,400	175,900	254,600	272,100	289,700
24	151,500	177,600	256,500	274,200	291,800
25	152,600	179,300	258,400	276,300	293,900
26	154,100	181,100	260,300	278,500	296,100
27	155,600	182,900	262,200	280,600	298,200
28	157,100	184,700	264,100	282,700	300,300
29	158,500	186,400	266,000	284,800	302,400
30	160,300	188,400	267,900	287,000	304,600
31	162,100	190,300	269,800	289,100	306,800
32	163,900	192,200	271,700	291,200	308,900
33	165,700	194,100	273,600	293,300	311,000
34	167,400	196,100	275,500	295,500	313,300
35	169,100	198,100	277,400	297,700	315,600
36	170,800	200,100	279,300	299,900	317,800
37	172,500	202,100	281,200	302,000	320,000
38	174,100	203,900	283,100	304,100	322,200
39	175,600	205,700	285,000	306,200	324,400
40	177,100	207,500	286,900	308,300	326,500

附則別表 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
41	178,600	209,200	288,700	310,300	328,600
42	180,100	211,000	290,600	312,200	330,700
43	181,600	212,700	292,500	314,100	332,700
44	183,000	214,400	294,400	315,900	334,700
45	184,400	216,100	296,200	317,700	336,700
46	185,900	217,900	298,100	319,600	338,600
47	187,300	219,600	300,000	321,400	340,400
48	188,700	221,300	301,800	323,200	342,200
49	190,100	223,000	303,600	325,000	344,000
50	191,500	224,800	305,500	326,900	345,800
51	192,900	226,500	307,300	328,700	347,600
52	194,300	228,200	309,100	330,500	349,400
53	195,600	229,900	310,900	332,300	351,100
54	196,900	231,700	312,600	333,800	352,300
55	198,200	233,400	314,300	335,200	353,500
56	199,400	235,100	316,000	336,600	354,700
57	200,600	236,800	317,600	338,000	355,800
58	201,900	238,600	319,100	339,100	356,700
59	203,100	240,300	320,600	340,200	357,600
60	204,300	242,000	322,100	341,200	358,500
61	205,500	243,700	323,500	342,200	359,300
62	206,600	245,500	324,900	343,200	360,100
63	207,700	247,200	326,300	344,200	360,900
64	208,700	248,900	327,700	345,200	361,700
65	209,700	250,600	329,100	346,200	362,500
66	210,800	252,400	330,400	346,900	363,200
67	211,800	254,100	331,700	347,500	363,800
68	212,800	255,800	333,000	348,100	364,400
69	213,800	257,500	334,200	348,700	365,000
70	214,800	259,200	335,300	349,300	365,700
71	215,800	260,800	336,400	349,900	366,300
72	216,800	262,400	337,500	350,500	366,900
73	217,800	264,000	338,500	351,100	367,500
74	218,700	265,000	339,200	351,700	368,200
75	219,500	266,000	339,900	352,300	368,800
76	220,300	267,000	340,600	352,900	369,400
77	221,100	267,900	341,200	353,500	370,000
78	221,900	268,900	341,800	354,100	370,700
79	222,700	269,900	342,400	354,700	371,300
80	223,500	270,900	343,000	355,300	371,900
81	224,300	271,800	343,600	355,900	372,500
82	225,100	272,700	344,200	356,500	373,200
83	225,900	273,600	344,800	357,100	373,800
84	226,700	274,500	345,400	357,700	374,400

附則別表 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
85	227,500	275,400	346,000	358,300	375,000
86	228,300	276,300	346,600	358,900	375,700
87	229,100	277,200	347,200	359,500	376,300
88	229,900	278,000	347,800	360,100	376,900
89	230,600	278,800	348,400	360,700	377,500
90	231,400	279,700	349,000	361,300	378,200
91	232,200	280,600	349,600	361,900	378,800
92	233,000	281,400	350,200	362,500	379,400
93	233,700	282,200	350,800	363,100	380,000
94	234,300	283,000	351,400	363,700	380,700
95	234,900	283,800	352,000	364,200	381,300
96	235,400	284,600	352,500	364,700	381,900
97	235,900	285,300	353,000	365,200	382,500
98	236,400	286,000	353,600	365,800	383,200
99	236,900	286,700	354,200	366,300	383,800
100	237,300	287,400	354,700	366,800	384,400
101	237,700	288,000	355,200	367,300	385,000
102	238,200	288,700	355,800	367,900	385,700
103	238,600	289,400	356,300	368,400	386,300
104	239,000	290,100	356,800	368,900	386,900
105	239,400	290,700	357,300	369,400	387,500
106	239,900	291,400	357,800	370,000	388,200
107	240,300	292,100	358,300	370,500	388,800
108	240,700	292,700	358,800	371,000	389,400
109	241,100	293,300	359,300	371,500	390,000
110		293,800	359,800	372,100	390,600
111		294,300	360,300	372,600	391,200
112		294,800	360,800	373,100	391,800
113		295,200	361,300	373,600	392,400
114		295,600	361,800	374,200	393,000
115		296,000	362,300	374,700	393,600
116		296,400	362,800	375,200	394,200
117		296,800	363,300	375,700	394,800
118		297,200		376,300	395,400
119		297,600		376,800	396,000
120		298,000		377,300	396,600
121		298,400		377,800	397,100
122		298,800		378,400	397,700
123		299,200		378,900	398,300
124		299,600		379,400	398,900
125		300,000		379,900	399,400
126		300,400		380,500	
127		300,800		381,000	
128		301,200		381,500	

附則別表 企業職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
129		301,600		382,000	
130		302,000		382,600	
131		302,400		383,100	
132		302,800		383,600	
133		303,100		384,100	
134		303,500		384,700	
135		303,900		385,200	
136		304,300		385,700	
137		304,600		386,200	
138		305,000		386,800	
139		305,400		387,300	
140		305,800		387,800	
141		306,100		388,300	
142		306,500		388,900	
143		306,900		389,400	
144		307,200		389,900	
145		307,500		390,400	
146				391,000	
147				391,500	
148				392,000	
149				392,500	
150				393,100	
151				393,600	
152				394,100	
153				394,600	
154				395,200	
155				395,700	
156				396,200	
157				396,700	

名古屋市病院局管理規程第 9号

名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

附則第 3項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	年 齢	金 額
16 歳	132,700 円	29 歳	180,300 円
17	134,600	30	185,900
18	137,500	31	191,200
19	139,400	32	196,800
20	143,500	33	196,800
21	145,900	34	196,800
22	148,200	35	196,800
23	151,800	36	196,800
24	156,000	37	197,900
25	160,400	38	197,900
26	168,500	39	202,100
27	173,800	40歳以上	206,500
28	177,200		

別表第 2初任給表 1企業職給料表(1) 中「 175,600」を「 175,300」に、「 155,600」を「 155,300」に、「 145,900」を「 145,700」に、「 169,100」を「 168,800」に、「 141,700」を「 141,500」に改める。

別表第 2初任給表 2企業職給料表(2) 中「 155,600円」を「 156,000円」に、「 141,700円」を「 141,500円」に、「 133,800円」を「 133,700円」に改める。

別表第 2 初任給表 4 企業職給料表(4) 中「 175,600」を「 175,300」に、「 162,100」を「 161,800」に、「 169,100」を「 168,800」に、「 165,700」を「 165,400」に、「 158,500」を「 158,200」に、「 155,600」を「 155,300」に、「 141,700」を「 141,500」に改める。

別表第 2 初任給表 5 企業職給料表(5) 中「 185,900」を「 185,600」に、「 178,600」を「 178,300」に、「 184,400」を「 184,100」に、「 172,500」を「 172,200」に、「 150,400」を「 150,100」に、「 175,600」を「 175,300」に、「 169,100」を「 168,800」に「 162,100」を「 161,800」に改める。

別表第 6 昇格時号給対応表 2 企業職給料表(2) を次のように改める。

別表第6

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	2	1	1
2	2	1	1
3	2	1	1
4	2	1	1
5	2	1	1
6	2	1	1
7	2	1	1
8	2	1	1
9	2	1	1
10	2	1	2
11	2	1	3
12	2	1	4
13	2	1	5
14	2	1	6
15	2	1	7
16	2	1	8
17	2	1	9
18	3	1	10
19	4	1	11
20	5	1	12
21	6	1	13
22	7	1	14
23	8	1	15
24	9	1	16
25	10	1	17
26	11	1	18
27	12	1	19
28	13	1	20
29	14	1	21
30	15	1	22
31	16	1	23
32	17	1	24
33	18	1	25
34	19	2	26
35	20	3	27
36	21	4	28
37	22	5	29
38	23	6	30
39	24	7	31
40	25	8	32
41	26	9	33
42	27	10	34
43	28	11	35
44	29	12	36
45	30	13	37

46	31	14	38
47	32	15	39
48	33	16	40
49	34	17	41
50	35	18	42
51	36	19	43
52	37	20	44
53	38	21	45
54	39	22	46
55	40	23	47
56	41	24	48
57	42	25	49
58	43	25	50
59	44	26	51
60	45	26	52
61	46	27	53
62	47	27	54
63	48	28	55
64	49	28	56
65	50	29	57
66	51	30	58
67	52	31	59
68	53	32	60
69	54	33	61
70	55	34	62
71	56	35	63
72	57	36	64
73	58	37	65
74	59	38	66
75	60	39	67
76	61	40	68
77	62	41	69
78	62	42	70
79	63	43	71
80	63	44	72
81	64	45	73
82	64	46	74
83	65	47	75
84	65	48	76
85	66	49	77
86	66	49	78
87	67	50	79
88	67	50	80
89	68	51	81
90	68	51	81

91	69	52	82
92	69	52	82
93	70	53	83
94	70	53	83
95	71	54	84
96	71	54	84
97	72	55	85
98	72	55	86
99	73	56	87
100	73	56	88
101	74	57	89
102	74	57	89
103	75	57	90
104	75	58	90
105	76	58	91
106	76	58	91
107	77	59	92
108	77	59	92
109	78	59	93
110	78	60	93
111	79	60	94
112	79	60	94
113	80	61	95
114	80	61	95
115	81	61	96
116	81	61	96
117	82	62	97
118	82	62	97
119	82	62	98
120	83	62	98
121	83	63	99
122		63	99
123		63	100
124		63	100
125		64	101
126		64	102
127		64	103
128		64	104
129		65	105
130		65	105
131		65	106
132		65	106
133		66	107
134		66	
135		66	

136		66	
137		67	
138		67	
139		67	
140		67	
141		68	
142		68	
143		68	
144		68	
145		69	
146		69	
147		69	
148		69	
149		70	
150		70	
151		70	
152		70	
153		71	
154		71	
155		71	
156		71	
157		72	
158		72	
159		72	
160		72	
161		73	

別表第 6 の 2 降格時号給対応表 2 企業職給料表(2) を次のように改める。

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	17	33	9
2	17	34	10
3	18	35	11
4	19	36	12
5	20	37	13
6	21	38	14
7	22	39	15
8	23	40	16
9	24	41	17
10	25	42	18
11	26	43	19
12	27	44	20
13	28	45	21
14	29	46	22
15	30	47	23
16	31	48	24
17	32	49	25
18	33	50	26
19	34	51	27
20	35	52	28
21	36	53	29
22	37	54	30
23	38	55	31
24	39	56	32
25	40	58	33
26	41	60	34
27	42	62	35
28	43	64	36
29	44	65	37
30	45	66	38
31	46	67	39
32	47	68	40
33	48	69	41
34	49	70	42
35	50	71	43
36	51	72	44
37	52	73	45
38	53	74	46
39	54	75	47
40	55	76	48
41	56	77	49
42	57	78	50
43	58	79	51
44	59	80	52
45	60	81	53

46	61	82	54
47	62	83	55
48	63	84	56
49	64	86	57
50	65	88	58
51	66	90	59
52	67	92	60
53	68	94	61
54	69	96	62
55	70	98	63
56	71	100	64
57	72	103	65
58	73	106	66
59	74	109	67
60	75	112	68
61	76	116	69
62	78	120	70
63	80	124	71
64	82	128	72
65	84	132	73
66	86	136	74
67	88	140	75
68	90	144	76
69	92	148	77
70	94	152	78
71	96	156	79
72	98	160	80
73	100	161	81
74	102	161	82
75	104	161	83
76	106	161	84
77	108	161	85
78	110	161	86
79	112	161	87
80	114	161	88
81	116	161	90
82	119	161	92
83	121	161	94
84	121	161	96
85	121	161	97
86	121	161	98
87	121	161	99
88	121	161	100
89	121	161	102
90	121	161	104

91	121	161	106
92	121	161	108
93	121	161	110
94	121	161	112
95	121	161	114
96	121	161	116
97	121	161	118
98	121	161	120
99	121	161	122
100	121	161	124
101	121	161	125
102	121	161	126
103	121	161	127
104	121	161	128
105	121	161	130
106	121	161	132
107	121	161	133
108	121	161	133
109	121	161	133
110	121	161	133
111	121	161	133
112	121	161	133
113	121	161	133
114	121	161	133
115	121	161	133
116	121	161	133
117	121	161	133
118	121	161	133
119	121	161	133
120	121	161	133
121	121	161	133
122	121	161	
123	121	161	
124	121	161	
125	121	161	
126	121	161	
127	121	161	
128	121	161	
129	121	161	
130	121	161	
131	121	161	
132	121	161	
133	121	161	
134	121		
135	121		

136	121		
137	121		
138	121		
139	121		
140	121		
141	121		
142	121		
143	121		
144	121		
145	121		
146	121		
147	121		
148	121		
149	121		
150	121		
151	121		
152	121		
153	121		
154	121		
155	121		
156	121		
157	121		
158	121		
159	121		
160	121		
161	121		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市病院局管理規程第 8号）附則第 7項の規定の適用を受ける職員（以下「在職者」という。）のうち職務の級 3級以上にある者の昇給の号給数は、当分の間、この規定による改正後の名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正後規程」という。）第19条及び第26条の規定にかかわらず、これらの規定による昇給の号給数から、 1（職員の定年に達する日の属する年度にあつては、別に定める数）を減じて得た号給数（当該号給数が負となる場合にあつては、 0）とする。
- 3 在職者に対する改正後規程別表第 6及び別表第 6の 2の適用については、当分の間、改正後規程中「別表第 6」とあるのは「名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市病院局管理規程第 9号）附則別表第 1」と、「別表第 6の 2」とあるのは「名古屋市病院局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市病院局管理規程第 9号）附則別表第 2」とする。

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	2	1	1	3
2	2	1	1	3
3	2	1	1	3
4	2	1	1	3
5	2	1	1	3
6	2	1	2	4
7	2	1	3	5
8	2	1	4	6
9	2	1	5	7
10	2	1	6	8
11	2	1	7	9
12	2	1	8	10
13	2	1	9	11
14	2	1	10	12
15	2	1	11	13
16	2	1	12	14
17	2	1	13	15
18	3	1	14	16
19	4	1	15	17
20	5	1	16	18
21	6	1	17	19
22	7	1	18	20
23	8	1	19	21
24	9	1	20	22
25	10	1	21	23
26	11	1	22	24
27	12	1	23	25
28	13	1	24	26
29	14	1	25	27
30	15	1	26	28
31	16	1	27	29
32	17	1	28	30
33	18	1	29	31
34	19	1	30	32
35	20	1	31	33
36	21	1	32	34
37	22	1	33	35
38	23	2	34	36
39	24	3	35	37
40	25	4	36	38
41	26	5	37	39
42	27	6	38	40
43	28	7	39	41
44	29	8	40	42
45	30	9	41	43

46	31	10	42	44
47	32	11	43	45
48	33	12	44	46
49	34	13	45	47
50	35	14	46	48
51	36	15	47	49
52	37	16	48	50
53	38	17	49	51
54	39	18	50	52
55	40	19	51	53
56	41	20	52	54
57	42	21	53	55
58	43	22	54	56
59	44	23	55	57
60	45	24	56	58
61	46	25	57	59
62	47	26	58	60
63	48	27	59	61
64	49	28	60	62
65	50	29	61	63
66	50	30	62	64
67	51	31	63	65
68	51	32	64	66
69	52	33	65	67
70	52	34	66	68
71	53	35	67	69
72	53	36	68	70
73	54	37	69	71
74	54	38	70	71
75	55	39	71	72
76	55	40	72	72
77	56	41	73	73
78	56	41	74	73
79	57	42	75	74
80	57	42	76	74
81	58	43	77	75
82	58	43	78	76
83	59	44	79	77
84	59	44	80	78
85	60	45	81	79
86	60	45	82	80
87	61	46	83	81
88	61	46	84	82
89	62	47	85	83
90	62	47	86	84

91	62	48	87	85
92	63	48	88	86
93	63	49	89	87
94	63	49	90	88
95	64	49	91	89
96	64	50	92	90
97	64	50	93	91
98	65	50	94	92
99	65	51	95	93
100	65	51	96	94
101	66	51	97	95
102	66	52	98	96
103	66	52	99	97
104	66	52	100	98
105	67	53	101	99
106	67	53	102	100
107	67	53	103	101
108	67	54	104	102
109	68	54	105	103
110		54	106	104
111		55	107	105
112		55	108	106
113		55	109	107
114		56	110	107
115		56	111	108
116		56	112	108
117		57	113	109
118		57		109
119		57		110
120		57		110
121		57		111
122		58		112
123		58		113
124		58		114
125		58		115
126		58		116
127		59		117
128		59		118
129		59		119
130		59		120
131		59		121
132		60		122
133		60		123
134		60		124
135		60		125

136		60		125
137		61		125
138		61		125
139		61		125
140		61		125
141		61		125
142		61		125
143		62		125
144		62		125
145		62		125
146				125
147				125
148				125
149				125
150				125
151				125
152				125
153				125
154				125
155				125
156				125
157				125

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	17	37	5	5
2	17	38	6	5
3	18	39	7	5
4	19	40	8	6
5	20	41	9	7
6	21	42	10	8
7	22	43	11	9
8	23	44	12	10
9	24	45	13	11
10	25	46	14	12
11	26	47	15	13
12	27	48	16	14
13	28	49	17	15
14	29	50	18	16
15	30	51	19	17
16	31	52	20	18
17	32	53	21	19
18	33	54	22	20
19	34	55	23	21
20	35	56	24	22
21	36	57	25	23
22	37	58	26	24
23	38	59	27	25
24	39	60	28	26
25	40	61	29	27
26	41	62	30	28
27	42	63	31	29
28	43	64	32	30
29	44	65	33	31
30	45	66	34	32
31	46	67	35	33
32	47	68	36	34
33	48	69	37	35
34	49	70	38	36
35	50	71	39	37
36	51	72	40	38
37	52	73	41	39
38	53	74	42	40
39	54	75	43	41
40	55	76	44	42
41	56	78	45	43
42	57	80	46	44
43	58	82	47	45
44	59	84	48	46
45	60	86	49	47

46	61	88	50	48
47	62	90	51	49
48	63	92	52	50
49	64	95	53	51
50	66	98	54	52
51	68	101	55	53
52	70	104	56	54
53	72	107	57	55
54	74	110	58	56
55	76	113	59	57
56	78	116	60	58
57	80	121	61	59
58	82	126	62	60
59	84	131	63	61
60	86	136	64	62
61	88	142	65	63
62	91	145	66	64
63	94	145	67	65
64	97	145	68	66
65	100	145	69	67
66	104	145	70	68
67	108	145	71	69
68	109	145	72	70
69	109	145	73	71
70	109	145	74	72
71	109	145	75	74
72	109	145	76	76
73	109	145	77	78
74	109	145	78	80
75	109	145	79	81
76	109	145	80	82
77	109	145	81	83
78	109	145	82	84
79	109	145	83	85
80	109	145	84	86
81	109	145	85	87
82	109	145	86	88
83	109	145	87	89
84	109	145	88	90
85	109	145	89	91
86	109	145	90	92
87	109	145	91	93
88	109	145	92	94
89	109	145	93	95
90	109	145	94	96

91	109	145	95	97
92	109	145	96	98
93	109	145	97	99
94	109	145	98	100
95	109	145	99	101
96	109	145	100	102
97	109	145	101	103
98	109	145	102	104
99	109	145	103	105
100	109	145	104	106
101	109	145	105	107
102	109	145	106	108
103	109	145	107	109
104	109	145	108	110
105	109	145	109	111
106	109	145	110	112
107	109	145	111	114
108	109	145	112	116
109	109	145	113	118
110	109	145	114	120
111	109	145	115	121
112	109	145	116	122
113	109	145	117	123
114	109	145	117	124
115	109	145	117	125
116	109	145	117	126
117	109	145	117	127
118	109		117	128
119	109		117	129
120	109		117	130
121	109		117	131
122	109		117	132
123	109		117	133
124	109		117	134
125	109		117	135
126	109		117	
127	109		117	
128	109		117	
129	109		117	
130	109		117	
131	109		117	
132	109		117	
133	109		117	
134	109		117	
135	109		117	

136	109		117	
137	109		117	
138	109		117	
139	109		117	
140	109		117	
141	109		117	
142	109		117	
143	109		117	
144	109		117	
145	109		117	
146			117	
147			117	
148			117	
149			117	
150			117	
151			117	
152			117	
153			117	
154			117	
155			117	
156			117	
157			117	

名古屋市病院局管理規程第10号

名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 1条 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2項第 7号中「とする。」の次に「次号において同じ。」を加え、同項中第 8号を第 9号とし、第 7号の次に次の 1号を加える。

(8) 職務専念義務特例条例及び職免規程第 2条第 1項第12号の 2の規定による職務に専念する義務の免除の承認を得て 1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

第17条の 2第 1号中「 1,000分の 783から 1,000分の 1,113まで」を「 1,000分の 883から 1,000分の 1,213まで」に改める。

附則第 2項中「課長段階の職にある者」を「 2級にある長期経験係長」に改める。

第 2条 名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部を次のように改正する。

第17条第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2号中「 4級」を「 3級」に改め、同条第 2項第 5号中「、第 2号」を削り、「 5級にある者（前号に掲げる者を除く。）」の次に「、同項第 2号の職員のうち職務の級 4級にある者」を加える。

第17条の 2第 1号中「 6月に支給する場合においては 1,000分の 782から 1,000分の 1,112まで、12月に支給する場合においては 1,000分の 883から 1,000分の 1,213まで」を「支給する時期ごとに 1,000分の 865から 1,000

分の 1,195まで」に改め、同項第 2号中「1,000分の 368から 1,000分の 528まで」を「100分の41から 100分の57まで」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2条及び附則第 6項の規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程第17条の 2の規定は平成28年 4月 1日から、同規程附則第 2項の規定は同年 6月 1日から適用する。

(平成29年給与改正規程附則第10項第 1号に規定する局長が定める期間)

- 3 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年名古屋市病院局管理規程第 8号。以下「平成29年給与改正規程」という。）附則第10項第 1号に規定する「局長が定める期間」は、次に掲げる期間とする。

- (1) 平成29年給与改正規程による改正前の名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条第 2項又は職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）第 2条の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第 289号）第 6条第 1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の17第 1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第 1号）第 2条第 1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第 2条第 1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3年法律第 110号）第 2条の規

定により育児休業をしていた期間をいう。）、配偶者同行休業期間（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年名古屋市条例第66号）第2条第1項（同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者同行休業をしていた期間をいう。）又は自己啓発等休業期間（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年名古屋市条例第4号）第2条第1項（同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業をしていた期間をいう。）

(3) 停職期間（地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）

(4) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号。以下「基準条例」という。）第13条の規定により給与を減額された期間（以下「給与減額期間」という。）のうち名古屋市病院局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第19号）第17条の規定による介護休暇の承認若しくは同規程第19条の規定による無給休暇の承認若しくは職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第7条の規定による部分休業の承認を受けたこと若しくは基準条例第13条に規定するその他これらに準ずるものとして管理者が定める場合に該当したことにより給与を減額された期間又は給与規程第47条第1項の規定により給与を減額された期間

(5) 給与減額期間のうち、前号に規定する期間以外の期間

（平成29年給与改正規程附則第10項第1号に規定する局長が定める月数）

4 平成29年給与改正規程附則第10項第1号に規定する「局長が定める月数」は、平成28年4月から平成29年3月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間（同項第2号に掲げる期間にあつては、公務（公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人（以下「職員

派遣団体等」という。)における業務を含む。)又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。)及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤)をいう。)に起因する負傷又は疾病により休職にされていた期間を除く。)のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額が平成29年給与改正規程附則第10項第1号に規定する合計額に10,000分の18を乗じて得た額(以下「月例給調整基礎額」という。)に満たないもの

(端数計算)

5 月例給調整基礎額又は平成29年給与改正規程附則第10項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(経過措置)

6 平成29年給与改正規程附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定による改正後の名古屋市病院局職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程(以下「改正後規程」という。)第17条第1項第2号及び第2項第5号の規定の適用については、当分の間、改正後規程第17条第1項第2号中「3級」とあるのは「4級」と、同条第2項第5号中「4級」とあるのは「5級」とする。

名古屋市病院局管理規程第11号

名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表第 1内部部局の項中

「

部長	3種
—	4種
課長及び室長	5種
—	6種
主幹	7種

を

」

「

管理部長	3種
臨床研究管理部長	4種
課長及び経営企画室長	5種
—	6種
主幹及び臨床研究管理室長	7種

に改め、

」

同表医療センター及び市立病院の項中「院長」を「西部医療センター長、院長」に、「技師長」を「医事課長、技師長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第12号

名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

附則第 4項中「平成29年 3月31日」を「平成30年 3月31日」に改める。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

期間の区分\職員の区分	1項職員	2項職員
1年未満	円 184,300	円 8,500
1年以上 2年未満	184,300	8,500
2年以上 3年未満	184,300	8,500
3年以上 4年未満	184,300	7,500
4年以上 5年未満	184,300	6,500
5年以上 6年未満	184,300	5,500
6年以上 7年未満	184,300	4,500
7年以上 8年未満	184,300	3,500
8年以上 9年未満	184,300	2,500
9年以上 10年未満	184,300	1,500
10年以上 11年未満	184,300	
11年以上 12年未満	184,300	
12年以上 13年未満	184,300	
13年以上 14年未満	184,300	
14年以上 15年未満	184,300	
15年以上 16年未満	184,300	
16年以上 17年未満	182,700	
17年以上 18年未満	181,100	
18年以上 19年未満	179,500	
19年以上 20年未満	177,900	
20年以上 21年未満	176,300	
21年以上 22年未満	167,100	
22年以上 23年未満	157,300	
23年以上 24年未満	148,200	
24年以上 25年未満	138,500	
25年以上 26年未満	129,300	
26年以上 27年未満	118,300	

27年以上 28年未満	107,900	
28年以上 29年未満	97,600	
29年以上 30年未満	86,600	
30年以上 31年未満	76,000	
31年以上 32年未満	64,900	
32年以上 33年未満	54,500	
33年以上 34年未満	40,300	
34年以上 35年未満	27,100	

附 則

この規程は、発布の日から施行する。ただし、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の初任給調整手当に関する規程別表の規定は、平成28年 4月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第13号

名古屋市病院局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 1項に次の 1号を加える。

(10) 分べん業務手当

第 8条第 2項中「 880円又は 440円」を「 900円又は 450円」に改める。

第10条の次に次の 1条を加える。

（分べん業務手当）

第10条の 2 分べん業務手当は、市立病院に勤務する産婦人科の医師が分べん業務に従事したときに支給する。

2 前項の特殊勤務手当の額は、分べん 1件につき10,000円とする。

3 第 1項に規定する手当は、他の手当と併給することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第14号

名古屋市病院局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表中「、東部医療センター外来」の次に「、東部医療センター手術室」を、「で病棟」の次に「又は東部医療センター手術室」を加え、「受ける職員」を「受ける者及び西部医療センター中央放射線部又は西部医療センター陽子線治療技術科に勤務する者」に改め、炊事業務に従事する者の項及びボイラーの操作作業に従事する者の項を次のように改める。

西部医療センター陽子線治療技術科又は西部医療センター陽子線治療物理科に勤務する診療放射線技師、診療放射線技師補及び技師（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午後 0時45分から午後 9時15分まで	45		
	C	午前 8時から午後 4時30分	45		
西部医療センター中央放射線部に勤務する診療放射線技師及び診療放射線技師補（管理職手当の支給を受ける者を除く。）	A	午前 8時45分から午後 5時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 8時45分から午後10時まで及び翌日の午前	60		

		5時30分から午前 8時45分まで			
	C	午前 7時30分から午後 4時まで	45		
	D	午前11時30分から午後 8時まで	45		

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成29年 3月27日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1372号	(株)スペースG	中島 淳一	名古屋市北区杉栄町 3丁目59番地	平成29年 2月15日
第1373号	ニッカホーム中部 (株)	小松 高士	名古屋市緑区相原郷 一丁目2609番地	平成29年 2月15日
第1374号	NEW L I F E	高田 浩二	名古屋市港区惟信町 2丁目19番地の 7	平成29年 2月15日
第1375号	丸真住設 (株)	山崎 久美 子	名古屋市中川区中島 新町三丁目2312番地	平成29年 2月15日
第1376号	まさき電 設(株)	遠藤 茂樹	名古屋市北区上飯田 北町 3丁目13番地	平成29年 2月15日
第 953号	(株)W S P	近藤 成彦	愛知県海部郡大治町 大字花常字人見29番 地 2	平成29年 2月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成29年 3月27日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 779号	ニッカホーム(株)	榎戸 欽治	名古屋市緑区簗山二丁目1225番地	平成29年 2月15日
第 953号	W. S. P. ウォーターシステムランニング	近藤 成彦	愛知県海部郡大治町大字花常字堀之内境1番地	平成29年 2月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第 1項第 1号の規定により公告する。

平成29年 3月27日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 673号	ライノセ ラス総業 (株)	柘植 みど り	名古屋市中村区北浦 町 7番地	平成29年 2月15日
第1372号	(株)スパー スG	中島 淳一	名古屋市北区杉栄町 3丁目59番地	平成29年 2月15日
第1373号	ニッカホ ーム中部 (株)	小松 高士	名古屋市緑区相原郷 一丁目2609番地	平成29年 2月15日
第1374号	N E W L I F E	高田 浩二	名古屋市港区惟信町 2丁目19番地の 7	平成29年 2月15日
第1376号	まさき電 設(株)	遠藤 茂樹	名古屋市北区上飯田 北町 3丁目13番地	平成29年 2月15日
第 953号	(株)W S P	近藤 成彦	愛知県海部郡大治町 大字花常字人見29番 地 2	平成29年 2月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成29年 3月27日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 779号	ニッカホーム(株)	榎戸 欽治	名古屋市緑区簗山二丁目1225番地	平成29年 2月15日
第 953号	W. S. P. ウォーターシステムランニング	近藤 成彦	愛知県海部郡大治町大字花常字堀之内境1番地	平成29年 2月28日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成29年 3月27日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 468号	(株)林水道設備	林 徳一	林 勇作	平成29年 2月28日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第 703号	中部水道 (株)	愛知県春日井市 出川町二丁目21 番地の 7	愛知県春日井市 白山町三丁目 1 番地 9	平成29年 2月 1日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成29年 3 月 29 日懲戒処分に付した。

平成29年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
中村区主事	戒告	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号
港区主事	免職	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号